

平成31年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成31年2月15日（開会）

平成31年3月 8日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成三十一年第一回定例会会議録

(平成三十一年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月15日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	7
1. 報告第 1 号、報告第 2 号 一括上程	9
報告	
1. 議案第 1 号 上程	1 0
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第 2 号 上程	1 2
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 号～議案第 8 号 一括上程	1 3
説明、質疑	
議案第 3 号～議案第 5 号 総務文教委員会付託	
議案第 6 号～議案第 8 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 9 号 上程	1 8
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 1 0 号 上程	2 0
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 1 1 号～議案第 1 7 号 一括上程	2 4
説明、質疑、	
議案第 1 1 号、議案第 1 2 号 総務文教委員会付託	
議案第 1 3 号～議案第 1 7 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 1 8 号～議案第 2 8 号 一括上程	2 8
説明、質疑、	
1. 国道整備促進特別委員会の委員定数の変更について	3 2
1. 桜島火山活動対策特別委員会の委員定数の変更について	3 2
1. 総務文教委員会及び桜島火山活動対策特別委員会の副委員長の選任について	3 2
1. 総務文教委員会及び桜島火山活動対策特別委員会の副委員長互選結果報告	3 2
1. 陳情第 1 6 号 上程	3 2
総務文教委員会付託	

1. 日程報告	33
1. 散会	33

第2号（2月26日）（火曜日）

1. 開 議	36
1. 議案第29号 上程	36
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第10号～議案第17号 一括上程	37
報告	
1. 平成31年度各会計予算案に対する質疑・一般質問	40
川越 信男 議員	40
1 市政運営について	
（1）3期目の思いと取組について	
2 職員採用について	
（1）職員数の現状について	
（2）採用試験について	
（3）土木技術者及び保健師の現状について	
（4）今後の採用の考えについて	
3 新庁舎整備について	
（1）現在の進捗状況について	
（2）市民ワークショップについて	
（3）市民への周知策について	
4 「青少年海外派遣事業～夢の翼～」について	
（1）香港での研修内容について	
（2）事業の成果と課題について	
（3）今後の事業展望について	
堀内 貴志 議員	48
1 温泉を活かしたまちづくりについて	
（1）本市の温泉の実情と普及の在り方について	
～観光振興と健康長寿のための必要性	
（2）温泉事業活性化のために助成金の新設は検討できないか	
（3）健康長寿温泉プールの新設検討とは	
2 子育て支援について	
（1）病児・病後児保育制度について	

(2) 高校生までの医療費の無料化について	
3 歴史文化資料館の必要性について	
(1) 歴史文化資料館建設を求める請願書の採択を受けてからの取組状況について	
(2) 本市に存在する貴重な資料の保存と散逸損失防止のための具体的対策について	
川畑 三郎 議員	60
1 中山間地域総合整備事業について	
(1) 農道・水路の整備について	
2 漁業振興について	
(1) 両漁協への支援は	
3 公民館主事の待遇改善について	
(1) 地区公民館連絡協議会からの要望について	
4 市政運営について	
(1) 3期目の抱負について	
梅木 勇 議員	66
1 3期目の抱負について	
(1) 第一次産業の抱負について	
(2) 新たな施策について	
ア 保育料補助、病児・病後児保育制度	
イ 高校生までの医療費無料化	
ウ 温泉入浴券補助、敬老パス補助	
エ たるみず島津家祭りとお宝展	
2 空き家対策について	
(1) 各種事業の取組・実績について	
(2) 県の空き家改修補助について	
ア 県居住支援協議会の認識は	
イ 改修補助を活用すべきでは	
3 猿ヶ城・森の駅たるみずについて	
(1) 4月からの直営について	
(2) 指定管理者が行った運営の継承は	
(3) 来客の誘致対策は	
森 正勝 議員	76
1 人口問題について	

- (1) 総務省が31日公表した2018年の人口移動報告によると鹿児島県は転出超過が3,680人であった。垂水市の状況はどうであったか
- 2 口腔崩壊について
 - (1) 垂水市の小・中学生の歯科検診の状況について聞く
- 3 垂水市農業の人手不足について
 - (1) 垂水市農業の人手不足の状況について聞く
- 4 牛根地区の診療所問題について
 - (1) 市長のマニフェストによると牛根地区の診療所開設は、実現すべき課題として挑んでいるとのことであるが、市長の見解を
- 北方 貞明 議員 8 1
- 1 市長選挙について
 - (1) 市長選挙の総括について
 - (2) 市長選挙の結果において、改めて新庁舎建設についての考えは
- 2 関西かごしまファンデーについて
 - (1) 出店業者の選定方法について
- 3 未収金について
 - (1) 元市長の退職金及び給食費横領に関する返納金の収納状況について
- 持留 良一 議員 9 3
- 一般質問
- 1 選挙と結果について
 - (1) 選挙と結果
 - ア 選挙の基本原則と問題意識について
 - (ア) 選挙の基本原則とは
 - (イ) 投票の自由は守られたか
 - (2) 新庁舎
 - ア 新庁舎建設予定地
 - ～選挙結果から見えてきた問題と認識
 - (ア) 予定地については、「単純数値」の結果から判断すると反対が多数であった。どのように受け止めているか
 - (イ) 沖縄県名護市辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票についての考えは
 - (ウ) 選挙結果から問われているのは、改めて賛否を問うことではないか（「市民の合意と理解」という手順を本当に踏んでいるのかが問われている）

2 公約問題と関連する課題について

(1) 実現へ向けての方向性

～安心して子育て・生きがいと尊厳を保障するための高齢者支援生活
対策を対策を

ア 子育て支援

(ア) 高校卒業まで医療費無料化

(イ) 保育料の負担の軽減

(ウ) 病児・病後児保育対策

(エ) 給食費の負担軽減は～負担軽減を求める陳情採択

イ 高齢者対策

(ア) 温泉入浴券補助

(イ) 敬老パス補助及び交通弱者対策

(2) 財源問題

ア 「公約実現」のための財源の保障は

3 児童虐待防止対策について

(1) 関係機関の情報の共有と連携の在り方など各分野での真剣な取組が 急務

ア 2017年度 鹿児島県818件 増加率全国一

～増加の理由、本市の状況と取組上の課題は

イ 要保護児童対策地域協議会の開催内容及びそれに基づく取組、さら
に関係者等から「市町村の対応力の底上げが必要」と指摘され
ているが、どのように受け止め、取り組んでいるか

ウ 個人情報取扱いと認識の共有は問題ないか（条例）

エ 各分野（教育委員会や児相や弁護士等）での取組や連携の在り方
は、課題や取組の方向の改善等が必要ではないか。

4 学童保育の「基準」問題について

(1) 放課後の安心へ責任を果たすべき

ア 職員の配置数や資格を定めた国の基準を事実上、廃止する方針が
打ち出された（通常国会で法に基づく省令改正の方針「従うべき
基準～国が定める最低基準」を「参酌すべき基準～拘束力のない
基準」へ）

(ア) 安心・安全な場所を保障するためには、専門性をもった指導
員の複数配置が不可欠。「『従うべき基準』は堅持すべき」
と強く働きかけるべきではないか

- (イ) 「職員不足」の問題は、低賃金など労働環境の改善が必要で、対策が求められているのではないか。認識と今後の対応（改善の方法の方針はあるか）について見解を
- (ウ) 本市も、放課後の安心への責任を果たすためには、現状の基準を厳守すべきと考えるが見解を

予算案質疑

1 国民健康保険特別会計予算案について

(1) 子育て支援の観点からも、均等割の軽減策が必要

ア 「国保対策」（日本共産党の政策提言）についての感想は

イ 国保税均等割の負担軽減問題の対策を

(ア) 子どもが多い世帯に減免制度の検討・導入を

～所得のない子どもまで「重たい国保税」をかけるべきではない

1. 日程報告	1 0 7
1. 散会	1 0 8

第3号（2月27日）（水曜日）

1. 開 議	1 1 0
1. 平成31年度各会計予算案に対する質疑・一般質問	1 1 0
感王寺 耕造 議員	1 1 0
1 市長選挙結果を顧みて	
(1) 新庁舎建設が今回の大きな争点であったが、結果を受けて計画の見直し、市民アンケートを実施する考えはないのか	
2 市長の公約について	
(1) 健康長寿、温泉プールの必要性を問う	
3 垂水市卸売市場について	
(1) 垂水大同青果への使用料減免措置幅の拡大はできないのか	
(2) 垂水大同青果への補助金の考えは	
(3) 大量出荷農家に対して出荷奨励金の考えは	
4 新規就農者への支援策について	
(1) 市外からの移住・就農を募集する仕組み、現在の状況と今後の対策は	
(2) 新規就農者育成サポート体制についての考えは	
(3) 農の雇用事業について	
(4) 農業経営の第三者継承について	
5 鳥獣被害対策について	

(1) 過去3か年の実施状況について	
(2) 報奨金における市単独分を引き上げる考えはないのか	
(3) 狩猟者育成の考えは	
(4) 罟作成への補助の考えは	
6 市道・農道法面の除草及び養生について	
(1) 本来、市が実施すべきでは	
(2) 建設機械、除草アタッチメントの市費購入による各地区への貸与又は購入助成措置の考えは	
7 建設残土について	
(1) 建設残土が原因の耕地災害が発生しているが、今後防止するため建設残土に関する条例制定が必要と思うがどう考えるか	
8 垂水市乳児用品等購入助成事業について	
(1) 対象となる乳児用品の拡大の考えは	
(2) オーガニック由来の商品希望に対しての対策は	
川尻 達志 議員	1 2 3
1 タイムレコーダーの設置場所について	
(1) 各課に設置することでの検討は	
2 人口減に伴う諸課題について	
(1) 各課の今後の対策について	
(振興会統廃合・庁舎規模・中央地区公民館の在り方等)	
3 資料作成依頼について	
(1) 議員より依頼のあった資料提出についての対応	
篠原 静則 議員	1 3 1
1 中学校の現状について	
(1) 不登校について	
(2) いじめ問題について	
(3) 教師について	
2 垂水高校のエアコン設置について	
(1) 普通教室におけるエアコンの設置状況について	
3 中央商店街について	
(1) 外灯設置について	
1. 日程報告	1 4 2
1. 散会	1 4 2

第4号（3月8日）（金曜日）

1. 開 議	1 4 4
1. 諸般の報告	1 4 4
1. 議案第1号、議案第3号～議案第9号、議案第18号～議案第29号・陳情第 16号一括上程	1 4 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第30号 上程	1 5 0
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第31号 上程	1 5 2
説明、質疑、表決	
1. 意見書案第12号及び意見書案第13号 一括上程	1 5 2
説明、質疑、表決	
1. 閉会	1 5 4

平成31年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・15	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・16	土	休 会	
2・17	日	〃	
2・18	月	〃	
2・19	火	〃	(質問通告期限：正午)
2・20	水	〃	
2・21	木	〃 委員会	産業厚生委員会 (30年度補正予算審査)
2・22	金	〃 委員会	総務文教委員会 (30年度補正予算審査)
2・23	土	〃	
2・24	日	〃	
2・25	月	〃	
2・26	火	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成31年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
2・27	水	〃	平成31年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
2・28	木	休 会 委員会	産業厚生委員会 (31年度予算・条例等審査)
3・1	金	〃	
3・2	土	〃	
3・3	日	〃	
3・4	月	〃 委員会	総務文教委員会 (31年度予算・条例等審査)
3・5	火	〃	
3・6	水	〃	
3・7	木	〃 委員会	議会運営委員会
3・8	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、表決

2. 付議事件

件 名

報告第 1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

報告第 2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議案第 1号 垂水市道の駅たるみずはまびら本体施設の公共施設等運営権に係る実施方針に

関する条例 案

- 議案第 2 号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 3 号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 4 号 行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 8 号 垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 9 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 10 号 平成 30 年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号） 案
- 議案第 11 号 平成 30 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 12 号 平成 30 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 13 号 平成 30 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 14 号 平成 30 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 15 号 平成 30 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 16 号 平成 30 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 17 号 平成 30 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 18 号 平成 31 年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第 19 号 平成 31 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第 20 号 平成 31 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第 21 号 平成 31 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第 22 号 平成 31 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第 23 号 平成 31 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第 24 号 平成 31 年度垂水市病院事業会計予算 案
- 議案第 25 号 平成 31 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
- 議案第 26 号 平成 31 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
- 議案第 27 号 平成 31 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
- 議案第 28 号 平成 31 年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第 29 号 平成 30 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 30 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 31 号 垂水市監査委員の選任について
- 意見書案第 12 号 2019 年 10 月からの消費税率 10% への引上げ中止を求める意見書
(案)
- 意見書案第 13 号 水道施設の耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を求める意見書 (案)

陳 情

陳情第16号 消費税増税の中止を求める意見書提出についての陳情書

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 3 1 年 2 月 1 5 日

本会議第1号(2月15日)(金曜)

出席議員 12名

2番	梅木 勇	9番	池山 節夫
3番	堀内 貴志	10番	北方 貞明
4番	川越 信男	11番	森 正勝
5番	感王寺 耕造	12番	川尻 達志
6番	堀添 國尚	13番	篠原 静則
8番	持留 良一	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱 重光	農林課長	楠木 雅己
総務課長	森山 博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川 隆志
財政課長	和泉 洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田 昌幸
併任		会計課長	萩原 竹和
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋 昭男
保健課長	橘 圭一郎	学校教育課長	明石 浩久
福祉課長	榎園 雅司	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾 智信
		書記	瀬脇 恵寿

平成31年2月15日午前10時開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池山節夫） これより、本日の会議を開きます。

△市長再任挨拶

○議長（池山節夫） ここで、市長再任挨拶のための申し出がありますので、これを許可いたします。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

平成31年の第1回定例市議会に当たり、お許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

去る1月の市長選挙におきまして、17代目の垂水市長として再び市政を担わせていただくことになりました。これまでの2期8年間のまちづくりへの実績を評価いただき、市民の皆様の温かいご支援と多くのご支持を賜り、引き続き市政を担わせていただくことになりました。まことに光栄なことであり、改めて課せられた使命の大きさと重責を厳粛に受け止めて、身の引き締まる思いであります。

これまでの2期8年間では、垂水市の発展と市民の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気な垂水づくりのため、経済・安心・未来への挑戦として、6次産業化と観光振興、防災対策などの安心・安全なまちづくり、健康長寿と子育て支援などの政策に取り組んでまいりましたが、3期目であるこれからの4年間では、さらに実りある成果を出し、元気な垂水のまちづくりを推し進めてまいりたいと考えております。そのた

めに、これまで以上に市民の皆様との対話を重視し、積極的な情報発信と説明責任を果たしてまいります。

また、あらゆる場面で率先して行動し、勇気を持って改革に取り組むとともに、これまで培った国や県とのパイプを生かした市政運営を推進してまいります。

なお、具体的な施策などにつきましては、次の定例市議会におきまして、施政運営方針としてお示しをしたいと考えておりますので、いましばらくの猶予を賜りたいと思います。

議員各位におかれましては、今後の市政運営におきまして、さらなるご支援、ご鞭撻を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。再任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池山節夫） これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀添國尚議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月8日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月8日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月8日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

去る12月21日、村山芳秀議員から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたから、報告をいたします。

次に、監査委員から、平成30年11月分及び12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、避難所の看板設置についてご報告いたします。

避難所は、地区公民館など、市内22カ所を指定しておりますが、地域の方々にこれまで以上に認識をしていただくために、災害ごとに避難所が区別されていることや、収容人数、標高、桜島昭和火口からの距離などを記載し、また、外国人観光客に対応できるよう英語表記も加えた看板を新たに設置いたしました。

次に、企画政策関係について報告をいたします。

本市の地方創生の取組みの一つである垂水市焼酎輸出拡大支援事業でございますが、去る2月3日、国や県、鹿児島県酒造組合と連携し、世界最大のワイン教育機関であり、日本酒ブームの火つけ役になったWSETに勤務するアントニー・モス氏に本市を訪れていただきました。

なお、当日は、本市で実施する総務省地域力創造アドバイザーであります平出淑恵氏も同行し、八千代伝酒造を視察いただきました。焼酎

工場では、原料の芋や蒸留方法を説明しながら焼酎を試飲し、また芋畑や苗床を見学いただきました。これらを通じて焼酎のおいしさやこだわりをアントニー氏へもアピールできたものと考えております。

今後も、海外の方々へ鹿児島焼酎を積極的に売り込んでいくことで、輸出拡大が実現するものと期待しているところでございます。引き続き、国や県、地元酒造メーカーと連携し、事業推進に取り組んでまいります。

次に、地域振興でございますが、国の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に採択されました新城地区と牛根地区におきまして、実施計画が着実に進められており、新城地区では、魅力ある新城交流拡大事業といたしまして、花見祭りや六月灯などの会場であります新城鉄道記念公園に舞台屋根の設置や、地区の魅力をもPRするイラストマップを作成するなど、地区住民自らが地区内外との交流を深めて、新城を盛り上げようとする取組みが進められています。

牛根地区では、特産物食育活動といたしまして、地区住民と牛根小学校の児童が、特産物でありますビワの低木化や剪定などの農作業に取り組んでおり、改修いたしました地区公民館の調理室を活用し、特産物を生かした調理や地域の方々への振る舞いを通じて、学びと世代間交流を深める取組みが進められています。

また、本年度、終原地区と松ヶ崎地区におきまして、地域振興計画の見直し計画策定作業が行われておりましたが、終原地区は11月27日に、松ヶ崎地区は1月23日に、地区の委員会において承認、決定されました。今後、両地区の計画に基づき、総務省事業へ応募する予定となっております。よりよい地域づくりに向け、計画が実行されることとなります。

次に、新庁舎建設関連事業でございますが、昨年11月14日、28日、12月22日の計3回、新庁舎建設ワークショップが開催され、延べ85名の

市民の皆様への参加があり、庁舎機能をはじめ、庁舎活用策などについて貴重なご意見をいただきました。

また、12月末からは、各課の業務調査や重機類調査を行い、現在、設計事業者において市民ワークショップの結果とあわせて、基本設計案に反映する作業を行っております。この新庁舎建設関連事業につきましては、今後とも市民の皆様にご理解を得ながら取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、水産商工観光関係について報告をいたします。

11月23日から12月9日にかけて、たるみず千本イチョウ祭りが開催されました。期間中は、温泉キャンペーンの実施やメディアを活用した広報活動の成果もあり、県内外から約5万6,000人の皆様に垂水市を訪れていただきました。また、昨年より取り組んでおります温泉割引キャンペーンは、278名の方に利用していただきました。

12月2日には、旧大野小中学校体育館におきまして、大野原いきいき祭りが開催され、1,500名の来場者がありました。会場には、特産品のつらさげ芋、地元でとれた野菜や手打ちそばなどに加え、新鮮な魚なども販売をされました。また、来場者には無料で豚汁が振る舞われ、大変喜ばれておりました。

1月19日から20日には、商工会青年部の主催により、第25 U-10サッカー大会が開催されました。大会は、鹿児島実業高校サッカー部の協力をいただきながら、市内外より32チームが参加し、たるみずスポーツランドをメイン会場として熱戦が繰り広げられ、複数のチームには、市内の施設に宿泊していただき、大変にぎわったところでございます。

スポーツ合宿につきましては、12月から1月の期間におきまして、鹿児島高等学校サッカー部に加え、新たに開催された遠藤塾杯に、県内

外からのサッカー7団体など、計8団体が、計21日間の合宿が行われたところでございます。今後も引き続き、交流人口の増加を目指し、地域活性化に向けた取組みを積極的に進めてまいります。

次に、保健関係について、報告をいたします。

市民の健康長寿や介護予防、子育て支援を推進することを目的として、本年度から本格実施いたしました、たるみず元気プロジェクトによる健康チェックの取組み結果でございますが、昨年7月8日を皮切りとして12月16日までの間に、全20回に及ぶ健康チェックを実施し、1,151名の皆さんが参加されました。実施初年度といたしましてまずまずの参加者数が得られたと思います。

また、健康チェックに参加された方に実施しましたアンケートの調査結果におきまして、99.4%の方がこの取組みに満足されており、市民の皆様への取組みについての一定の理解と健康に対する意識づけにつながったものと考えているところでございます。今後も継続して実施していく取組みでございますので、本年度参加された皆さんはもちろん、参加いただけなかった対象となる皆さんへ、改めて参加勧奨してまいりたいと考えております。

次に、農林関係について報告をいたします。

本市から推薦しておりました市内の女性農業者1名が、鹿児島県女性農業経営士として新たに認定をされ、2月1日に行われた認定証交付式において、三反園知事より認定証が交付されました。女性農業経営士は、地域農業の課題解決に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的な女性を知事が認定するもので、本市では、9年ぶり3人目の認定者となります。

女性農業経営士になられた方は、新規就農者等の身近な相談役として、また地域農業推進における中心的な存在として、ますますのご活躍を期待いたしますとともに、今後も本市の農業

振興やむらづくりなどの取組みを本市と一緒に進めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係について報告をいたします。

12月15日土曜日に、キララドームにおきまして、第18回青少年のための科学の祭典を開催いたしました。今回も市内各小中高等学校や関係機関のご協力のもと、21のブースが出展され、約520人の参加がありました。実験や観察などの体験を通じて、子供たちが科学への興味や関心を高めるよい機会となりました。

次に、1月22日から25日の三泊四日の行程で、新規事業であります青少年海外派遣事業～夢の翼～を行いました。公募により選ばれた垂水中央中学校の2年生10人を香港に派遣し、研修1日目は、現地の中学校で英語による数学や理科の授業を受けたり、現地の中学生と一緒に学校近くの史跡等を散策したりといった交流体験を行いました。

また、派遣生徒10人が、現地中学校の約800人の生徒の前で、垂水市の特産品や観光名所、垂水中央中学校の特色ある教育活動などを紹介するプレゼンテーションを堂々で行い、たいへん好評であったとの報告を受けました。

さらに、研修2日目は、博物館での歴史学習や英語による買い物体験、100万ドルと言われる夜景の観賞など、香港を五感で味わう体験を行いました。まさに「鉄は熱いうちに打て」のことわざどおり、感性豊かで吸収力のある若い時期に貴重な経験を積んだ中学生が、将来の垂水市の担い手として活躍してくれることを期待しているところでございます。

次に、社会教育関係について報告いたします。

第5回和田英作・和田香苗記念絵画コンクールの一般部門とジュニア部門の展示が、12月16日から23日までの期間、市民館と文化会館で行われました。今回の一般部門は、県内はもとより、遠くは岩手県や福井県から110点、未就学

児・小学校・中学生からなるジュニア部門は、昨年より約100点増の548点の応募があり、審査員の先生方からもレベルがすごく向上してきているとの好評をいただきました。

なお、今回は、最高賞である和田英作賞に、この5回のコンクールを通じて初めて、垂水市民である鶴田公人さんが受賞されました。このことは、本コンクールの市の一つである未来に羽ばたく芸術家の育成がかなえられ、後進の励みになるものでございます。今後も、和田英作・香苗両氏のお名前を冠としたこのコンクールがますます充実することを期待したいと思います。

次に、1月5日に文化会館におきまして新春恒例の成人式が行われ、101名の出席のもと厳粛かつ盛会のうちに終了いたしました。新成人で構成する実行委員会を中心につくり上げた成人式は、中学校卒業後の写真が一人一人上映され、亡き友人に思いをはせ涙を浮かべたりなど、ことしの成人式のテーマである「稀（まれ）～仲間と歩んできた平成（みち）～」のとおり、よい思い出となる成人式となりました。

次に、主な出張用務についてでございます。

2月4日は、特別交付税の要望のために上京し、総務省事務次官を初め、自治財政局、自治行政局の関係者へ、本市の現状と重要な財源である旨を説明してまいりました。その後、本市特産品の販路拡大を目的として開催されました、たるみず応援女子部オフ会、食イベントに出席をいたしました。本イベントでは、情報発信力の高い女性に垂水ブランドを食していただき、SNSで発信し、幅広い方々への情報拡散することを目的に実施しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号・報告第2号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第4、報告第1号及

び日程第5、報告第2号の報告2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

報告第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

○議長（池山節夫） 報告を求めます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。

報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分手項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成30年11月19日、午後2時15分ごろ、垂水市市木1175番地60先、市道城山団地3号線にて、福祉課職員が出張勤務において現場付近を公用車で走行中、前方の注意を怠ったことにより、市車両助手席側車輪前後を無蓋側溝に脱輪させ、相手方敷地壁及び配水管に衝突し、市車両の前バンパー及びラジエター並びに左側面部を損傷したものでございます。幸い、車両の損傷及び相手方配水管破損だけで、けがはありませんでした。

本件は、前方不注意による一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、相手方へ損害賠償額3万円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は、全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。また当事者には、所属長より厳重注意を行い、車の運転に慎重を期すよう指示をしたところでございます。

続きまして、報告第2号をご報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成30年11

月26日、午後4時20分ごろ、土木課環境整備班職員が城山団地内の道路維持作業中、垂水市市木942番地26先、市道城山団地13号線にて4トンダンプトラックで後進したところ、後方の注意を怠ったため、路上に駐車してあった相手方車両の後部と逆突し、リアバンパー、バックドア部を損傷したものでございます。幸い、相手方車両の損傷だけで、けがはありませんでした。

本件は、後方不注意により一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として車両修繕費14万7,126円、車両代車賃借料8万2,000円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は、全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。当事者には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

△議案第1号上程

○議長（池山節夫） 日程第6、議案第1号垂水市道の駅たるみずはまびら本体施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。

議案第1号垂水市道の駅たるみずはまびら本体施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例案について、ご説明申し上げます。

今回の議案は、昨年11月23日から供用開始されております、道の駅たるみずはまびらの本体施設における運営方法等を条例にて整備するものでございます。

この本体施設は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、本体施設の運営権に必要な事項等につきまして、

今回議会の議決を求めようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第1条の趣旨で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、本体施設の運営権に必要な事項を定めるものであることを規定し、第2条で、本体施設に運営権を設定することができることを規定しております。第3条は、運営権者は、本体施設を常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう運営しなければならないことを規定しております。第4条は、運営権者による本体施設の運営に関する業務を行うことを規定しております。第5条は、利用料金の額は、本体施設の利用状況等を勘案して、適切な額を運営権者が定めることを規定しております。第6条は、市長は、運営権者から運営権の対価を徴収することができることを規定しております。

さきに述べさせていただきましたとおりでございますが、昨年11月23日からPFI事業契約書第57条の収益サービスの規定に基づき、別紙上の覚書を締結の上、株式会社垂水未来創造商社による運營業務が行われており、法的に問題はございませんが、今回、条例による整備を行わせていただくものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 この検証について、さまざまこの詳細な点については議論をしたというふうに記憶をしているんですが、若干、気になる点が2点ほどあったものですから、委員会での議論もあるかと思っておりますけれども、総括的な点で、この点について、2点ちょっと質問させていただきたいと思うんですが。

1つは、条例で、さっき言ったとおり実施方

針を定めることができるということの中で、この運営権、やはり今水道法の改正には、コンセッション方式ということで、運営権という言葉が今私たちの認識としても広がってきていると思うんですが、この運営権へ、公共施設等の運営権は物件とみなされ、不動産に関する規定が準用されるというふうに聞いているんですね。そうすると、その運営権の第三者に譲渡したり、担保に設定することができるということも言われているんですが、このことが実際どうなのかということの確認ですね。

それからあと、この運営権の行使等の中で、例えば、あそこも災害の避難所という設定をされているというふうに思うんですが、そうなる、結局そこで1週間、2週間、3週間、営業をストップしなきゃならないということが出てくると思うんですが、この損失に対して、このことは、市として契約書を謳われたかちょっと私も未確認なんです、自分が忘れていたものですから、この損失補償をしなきゃならないのかどうなのか、この2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 運営権の件について、お答えいたします。

他への移行ということで権限の移譲ということでございますけれども、このことにつきましては、覚書の中でできないものとして15年間の運用を行うようにしておりますので、受けられたところが降りられない以上は、権限の移譲ということが発生しないということでございます。

そのことによりまして、その経営に対する補償ということにつきましては、本体施設における受け入れという形ではなくて、マリ施設等が避難所としての設定を受けることになるということでございますので、直接的な運営補償とか営業補償に対する損失補償が発生することはないということでございます。

○議長（池山節夫） ほかに。

○持留良一議員 この運営権についての物件とみなされるということと、その不動産に関する規定が準用されるということが謳われているんですが、このことは確認できるということでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 覚書の中で設定されておりますので、そのことで法的には担保されるものでございます。

○持留良一議員 最後になりますけれども、そういうことは、これを第三者に対して譲渡したり、担保を設定することもできるということにつながっていくと思うんですが、それは妥当性というか、確認できるんでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 覚書の中でそこはきちっと謳ってございますので、そのような形での他者への移譲というものは、現状の中で認められておりませんので、いわゆる新たな運営権のその国のほうとは異なる形で、個別にこの部分については契約が行われております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） ほかにありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第2号上程

○議長（池山節夫） 日程第7、議案第2号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（森山博之） おはようございます。

それでは、議案第2号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成31年1月31日付で懲戒処分事案が発生したことに伴い、市長並びに副市長が、自らの責任を重く受け止め減給の申し出がありましたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

現在、市長及び副市長の給与につきましては、市長が5%、副市長が3%の減額となっておりますが、今回の事案を受け、さらに市長が20%、副市長から10%の減給の申し出があり、3月分の給与を市長が25%、副市長が13%、それぞれ減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持ってご参集願います。

午前10時32分休憩

午前10時55分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号について原案

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

△議案第3号～議案第8号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第8、議案第3号から日程第13、議案第8号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第3号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○総務課長（森山博之） 議案第3号垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

民間労働法制において、長時間労働の是正のための措置として時間外労働の上限規則等の導入を規定した働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法案が平成31年4月1日から施行されることとなっております。国家公務員におきましても、昨年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告では、超過勤務命令を行うことができる

上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされ、平成31年4月1日から適用すべく人事院規則の改正がなされております。

本議案は、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じる必要がありますことから、平成31年4月1日より適用すべく改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明申し上げます。

第8条第3項は、規則への委任について定められたもので、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は、別に規則で定めることとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第4号行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、引用条項の是正と消費税法等改正の施行に伴い、本条例を一部改正しようとするものでございます。

添付しております新旧対照表でご説明いたします。

まず、第5条第2項及び第3項でございますが、これまで引用していた電気事業法及び電気通信事業法施行令の関連条項が改正されていることから、その規定を適正に準用するため、一部改正しようとするものでございます。

次に、第7条でございますが、使用料についての規定でございます。これまで消費税相当分として8%を加算して使用料を決定しておりましたが、消費税法等の一部改正により、10%の改正税率適用開始日が平成31年10月1日、改正税率の基準日が平成31年4月1日となることから、基準日から改正税率適用開始日以前までに

使用許可をした使用料の中で、改正税率適用開始日以降も使用する場合、改正税率10%を適用することとなっております。このことから使用料に係る消費税相当分を現在の税率と改正税率の両方に対応できるよう改正しようとするものでございます。

なお、附則においてこの条例は、消費税法等一部改正の基準日との整合性を図り、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。議案第5号垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等が改正され、市税条例につきましても平成29年第1回市議会定例会に上程いたしました。軽自動車税等に関する改正は、消費税の増税時期が不透明なことから行っておりませんでしたので、今回、議案として上程するものでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税が10%に引き上げられることに伴い、法人市民税の法人税割の税率の引き下げ、現行の軽自動車税を種別割に名称変更をする等の規定の整備、自動車取得税廃止に伴う軽自動車への環境性能割の導入に伴う規定の整備が主な内容となっております。

新旧対照表で改正する箇所をアンダーラインでお示ししておりますが、改正が多岐にわたっておりますので、主なものについて、基本的な説明とさせていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第18条の3は、軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備。

第19条は、納期限後に税金を納付し、または納入金を納入する場合において、それらに係る延滞金について第81条の6第1項の申告納付を追加したもの。

2ページ、第34条の4は、現在市民税の法人税割を12.1%から8.4%へ引き下げるものでございます。この減額分につきましては、新たに創設される法人事業税交付金等で一部補填されることとなっております。

第80条は、軽自動車税の環境性能割及び種別割による納税義務者等についての規定の整備でございます。

第81条は、軽自動車税のみなし課税についての規定。

3ページ、第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲についての規定。

第81条の3から4ページ、第81条の8につきましては、軽自動車の環境性能割の課税標準、税率徴収の方法、申告納付、不申告に対する過料、減免についての規定。

第82条から8ページ、第91条につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること等の規定の整備。

附則第15条の2から9ページ、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収減免申告等の特例、徴収取扱費の交付、税率の特例についての規定。

附則第16条は、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定及び2項から11ページ7項を削除する規定の整備等でございます。

附則第16条の2は、環境性能割の導入に伴う削除規定でございます。

12ページをお開きください。

次に、第2条関係としまして、平成26年条例第13号の改正附則第6条の軽自動車税を種別割に変更する等の規定の整備。

13ページ、第3条関係としまして、平成27年条例第18号の改正附則第5条第7項市たばこ税に関する経過措置の改正規定でございます。

次に、改正附則でございますが、議案の最終ページ、条例の附則をご覧ください。

第1条に施行期日を規定しております。第2条に市民税に関する経過措置を、第3条に軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第6号垂水市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

平成29年度の介護保険法の一部改正に伴い、保険給付費として実施されておりましたサービスが、地域支援事業の一つとして市町村により実施することとなりました。

今回の改正につきましては、保険給付費のみに利用可能であった基金を、地域支援事業にも活用することができるよう基金の活用幅を広げ、その他の介護保険の財政の均衡を保つため、必要な財源に基金を充てるために条文を整備するものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第1項及び第2項の積立てにつきましては、従来の介護保険特別会計内の余剰金を積立てることに変わりございませんが、収入・費用ともに昨今の法改正に対応できるよう介護保険事業特別会計において生じた余剰金の範囲内で予算の定める額とすると、改めるものでございます。

なお、現行の第2項各号の説明につきましては、確認できる範囲において、本市のみが規定しており、他市町村と同様に文言を整備するものでございます。

第5条の処分につきましては、第1号により従来の保険給付に加え、地域支援事業に対して

も基金の活用ができる旨を規定し、第2号においてその他介護保険財政の均衡が保てない場合に財源を充てることのできるとする規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○福祉課長（榎園雅司） 議案第7号垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本議案は、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この家庭的保育事業等とは、原則としてゼロ歳から3歳未満の児童を対象とし、保育者の居宅等で少人数を対象に家庭的保育のもと、きめ細やかな保育を行うものでございますが、その区分として、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つに分類されております。

この家庭的保育事業等は、現在のところ、本市にはございませんが、条例は国の定める基準に従い定めることと、児童福祉法において規定されておりますことから、国の基準に合わせて改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

条例第5条第5項は、第6条に第2項及び第3項を加えたため、参照先を特定するよう次条第1項第2号と改正するものでございます。

次に、第6条でございますが、第6条は、家庭的保育事業者等は、職員が病気等により保育を提供することができない場合は、代替保育を提供する保育所等を、いわゆる保育所、幼稚園、認定こども園の連携施設を確保しなければならないよう定めているところですが、今回の改正

により第2項及び第3項において、代替保育を提供する保育所等の確保が著しく困難であり、一定の基準を満たす場合は、保育所等の連携施設にかえて小規模保育事業者及び事業所内保育事業者を連携施設とすることができることを加えようとするものです。

第16条は、食事の提供の特例を定めた部分でありますが、ここに新たに第3号として、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、乳幼児の状態に応じた食事の提供及びアレルギー等への配慮に適切に応じることができると市が認める事業者からの食事の外部搬入を可能とすることを加えようとするものでございます。

第28条は、小規模保育事業A型を行う事業所の設備基準について定めたものでございますが、建築基準法施行令の一部改正に基づき、同条第7号中の表で定める4階以上の階に保育室等がある事業所の避難用階段について改めようとするものでございます。

第29条は、小規模保育事業所A型の職員配置基準について定めたものでございますが、算定方法として第29条第3項において、保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができると定めておりますが、国基準の改正により、ここに新たに准看護師を加えようとするものでございます。

第31条は、小規模保育事業所B型の職員配置基準について定めたものでございますが、第3項の改正内容は第29条第3項と同じとなります。

第43条は、事業所内保育事業のうち、保育所型事業所内保育事業の設備基準について定めたものでございますが、改正の内容は第28条の内容と同じになります。

第44条は、保育所型事業所内保育事業の職員について定めたものでございますが、第3項の改正内容は第29条第3項と同じでございます。

第45条は、第6条2第2項及び第3項を新た

に加えたことに伴う文言整備でございます。

第47条は、小規模型事業所内保育事業所の職員について定めたものでございますが、第3項の改正内容は、第29条第3項と同じとなります。

次に、附則の改正でございますが、附則第2条は、食事の提供の経過措置を定めたものであり、本来、乳幼児への食事は事業所内で調理して提供する自園調理が原則となっており、条例の施行日以降に事業者が家庭的保育事業所等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置を設け、調理員の配置、調理室及び調理設備の設置を用いないことを定めております。現状として、調理設備の確保が困難な実態であることを踏まえ、第2項として経過措置が適用されている事業所のうち、家庭的保育事業を家庭的保育者の居宅において行う場合に限り、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年と定めていることを新たに加えようとするものでございます。

附則第6条から第9条は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業の保育士の数について、特例を設けようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は交付の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（園田昌幸） 議案第8号垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

今回の議案につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行及び技術手法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、水道法及び水道規則に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が変更されるた

め、本条例の一部改正を行うものでございます。

添付しております新旧対照表にてご説明申し上げます。

第3条第1項第3号中、「短期大学」の次に「同法による専門職大学の前期課程を含む」を「した後」の次に、「同法による専門職大学の前期課程にあつては終了した後」を加え、同項第6号中、「よる」を「基づく」に改め、同項第8号中「並びに水道環境」を削るものでございます。

第4条第1項第2号中、「した後」の次に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては終了した後」を「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「同法による専門職大学の前期課程にあつては終了した者」を加え、2ページにあります同項第4号中、「卒業した」の次に、「当該学項目を修めて学校教育法に基づく専門大学の前期課程、以下この号において専門大学前期課程」というを終了した場合を含む」を「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に、「専門職大学前期課程の終了者を含む。次号において同じ」を加えるものでございます。

なお、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 議案6号介護給付費準備基金の一部を改正する条例案、中身としては十分理解できたというふうに思っているんですが、若干不安な点が1点ありまして、総合地域支援事業にまで云々ということで、この間、介護保険制度から制度そのものから内容的に外されてくる部分があったりということと、また今後、要介護1、2の方々の生活援助のほうも外していくのではないかとということになったときに、国

との関係って財政的な支援があれば、それは問題ないんでしょうけども、自治体の中でこの事態を解決するということは、その後の介護保険事業に影響が出てくる、その後の今度は第8期になってきたときに保険料がどうなっていくんだらうって不安があるんですが、そのあたりの影響はどんなふうを考えていらっしゃるのか、このことによってどうなるかというのが1点と。

あと、議案第7号ですけども、本市にはないということがわかったんですが、若干気になるのが、職員のところで保育士としてみなすと、看護師等をみなすということがあったんですけども、皆さんが条例を議論する中で、いわゆる保育の専門的なサービスがどうなっていくんだらうって一抹の不安があるんです。今後、できないとは限らないんですけど、できる可能性もあると思うんですが、そういうときに果たしてこれがきちっと専門性、いわゆる保育の質を確保できるのかという点がどうしても議論として出てくるんですが、そのあたりについては、どういう皆さんのところで議論がされたのか、そしてなぜここに至ったのか、単純に国がそういう法改正をしたからということだけでこのことを準用されたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○保健課長（橋圭一郎） 今回の議員の8期への影響ということのご質問でございますが、確かに8期につきまして第7期で今基準額を5,600円となっておりますが、8期につきましてはどうか正直なところわかりません。ただ、それ以下になることはまずございませんので、実際の介護給付費から地域支援事業として、これはもう予防給付のものでございますので、そちらのほうをまだ充実させていきたいということが、まずは我々が取り組むべきものだろうと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員のご質問で

すが、近年の保育士の人材不足による改正ということで、保育士と同等の知識を持っていらっしゃる方をみなすということで問題ないと考えております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○持留良一議員 今、保健課長が言われたとおりだと思いますので、その点については、そういう対応をしていかないとこの分が十分できないというふうに思いますので、その後の第8期に大きな影響が与えてくると思いますので、そここのところの問題だろうと思います。

7号のこの問題ですけれども、確保できると、人を確保できると、じゃ、どこでそれを担保保証するのかというのが見えてこないんですよ。というのは、例えば県で二、三日間の研修をやったらもう資格とみなすというのが今どうしても通例としてあるんですが、じゃ、果たして預ける側がそれだけきちっとそのあたりを保証されるのかというのが不安なんですけれども、そここのところの議論が先ほどどうだったのかということで見えなかったもんだから、そここのところを私たちのほうにも十分知らせてほしいと思うんですが。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員の件につきましては、今後、そういった研修体制を確保しながら、保育士としての資質向上を図っていきたいと考えております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○梅木 勇議員 議案第5号、垂水市税条例等の一部を改正する施行規則が10月1日というふうになっておりますけれども、通常はほかの条例なんかも4月1日からとなっておりますけど、10月1日からという根拠はどういうことなのかお聞かせください。

○税務課長（港 裕幸） 梅木議員の質問にお答えいたします。

10月1日というのが、今回、消費税の増税時期に合わせての改正でございますので、その消

費税の増税に合わせての改正でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第3号から議案第8号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第8号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会へそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第9号上程

○議長（池山節夫） 日程第14、議案第9号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） 議案第9号鹿屋市との間において締結をした大隅定住自立圏形成協定の変更についての議案についてご説明を申し上げます。

鹿屋市と垂水市を含む周辺市町3市5町の間で圏域を形成しております大隅定住自立圏におきまして、共通する課題解決へ向けて事業を推進することを目的に鹿屋市とそれぞれの形成市町が締結をしております大隅定住自立圏形成協定に関しまして、今回内容変更が生じたため、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の変更は、鹿屋市を甲、垂水市を乙として締結をしております協定の第3条関係の別表第1及び別表第2に掲げる取組みの内容と双方の役割分担につきまして、圏域の現状等を踏まえた施設名称の変更や現行の役割に新たな文言

等を追加する変更、垂水市が新たに参入する事業を追加し、取組みの充実を図ることを目的とした変更内容でございます。

新旧対照表により、主な変更点を説明させていただきます。

まず、別表第1ウの3産業振興でございますが、取組み2の6次産業化の推進では、圏域全体の取組みとするため、甲の役割を乙に追加するものでございます。

次に、オの教育文化でございますが、本市が圏域で構築しております図書館ネットワークシステムへ参入する事に伴い追加するものでございます。

最後に別表第2イの地域内外の住民との交流・移住促進でございますが、取組み1の圏域への誘客の促進について、甲・乙の新たな役割としまして、(1)にマーケティング調査・分析等による戦略に基づくプロモーションを行うことを追加し、取組みの内容の(2)で、地域の稼ぐ力を引き出し観光地域づくりを実現することを追加するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(池山節夫) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○感王寺耕造議員 医療から1次産業の振興また道路整備、教育と幅広いわけですが、1点だけ委員会でまた深くやりますけど、質問をさせていただきますが、3番目の畜産業の振興、昔から入っているんですが、特に垂水市は皆様ご承知のとおり、高地で矮小、面積が少ないわけですが、一つ一つの部分が。ほかの地域は活用できているんですが、本市の活用実績というやつはほとんどないというか、私はゼロだと考えております。そういった中で、コントラクターの部分はどうするのかというこの議論が担当課のほうできちとなされたのか、この部分について経費負担という部分も出てきている

わけですけども、このことについて議論がどう深められたかという部分について、直接の担当課長は農林課長がいいのかな、ちょっとその辺教えてください。

○農林課長(楠木雅己) 農林行政につきましては、いろいろと問題ありますけれども、広域で取り組もうということであれば、鹿屋市さんを通じまして、こういう形で一応協議をしながら取り組んでいるところでございます。

○感王寺耕造議員 ちょっと答弁になっていないですよ。活動実績がないのに、何で経費を払わなきゃいけないのかということですよ。特にひどいのが2番目の酪農の部分なんです。酪農農家が1軒でもありますか、市内に、ないでしょ。事業面での質問であればそういうことはきちっと主張して「うちには必要ないですから申しわけございませんからこの事業からは撤退させていただきます」という部分でやるのが当たり前じゃないですか。まあ、と思うんですけどね。きちっと答弁くださいよ。

○企画政策課長(角野毅) 感王寺議員のご質問でございます。それぞれの案件につきましては、それぞれの本市の各担当課において十分協議を行われながら進められております。農業に関しましても見込み等を含めて推移が行われているのと考えております。今回の図書館につきましても、本市に制度がある分については外していただきますということで、前回まで外させていただきました。今回、本市の契約が切れるということで新たに加入するというふうに、それぞれのメリット・デメリットを考えながら推進をしていくべき協定になると考えておりますので、今後も十分その辺につきましては、各課で協議をして進めていきたいと思っております。

○感王寺耕造議員 質問じゃないけど、これは要望です。総務文教委員長を通じてきちっと説明させていただくために、当日は各担当課も呼ぶようお願いいたします。そうでないと議論が進

みませんよ、これ。じゃ、それを要望して終わります。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○川尻達志議員 この問題は各課に及ぶんですよ。そうしたときに今、酪農事業はないよということであれば撤退はできるの。ということは、垂水市の都合のいい分だけいいとこ取りでこの事業はできるのということをまず聞きたい。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほどご説明をしましたが、それぞれの案件についてそれぞれの市町が鹿屋市とそれぞれに個別で協定を結ぶということでございますので、本市に影響のないものとか本市にメリットのないものについては、協定を結ばないという考え方は成立いたします。

○川尻達志議員 理解をしました。それなら簡単な話で、ないのは簡単に削りゃあいいんだ。だから今の質問が出るんだ。だからこれはあなたたちがこの議案を熟知していない、こういう質問が出るということは、市長、このことを市長どう思われる。

○市長（尾脇雅弥） 一部だけを見るとそういうことでありますけども、畜産全体にとってはいろんな話し合いの中で、まあ、話し合いの現場に私立ち会っておりませんので、ただ、今言われる考え方は理解いたしますので、しっかりとそこは精査して対応してまいりたいと思います。

○川尻達志議員 ここは、わかりやすくやって答弁をしないと、関係のないところまで金を出す必要はないんだから、これ、みんながわかるようにちゃんと説明をなささい。そうしないと今こういった質問が出てくる、貴重なこの時間を。今、感王寺議員が言ったこと、私も目が覚めたんです。こういうことびんびん響いてください、みんな。本当にそう思います。

以上で終わります。

○議長（池山節夫） 答弁は要りませんね。

○川尻達志議員 はい。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号については総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第10号上程

○議長（池山節夫） 日程第15、議案第10号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第10号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案をご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由でございますが、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理や特別会計への繰入金に係る予算措置等によるものでございます。また、新庁舎建設事業に係る継続費の補正、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業についての債務負担行為の補正も同時に行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも2億970万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額は123億1,831万9,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてありております。

6ページをお開きください。

第2表継続費の補正でございますが、垂水市新庁舎建設工事基本実施設計業務委託について、中層免震構造の採用に必要な大臣認定取得のた

めの詳細な地盤調査が必要なことから、事業費全体が2,760万円増加し1億3,922万1,000円となるものでございます。なお、平成30年度分については、契約に基づき前払金として全体事業費の30%を予算化するものでございます。

続きまして、7ページの第3表繰越明許費についてご説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお示しております。

繰越事業の内容でございますが、農林水産業費の1項農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業は、今年の台風24号により被害を受けた農業者が、復旧を目的に施設の修繕等を行う場合に市の補助を条件に国が助成する制度でございますが、3経営体から申請があったうち、1者の養豚業者については、畜舎を空にしなければ修繕ができない状況にあるため、年度内完了が見込めず繰越事業となるものでございます。

土木費の2項道路橋梁費の4事業については、災害や地権者との協議に時間を要したため、年度内に事業完了が見込めず平成31年度へ繰り越すものでございます。

5項都市計画費の垂水中央運動公園都市公園事業は、垂水中央運動公園整備事業の設計について繰り越すものでございます。

教育費5項社会教育費の市民館耐震補強計画策定事業は、補強計画に係る判定委員会の実施等に日数を要したことから繰越となるものでございます。

災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費のうち、林業用施設現年発生補助災害復旧事業は、台風24号による林道災害復旧事業が年度内事業完了を見込めないため、繰り越すものであり、林業用施設過年発生補助災害復旧事業は、平成28年の台風16号による災害復旧事業として本年度発注を行った工事のうち、年度内事業完了を見込めないものについて繰り越すものでござい

ます。

同じく2項公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、平成30年梅雨前線豪雨・台風7号及び台風24号による市内6カ所の災害復旧事業でございますが、国の災害査定を受検してからの発注となるため、標準工期を確保できないことから繰越事業とするものでございます。また、道路橋梁河川過年発生補助災害復旧事業は、平成28年の台風16号に伴う中洲橋災害復旧事業でございます。今年度は橋脚部分の工事を6月から行いましたが、水量の多い時期は工事ができなかったこともあり橋脚工事の完成が遅れ、上部工の工期を確保できなかったことにより、年度内の完了が困難となったものでございます。

繰越明許費全体としまして、11事業の総額5億1,016万7,000円でございますが、繰越に要する財源は、国県支出金・地方債・一般財源でございます。

債務負担行為にも補正がありましたので、8ページの第4表債務負担行為の補正をご覧ください。

PFI事業運営負担金は、道の駅たるみずはまびらB棟の運営負担金を平成30年度から平成44年度まで、前期・後期の年2回、合計30回を支払う予定でございましたが、今年度の支払いが後期分のみとなったため、最終の支払いが45年7月にずれ込むこととなりました。そのため、今年度前期分の負担金を今回の補正予算で減額するとともに新たに平成45年度分の債務負担行為を追加するものでございます。

その他4事項につきましては、本年度に交付決定としたものにつきまして、最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、9ページ及び10ページの第5表地方債の補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、砂防整備事業は、

磯脇川の砂防工事に係る県営事業負担金でございます。

次に、治山事業は、二川の上之原地区、牛根麓の大磯地区に係る県営治山事業負担金に対して一般単独債を充当しようとするものでございます。

10ページの変更でございますが、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の起債限度額を合計10億6,667万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、歳出の事項別明細で主なものをご説明申し上げますが、事務事業の決算見込みに伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

18ページをお開きください。

下のほうになりますが、2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、地方財政法第7条第1項により前年度の実質収支額の2分の1を財政調整基金に積み立てを行うものと、新庁舎建設事業に充当予定の市有施設整備基金への積み立てを行おうとするものでございます。

19ページをお開きください。

10目企画費の委託料は、継続費の補正でも説明いたしましたが、垂水市新庁舎建設工事基本実施設計業務委託について、今年度支払い分の増額補正でございます。

同じく、負担金補助及び交付金のPFI事業負担金は債務負担行為のところで説明いたしましたとおり、道の駅たるみずはまびらB棟部分の運営等に関するPFI事業負担金の減額でございます。

21ページをお開きください。

3款民生費2目援護費の負担金補助及び交付金は、鹿児島神社の招魂碑修復事業に係る補助金でございます。また、これに対する寄附金も賜りましたので、それもあわせて支出するものでございます。

同じく6目老人福祉費の負担金補助及び交付金は、肝属郡医師会運営の訪問看護ステーション補助金に不足が見込まれるため、増額補正しようとするものでございます。

次に、11目国民健康保険事業費の繰出金は、今年度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれるため、財源補填のために繰り出す法定外繰出金などがございます。

22ページをお開きください。

13目介護老人保健施設費の繰出金は、今年度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれることから、財源補填のために繰り出すものでございます。

次に、4款衛生費4目環境衛生費の負担金補助及び交付金は、辺田地区と深港地区の集落水道施設の整備に係る補助金でございます。

23ページをお開きください。

同じく、3項病院費1目病院費の負担金補助及び交付金は、病院事業会計への繰出金でございます。

24ページをお開きください。

6款農林水産業費5目農業振興費の負担金補助及び交付金の農業次世代人材投資資金は新規就農者3名に対する補助金でございます。

25ページをお開きください。

同じく、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、昨年の台風24号により被害を受けた農業者が復旧を目的に修繕等を行うものに対して補助金を支出するものでございます。

次に、2項林業費6目治山費の負担金補助及び交付金は、二川の上之原地区と牛根麓の大磯地区に係る県営治山事業負担金でございます。

28ページをお開きください。

8款土木費3項河川費3目砂防施設整備費の負担金補助及び交付金は、磯脇川の砂防工事に係る県営事業負担金でございます。

31ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費5目公民館費の需

用費は、各公民館の修繕料でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は前に戻っていただきまして、11ページの事項別明細書の総括表及び13ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、市債などの特定財源と市税・地方交付税などを補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 1点だけお願いしたいんですけども、民生費の援護費、招魂碑修復単独補助金ということについてお聞きをしたいと思うんですが、議員というのはどうしてもさまざまな角度から疑問を持ちながら予算書とか条例なんかを見ていくわけなんですけども、そうするとある意味本質的な問題が見えたりとか、またそうだったのかということに納得する点があると思うんですが、この点でどうしても気になるのが、いろんなさまざまな宗教関係だとか遺族関係とか問題が出てくるんですけども、この場合はとにかく修復を行うということで、そういう危惧はないと思うんですけども、箕面市の裁判問題があったときに3つの観点でこの問題でいろいろと最終的な判断をして合憲ということが出たんですけど、1つ、この場合忠魂碑なんですけども、戦没者祈念的な性格のものであると、第2に、遺族会は宗教団体ではなく、第3に、慰霊祭への参列は公職に当たるものの社会的儀礼として戦没者や遺族に対して弔慰や哀悼をあらわすために置かれたものであると。

こういう観点で基本的には合憲ということになったんですけども、この問題について、僕らもさまざまな実行委員会から資料もいただいたりしてみたんですけど、そういう点はないと思うんですけども、改めてこれ用の予算措置を

されたときの議論の経過、内容等でそういうところの抵触とかいうことはなかったのかどうか、この点についてはどうだったんでしょうか。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員ご質問のこれまでの経緯及び議論につきましてご説明いたします。

鹿児島神社の境内にある西南の役・日露戦争の招魂碑及び日清戦争の忠魂碑について、石碑が傾き碑文も判読できないほど破損が進んでいることから、有志の方々が招魂碑修復事業実行委員会を結成し、平成30年8月20日、会長以下数名の方々が市長に挨拶に来られました。その後、10月3日に実行委員会の方々が来庁され、協賛金を集めておりますが全額は賄えない見込みのため、招魂碑修復事業に対して市からの補助金を市長に要望されたところです。

これを受けて、市からの補助金支出の必要性や正当性を判断するために鹿児島神社内に建立された経緯及び現状について、また、他市町村に類似した補助金の事例がないか、さらには、政教分離の観点から問題がないか、過去の裁判事例について調査をいたしました。

調査の結果、県内の町において、日清戦争から太平洋戦争までの戦没者名を記された老朽化した慰霊殿を慰霊碑として町費で建てかえた例があること。政教分離につきましても、平成4年に忠魂碑等維持管理補助金について高等裁判所の判決があり、その目的効果が社会福祉にあり、宗教的影響は極めて軽微であることなどから、憲法には反しないという判断がなされていること。また、平成5年に忠魂碑移設等について、無効確認を求める最高裁で棄却された例においても、憲法で禁止される宗教的活動には当たらないとされていることから、政教分離についての問題はないと判断がなされていることがわかりました。その他、県外にも忠魂碑整備等に対し補助金を交付している自治体があること

も判明したところです。

これらの調査結果をもとに、副市長及び関係課長と協議を重ね、補助金支出には問題がないことや、招魂碑・忠魂碑については市が主体となって建立したものではないが、国のために尊い命を捧げた郷土の先人たちの御魂を後世に末永く継承して行くことは、市として理解できますことから支援をする方向で結論が得られたところであります。

そして、検討結果をもとに市長に伝え、市長が最終的に決断され、補正予算案を今議会に提出させていただきました。

以上でございます。

○議長（池山節夫） いいですね。

○持留良一議員 はい。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は所管の各常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は所管の各常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第11号～議案第17号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第16、議案第11号から日程第22、議案第17号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第11号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第12号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第13号 平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第14号 平成30年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第15号 平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第16号 平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第17号 平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第11号平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。

1 ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも6,611万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億6,395万1,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、今後の医療費の見込みによる保険給付費の補正、平成29年度療養給付費等負担金の確定に伴う国保支出金返還金の補正などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出から説明いたします。

8 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費から 5 項医療費適正化特別対策事業費は、歳入の補正に伴い財源組替えを行うものでございます。

2 款 1 項療養諸費及び 2 項高額療養費は、11 月までの医療費の実績から今後の所要額を勘案し補正するものでございます。

9 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金は、歳入の補正に伴い財源組替えを行うものでございます。

8 款 1 項償還金及び還付加算金は、平成29年度療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金返還金の補正でございます。

これに対する歳入でございますが、6 ページからありますとおり、国民健康保険税・県支

出金・繰入金などを充てておりますが、財源不足が予想されるため、その赤字分を補填するために、その他一般会計繰入金として法定外繰入を追加計上しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第12号平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも246万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,811万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の年間納付額を見込んだ補正などがございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料及び保険基盤安定分担金の年間の所要額を見込んで補正するものでございます。

2款2項繰出金は、一般会計繰出金の額が確定したことに伴う補正でございます。

これに対する歳入でございますが、6ページをお開きください。

1款1項の後期高齢者医療保険料は、今後の収入見込みによる補正でございます。

3款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正でございます。

4款1項繰越金は、前年度の繰越金の確定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第13号議案をご説明申し上げる前に、先ほど議案第6号準備基金条例の一部改正の条例案の際に、持留議員から質疑をいただいたときに第7期の介護保険料

基準額を5,600円と申し上げておりました。正しくは、申しわけございません5,700円でございます。訂正させていただきたいと存じます。

それでは、議案第13号平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ720万円を減額し、予算の総額を22億8,045万円とするものでございます。

今回の補正の理由でございますが、地域支援事業費に不用額が見込まれるため減額が必要となりましたことと、本年度創設の保険者機能強化推進交付金の内示額が示されたことに伴う財源組み替えでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

7ページ上段からあけていただいて8ページ上段までの2款保険給付費につきましては、先ほどご説明申し上げた財源組替えでございます。

続きまして、3款地域支援事業費1項介護予防日常生活支援総合事業費1目介護予防日常生活支援サービス事業費は、利用者数が当初の積算人数を下回る見込みとなりましたことから減額補正しようとするものでございます。

次に、2項包括的支援事業費・任意事業費は、財源組替えでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金等、4款支払基金交付金から7款繰入金1項一般会計繰入金までは、地域支援事業費の歳出に対する算出基準に基づきまして、それぞれ減額補正するものでございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金5目保険者機

能強化推進交付金は、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的として、本年度創設された交付金でございます。内示額を補正するものでございます。

最下段の7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、地域支援事業費の歳出減と保険者機能強化推進交付金により減額補正するものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案につきまして説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第14号平成30年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、予算の総額を6億4,117万6,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、本年度の利用実績見込みと今後の事業収益の見込みに伴い、不足が見込まれる指定管理料及び交付金に財源措置するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款事業費1項1目老人保健施設事業費は、委託料としての指定管理料と交付金を増額補正するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1款1項療養費収入1目施設療養費収入は、本年度の利用実績見込みにより減額補正するものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目施設使用料は、施設個室料の歳入見込みに伴い減額補正するものでございます。

5款諸収入2項雑入1目実費弁償金は、日常品費・食費・居住費等に係る利用者の実費負担

分について利用実績見込みにより減額補正するもので、2目雑入は歳入見込みにより増額するものでございます。

6款繰入金は、事業収益の減収に伴う歳入財源不足の補填のため、一般会計から繰入れるものでございます。

以上で、老人保健施設特別会計補正予算案の説明を終わります。

引き続きまして、議案第15号平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、第2条におきまして、病院事業収益及び病院事業費用の増額補正をしようとするものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画でございます。収益的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金でございますが、4,221万7,000円を増額し、あわせて支出の1款病院事業費用1項医業費用1目経費を同額の4,221万7,000円増額するものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

収入の1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金の一般会計負担金でございますが、平成30年度の病院事業に係る交付税措置額が確定いたしましたことから、当初予算において計上した額の差額を病院事業収益に計上するものでございます。

支出につきましてご説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目経費の政策的医療交付金でございますが、先ほど収入で申し上げたとおり、平成30年度の病院事業に係る交付税措置額が確定いたしましたことから、当初予算において計上した額との差額を肝属郡医師会への政策的医療交付金に上乘せして交付

するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○水道課長（園田昌幸） 議案第16号平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み不用額の整理を行うものでございます。

1 ページをご覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ207万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,251万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の 3 節職員手当から 4 節共済費につきましては、不用額を減額補正するものでございます。

27 節公課費につきましては、消費税納税額が確定申告により減額されたものでございます。

次に、歳入でございますが、6 ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料の 1 節簡易水道使用料は、年度中の使用料実績に基づく収入見込みにより減額補正をするものでございます。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出の減額に伴い減額補正をいたしまして収支の均衡を図っております。

4 款諸収入 1 項 1 目雑入の 1 節雑入は、消費税の確定申告による還付金でございます。

続きまして、議案第17号平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み予算の整理を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして参考資料により

ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず、収益的支出からご説明いたします。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費の節の給料から 3 目総係費の法定福利費引当費繰入金までは、人事異動に伴う人件費を整理するものでございます。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費の節企業債利息は、利息確定による増額、借入金利息は、一時借入金がなかったことに伴い減額するものでございます。

1 ページにお戻りください。

第2条の収益的支出は、水道事業費用の395万2,000円減額し、2億5,824万8,000円とするものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費の職員費用は、373万円減額し、4,276万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。次は、13時20分から再開いたします。

午後0時2分休憩

午後1時20分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第18号～議案第28号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第23、議案第18号から日程第33、議案第28号までの議案11件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第18号 平成31年度垂水市一般会計予算案

議案第19号 平成31年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第20号 平成31年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第21号 平成31年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第22号 平成31年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第23号 平成31年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第24号 平成31年度垂水市病院事業会計予算案

議案第25号 平成31年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 平成31年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第27号 平成31年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 平成31年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 平成31年度一般会計及び特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成とその概要についてご説明を申し上げます。

平成31年度の一般会計当初予算は、私の市長就任期間の関係で、義務的経費及び経常的経費を中心とした骨格予算として編成いたしました。肉づけ分である政策的予算につきましては、施政方針とあわせて、6月補正予算等でお示しいたします。

なお、特別会計は、例年どおり年間予算として編成いたしております。

それでは、平成31年度一般会計及び特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成と、その概要についてご説明を申し上げます。

国の平成31年度予算は、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、成長志向の財政政策を組み合わせ、めりはりのきいた予算編成とするとともに、我が国の厳しい状況を踏まえ、国及び地方においては、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとされております。

次に、平成31年度の地方財政対策の概要は、地方が地方創生の推進や防災・減災対策等に取り組むにつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないように地方財政対策を講ずることとし、地方の一般財源総額は、平成30年度を上回る62兆7,000億円が確保され、本市の主要財源である地方交付税総額についても、平成30年度を上回る16兆1,000億円余りが確保されたところでございます。

以上のような国の予算の状況を踏まえ、各事業の成果に重点を置いて、予算の質を高めることで財政運営の健全化を図りつつ、振興会要望、市民の安心・安全にかかわるインフラ整備、平成32年開催予定の鹿児島国体に関連する事業費を優先して、本市の平成31年度予算編成を行ったところであります。

それでは、一般会計からご説明申し上げます。

平成31年度の一般会計当初予算は、義務的経費及び経常的経費を中心とした骨格予算として

編成したものの、垂水中央運動公園改修事業や中之平団地建替事業、新庁舎建設事業等の大型事業が継続事業であったことから、歳入歳出予算の総額は、前年度に比べ、5.9%減の114億700万円となっております。

まず、歳入からご説明いたします。

市税は、個人の市民税、法人税等の増収が見込まれることから、対前年度比1.5%増の13億5,105万5,000円を計上しております。本市歳入の柱である地方交付税は、国の地方財政計画を参考に1.1%増の37億4,510万円を計上しております。

また、借金である市債については、垂水中央運動公園改修事業、中之平団地建替事業費等の借入れがあることから、前年度比3.1%増の12億4,720万円を借り入れる予定でございます。

なお、多くの皆様より賜りましたふるさと応援寄附金については、地域の活性化、教育環境整備等に有効に活用させていただいておりますが、当初予算では、ふるさと応援基金繰入金として1億35万7,000円を予算化しております。

そのほか、財源につきましては十分検討いたしました。それでもなお不十分が生じたことから、財政調整基金から繰入金を1億6,000万円計上することで、歳入歳出の均衡を図っております。

続きまして、歳出の主な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、総務費ですが、新規事業として、庁舎内のパソコン更新と老朽化した旧教職員住宅の解体費用を計上いたしております。そのほか、新庁舎建設に係る基本実施設計事業委託、道の駅たるみずはまびらのPFI事業運営負担金、マリパークたるみずの指定管理料を計上いたしております。

また、引き続き、ふるさと納税制度事業の周知を図り、ふるさと応援寄附金の確保を図るための関連経費を計上しております。

次に、民生費について申し上げます。

市民の健康に係る事業として、健康ポイント事業や、たるみず元気プロジェクト事業を継続するほか、高齢者や障害者施設に関する事業費について、引き続き計上いたしております。

また、子育て支援につきましては、乳児用品等購入助成事業や、中学3年生までの医療費を助成する子ども医療費助成事業等を計上いたしております。

次に、衛生費について申し上げます。

がん検診推進事業、各種予防接種事業などを引き続き実施するとともに、垂水中央病院や肝属郡医師会垂水班との連携による地域医療体制の充実のために必要な予算を計上しております。

次に、生活環境分野につきまして、浄化槽設置整備事業において、新築時の補助や合併処理浄化槽へ切りかえた場合の上乗せ補助、また市内業者が施工した場合の市単独補助金についても、引き続き実施いたします。

次に、農林水産事業について申し上げます。

本市の地域特性を生かした農業の展開、発展を図っていくため、新規就農者及び農業経営体の育成確保対策や防災営農対策事業などを継続して実施いたします。

また、2022年に鹿児島県で開催予定の全国和牛能力共進会に向けて技師補給、振興資金貸付など、畜産業の振興を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、漁港係留施設の整備に係る費用として、種子島周辺漁業対策事業、県営漁港整備事業負担金を引き続き予算計上しております。

次に、土木費について申し上げます。

産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、引き続き事業を進めるとともに、その他の市道や集落道におきましても、緊急度の高いものから整備を推進してまいります。

そのほか、橋梁の長寿命化事業、垂水中央運

動公園改修事業、空き家解体撤去助成事業なども引き続き予算を計上しております。

次に、消防費について申し上げます。

市民の安心・安全を守るための費用として、水之上地区の消防団の庁舎解体新築工事、防災無線操作卓の更新費用を新たに計上いたしております。

次に、教育費について申し上げます。

新規事業として、学校施設等長寿命化計画策定事業や教育現場のパソコン更新事業を計上いたしております。小学校の施設整備につきましては、協和小学校と牛根小学校の消防設備設置事業を実施いたします。

社会教育につきましては、各種文化事業を初め、公民館運営事業費、2020年に鹿児島県で開催されます国民体育大会準備費用等の予算を計上しております。

次に、災害復旧費について申し上げます。

災害復旧事業につきましては、梅雨豪雨に伴う土砂災害や台風による風水害等の発生に備え、所要の予算を計上しております。桜島降灰対策につきましても、引き続き路面清掃や宅地内の降灰除去事業等に取り組んでまいります。

次に、特別会計につきましてご説明をいたします。

初めに、国民健康保険特別会計でございます。

我が国の国民皆保険制度の基礎である国保制度は、平成30年4月から都道府県と市町村が共同で国保を運営する新たな国保制度がスタートいたしました。新たな国保制度では、県が安定的に財政運営など中心的な役割を担い、市民に身近な業務は引き続き市町村が行うなど、県と市町村が適切な役割分担のもと、これまで以上に被保険者の健康増進と利便性の向上を進めてまいります。

平成31年度も引き続き円滑な事業運営に努めるとともに、効果的な医療費適正化事業の推進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は21億1,084万7,000円を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化の進展に伴う医療費の増大が見込まれます中、引き続き円滑な運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は2億2,275万7,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計でございます。

この共済事業は順調に運営されており、今後も関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、事業の健全運営を図るため、引き続き加入促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は518万4,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険制度を含めた社会保障費は増加傾向であることから、医療制度改革と一体的に地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保を図るため、法改正も行われてきております。本市としましても、この改正を踏まえて策定した第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は21億8,134万7,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計について申し上げます。

垂水市介護老人保健施設コスモス苑は、平成9年の開苑以来22年目を迎えました。近年の施設運営は厳しい状況が続き、平成22年度以降は、介護老人保健施設基金から財源を補填してまいりましたが、平成26年度からは、一般会計から繰入れを実施しなければならない状況に至っております。

今後も肝属郡医師会との協力のもと健全な施

設運営が行えるよう、できる限りの収入増を図るとともに、さらなる経費の節減に努め、介護保険法の理念にのっとり利用者の側に立ったサービス向上に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は6億2,819万6,000円を計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計について申し上げます。

今後も、牛根境地区の生活環境の改善と鹿児島湾奥の水質保全の向上を図るために、引き続き、加入促進やコスト削減に努め、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は3,101万2,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計について申し上げます。

近年は、農家の高齢化及び農家減少による生産現場の衰退や流通形態の多様化により、市場運営は全国的に厳しい状況にあります。こうした課題に対応しながら、市場利用者や市民のニーズに応えられるよう適正な管理運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は393万1,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

上水道と同様に安全で安心して飲める水道水を安定的に供給することを使命に、万全な体制で維持管理に努めますとともに、コストの縮減等事務事業の効率性の向上に努めます。

歳入歳出予算の総額は3,186万3,000円を計上しております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度は、今後、給水人口の減少等に伴う給水収益の減少に加え、水道施設の老朽化による修繕費などの増加で収支状況が一段と厳しくなり、独立採算性をさらに意識し、公営企業としての経営努力を行い、水道事業の経営安定に努

めてまいることが一層必要となりますことから、平成40年度を目標年度とした10年計画の新たな水道事業ビジョンを現在策定をしているところでございます。平成31年度からは、この新水道事業ビジョンの方針に基づき、安定した水道水の供給のため適正な維持管理に努めてまいります。

平成31年度予算の概要についてであります。収益的収支につきましては、事業費用の2億4,766万1,000円で、対前年度比599万4,000円の減となっております。

最後に、病院事業会計について申し上げます。

垂水中央病院は、昭和62年3月の開設以来32年目を迎えました。これまでの健全な経営の維持とともに、重大な医療過誤等が発生せず安定した医療を提供できましたことは、指定管理者である肝属郡医師会の献身的な取組みと、医師を派遣していただいている鹿児島大学病院のご協力によるものと深く感謝を申し上げるものです。

少子高齢化、人口減少が進行し医療需要も大きく変化している中、今後の事業運営につきましては極めて厳しい状況が予想されるところで、市内唯一の入院可能な医療機関として、肝属郡医師会との協力のもと経費削減を推進し、経営健全化、信頼性、安全性の向上に努めてまいります。

平成31年度の業務予定量といたしまして、年間患者数を入院4万300人、外来6万200人の計10万500人と設定いたしました。収益的収支につきましては、収入総額が2億1,727万1,000円、支出総額が1億7,896万4,000円であります。

以上をもちまして予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、それぞれの担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいま、平成31年度の

各会計予算案について説明がありましたが、これに対する質疑及び一般質問のための本会議を2月26日及び27日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月19日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。質問回数については無制限とします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、ご協力をお願いいたします。

△国道整備促進特別委員会の委員定数の変更について

○議長（池山節夫） 日程第34、国道整備促進特別委員会の委員定数の変更についてを議題とします。

議員の辞職により、国道整備促進特別委員会の委員の人数が1人減になったことに伴い、特別委員の定数を5人に変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、国道整備促進特別委員会の委員定数を5人に変更することに決定しました。

△桜島火山活動対策特別委員会の委員定数の変更について

○議長（池山節夫） 日程第35、桜島火山活動対策特別委員会の委員定数の変更についてを議題とします。

議員の辞職により、桜島火山活動対策特別委員会の委員の人数が1人減になったことに伴い、特別委員の定数を6人に変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、桜島火山活動対策特別委員会の委員

定数を6人に変更することに決定しました。

△総務文教委員会及び桜島火山活動対策特別委員会の副委員長の選任について

○議長（池山節夫） ここで、議員辞職により、総務文教委員会の副委員長及び桜島火山活動対策特別委員会の副委員長が欠員となっておりますので、各委員会の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、副委員長及び特別委員会副委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

ここで、暫時休憩します。総務文教委員会の皆様はこのまま委員会室へご参集ください。その後、桜島火山活動対策特別委員会の委員の方は委員会室へご参集願います。

暫時休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時55分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務文教委員会及び桜島火山活動対策特別委員会副委員長互選結果報告

○議長（池山節夫） 総務文教委員会及び桜島火山活動対策特別委員会における副委員長の互選の結果についての報告がありましたので、お知らせいたします。

総務文教委員会の副委員長は、堀内貴志議員、桜島火山活動対策特別委員会の副委員長は、北方貞明議員、以上でございます。

△陳情第16号上程

○議長（池山節夫） 日程第36、陳情第16号消費税増税の中止を求める意見書提出についての陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号消費税増税の中止を求める意見書提出についての陳情書については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明16日から25日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、2月26日及び27日に開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後1時56分散会

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 3 1 年 2 月 2 6 日

本会議第2号(2月26日)(火曜)

出席議員 12名

2番	梅木 勇	9番	池山 節夫
3番	堀内 貴志	10番	北方 貞明
4番	川越 信男	11番	森 正勝
5番	感王寺 耕造	12番	川尻 達志
6番	堀添 國尚	13番	篠原 静則
8番	持留 良一	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱 重光	農林課長	楠木 雅己
総務課長	森山 博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川 隆志
財政課長	和泉 洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田 昌幸
併任		会計課長	萩原 竹和
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋 昭男
保健課長	橘 圭一郎	学校教育課長	明石 浩久
福祉課長	榎園 雅司	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾 智信
		書記	瀬脇 恵寿

平成31年2月26日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第29号上程

○議長（池山節夫） 日程第1、議案第29号平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。説明を求めます。

○保健課長（橋圭一郎） お願いいたします。

議案第29号平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

追加議案として審議をお願いしております今回の補正でございますが、第2条におきまして病院事業費用を5,441万8,000円増額補正しようとするものでございます。

今回の補正につきましては、本年度3月末までの事業収益見込みが現予算額と大幅に相違することが明らかとなり、改めて補正をお願いするものでございます。

このことは、さきの第1号補正予算案編成時において、平成30年度事業収益見込みにより肝属郡医師会への政策的医療交付金を8,917万3,000円として見込んでいたところでございますが、昨年10月、12月及び本年1月の稼働実績が見込みよりも低調に終わったことにより、今後の稼働率見込みを改めて見直し、そのことにより政策的医療交付金を増額しようとするものでございます。

なお、今回増額を行います病院事業費用でございますが、一般会計から病院事業会計へ繰り出す一般会計繰出金を財源とし、政策的医療交

付金に上乗せして交付するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 今、課長のほうから詳しい説明があったんですけど、若干気になる点がありまして、その稼働実績見直しということだったんですが、その根拠たるものがこの数字にあらわれてくると思うんですが、一般的にことしインフルエンザが流行したとかいろんな要因もあったかと思うんですけど、国保の関係でも医療費の若干の減少というのがあったんですが、この稼働実績の見直し、何を根拠にしてそういう数字を組み立てられたのか、この点についてお聞きしたいと。

○保健課長（橋圭一郎） 議員のご質問でございますが、ことしの1月の稼働実績が去年の場合でありますと、去年の1月の稼働実績、約100%に近い稼働率でございましたが、ことしの1月が90.5%というような稼働率でございます。そのため、年間垂水中央病院の収益を約20億ほど見込んでおりますけど、そのうちの大体3カ月分と計算したときには、おおよそで申し上げておりますが、約3カ月で5億の収益があったときの今回の稼働率の減が10%ほど減になっている。大まかに申し上げれば、その5,000万という数字は、その10%分と。

ただ、実際には、中央病院等と協議を図りまして、詳細に積み上げた数字でございますので、今の5,441万という数字をもって、また改めて補正をお願いしているということでございます。

また、12月分につきましては、その稼働実績等が明らかになりましたが、1月につきましてもなっておるものですから、それがまた3カ月分としたときに5,000万ということでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 今回の議論を聞いておられて、ちょっと質問させていただきますけども、一応理由、根拠はわかったんです。ただ、1月の部分の稼働率の部分の前年比90.5%と、その下がった要因は何なのか、その辺の部分について分析したのか、しての結果なのか、それとも年々歳々こういう形で稼働率が下がっていく傾向にあるのかという部分を懸念するんですけど、その点についてちょっと答弁を。

○保健課長（橋圭一郎） 一例で申し上げますと、インフルエンザ等のその部分が、他市町におきましてはわかりませんが、前年よりもインフルエンザ等は蔓延していなかったのではないかと、これあくまでも一例です。

それと、前年度の部分で収益をもってことしの30年度の予算を立てておりますので、徳洲会病院の撤退による部分の影響も多分あるのではないかとってはおります。

これにつきましては、詳細に今後分析してまいりますので、今回上げておる補正額を費用として下回るぐらいで、また収益を今後病院のほうで臨んでいただければと思っておりますので、そのような、今後また詳細に分析してまいります。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、所管の産業厚生委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、所管の産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第10号～議案第17号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第2、議案第10号から日程第9、議案第17号までの議案8件を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

議案第10号 平成30年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第11号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第12号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第13号 平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第14号 平成30年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第15号 平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第16号 平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第17号 平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（池山節夫） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、堀添國尚議員。

〔産業厚生委員長堀添國尚議員登壇〕

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。産業厚生委員会審査結果報告をいたします。

去る2月15日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、2月21日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第10号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の福祉課の所管費目については、招魂碑修復事業補助金の経緯や全体事業費に関する質問があり、昨年9月に実

行委員会が立ち上がり、10月に市に対して補助金のお願いがあったが、政教分離の観点や補助金の正当性、必要性の検証に時間を要したため、3月議会での提案となった。全体事業費は1,000万円であるとの答弁がありました。

保健課の所管費目については、説明後、特段質問はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目については、環境センター、清掃センターの電気料の増額補正に関する質問があり、稼働自体は変わらないが、九電の電気料単価の上昇によるものであるとの答弁がありました。

その他で、潮彩町排水処理施設使用料の滞納状況について質問があり、昨年分は若干残っているが、それ以前に関しては全件解消しているとの答弁がありました。

次に、農業委員会の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでしたが、その他で改選後の農業委員会の活動が活性化しているとの報告がありました。

次に、農林課の所管費目について説明がありました。農業振興費の負担金補助及び交付金の中で、減額補正が多いのはなぜかとの質問があり、水田システムの導入に際し、購入ではなくリースに変更したことに伴う減額や、県の交付単価の見直しに伴う減額もあるが、要望はあったが申請に至らずに、事業導入がなかったための減額もあるとの答弁があり、せつかくの補助金なので周知などに力を入れて消化する努力をしてほしいとの要望がありました。

また、連棟のビニールハウスの灰除去や鳥獣被害調査の見直しについての要望も出されました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、土木課の所管費目について説明があり、道路橋梁費4カ所が繰越明許費になっているがその原因は何かとの質問に対し、側溝が用水路

を兼ねていることから稲刈り後の発注となったことや、道路が狭いために工期をずらす必要があり、調整がうまくいかず適正な工期をとれなかったことが原因であるとの答弁がありました。

また、中洲橋の完成時期についても質問があり、ことしの12月までには完成する見込みであるとの回答がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案については、原案のとおり可決されました。

議案第14号平成30年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案については、7,200万円の一般会計繰入金について質問があり、コスモス苑自体の収益が落ちているわけではないが、施設の起債償還額があるため、平成37年まではこのような状況が続くということでご理解いただきたいとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第15号平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

議案第16号平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第17号平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員長、持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

去る2月15日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました各案件について、2月22日に委員会を開き審査いたしましたので、そ

の審査の過程における質疑と結果を報告をいたします。

最初の審査は、議案第10号平成30年度垂水市一般会計補正予算案（第5号）案中の所管費目及び歳入全款について審査いたしました。

主なものについて、審査の経過と結果について報告をいたします。

最初は、財政課所管費目では、質疑は修繕料が増加していることについての疑問が出され、回答は所有課の古い特殊車両や突発的な故障への修繕が発生していることへの説明がありました。

委員からは、提案として、費用対効果などの観点から、リース対応を検討する必要があるのではないかとありました。担当課は、購入の場合には修繕料がかさむ傾向があるので、今後リースが有利なのかどうなのか検討していくという方向を確認をしました。

次に、企画政策課で議論になったのは、新庁舎設計業務委託の変更契約に伴う増額部分についての内容に伴う会社の選定方法や調査内容でした。提案内容は、設計業者から提案によるものであり、現在提案されている柱頭免震構造で設計するに当たり、大臣認定の取得が必要なことから、認定取得に必要な詳細な地盤調査が必要になり、調査費を増額する必要があるというものでした。

1点目の質疑は、調査会社の選定について出されました。調査会社の選定については、一定の基準をクリアしている会社のみ参入できるが、認可を受け、事業所の中から選定という指針が示されました。地質調査は、工学的な荷重調査や液状化調査など内容が示され、理解することになりました。

次に、税務課での議論は、1点目は過誤納付金が発生した原因及び対策について、詳細な説明が求められました。法人市民税については、予定申告を行い納付されますが、決算後の確定

申告において差額を納付または還付という法の流れがあります。予定納付と確定申告との差において還付金が生じたため、増額補正になったという原因が説明されました。

件数については、予定申告と還付との関係が例年より多く、件数についての報告はできませんでした。委員会としても、実態把握という点では必要な観点であることから、詳細な報告を今後は求めていきたいというふうに思います。

次に、市民課で議論になったのは、国民健康保険特別会計法定外繰出しの案件で、なぜ補正にすることになったのかという理由について質疑がありました。回答は、県からの納付金の不足が生じたので繰り出すという説明がされました。委員から要望が出されたのは、医療費の抑制の取組みの強化、国保事業会計が法定内で国保会計事業が賄えるようにして取り組んでいく必要があると提案もされました。

次に、教育委員会の教育総務課では、災害復旧費の降灰除去対策について、条件を満たさず対応できなかった件について、委員からは、子供たちの安全などを考えたら、市単独でもやるべきではないかという提案がされました。担当課は、今後の方向として、財政課とも協議しながら単独でできないか検討していくという方向も示されました。

学校教育課では、部活の生徒が大会に出場する際の負担金について、どのような基準で決めているのかという質疑でした。

次に、税務課より税務課所管の歳入に係る補正予算についての説明がされました。市民税等についてどうなったのかについて、その原因の説明がありました。説明後の質疑では、個人税の課税問題について意見がありました。課税について補足しないという業務について、問題提起がありました。回答としては、現状としては難しい部分があるが、今後考えていく必要があるという問題意識は明らかにされました。

次に、財政課より財政課所管の地方債歳入全款について、歳入に係る予算について説明がありました。説明後の質疑では、社会福祉寄附金について意見が出されました。質疑の内容は、判例等では問題ないと本会議でも説明があったこのような問題について、市が寄附金として受け取るのは問題ではないかという意見が出されました。担当課の説明は、市を予算上通すのは、本人の希望がありこのような処置をしたという説明でありました。

ここで、各所管関係の審査が終わり、所管費目及び歳入全款について異議はないかと諮ったところ、結果、賛成多数で議案第10号平成30年度一般会計補正予算（第5号）中の所管費目及び地方債歳入全款について、原案のとおり賛成多数で可決となりました。

次に、議案第11号平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について説明を受け、審査しましたが、意見はなく、原案のとおり可決しました。

次に、議案第12号平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について説明を受け、審査しましたが、意見はなく、原案のとおり可決をいたしました。

以上で、総務文教委員会所管の審査報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号から議案第17

号までの議案8件を、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第17号までの議案8件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△平成31年度各会計予算案に対する質疑・一般質問

○議長（池山節夫） 日程第10、ただいまから平成31年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、4番、川越信男議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。

2019年、平成最後の議会をトップバッターで登壇させていただきありがとうございます。1月の市長選を皮切りに、地方統一選挙、参議院選挙と何かと慌ただしい年であります。元気に新しい年号に向けて頑張ってまいりたいと思うところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました順に質問いたします。明快な答弁をお願いいたします。

まず、最初に、市長の市政運営についてお聞きいたします。

1月20日、市長選挙が行われましたが、結果として尾脇市長が3期目の当選を果たされまし

た。選挙戦において、尾脇市長はこれまでの2期8年間、取組んでこられた元気な垂水づくりを目指し、安心への挑戦、経済への挑戦、未来への挑戦を継続して進めるとともに、6次産業と観光振興などに取組み、交流人口増加にも力を注いでいくことや、子育て支援や高齢者に対する支援など、新たな政策を市民に訴えてこられました。

また、これまで地道に積み上げ、築いてこられた国や県の職員との人脈や太いパイプを生かしながら、3期目はさらに成果を出していくという決意も述べられております。

そこで、3期目の市政運営にかける思いと、特に重点的に取組んでいかれる施策等について伺います。

2番目に、職員採用について伺います。

平成17年度に策定した定員適正化計画により、285名から50名削減して235名であると認識しておりますが、現在の職員数と過去3年間の職員採用状況についてお聞きいたします。

3番目は、新庁舎整備について伺います。

市長選の焦点になった新庁舎建設については、当選後の新聞報道を見ると、市民の生命と財産を守る責任から、市民の皆様に丁寧に説明しながら、いち早く安全に建て替えを進めていくという考えを示されているようでございます。

12月議会後の全員協議会で、設計業務のスケジュールが示されましたが、市民や職員の安心安全のためにも、今後も計画どおりに進められていくことと思っております。

それでは、まず新庁舎建設について、現在の進捗状況についてお聞きいたします。

最後に、青少年海外派遣事業「夢の翼」について伺います。

去る1月24日の南日本新聞に、市制施行60周年を記念した青少年海外派遣事業「夢の翼」の出発式の様子が、写真つきで紹介されておりました。本事業は、1月22日から25日までの3泊

4日の日程で実施されたとのことでありましたが、香港での研修内容などのような研修はどのようなものであったのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 川越議員のご質問でございます。市政運営に当たり、3期目の思いと取組みにつきましてお答えをいたします。

本定例会議の冒頭でも挨拶をさせていただいておりますけれども、去る1月の市長選挙におきまして、第17代目の垂水市長として再び市政を担わせていただくこととなりました。これまでの2期8年間のまちづくりへの実績を評価いただき、市民の皆様の温かいご支援と多くの厚いご支持を賜りまして、引き続き市政を担わせていただくこととなりました。まことに光栄なことであり、改めて課せられた使命の大きさと重責を厳粛に受け止め、身の引き締まる思いでございます。

これまでの2期8年間では、垂水市の発展、市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気な垂水づくりのために、経済、安心、未来への挑戦といたしまして、6次産業化と観光振興、防災対策などの安心安全なまちづくり、健康長寿と子育て支援などの政策に取り組んでまいりました。

平成最後の年を迎え、新たな時代の幕開けとなる記念すべき年に、3期目の市政のかじ取りを担わせていただけることから、これからの4年間ではさらに実りある成果を出し、元気な垂水のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

そのために、これまで以上に市民の皆様との対話を重視し、積極的な情報発信と説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、あらゆる場面で率先して行動し、勇気を持って改革に取り組むとともに、これまで培った国や県とのパイプを生かした市政運営を進めてまいります。

以上、私の市政運営に対する思いと取組みを述べさせていただきました。

○総務課長（森山博之） おはようございます。

それでは、川越議員ご質問の現在の職員数と過去3年間の職員採用状況についてお答えをいたします。

平成28年度に策定をいたしました新行政改革大綱において、当面の間235名という職員数を維持する方針に基づき、職員の採用試験を実施してまいりました。しかしながら、平成30年度での職員数は228名で、定数に対しまして7名の不足を生じているのが現状でございます。この職員不足の対応につきましては、14名の再任用職員を充てて対処しているところでございます。

職員の採用状況につきましては、平成28年度は、55名の受験者のうち、一般事務職4名、土木技師2名及び保健師1名の計7名を採用いたしました。平成29年度は、52名の受験者のうち、一般事務職7名、建築技師1名、保健師1名及び消防職1名の計10名を採用いたしました。平成30年度は、48名の受験者のうち、一般事務職13名、土木技師2名及び消防職1名の計16名に採用通知を送付したところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。

川越議員のご質問でございます。

新庁舎の現在の進捗状況につきましてお答えをいたします。

新庁舎建設基本設計実施設計業務のスケジュールにつきましては、昨年12月議会閉会後の全員協議会でお示ししているとおり、2月7日に先行調査の施工計画の確認を行い、3月4日からボーリング調査が開始される予定でございます。

なお、先ほど地盤調査詳細調査費の補正予算の議決をいただきましたことから、早急に設計

変更審査会を開催し、詳細な地盤調査に関する変更契約を行いたいと考えております。

そのほかの業務進捗状況でございますが、建物の規模や機能、平面計画を検討するため、12月下旬から庁内の業務内容や重機類などの調査を実施し、また11月から12月にかけて開催した庁舎建設を考える市民ワークショップの結果を分析しているとの報告を受けているところでございます。

また、市民ワークショップにつきましては、非常に多くの意見や要望があり、大変有意義でございましたことから、市民スペースがどのような場になるとよいかを考える場づくりワークショップの開催を計画しているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） おはようございます。

川越議員の香港での研修内容はどのようなものであったかのご質問にお答えいたします。

垂水香港間の移動の関係で、研修は2日目と3日目を中心でございました。

特に2日目は、「結ぶ絆」「学ぶ・ふれ合う」のテーマのもと、香港の王肇枝中学での交流研修を行いました。歓迎レセプションでは、派遣生徒10名が垂水市の観光名所や特産品、垂水中央中学校の特色ある教育活動などを紹介するプレゼンテーションを、相手校の生徒や教職員約800人の前で英語で堂々に行いました。中でも、道の駅たるみずやブリ、カンパチなど、垂水の観光名所や特産品のクイズに対する香港の生徒の反応がとてもよく、相手校の校長先生からもナイスプレゼンテーションとお褒めの言葉をいただいたとのことでございます。

その後、生徒たちは英語による数学と理科の授業に参加いたしました。数学の授業では、垂水中央中の生徒、相手校の生徒がそれぞれ教室の前の黒板に出て、連立方程式を解き、正解を

導き出しましたが、その解き方の違いがお互いの大きな刺激になったと聞いております。

また、理科の授業におきましては、相手校の生徒とともに実験に取り組み、英語で積極的に話し合う姿も見られたとのことでございます。

授業の後は、ランチをともし、その後、相手校の生徒と2人1組で学校周辺の史跡を散策いたしました。

学校を去る際には、互いに別れを惜しむ姿が見られ、この日のテーマであった「結ぶ絆」「学ぶ・ふれ合う」の目的を十分に達成することができたとのことでございます。

3日目は、感動体験、見る・聞く・触れる・感じるのテーマのもと、文化歴史学習を行いました。2階建て路面電車の乗車体験、博物館におけるアヘン戦争やイギリス統治下における香港などの歴史学習、英語による買い物体験、100万ドルと言われる夜景の鑑賞など、香港を五感で味わい、この日のテーマどおり貴重な感動体験になったとのことでございます。

4日間の研修におきまして、香港でもトップレベルにある中学校との交流、また香港を五感で味わう体験活動は、派遣生徒にとりまして、英語を学ぶ意義を肌で感じるとともに、国際感覚を養うきっかけになったことと思っております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、これから一問一答でお願いします。

1番目の市長の市政運営の思いと、特に重点的に取り組んでいかれる施策等について伺いましたが、垂水市民は、3期目の市長にこれまで以上に大きな期待を寄せています。市長が当選後に話された、魅力ある垂水を前進させるためにも、市民の声に耳を傾け、市民に寄り添った市民のための市政運営を進めていただきたいとの要望を添えて、この件は終わります。

2番目の職員採用についてであります。

正化計画に基づく235名が確保できていない状況であるようですが、新庁舎建設や国体の開催、元気プロジェクトなど、業務量が増えている状況ではないかと思えます。また、災害復旧事業など、突発的に発生する業務にも対応していかなければならない状況があります。

それらに加え、去年は特に病気休暇を取得した職員が少なくなかったように感じております。

こうした現状をどのように分析し、職員採用に反映させたのか伺います。

○総務課長（森山博之） 川越議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本市独自の取り組みでありますたるみず元気プロジェクト並びに新庁舎建設、国民体育大会の推進などのほか、近年ではマイナンバー、地方創生、ふるさと納税、地域包括ケア、福祉法人の監査事務や行政不服審査法による審理手続等の新たな国の政策及び権限移譲に係ります業務も担っております。

このように、新たな政策や社会情勢の変化に伴い、業務量も増加傾向にありますことや、災害復旧事業への対応として、今年度11名の退職者に対し、土木技術者2名を含みます16名に採用通知を送付したところでございます。

また、職員の病気休暇取得に係ります対策につきましては、全職員を対象にストレスチェックを実施し、それぞれ職場内の状況を所属長が把握するとともに、常に健康で意欲を持って働ける職場環境づくりに取り組んでおります。

加えまして、新たに今年度採用職員を対象に、大隅青少年自然の家におきまして、コミュニケーション能力の向上と協調性を養う目的で、2日間の研修を予定いたしております。

さらには、平成30年度から採用試験問題が3種類に改編されたことに伴い、試験内容を検討した結果、従来の教養試験とは異なり、判断力、数的推理、文章理解や資料解釈に関する能力など、論理的思考力を重視した試験を採用し、実

施したところでございます。

平成31年4月の職員見込み数は、早期退職希望者がおりますことから、新規採用職員を加えましても235名の定員にわずかに満たないものの、19名の再任用職員を充てて、効率的な業務の遂行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

3回目の土木技術者及び保健師の現状についてでございますが、これまでに大規模な台風や豪雨災害が発生するたびに、災害復旧事務にかかわる職員を緊急に配置するなど、継続して実施している道路改良事業や振興会要望等に係る発注もあり、技術者が不足しているのではないかと感じております。

また、保健課で実施しております元気プロジェクト事業では、多くの市民の皆様が参加していただき、健康に対する意識の向上が図られ、着実に成果があらわれている一方で、職員への負担もあるのではないかと考えております。

そこで、土木課長と保健課長にその現状について伺います。

○土木課長（東 弘幸） 川越議員ご質問の土木技術者の現状についてお答えいたします。

土木係が所管いたします主な事業は、各振興会から出されております要望に対応した単独工事や道路改良工事、交通安全対策工事、都市公園事業、災害復旧事業、降灰除去事業、橋梁長寿命化対策事業など、多岐にわたりさまざまな事業を実施しております。また、他所管からの依頼による事業の実施も担っております。

それでは、過去3年間の発注件数と発注額につきましてご説明申し上げます。

平成28年度でございますが、先ほどご説明いたしました各事業の発注件数が79件、発注額が5億7,200万円、平成29年度が97件、16億2,000万円、平成30年度が77件、11億3,400万円となっております。

加えまして、平成24年度より国の重要施策であります橋梁長寿命化計画を策定し、補修工事を実施しております。さらには、平成24年度に発生しました笹子トンネルの天井板落下事故を受け、国は平成25年度を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、同様の事故が発生しないよう、橋梁のみならずトンネルや大型構造物、道路舗装や道路法面に加え、河川構造物など公共施設の全てにおいて個別施設計画を作成し、さまざまな施設の長寿命化を図るよう制度化されております。

このようなことから、今後、土木行政に係ります事業につきましては、事業量が増えると同時に業務量も増えるのではないかと推測しております。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 川越議員の保健師の現状についてのご質問にお答えいたします。

本市の保健師は、正規職員7名、嘱託職員3名の計10名が在籍し、それぞれ所掌する業務に従事しております。

保健師の業務は多岐にわたっており、健康増進法による各種がん検診事業や母子保健法に基づく母子健診や未熟児養育事業、その他介護保険法、予防接種法、児童福祉法、精神保健法、生活保護法などの法律に基づく業務を担っております。いずれの業務も高い専門性を必要としております。

また、先ほど申されました市長の重要施策の一つであり、本市のスーパーバイザーにご就任いただきました鹿児島大学病院の副院長の大石充先生のご教授をいただきながら実施いたしておりますたるみず元気プロジェクトも、本年度から本格的に実施されており、今後も継続的に市民の皆様の健康増進や予防、個別支援などを図ってまいることとなります。

本事業は、これまで実施してまいりましたさまざまな業務に加え、新たな事業として導入し

ているもので、特にボリュームの大きい事業で
ございます。

管内の保健師の雇用の状況につきましては、
保健師の採用が確実でないことから、保健師に
かわるより専門性に特化した職種の雇用を行い、
効果を得ているようでございます。特に、精神
疾患や認知症、虐待、DV、生活保護世帯など
と個別にかかわり、より高くマネジメントでき
る精神保健福祉士や社会福祉士、特定保健指導
では保健師より食事や運動などの日常生活指導
が期待できる管理栄養士を複数採用している市
町村がほとんどでございます。

本市にありましては、現在、専門分野以外で
の業務負担軽減措置として、一般職員並びに臨
時職員で対応しているのが現状でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 市長、土木課長と保健課長の
答弁、現状を伺いましたが、担当課長の答弁を
聞かれて、今後どのような採用を考えておられ
るかお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 職員の採用状況につきま
しては、先ほど総務課長が答弁したとおりで
ございます。

繰り返しになりますけれども、地方創生やふ
るさと納税などの新たな業務に加えて、本市独
自の取組みでありますたるみず元気プロジェクト
あるいは新庁舎建設、国体の開催など業務量
が増加しており、さらには国あるいは県からの
権限移譲による業務があることも認識をして
おります。

また、先ほど土木課長から現状について答
弁がありましたけれども、過去3年間の状況から
もわかりますとおり、事業費が増加するととも
に業務量も増えておりまして、今後は、新庁舎
建設並びに国体に向けての施設改修など、さら
に業務量が増加をいたします。

また、保健課における業務につきましても、
元気プロジェクトは私の政策の大きな柱であり、

そのほかにも国保の特定健診や安全衛生業務、
相談業務など業務量も増加傾向にあります。

これらのことから、土木技師においては、今
年度2名に採用通知を送付いたしました。来年
度の採用についても、さらに検討したいと考
えております。

また、保健師の採用につきましては、当初の
採用試験において応募者がなかったことから、
改めて本年1月に実施することとして2次募集
を行いましたけれども、応募がございません
でした。保健師の採用につきましては、どの自治
体でも苦慮している状況があるようございま
す。このことを受け、来年度、保健師の採用試
験につきましては、早期に必要な人材を確保す
るようあらゆる手段を検討して対策を講じ、で
きるだけ早く採用試験を前倒しを実施をして採
用できるように努力をしていきたいというふう
に思っております。

○川越信男議員 ありがとうございます。

市長の政策実施における職員の役割は、非常
に大きいものがあります。ぜひとも前向きに対
応してください。

次に、新庁舎建設についての2回目に入ります。

庁舎建設ワークショップですが、多くの意見
や要望が集まり有意義なものだったと思います。
次に、場づくり、ワークショップとして開催予
定とのことですが、どのようなワークショップ
になるのか、伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員のご質
問でございます市民ワークショップにつきまし
て、お答えをいたします。

前回のワークショップでございますが、今回
の新庁舎づくりをきっかけに垂水市のまちづく
りにつながる「場づくり・人づくり・コトづく
り」のヒントにするために、参加者が、垂水市
の今と昔のよかった点について考え、意見を出
し合っていました。

場づくりである新庁舎に対しましては、相談窓口の充実、キッズスペースの設置、高齢者に配慮した設計、市民にも利用できるスペースの設置など、利用者目線の要望を多数いただいたところでございます。こういったことから、新庁舎の市民スペースがどのような場になればよいかをテーマに、3月23日、3月30日、4月6日の3回、積上げ型のワークショップとして、定員30名で開催をする計画でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

参加される市民の方は、貴重な時間を見つけてワークショップに参加されるわけですから、ぜひとも今後の庁舎活用につなげ、市民のための庁舎になるよう努めていただきたいと思います。

次に、市民への周知策について伺います。

これまで市民への情報提供については、広報誌や市民説明会で行われています。これまでの取組みにおいては、市民説明会でも設計事業者の方と直接やりとりできる時間を設けるなどして、疑問や不安の解消に努めているものと思っております。

市長は、当選後のインタビューで一人でも多くの市民に理解してもらえよう、丁寧に説明していくと決意を述べられておりますが、例えば、車座座談会のように、直接市民と話を重ねる取組みも必要ではないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 川越議員のご質問であります市民への周知策につきましてお答えいたします。

新庁舎建設につきましては、市民の生命と財産を守るという私の使命がありますので、しっかりと進めていきたいという思いに変わりはございません。しかしながら強引に進めるということではなくて、より一層多くの市民の皆様にご理解をいただけるよう、丁寧に説明をしてい

きたいと思っております。

川越議員からご提案いただきました市民との直接対話ができる「車座座談会」ということでありますけれども、私も実際に選挙戦を通じて多くの市民の皆様と庁舎問題について話をすることができましたけれども、間違った情報が流れたり誤解をされている点もありました。

やはり、直接対話することで疑問点や不安点が解消できたケースがございましたことから、川越議員からご提案をいただいております車座座談会のような形式につきまして、担当課に実施するように指示をしているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 新庁舎整備においては、市民の理解をいただき、後世に残す立派な新庁舎建設を進める上で、車座座談会の実施に向けて計画されているとのことで、市民に場所の問題、建設費用の問題と理解していただけるよう、しっかり進めていただきたいと思います。

それでは、最後の……。

○議長（池山節夫） 川越議員。すみません。答弁漏れがあったみたいです。次の質問は……。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員の質問でございます市民への周知策につきまして、私からもお答えさせていただきます。

川越議員からご提案いただきました車座座談会は、市長の指示もございましたことから実施要領を作成し、広報3月号で案内することといたしております。

この車座座談会でございますが、新庁舎建設に興味のある5名から10名程度の市民グループを対象に、開催するものとしております。開催日時と場所につきましては、グループの代表者と企画政策課、庁舎建設係と調整を行いたいと考えているところでございます。

そのほかの周知策でございますけれども基本設計案に対する市民説明会は、5月を予定して

おります。あわせて、パブリックコメントの案内も行う予定でございます。

このように広報誌やホームページなど広報媒体の活用や車座座談会を活用して、一人でも多くの市民の皆様の理解が深まるよう取組みを進めてまいりたいと考えております。

○川越信男議員 申しわけありませんでした。

それでは、最後の青少年海外派遣事業「夢の翼」について2回目の質問に入ります。

1回目で香港での研修内容について伺いました。非常に充実した内容に受け取りました。参加した中学生にとっても貴重な経験になったものと思いますが、本事業を実施してどのような成果があり、また課題としてどのようなことが挙げられるか、同行された教育長に伺います。

○教育長（坂元裕人） 川越議員の本事業の成果と課題についてのご質問にお答えいたします。まず、成果につきましてお話をさせていただきます。

4日間の研修を終え、市民館到着後に帰着式を行った際の生徒の感想を紹介いたします。

最も多かった感想は、「完璧な英語ではなくても理解してもらえてうれしかった」「英語力をもっと高めて将来ほかの国にも行ってみたい」というものでした。

そのほか「香港の生徒の皆さんが優しく接してくれた。自分ももっと積極的に行動していきたい」「香港は、土地の狭さから高層マンションでの生活が当たり前であることや数学の問題の解き方も日本とは違うことなど驚きや発見が多かった」「海外の文化や習慣をもっと知りたい」といった前向きな感想が聞かれ、中には研修の感想を全て英語で述べてくれた生徒もおりました。

この派遣研修が単なる体験活動に終わらず、それがさらなる学びのきっかけとなり、これからの生活に生かそうとする強い思いが感じられ、うれしく思うことでございました。

また、延べ10日間の事前研修により作成した、垂水を紹介するプレゼンテーションを英語で堂々と話す中学生の姿、緊張の中にも笑顔で香港の生徒と交流する様子、そして挨拶や立ち居振る舞いなどの道德性の高さなど、子供たちの姿に頼もしさを感じますとともに、日本の教育のすばらしさを改めて実感する機会にもなったところでございます。

一方、課題といたしましては、本事業に参加した10名の生徒のものだけに終わらせることなく、ほかの子供たちにいかに還元していくかという点に尽きるかと思っております。

香港に派遣した10名の子供たちは、研修内容をまとめたプレゼンテーションを作成いたしました。そして、本日、中学校におきまして研修報告会を実施し、全ての子供たちに日本と香港の生活様式や文化の違いなどを知らせるとともに、実体験を通した英語の必要性について伝えたところでございます。

さらに、3月6日には、垂水中央中学校のPTA総会、また垂水経済同友クラブの例会におきまして、10名の子供たちによる研修報告の機会を設定いただいております。

今後も、児童生徒を含めた一人でも多くの市民の皆様に、本研修のすばらしさを紹介する場の設定につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

垂水中央中学校の生徒や市民への還元といった課題については、PTA等のさまざまな研修の場を活用するなどして、しっかり対応をしていただきたいと思います。

最後に、今後の展開について、教育長の考えを伺います。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。

本事業の今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

今回、研修に参加した子供たちの保護者の方々にもアンケートを実施し、全員の方が「参加させてとてもよかった」「本事業は意義がある」と回答してくださいました。

また、子供を参加させた感想として、「中学校2年生という時期に香港の文化を学べたことで、英語のコミュニケーションを体験できたことがとても貴重だと思う」「異国の地で英語による授業体験し、同年代の子供たちと接することに意義があると思う」「英語はもちろんであるが、広東語などの中国語にも興味を持てたようだ。将来、垂水に少しでも恩返しができるように頑張っていくと思う」などの言葉をいただいているところでございます。

これまで申し上げてまいりましたように、青少年海外派遣事業「夢の翼」は、みずみずしい感受性を持つ若い時期に、外国の自然や歴史、文化、人々の暮らしに触れる直接体験を行うことで、国際感覚を養い、英語力向上への意欲を高めるまたとない機会であると考えております。

さらには、国際的な視野を持った将来の垂水を背負って立つ人材の育成に、大きく寄与するものであるとの意を強くしております。許されるものであれば、今後も本事業を継続、展開し、垂水の子供たちの夢や可能性を大きく広げたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

百聞は一見にしかず、若い時期に海外へ行き、見聞を広め刺激を受け、これからの人生を歩んでいく上で貴重な経験になると思います。未来への投資であり国際社会で活躍できる人材育成、将来への垂水を背負って立つ人材の育成につながるよう、継続して取り組んでいただきたいと要望いたします。

最後に、森山総務課長、田之上議会事務局長が最後の議会で、3月末で定年退職となられますが、本当にご苦労さまでした。再任用される

とのことですが、今までの経験を生かされて若い職員の潤滑油となって市民のために頑張ってください。

また、私たちも市議会議員として任期最後の議会となりましたが、新たな気持ちで4月を迎え、一生懸命頑張っただけでまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩します。次は、10時40分から再開いたします。

午前10時31分休憩

午前10時40分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。やはりこの言葉を言わないと。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

きょうの質問、私にとって32回目の一般質問になり、いよいよ2期目の任期中の最後の質問、また、平成の時代の最後の一般質問になりました。感慨深いものがありますが、市民を代表してしっかりと訴えてまいりますので、本日もご答弁をよろしくお願いいたします。

さて、いよいよあす、ベトナムにおいて2度目の米朝首脳会談が行われることに伴い、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長は、きょう昼からハノイ入りするとの報道もある中で、アメリカのトランプ大統領は、非核化に向けた動きが進展する可能性を強調しています。全世界が注目をする2度目の米朝首脳会談ですが、非核化に向けてさらなる進展があることを期待したいと思っております。

また、北東アジア地域の平和と安定に向けて、大きく動いてほしいと思っておりますし、そして、日

本にとって、拉致問題が解決に向けて大きく前進することを心から祈願して、本日の質問に入っていきたいと思えます。

まず、1つ目は、温泉を生かしたまちづくりについてお尋ねをいたします。

鹿児島県観光サイトの「どんどんかごしまの旅」というホームページを見ますと、鹿児島県は、100の温泉地と温泉の源泉数2,700カ所以上あり、源泉数では大分に次いで全国2位、1日に2億2,500万リットル以上もの温泉が湧出する全国屈指の温泉王国であると記載があります。そして、旅行の目的に温泉を希望する観光客も多く、依然として温泉の人気は非常に高いものがあります。きっと、この議場の中にも温泉で疲れを癒やしたいと思う方も多くいらっしゃるのではないかと思います。

かつて、垂水市は、温泉地としてにぎやかな時代もありました。しかし、今ではどうでしょうか。私は、26年ぶりにUターンして14年が過ぎましたが、この間にも温泉施設として廃止または閉鎖されたところもあり、温泉地として下降の一途をたどっているように思います。垂水市にはすばらしい温泉源があるにもかかわらず、全くまちづくりに生かされていない。それどころか、今後、数年の間に温泉の入浴施設がなくなるのではないかという危機感さえもあります。

私は、垂水の貴重な温泉、資源である温泉を何とか活性化させたい。行政として何かできる手だてはないのか、考えるべきときに来ているのではないかと考えています。まずは、本市の温泉の実情と必要性について、水産商工観光課長にお尋ねをいたします。

さらに、垂水市スーパーバイザーに委嘱された鹿児島大学医学部の大石充教授は、その特別講演の中で、温泉プールで水中歩行、温泉プールを生かした健康維持などと、温泉を活用した健康長寿について説明をされました。そして、昨年度から、たるみず元気プロジェクトが始ま

りましたが、この事業は、健康長寿のための全国的なモデルケースになると注目をされています。健康長寿のための観点から温泉事業の必要性について、保健課長にお尋ねをいたします。

大きな2つ目は、子育て支援対策についてお尋ねいたします。

先週の火曜日である2月19日、鹿児島県議会が開会し、2019年度一般会計当初予算として、最大規模、過去最大の額となる予算案が上程されました。三反園知事は、その施政方針の演説の中で、子育て支援の関係において、安心して子供を産み育てるには切れ目ない支援が重要だと、子育て支援の重要性を訴えておられます。

本市においては、子育て支援の充実を人口減少対策の重点プログラムとして位置づけ、「子どもも親も心豊かに育ち地域の育む子育てネットワークのまち垂水」の理念のもとに、垂水市子ども・子育て支援事業計画を策定し、市長自ら先頭に立って、子育て支援センターの拡充、ファミリーサポートセンター事業の立ち上げ、中学生までの医療費の無料化などなど、さまざまな事業に取り組んでこられたと思います。

私自身、やはり子供を産み育てやすい社会の実現ということは一番重要なことであると思っていますし、この一般質問の場においても、たびたび子育て支援に関して取り上げて、その思いを訴えてまいりました。そこで、今回も子育て支援について2つの項目を上げて質問しますが、内容は、さきの市長選挙において、選挙公報に掲載されていた項目から選択をさせていただきました。

1つ目は、病児・病後児保育制度の新設についてであります。

この病児・病後児保育に関しては、私は平成26年の第1回定例会の中で、子育て支援の経済的な不安解消の取組みとしてテーマを上げた中で、病児・病後児の保育の必要性について訴え、その実現に向けて回答を求めた経緯があります。

そのときの担当課長は、「受入れ施設が必要であり、今後、医療機関等々実施できるか検討していく」などと答弁され、そして、26年第2回定例会において、垂水市に、市内に、病中・病後・病児保育所の早期開設を求める陳情書が採択をされております。

その後、同僚議員である方もたびたび質問されていますが、一昨年前の平成29年第4回定例会の中では、産業厚生委員会の所管事項調査において、高知県高知市で病児・病後児保育事業について研修されてきたことから、川越議員と梅木議員が質問をされています。行政当局も、病児・病後児保育の市内での施設開設に向けて一生懸命に取り組んでいるようですが、なかなか実現に向けて動いていないのが現状のようです。

そんな中で、さきの市長選挙において、市長公約の中に病児・病後児保育制度の新設という項目が目にとまりました。ぜひとも実現してほしい事業ではありますが、まずは、病児・病後児保育の現状とこれまでの取組み状況について福祉課長にお尋ねいたします。

2つ目は、病児・病後児保育制度の新設と同様、高校生までの医療費の無料化についての記載があったので質問します。

市長の2期8年の実績の一つに、中学生までの医療費の無料化があります。子育て世代にとっては、子供たちを経済的に安心して医療受診させることができるということで、大変感謝されている事業であると思います。今回は、医療費の無料化を高校生まで拡大するということを約束されていますが、現在実施している中学生までの医療費の無料化に対する年間負担額、高校生までの医療費の無料化の拡大について、他の自治体の取組みの状況、本市で実施する場合の対象となる人員と年間見込み額の3点について、福祉課長にお尋ねをいたします。

大きな3つ目は、歴史文化資料館の必要性に

ついて質問いたします。

今月の5日に、K T S鹿児島テレビの開局50周年記念ドラマとして、「前田正名～竜馬が託した男～」が放映されました。このドラマの主人公前田正名は、鹿児島県生まれであり、明治維新の時代に活躍をされ、特に殖産興業を推進して、道路整備や河川改修に尽力した人物であります。どうも垂水市の豪商と深いつながりがあった人でもあり、市内のある家から直筆の手紙が多数出てきています。このことは、史談会の川崎あさ子さんに情報提供していただき、今月発行した市議会だよりにも紹介させていただきました。

また、先日の土日に垂水土人形展が開催されましたが、会場には、この前田正名、西郷隆盛、勝海舟、東郷平八郎など、歴史上で名を連ねる方々の直筆の掛け軸が飾られていました。全て市内の個人宅で保管されているものばかりです。改めて、市内には多くの貴重な資料が残っているのだというふうに感じました。

私は、歴史文化資料館の必要性については、議員に当選した年の平成23年の第4回定例会、そして24年第3回、平成28年第4回と訴え続けていきましたが、どうしても前に進まない状況があります。しかしながら、少しずつでも前に進めなければならない重要な課題でもあります。

この歴史民族資料館の建設促進については、平成9年第4回定例会でそのための陳情書が採択され、さらに平成28年第4回定例会においても同様の嘆願書が採択をされています。その後の取組み状況についてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（二川隆志） おはようございます。堀内議員のご質問でございます。本市の温泉の実情についてお答えいたします。

現在、宿泊施設を伴う温泉が4施設、温泉入浴のみの施設が6施設の合計10カ所の温泉入浴施設がございます。そして、過去10年間におき

まして、4事業者の方が温泉事業より撤退されております。

これまでのところ、温泉を活用した具体的な温泉のまちとしての取組みについては、平成28年度より千本イチョウ祭り期間中のイベントとして、温泉割引キャンペーンを実施しております。観光協会で企画されまして、市内観光協会加盟の温泉事業者に、千本イチョウを訪れた旨を伝えますと、100円から150円を入浴料から割り引きされて利用することができます。3カ年で合計871名の方にご利用いただいております。

また、スポーツ合宿誘致活動においても、本市の温泉は人気があり、年々合宿団体も増加している状況でございます。県外からの合宿団体には、宿泊施設以外の温泉の入浴券を配布するなど、PRと利用促進に努めているところでございます。

なお、例年11月開催の産業祭では、抽選くじの商品として温泉入浴券を準備し、市民の方にも喜んでいただいているところでございます。

また、市内には、温泉水を製造・販売される事業者が9社ございまして、今や垂水を代表する事業の一つにもなっていると思います。垂水市における温泉は、単に入浴だけに限らず、温泉水として飲用に活用され、鹿児島を代表する焼酎の仕込み水としてなど、また、災害等の被災地への救援物資として贈られるなど、大変裾野の広い産業に発展していると思われます。

このようなことから、本市の観光と産業の観点からも、温泉は大変重要な資源であると認識しており、今後も関係団体との連携とご協力により有効活用を図り、さらなる交流人口の増加のために役立てていけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（橘圭一郎） 堀内議員のご質問は、健康長寿温泉プールの必要性についてというご質問として、答弁させていただきたいと思いま

す。

温泉プールの必要性につきましては、平成29年第2回定例会において堀内議員からご質問をいただいております。その際に答弁しておりますとおり、健康づくりや身体機能の維持や向上を目的としました医療における効果として申し上げますと、温泉施設を利用した水中歩行等の水中運動の有効性を、さきに申されたように、大石教授の講演の中で語られており、特に第2の心臓であると言われる足の筋力維持が全身の血行代謝の促進につながり、循環器機能の維持につながるとの観点でお話されております。浮力により骨や関節に負担をかけない水中運動は、筋力が衰えたり、腰、膝などの関節痛のある高齢者にとっては、通常の運動と比較した場合、痛みを抑えることや全身の筋力をバランスよく鍛えられるなど、健康長寿のための手段として非常に有効なものだと認識いたしており、健康長寿に特化して申し上げれば、温泉プールの存在は、高齢者を含めた市民の健康増進に資するものであると考えております。

以上でございます。

○福祉課長（榎園雅司） おはようございます。堀内議員のご質問でございます。病児・病後児保育制度につきましてお答えいたします。

本市における病児・病後児保育につきましては、平成20年度から事業を開始しております。事業開始当時は、市内の医療機関での実施が困難なこともあり、鹿屋市と霧島市が実施しております小児科を利用させていただくという形態で事業を開始し、これまで経過しているところでございます。

ここ5年間の利用実績でございますが、延べ人数で申し上げますと、平成25年度が10人、26年度が9人、27年度が5人、28年度が7人、29年度が12人となっております。ちなみに平成30年度は、1月末現在で延べ6人の児童が利用しております。利用時期は、インフルエンザ等の

感染症が流行する冬場の利用がほとんどであり、利用者は大部分が未就学児となっております。

この病児・病後児保育に係る保育料、いわゆる利用者負担額については、全額、市が負担しているところでございますが、やはり受入れ先の施設が市内にないことから、病気の子供を隣の鹿屋市の医療機関まで預けに行かなければならないといった、不便な状況となっております。子供が突発的に病気になったとき、仕事を休むことなく安心して働ける環境を本市においても整備していくことが必要であることから、一刻も早い時期での市内事業者の開設が必要と考えております。

このことから、福祉課としましても、鹿屋市の施設を視察に行き、また、市内の小児科医と何度も検討を重ねてきたところでございますが、いつ病気の子供が利用するかわからない中で、常時保育士を確保しなければならないといった、職員配置の面から同意していただくことに至らず、現在のところ見通しが立たない状況となっております。

子育てアンケートを実施しましても、この病児・病後児保育につきましても、保護者の皆様のニーズが高いものがございますので、市内における施設の設置については、最優先課題として捉え、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

次に、高校生までの医療費無料化につきましてお答えいたします。

まず、子ども医療費の現在の状況についてご説明いたします。

現在、本市の子ども医療費の対象者は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者としておりますので、中学校3年生までを医療費助成の対象としているところでございます。

受給実績でございますが、利用者数は、平成27年度が延べ5,823人、28年度が8,354人、29年

度が7,803人となっております。

また、助成額は、平成27年度が2,240万円、28年度が2,550万円、29年度が2,290万円となっております。財源は、過疎債を充当しているところでございます。

この子ども医療費助成に係る県内の状況につきましては、県内19市のうち7市が、対象者を18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者と、高校生まで受給対象拡大しております。

現在、第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る子育てアンケートを実施し、集計作業を行っているところでございますが、未就学児及び就学児の保護者ともに、医療費助成金の支給年齢を拡大してほしいとのニーズが高い状況となっております。このことから、本市の状況で対象を高校3年生までに拡大した場合、どれだけの財政負担が生じるか検証を行ったところ、概算ではございますが、350万円程度の財政負担が生じるようでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 堀内議員ご質問の歴史文化資料館建設を求める請願書の採択を受けてからの取組み状況についてお答えいたします。

本件につきましては、まずは、文化財の保存及び活用を適正に行うために設置されました、垂水市文化財保護審議会において、報告及び意見交換を行いました。その場において、社会教育課からは、議会での請願採択の件と、堀内議員一般質問で議会答弁させていただいた、将来的に必ず取り組まなければならない重要課題であり、新庁舎移転を含めた既存施設の活用についての内容や、管理運営に係る維持費用への議会及び市民の理解が必要とされること、また、他市類似施設の入館者の低迷や運営に苦慮されている状況等を説明させていただきました。

そこで、委員の方からは、社会教育課の説明

を受けて、今後は、施設ができるまでは、所有する個人に文化財の重要性を説き、散逸しないように努めていくことが重要というご意見や、また、保存だけでなく活用も大事なので、イベント等にあわせて、いろいろな歴史・文化の周知事業を展開していきたいとのご意見をいただきました。

これにより、文化財保護審議会も、年1回開催を年2回開催することになり、年度当初の会で、上記の課題解決のため、計画を社会教育課とともに協議し、年間の活動に生かしております。あわせて、社会教育課では、図書館等を行うイベントや特別展示等にあわせて、新たな資料の展示や整理を行う際には、将来の系統立った資料展示を見据えた展示の工夫や、文化財保護の啓発活動に取り組んでいるところでございます。

今後は、文化財関連施設の設置が一步でも前に進みますように、施設の概要や管理運営のあり方、展示内容の精選、市民等への理解促進などの事前に整理しておくべき諸課題について、文化財保護審議会のご助言をいただきながら、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

それでは、温泉を生かしたまちづくり、この一つのテーマから質問に入らせていただきます。

今、答弁の中で、いわゆる観光振興、健康維持、健康長寿の観点からは、なくてはならない事業であるというふうに私は捉えましたが、それでよろしいですね。そして、今、温泉事業、もう4事業所が撤退しとるという状況があります。なぜ、この温泉事業が活性化していない現状があるのか、その問題点は何なのか。なぜ、温泉事業から次々に撤退して、もしくは閉鎖していったのか。よく調査研究して対策を講じなければならないときに来てるのではないかなと

いうふうに思います。温泉事業の活性化のために、行政として何か施策、対策講じる必要があるのではないかと考えています。

そこで、私は、平成25年第2回の一般質問の中で、過去3年間の入湯税について尋ねたことがあります。そして、徴収した入湯税を温泉事業の活性化に特化して利用できないかと質問したことはありますが、そのときの担当課長、財政課長は、温泉事業に特化して利用できるが、入湯税も一般財源に算入されて、目的税として一般財源の中から各事業に分配されるということで、多くは温泉事業のためには利用されず、ほかの面で利用されるということでありました。

そこで、入湯税について、過去5年間の徴収税額について教えていただきたいと思います。そして、徴収した税額、入湯税は目的税でありますけれども、何に使われているのか教えていただきたいと思います。

さらにもう一点、さきの市長選挙において、私は中央地区を歩く機会が多くありました。そのときに気づいたことですが、あらゆる場所に新しい賃貸住宅が建設されて、街の景観が少し変わってきていることに気がつきました。非常にいいことだと思います。この事業は企画政策課が立案して、担当は税務課かな、ですが、この民間資金活用集合住宅建設促進事業というものですけれども、この事業が影響、効果を得たものだというふうに思っております。この事業、何とか温泉事業の活性化のために活用できないかと思っておりますので、この事業の検証をした上で、中央地区にこの集合住宅何件できたのか、人口減対策としての一定の効果は得られているのか、この点についてお尋ねをいたします。

○財政課長（和泉洋一） 堀内議員の入湯税の過去5年間の実績とその用途についてのご質問にお答えいたします。

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防

施設並びに観光の振興に要する費用に充てるために課税するものとされております。垂水市においては、地方税法に基づく垂水市税条例の規定により、宿泊を伴う鉱泉浴場の入湯に対して、1日1人150円を課税しており、過去5年間の実績は、平成25年度が4事業所で219万4,200円、平成26年度が4事業所で185万6,850円、平成27年度が5事業所で263万4,450円、平成28年度が5事業所で344万550円、平成29年度が3事業所で379万3,650円、平成30年度につきましては、1月末現在で、3事業所で331万6,800円となっております。

一方、入湯税を充当すべき事業については、毎年決算時において主要な施策の成果説明書の中で報告しておりますが、環境衛生施設の整備、消防施設等の整備、観光施設等の整備、観光振興などに充當いたしております。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） 堀内議員のご質問でございます、民間資金活用集合住宅建設促進条例に基づく実績につきましてお答えいたします。

民間資金活用集合住宅建設促進条例に基づく集合住宅の減免につきましては、平成30年度8事業者、9カ所の住宅で実施しております。

なお、平成31年につきましては、平成30年の新築家屋調査により、新たに5事業者、5カ所の減免開始対象見込み物件を把握しており、4月以降に申請していただくよう先日通知を行ったところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 まず、入湯税、毎年200万から300万を超える金額が集まっているということです。私、思うんですけど、この温泉客から、入浴客から、宿泊する入浴客からいただいた税金、少なくとも、この額ぐらいは毎年温泉事業に生かされてほしいなと思います。今聞くと、環境衛生施設だとか消防施設だとか、観光振興、観光振興は一部温泉に含まれることもあります

けど、直接的に温泉事業には特化されていない。その項目の中に、温泉源の維持というのもあったんですけど、課長話されなかったんですけど、これもあると思うんです。ということは温泉事業にも活用できるのではないかなと思います。何とかこれをこの温泉施設の活性化のために利用できないかなというふうに私は思っとるところであります。

それと、民間資金活用集合住宅の促進事業についてですけれども、実績について8事業所、平成30年が、平成31年が5事業所、効果を得るかどうかというのは答えようないと思いますけれども、私は効果を得てると思うんです。街の景観は新しくなっている、間違いなく。定住の関係でも多くの人が入ってきていると、そういうふうに思います。一定の効果を得られているというふうで私は理解をしております。

だからこそ、この2つの項目、例えばの話、温泉事業のこと一生懸命考えていただいて、どうしたら活性化するというのを考えていただいて、例えばその入湯税について、この温泉事業所の活性のために使うというふうなことが必要ではないかなというふうに思います。

そこで、質問しますが、まず、現在、温泉事業を経営している人に対して、温泉事業活性化のための助成金の新設、何に使うかという、温泉施設の改修だったり広報だったり、要は温泉源、やっぱりメンテナンスが必要だと思うんです。そのために使うために、助成金の新設はできないものか。もう一つは、その民間資金活用集合住宅促進事業、これをまねて、まねてというか、これを利用して、要は、新しく温泉事業立ち上げる方々に対して減免税措置はできないのかと。これは新しい事業で、私が例えばの話で提案しましたけれども、この点についてどういうふうに考えておられるか質問したいと思います。

○財政課長（和泉洋一） 堀内議員の入湯税を

温泉事業活性化のための助成基金等に活用できないかについてのご質問にお答えいたします。

入湯税は目的税ですので、温泉事業活性化に特化した事業に活用することは可能であると考えられます。しかしながら、公金の支出につきましては、まず、公益性があるかどうか、2番目に、市長の政策に一致しているかどうか、3番目に、費用対効果はどうか、4番目に、財源及び今後の市財政へ与える影響はどうか、5番目に、ほかの事業、他部門とのバランスはどうか等々、さまざまな角度から検討した上で、最終的に市長がご判断いただく、されるものというふうと考えられます。

議員ご提案の温泉事業活性化のための助成金等への入湯税の活用につきましても、今後、先ほど申し上げましたような観点から、実施が可能かどうかの検討を十分にさせていただくということになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 利用するためには、その目的に合致しなければいけないということで、5項目ぐらい話されました。一つ一つ確認しとったら、全て当てはまるんじゃないかなと私は思います。最終的には、市長の判断ということで、ぜひともそれは市長に判断していただきたいと思いますけど。

企画政策課長、民間資金活用集合住宅建設促進事業、企画立案されて、今、私は効果得てると思いますけれども、温泉事業に関しても、何らかの業者の後押しが必要だと思います。この促進事業、これをまねてというか、このような提案、企画のほうで検討できないか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 新たな制度創設ということでございますので、必要性等十分に勘案しながら検討の余地はあると思いますので、今後、調整、調査検討させていただきたいと考えます。（発言する者あり）

○堀内貴志議員 道の駅のはまびら、ここ温泉事業撤退しとるんです、1事業。あそこも何とかしなければいけないということでありますので、ぜひとも、早急に、前向きに検討していただきたい、（発言する者あり）それを思います。

あと、その助成金の関係、多分財政課長がおっしゃられたのは、個別の事業所には支援はできないということです。例えば観光協会に、温泉事業に特化して活性化のために助成金を出すだとか、あとは、垂水市にないことは1つあるんですね。宿泊者組合もない、温泉組合もないんです。4から5事業所あると思います。組合の設立をも兼ねて、設立した上で、その事業所に支援する、これはできないことはないと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

最後は、市長にお尋ねします。

今、財政課長も答弁されました。最終的には市長の決断だということでもあります。今の状況見ていますと、温泉事業、私は衰退する一方だと思えます。非常に危機感を持っています。今、例えばの話で助成金の新設だとか徴収税額の減免措置だとか訴えました。温泉事業は、垂水市の貴重な資源であると思っています。その温泉事業、温泉を生かしたまちづくりが垂水市には求められるのではないかなと思います。市長は、垂水市の温泉をどのようにまちづくりに反映するのか、温泉事業の活性化についてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

そして、もう一点、市長は市長選挙の際、選挙公報の中で、先ほど保健課長が話されましたけれども、健康増進、健康支援、高齢者支援の関係で、健康長寿、温泉プールの新設検討という項目はあります。私は、これは目にとまりました。どういうふうに検討されるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の温泉を生かしたまちづくりについてのご質問にお答えをいた

します。

去る1月の市長選挙におきまして、17代目の垂水市長として三たび市政を担わせていただくということになりました。まことに光栄であると同時に、改めて課せられた使命の大きさと責任の重さを痛感しているところでございます。3期目であるこれからの4年間では、さらに実りある成果を出して、元気な垂水のまちづくりを進めていくということでございます。

その中で、議員ご質問の温泉を生かしたまちづくりについてにつきましても、私が今回の市長選で公約としております健康支援、稼ぐ力の向上、交流人口などと深い関連がございますので、市民に負託を受けたこの4年間で、先ほどの視点とリンクして、公約の実現に向けて努力をしていきたいというふうに思います。

具体的に、今お話がありました健康長寿温泉プールについてのご質問に、私の現段階での思いということをお話をさせていただきたいと思っておりますが、大変幸運なことに、平成29年4月に鹿児島大学病院副院長であります大石充教授を、元気な垂水づくりの実現のための本市スーパーバイザーへお迎えをして、垂水市民が元気で、生涯を通じた健康長寿や子育て支援の充実などのさまざまなご助言をいただいているところでございます。

その原点となりますのは、日本が抱える少子高齢化であり、本市の状況は、国や県の平均をはるかに上回るものであり、それらを止められないまでも、元気で長生きできるよう何らかのアプローチが必要なことから、まずは、市民の皆様の健康チェックを担うたるみず元気プロジェクトを本年度から本格的に実施をいたしました。この取組みは、議員もご存じのとおり、大変好評で、内容につきましてここで申し上げますけれども、自分自身の体調を把握し、ご自分により健康のための取組みを実践するためのもので、全国に先駆けた取組みであると自負を

しているところでございます。

健康長寿プロジェクトの中で重要なポイントは2つ、食事と運動です。食事に関しては、カンパチやブリがアジ、サバの数倍認知症予防効果があり、今後、6次化の新たな視点としてその推進をする上でも重要であること。また、運動に関しましては、予防を重視する視点からも、一つには多目的グラウンドを活用した施策、あるいはもう一つ、温泉プールを生かした取組みが重要であることも示されております。温泉プールにつきましては、一昨年4月の、大石先生をスーパーバイザーにお迎えした委嘱式後の記念講演会で、先ほど保健課長が申したとおり、水中運動の有効性を熱く語られ、その効果は非常に高いものであると認識いたしており、たるみず元気プロジェクトなどの健康長寿の取組みを進める上で有効であると考えております。

これまでも、小中学生を対象としたプール設置のご要望もありましたけれども、当時の対象者として約60名程度にとどまっておりました。しかしながら、今回検討を進める健康長寿温泉プール新設の中身は、全ての垂水市民を対象としたものです。一般の方々にとっては、健康増進・維持の視点から、例えばスポーツジムのような活用もできるのではないかと考えております。また、けが等により体調不良の方々にとっては、リハビリ施設のような活用等、多くの対象者に多目的に利用できる可能性があると考えております。

また、財源に関しましても、新たに設置を検討する施設でございますので、私といたしましては、さきの定例会でも申し上げましたとおり、民間のアイデアやスーパーバイザーの大石教授の知見をいただき、産学官民連携をしながら、できる限り民間からのご支援を受けた施設建設、維持運営ができないかを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、慎重な協議が必要

でありますので、今後、議員の先生方にもご提案をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

この温泉事業、垂水の地域資源の一つがこの温泉であります。いろいろ聞きましたけれども、温泉事業が下降線と私は思っております。大変危機感を持っていると。今、行政の後押しが必要なときなんです。そのためには、助成金だとか、いろんな事業を考えていただきたい、そのように思います。

そして、今、市長が話されましたとおり、たるみず元気プロジェクト、これは全国的にも健康長寿のための新しいモデルケースとなるものであると思いますし、そのためには地域資源である温泉事業を生かした取組み、これは重要なことだと思います。ぜひとも、この健康長寿の観点からも、この地域資源である温泉を生かした取組みを前向きに検討していただきたいということを要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、子育て支援の関係であります。

まずは、病児・病後児保育の関係、やはりさまざまな問題があると思います。

一つは、運営した際の採算性。少子高齢化が進む中で、垂水市の実績を見ると利用者が少ない。聞きましたけど10人前後ですよ、年間10人前後。施設が立ち上がれば、利用される方も多くなってくると思います。その点からも、運営上厳しいのではないかなと思います。

2つ目は、あと小児科医院、ドクター、看護師、保育士、人材確保が困難という問題もありますでしょう。それでも、子育て支援の重要性を鑑みれば、この市内、垂水市においても必要な施設であるということは、間違いないところでもあります。そのような状況の中でどうしても考えていかなければいけない事業であると思います。その点、市長、公約の中に掲げておられ

ますけど、どのように実施していくのか、その方向性を教えていただきたいと思います。

あと、高校生までの医療費無料化についてあります。

私は、26年第1回の定例会の中で、高校生までの医療費の拡大ではなくて、やはり子育て世代の経済的な負担の軽減という観点で、これは教育費の負担ですけれども、学校給食費の減免措置を訴えたことがあります。私は、高校生の医療費の無料化も大切ですが、経済的な負担を考えると、その子育て世代の給食費の負担というのは年額相当な額になると思いますので、その点を強く訴えましたけれども、市長の中では、給食費の軽減措置よりも高校生までの医療費の無料化の拡大のほうが重要だったんだというふうに思ったところであります。

まあ、給食費の軽減措置については、引き続き私は訴えてまいりますけれども、ただ、任期が、今回、一般質問最後になりますので、再選した暁には、必ずこれは担当課のほうには質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

そして、この高校生までの医療費の無料化について、財源の確保と実施時期について教えていただきたいと思います。

○議長（池山節夫） 答弁はどなたに求めますか。

○堀内貴志議員 市長に。

○市長（尾脇雅弥） 病児・病後児保育制度につきましてお答えをいたします。

これまでの公約として、3つの挑戦と3つの柱を掲げており、このうち、未来への挑戦の中の一つの柱として、子育て環境の充実と応援を掲げ、積極的に子育て支援策の充実と事業展開を推進してきたところでございます。特に、少子高齢化が進む本市にとって、安心して子供を産み育てる環境づくり、また、子育てしやすいまちづくりの実現に向けた子育て支援の充実は

重要課題であることから、引き続き、3期目においても、積極的かつ重点的に取り組んでいきたいと考えております。特に、住民の視点に立った仕事と子育ての両立支援と、子育て世代の経済的な負担軽減のサービス充実について、引き続き拡充していく所存でございます。

病児・病後児保育制度につきましては、先ほど課長が答弁をいたしましたとおり、保護者の皆様が真に必要なとされている事業であり、優先的に実現すべき課題というふうに考えております。現在のところ、早急な見通しが立っていない状況ではございますが、今後、早い段階で実現できるよう努力してまいり所存であり、少なくとも幾つかの医療機関と調整を、今、進めております。垂水市内における病児・病後児保育制度を任期中にしっかりと形にしていきたいと考えているところでございます。

引き続き、高校生までの医療費の無料化につきましてお答えをいたします。

現在、中学校3年生までの医療費を無料として、市が全額負担をしているところでございますけれども、先ほど課長が答弁いたしましたように、子育て世代の経済的な負担軽減を図る観点から、無料化の対象を高校3年生まで引き上げようとするものでございます。このことについては、既に担当課に検討を指示しております。実施するに当たり、鹿児島県国民健康保険団体連合会との調整や、条例等の制度改正、住民や医療機関への周知やシステム改修、また、財源の確保など各種の調整を行う必要がございますが、実現に向けて取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

病児・病後児保育の関係についても、高校生までの医療費の拡大についても、実施する方向で検討するということで、子育て世代にとっては、経済的な負担の軽減につながるいい施策で

あると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後、もう一つ、担当課長にお聞きいたします。

先ほど、高校生までの医療費の無料化について本市で実施する場合に、見込み額について話されたと思います。もう一回、ちょっと350万というふうに聞いたと思いますけど、その点をちょっと確認したいと思います。

○福祉課長（榎園雅司） 先ほどお答えいたしましたとおり、概算で350万円を試算しております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 1点、素朴な質問です。先ほど、中学生までの医療費の無料化について、年間ですと大体2,000万ちょっと超えるぐらい、中学3年生までは、だけど、高校生になると極端に少なくなるんですけど、その見積もりはどういう算出だったんでしょうか。それだけ1点確認して終わりたいと思います。（発言する者あり）

○福祉課長（榎園雅司） お答えいたします。

中学校3年生の児童数から計算をして、児童数、中学校3年生の医療費の数字から計算をしております。

以上です。

○堀内貴志議員 算出して、もう極端に医療費が少なくなるのでちょっと疑問に思ったんですけど。これ、私ネットで拾い出したんですよ。これは静岡県ですか、どっかの行政、県として高校生の医療費の無料化を達成したところがある。そのときの知事の答弁がこんなこと言っています。高校生になると、幼児よりも病気がなくなるし、保険に入っていることが多いと。だから、県の負担はそこまで膨らまないというふうに。多分これも算出しての金額だったのではないかなというふうに理解しておりますので、その点は、後日また、個々にお尋ねをしたいと

と思いますが、副市長、何かありますか、どうぞ。
○副市長（長濱重光） 先ほど福祉課長が高校生無料化にした場合に350万程度ということをお申し上げしましたが、その2,400万という数字はゼロ歳から中学校3年生までの金額はそうでもありますので、高校生3年間におきましてはその程度見込んであるということでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 よく理解できました。それにあわせて、どっかの知事が話されているとおり、高校生になるとそんなに病気にかからなくなるよと。これも算出の金額350万ということであれば、市長決裁で即できるのではないかなと思いますので、早急に実施してほしいと。そして、子育て世代の経済的な負担を少しでも軽減するように取り組んでいただきたいと思います。

続いて、3つ目の質問、歴史文化資料館の必要性についてであります。

先日、垂水土人形展2日間、今回、期間短くて2日間でしたが、見に行かれた方を挙げてみてください。はい、ありがとうございます。あそこ見て私もびっくりしました。西郷隆盛、東郷平八郎、勝海舟の掛け軸が飾ってある。それもさわれる位置で、指紋もつくような位置で。あんな貴重なやつが身近で見られるというのはありがたいことですが、ああいう保管、保存、展示の仕方でもいいのかなというも疑問にあります。100年以上ずっと残していただきたい。

それを提供された方、全て個人の方。聞いてみたんです。そしたら、やっぱり私たちは高齢になり、保存に不安を感じていると、できれば市のほうで預かって大切に保管してほしい、これが切なる思いであるということでありました。多分、個人所有で持っておられる方、貴重な資料だということは十分認識した上で、やはりその責任の重さを感じているものだと思います。

多くの資料、個人が所有しているものであります。それも、今、持っておられる方が全て高齢者の方。今、持っておられる方は、その価値も十分知って、先祖代々継がれてきたものだと思います。

この資料について、今後も、さらに10年、20年、100年、200年、300年、後世に伝えなければならない資料であると思います。そうすると、どうしても保管の方法が問題になってくると。普通に保管しとただけでも、自然劣化のおそれがあります。少しでも自然劣化を防ぐことが重要になってくる。

また、せっかく市内にあるのに、第三者に渡ったり、市外に出て喪失することも考えられる。そういったことを考えると、少しでも劣化、散逸を防止するための対策を講じなければならないと思っておりますが、この点について担当課長はどのように思われるのか教えてください。

○社会教育課長（野嶋正人） 堀内議員ご質問の本市に存在する貴重な資料の保存と散逸、損失防止のための具体的な対策についてお答えいたします。

社会教育課では、昨年3月に民間による文化財展示施設である垂水文行館が閉館するとの情報を得ましたので、早速関係者の方々のご理解を得て、展示物を垂水市文化会館に移転、展示いたしました。

また、昨年、平成30年4月より、文化財コーディネーターとして1名を雇用し、垂水市の文化財の紹介や展示、市制60周年記念事業で開催された「なんでも鑑定団」の際に発見された新たな資料の整理、あわせて、市民の方々からの問い合わせへの対応や相談業務、また、市外の方々への文化財の紹介や解説等を行っていただいております。

次に、文化財保護審議委員の皆様にも、垂水市内を5地区に分け、社会教育課職員による点

検とは別に、それぞれの地区で文化財の巡視や保護活動を行っていただいております。その結果として、昨年度は、それまで民間で所蔵されていた前田正名や高崎正風の貴重な文書である川畑賢矩家文書の存在を新たに明らかにしますとともに、垂水市の指定文化財に指定し、あわせて、垂水市教育委員会にご寄託いただくことにより、資料の散逸を防ぎ管理することとなり、その一部は垂水市文化会館で展示いたしております。

また、ことし3月に新たに垂水市指定文化財に認定予定の渡邊氏所有の垂水人形につきましては、昭和30年代以降に途絶え、平成元年に旧来の技法により復活した垂水人形のもとになった型枠の原型でありまして、垂水人形復活に尽力された先生方が他界され、継承への手が必要この時期を捉えての指定でございます。指定後は所有者の申し出により、教育委員会のほうでお預かりして保管に努めるものでございます。

このように、今後も垂水市文化財保護審議会や文化財コーディネーターのご協力をいただきながら、散逸防止の啓発活動や文化財の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

最後、教育長、資料館建設について、直接教育長から話を聞いたことはありませんので、今回、教育長にお聞きします。

歴史、まず、この垂水市には重要な文化財、資料がたくさん実在します。まずは、保管する場所が一番大切ではないかなというふうに思っています。そして、この歴史民俗資料館の建設促進については、過去平成9年と平成28年、議会でも採択をされているんだということがあります。その点踏まえて、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。

歴史と文化のまち垂水市にとりまして、この歴史文化資料館の必要性は重々認識しております。とはいえ、やはり財源というところを念頭に置きますと、非常に厳しいものがございます。しかしながら、1歩でも2歩でも前に進めていかなければなりませんので、先ほど課長が答弁しましたとおり、いい方向で進めて、今後、丁寧に慎重に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

市長、3期目スタートしました。選挙戦で、国や県との太いパイプ、2期8年の実績をアピールされておられました。やるべきことはたくさんあるかと思いますが、市民の要望を一つ一つしっかりとかなえて、元気な垂水づくりのために邁進してほしいということ、エールを送りまして、きょうの質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 次に、14番、川畑三郎議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 この冬は暖冬で、桜島の冠雪もありません。3月を迎えようとしている今日、花の便りもあちこち聞かれるようになりました。野山に行きますと、ウグイスの鳴き声も聞こえます。春を感じる季節となりました。

市長選挙から早いもので1カ月を過ぎました。尾脇市長は、見事3選されました。3人の立候補者は、垂水市の発展を思われ出馬されたことに、心から敬意を表したいと思います。2人の方々も今後、側面から垂水市のためにご指導を願うものであります。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたします。

まず、最初に、中山間地域総合整備事業について。

この事業は、平成25年度から取り組まれた県の事業で、農道整備、用排水路整備や農業用集落道など、農業の振興を図るもので、垂水市内全域に事業が導入されております。事業の内容について、詳しく説明をお願いいたします。

次に、漁業振興について。

昨年12月議会において、垂水市漁協、牛根漁協に対する事業の支援をお願いいたしました。30年度もそれぞれの事業に支援していただいて、大変喜ばれていると考えます。31年度の両漁協に対する事業の支援についてお伺いいたします。

地区公民館主事の待遇改善について。

地区公民館の活動は、元気のある地域づくりの中心としてさまざまな分野でその役割を果たしており、その中でも活動の中心として主事の役割は年を追うごとに増大しております。本来であれば、地区公民館の管理や運営が中心でありましたが、時代の要請とともに福祉や保健の分野、また、防災や小学校との連携事業など事業が増大し、最近では、地域づくりのもととなる地域振興計画の策定や事業内容など夜の会合も多く、大変であります。

特に、地域によって時期は異なりますが、敬老会、運動会、文化祭、12月には正月行事等の準備など休日も返上され、頑張っていただき、主事の使命感や責任感に裏打ちされた熱意の表れであり、努力をされている姿に心から感謝をするものであります。

このような中であって、主事の勤務は月16日程度となっておりますが、先ほどの仕事の分野の拡大とともに、いずれも18日以上勤務されているのが現状であります。そのご苦勞に應えるためにも幾ばくの報酬の値上げが必要ではないでしょうか。また、現在、主事には社会保険はついておらず、安心して仕事をしていただくためにも、福利厚生面での改善が必要と考えますが、教育委員会の考えをお聞かせください。

1月20日投票の市長選挙で、三つ巴の戦いで

当選された市長に、心から祝福をいたします。垂水市の発展と市民の幸福のため、3期目も大いに頑張っていたいただきたいと思います。

午前一番に川越議員からこの件についても質問がありましたが、市長の3選の抱負についてお願いし、私の1回目の質問を終わります。

○農林課長（楠木雅己） 川畑議員のご質問でございます中山間地域総合整備事業につきましてお答えいたします。

県の事業であります中山間地域総合整備事業についてであります。平成25年度から取り組んでおり、農業用の用排水路整備、農道整備、区画整理等の生産基盤整備と、農業用集落道、農業集落排水、情報無線施設、地域防災設備等の生活環境基盤整備を総合的に行える事業でありまして、活力ある農業の振興を図り、安全で安心して生活できるまちづくりを目的としております。

県の総事業費は約7億4,000万円で、平成33年度完成を目指しており、垂水市内における事業の区域は、農村災害対策整備事業を導入していた柘原地区を除く垂水市内全域となっております。

本市の平成30年度事業におきましては、事業費7,000万円で、市負担金は生産基盤整備負担率15%、生活環境基盤整備負担率20%の計1,257万5,000円となっております。

なお、主な工事につきましては、海潟・飛岡地区の圃場整備の監事業務、工事の補完工と新城・田平集落排水路整備工事等を行っております。また、次年度工事へ向けての測量設計業務委託も数件行っているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（二川隆志） 川畑議員のご質問でございます平成31年度における垂水・牛根両漁協への支援につきましてお答えいたします。

まず、垂水市漁協への支援の内容についてで

ございますが、本年度は11の事業を対象にしまして、歳出予算ベースで総額約1億6,000万円の当初予算額を計上させていただいております。主な内訳としましては、海潟漁港防波堤及び高潮対策などのハード整備事業に約4,900万円、経営安定に係る事業費に約1億300万円、その他の水産振興に係る事業費として約800万円を計上させていただきました。

現在、水産庁をはじめ、森山先生からの支援をいただきながら、カンパチの海外輸出による販路拡大に向けた取組みに力を入れているところでございます。来月3月末には、香港並びに中国本土に約1,000店舗展開される大手飲食チェーンの代表の方々がカンパチの養殖現場の視察に見えられる予定となっておりますので、県PR課と連携して、商談成立によって次年度以降の輸出が実現できるように、全力でサポートさせていただきたいと考えております。

次に、牛根漁協への支援の内容についてでございますが、9つの事業を対象に、同じく歳出予算ベースで約3億2,200万円の当初予算額を計上させていただきました。主な内訳としましては、県営事業の牛根麓漁港整備に係る負担金や係留施設工事等、ハード整備に係る事業費に約2億2,000万円、経営安定に係る事業費に約1億円、その他の水産振興に係る事業費として約200万円を計上させていただきました。

特に、ブリの北米向け輸出額が年々増加していることなどから、生産能力の効率化を図る上でも、牛根麓漁港の整備促進に向けた取組みに努めてまいりたいと考えております。

なお、両漁協への支援内容における事業費の差につきましては、主にハード整備に係る事業内容により、工事費等が年度ごとに大きく異なることによるものでございます。

水産業は、垂水市経済の根幹をなす基幹産業でありますことから、今後も各事業の進捗状況を注視して、さまざまな課題をはじめ、各事業

ごとの優先順位など、問題点の整理を行いまして、垂水・牛根両漁協と情報を共有し、漁業者の方々の生産性の向上や収益の改善に努めたいと考えています。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 川畑議員のご質問についてお答えいたします。

まずは、議員ご指摘のとおり、地区公民館主事の皆様の業務が多忙であり、業務や責任が増大しておりますことは十分に認識いたしております。労苦をいとわず尽力されておりますことに、この場をお借りいたしまして、心から感謝申し上げたいと存じます。

さて、社会教育課では、この1年間、地区公民館連絡協議会の場で、地区公民館主事の待遇改善について、勤務実態の調査結果や他市の状況等を参考にしながら、継続して協議してまいりました。そして、地区公民館連絡協議会の結論として、1つ目に、主事が安心して仕事ができるように、社会保険等の福利厚生を充実させるべきである、2つ目に、主事の勤務内容や実態に合わせて、また、新たに主事になる方の勤務環境改善の一環として、報酬額を増額すべきであるとのことをご要望をいただいたところです。

そこで、このたび、平成31年度当初予算に、社会保険料の市側負担分と自己負担額を考慮した報酬の増加額を予算計上させていただいておりますので、ご理解の上、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 川畑議員のご質問でございます。市政運営に当たり、3期目の抱負につきましてお答えをいたします。

川越議員のご質問でも答弁申し上げましたとおり、これまで2期8年間では、垂水市の発展と垂水市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げて、元気な垂水づくりのため、経済、安心、未来への挑戦といたしまして、6次産業化と観

光振興、防災対策などの安心安全なまちづくり、健康長寿と子育て支援などの政策に取り組んでまいりました。

3期目の市政運営では、さらに実りある成果を出し、元気な垂水のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。そのために、これまで以上に市民の皆様との対話を重視し、積極的な情報発信と説明責任を果たしてまいりたいと考えております。また、あらゆる場面で率先して行動し、勇気を持って改革に取り組んでまいります。

さらには、これまでの2期8年間の市長経験、その過程で培ってまいりました国や県、近隣市長との信頼関係や連携、協力関係は、私の最も誇るべき財産であるとともに、最大の強みであると自負しております。私は、これまでの経験を財産に、今後4年間の行政運営において最大限に生かしてまいり所存でございます。

以上、私の市政運営に対する抱負を述べさせていただきました。

○川畑三郎議員 それでは、順を追って質問いたしたいと思っております。一問一答式でよろしくお願いたします。

まず、最初に、中山間地域総合整備事業について、今、課長のほうで説明がありました。今年度は新城の田平地区と海潟の飛岡地区、この農道、水路の整備なんですけれども、今、30年度で海潟の飛岡をやってもらっております。大変地域の皆さん方喜ばれておりますけれども、全体を舗装する、水路全部整備するという結果ではないわけです。範囲が広いから、一括には私もできないと思っておりますけれども、業者に聞いてみますと、県の方がまた次年度もやるんだと、あんしゃ心配しちやあんなと、もうそれ信頼して待ってくださいということで、我々もそういう状況でおったんですけれども、今度のあの打ち合わせの事業の中で一部、全部できないような話をお聞きしたんですけれども、我々として

は、せっかくだから一括にしてできなくても、年次的にまたやっていただきたいなという気がするわけです。この件について、今の飛岡の現状はそういうことですので、今後の飛岡の舗装、水路の整備は引き続きやっていただけるのかどうか、お願いいたします。

○農林課長（楠木雅己） 飛岡地区の圃場整備の農道水路等の今後の整備についてお答えいたします。

飛岡地区の圃場整備の工事は、平成30年度で当初計画での圃場の整備、道路水路等の整備はほぼ完了となります。道路の舗装等につきましては、主な幹線道路のみとなっており、道路の舗装や水路等の追加工事がどうしても必要と思われる箇所につきましては、県と相談し、事実上可能な限り対応していく考えでおります。

飛岡団地内において、砂利舗装で工事を終える農道もあり、地元の要望に十分応えることができない部分もございますが、今後、より利便性が図れるように、県に対し、県単事業や何らかの事業等で舗装ができないか、要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 打ち合わせのときに一部そういうお答えいただいたんですけど、これは、事業は県の事業ですから、市の事業でないのは、ないから強く押せないんですけども、今おっしゃったように、県単事業もあるということで、余り最近市のほうでも県単事業取り入れていない状況ですよ。昔は、もう県単事業、県単事業と言うて、何線も舗装を取り入れたりした話を聞いたんですけども、今後、せっかくこういう状況で、途中でやめるというのはなかなかでしょうから、そこら辺も市のほう、県のほうもそういうことで県単やら取り入れてもらうように、市でするわけですけども、市のほうで単独事業でもできるところはやっていただきたい。これはもうそういうことで、そんだけし

か言えないので、強くは言えません。そういうことでひとつ、課長の時代にまた引き続き、31年度も県のほうにもお願いして、できるようにお願いして終わりたいと思います。

次に、漁業振興についてです。

これ、12月議会にもお願いして事業名を聞いたわけですが、12月の議会で両漁協から支援の要望のほうに陳情が出まして、それ、採択されたという状況もありますので、そこもしっかりと見据えていただいて、援助していただきたいと。

特に、漁協のほうからお願いが出ているのは、種子島周辺漁業対策事業、これは金額が大きいので、補助をするのも金額が張るわけですが、係留、牛根がことし係留施設でその事業導入していますよね。垂水市が去年、この事業で係留施設を取り入れたということで、幾分と市のほうでも援助をしてくださいと、議会との懇談会でもそういうことは両漁協にも出ましたので、そして陳情も出たということで、私も12月にしたんですけれども、ことしもその事業が、予算化されているので、そこら辺でこの事業についての援助は幾分できないのかということをお尋ねするところです。

○水産商工観光課長（二川隆志） 川畑議員のご質問でございます種子島周辺漁業対策事業への市の支援につきましてお答えさせていただきます。

種子島周辺漁業対策事業は、JAXAから70%、それに県が5%補助して実施する事業でございます。さらに市が上乗せの補助をできないかと要請されているものでございますけれども、JAXA・県合わせて75%の補助は、他の補助事業と比較しましても高い補助率であるというふうに思っております。

確かに、事業費自体が大きいことから漁協の負担額も多いということは、重々理解しているところでございます。しかしながら、農業分野

をはじめとして、現在、他の所管課が取り組んでおります各種補助事業との整合性も、全庁的に検討させていただかなければと考えておりますことから、現時点で、市が一律に上乗せを行う支援を始めることは難しいというふうに考えております。

現在のところ、特に垂水市漁協が種子島周辺漁業対策事業における喫緊の課題として挙げておられるのが、EU・HACCP取得に向けて、加工場など建屋や加工施設の改修費用を種子島周辺漁業対策事業にて採択いただき、事業実施したい意向を持っておられます。事業採択に向けた新たな取組みなどを盛り込んだ計画書作成や現地精査と、県をはじめとした採択関係先への働きかけなどを、まずは最優先に、垂水市漁協と連携して取り組み、支援してまいりたいと考えております。

今後も両漁協とともに取り組んでおります各種事業におきまして、優先順位などを十分に協議し、水産業従事者のために広く影響するような事業であるかどうかなどを両漁協と意見交換を行いながら、生産者の方々の負担軽減に向けた取り組みについて検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 今、お話がありましたとおり、農業分野でも補助を出し、荒廃対策事業もしますと、75%が国、県であると、市は出していないと。一部若い農業者には出しているというように、これは僕が思うと、個人的な方に対する補助ですよね。今度もこの牛根漁協、垂水市漁協においては、まあ大変ですよ、大きな事業する中でのその事業取り入れるわけだから。幾分、今の現状は、牛根漁協、垂水市漁協は、市政にも大きく、僕は応援していると思うんです、いろんなことで。だからやっぱりそこを考えたときに、幾分そういうので援助、僕はしてもいいんじゃないかなと思います。これは課長

一人ではできないから財政課長もでしょうけど、やっぱり市長とか副市長、こういう官房の中では話をして、また漁協とも話して、幾分そういうことで、私はやってもいいんじゃないかと思えますので、これはもう要望としてやっていきますので、市長、副市長よろしくお願いします。

それで、公民館主事の待遇改善について、今、社会教育課長のほうでいい答弁をいただきました。今回の当初予算で盛り込まれているということで、一番、公民館の、地区公民館の中でこれを、この面を、福利厚生の方、どうしてもやっていただきたいという要望が、みんなでこの議会にも来たのかな、市長にも教育委員会にも来たと思うんです。それでいただいてやってもらったら、大変僕はありがたいなと思います。

地区公民館を取り巻く状況を考えてみますと、地区公民館の館長や主事で構成する地区公民館連絡協議会の場合、主事の新たななり手がいないとか、後継者育成に大変苦労しているという話が出ております。皆さんもご承知だと思いますけれども、若い主事さんをとという声があったりするんですけども、なかなか手がいないという面もあります。そういうことで報酬や福利厚生のほうでさらなる充実ができないものかと議論があるところですけども、今後のその方向性についてひとつ伺いたいと思います。

○社会教育課長（野嶋正人） 川畑議員のご質問についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました地区公民館連絡協議会の協議の場で、今後の主事の勤務環境につきましては、例えば、主事のなり手がいないので、業務改善や地域に奉仕しようという、その高い気持ちに応えることができるような環境を整えてほしいとか、高齢者の方だけでなく、誰でも努めていただけるような報酬や福利厚生に改善してほしい、また、地域や行政に主事の業務について内容を十分に理解してもらい、後継者の

育成や確保に配慮していただく必要がある、などの提言をいただいたところです。

今後の状況を見てみますと、平成32年度からは、会計年度任用職員制度の導入により、任用制度と勤務体系が変わるなど、さまざまな変化への対応が予想されております。

そこで、社会教育課といたしましては、今後の制度改正の動向を見きわめつつ、地区公民館連絡協議会からの提言を尊重しながら、勤務環境の改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

今後、臨時職員等の制度が大きく変わること、財政的にも厳しい面があるとは思いますが、今後の地区公民館や主事の担う役割を十分に認識していただいて、改善が進んでいきますように、これは要望しておきます。

私も役をしている中で、こういう面が地区公民館の協議会に出ております。一致団結して要望しよう、陳情しようということになったりしておりますので、ことはこういう予算がついて、大変みんな喜んでいるんじゃないかと思えますので、ありがとうございます。

次に、市長の市政運営についてでございます。

3期目の抱負を聞きましたけれども、ありふれた抱負でなかなか難しいんですけども、僕もこの市長選挙で、三つ巴で市長が当選された。それはその過程も難儀や苦労をして市長も当選されたと思います。それに他の2人も一生懸命、僕は、だったと思うんですけども、市長がああいう結果が出たということは、市長でないといかんのかなという垂水市民の思いですから、これをやっぱり胸に焼きつけて、今後新しい垂水市の発展のために、また、若い市長ですから自信を持って、僕はやっていきたいと思えます。

ひとつ、我々も陰ながら応援いたしますので、職員一緒にみんなで垂水市のために頑張っ

てください。

終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、13時15分から再開いたします。

午後0時4分休憩

午後1時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[梅木勇議員登壇]

○梅木 勇議員 午後から1番目の登壇となりましたが、よろしくお願い申し上げます。

平成最後の年となります平成31年度がスタートし、1月は5日に文化会館にて162人が対象となる成人式があり、新成人者を祝いました。6日には、恒例の消防出初式がキララドームで行われ、整然とした隊列入場の後、消防庁長官表彰の永年勤続功労賞、垂水市長表彰の勤続15年賞、内助の功など、49名に栄えある表彰がありました。

20日に行われた市長選挙では、尾脇市長が3期目の当選を果たされ、今後4年間の垂水市政のかじ取りを負託され、これまで築き上げられた成果を拡充、さらに伸ばし、課題、問題に積極的に対処され、垂水市の活性化、発展にご尽力いただきますよう、大きく期待いたします。

先日、23日の新聞にビッグなニュースとして、地球から3億4,000万キロ離れた小惑星リュウグウに探査機はやぶさ2が着陸し、資料採取のため表面の岩を砕く金属弾も無事発射とあり、2005年に小惑星イトカワへ着陸した初号機に続く快挙とありました。

また、2014年12月、種子島宇宙センターから打ち上げられ4年余りの飛行を経て、無事に着陸したことは、日本の遠隔操作技術の高さを示す快挙であるともありましたが、宇宙航空研究

開発機構の記者会見では、本日、人類の手が新しい星に届きましたと報告されています。探査機はやぶさ2の着陸を喜び、日本の技術を誇りたいと思います。

このような出来事、ニュース等があり、はや2カ月が過ぎようとしています。ことしも市民の皆様が健康で幸福な年でありますようご祈念申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、ご答弁よろしく願いいたします。

まず、1問目、3期目の抱負について質問いたします。

この件につきましては、午前中の2人の議員で3期目の抱負について話がありましたが、私は具体的に第1次産業の抱負について質問いたします。

本市は、錦江湾に浮かぶ雄大な桜島、東に高隈連山を臨み、錦江湾に面した風光明媚で気候も温暖なまちであります。このような自然環境のもと、営々と農業、漁業が営まれてきています。農業は米づくりをはじめ、キヌサヤエンドウ、サヤインゲンなど、野菜類、牛根地区のビワやミカン類等の栽培、畜産では、肥育、子牛の生産が行われ、林業もあります。漁業では、カンパチ、ブリの養殖、近年ではカキの養殖も始まり、一本釣りの方々も多数おられます。これら、本市の基幹産業であります農業、畜産、林業、漁業など第1次産業についての抱負をお聞かせください。

2問目に空き家対策について質問いたします。

高齢化、人口減少が進む中、子供も少なく、空き家も至るところに存在し目につきます。市では、移住促進の施策も取り組まれ、関連して空き家対策も進められていますが、空き家対策各種事業の予算額、執行率など実績をお聞かせください。

3問目に、猿ヶ城森の駅について質問いたします。

森の駅については、平成28年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による3年間の運営がなされてきたが、本年3月末日をもって終了することに伴い、募集が行われたが応募がなく、4月からは以前に戻り市直営になりますが、4月からの直営について1,923万2,000円の予算が計上されているが、予算の支出やスタッフ、運営方針をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 梅木議員のご質問でございます第1次産業の水産業、農畜産業振興の具体的な構想につきましてお答えをいたします。

まず、水産業につきましては、燃料等の高騰や雇用の確保など、他業種と同様のさまざまな課題はありますが、最大の強みは後継者の確保とその育成に恵まれているということでございます。

水産業の5年後、10年後の将来展望を考える上でも、大変力強い状況であると認識しておりますことから、垂水、牛根両漁協への支援を柱として取り組んでまいります。

特に、近年は国内マーケットが縮小傾向にある中で、早くから海外輸出への転換を図られていた牛根漁協のブリは、現在、生産量の6割以上を主に寿司ネタとして、グローバル・オーシャン・ワークス様が北米向けに輸出し、北米で流通しているブリの国内の約7割のシェアを垂水産で占めているまでになり、40億円を超える売り上げを計上するところまで成長させていただいております。ブリの輸出に関しては、今後もこれまで以上に需要が見込め、供給不足との情報が入っておりますので、さらなる伸び代が期待できるものと考えております。この生産体制の強化と一層の効率化を図るためにも、牛根麓漁港のハード面の整備促進が喫緊の課題であることを認識しておりますことから、財源の確

保も含めて、関係先への要望等を積極的に働きかけてまいります。

垂水市漁協におきましては、年々前倒しをして経営改善が進んでおり、牛根漁業協同様同様、先細る国内需要からの脱却を図ろうと、東南アジアを中心とした海外輸出の強化に取り組んでおられます。現在のところ、大規模な商談の獲得はできておりませんが、水産庁をはじめとした国や県の海外展開をうまく活用した販路の確保に、積極的に人員を投入して活動されておりますので、極力、市職員も同行させるなどの人的支援を行っているところでございます。

3月下旬には、香港からの視察団が鹿児島県に入り、垂水市漁協のカンパチも視察されますので、トップセールスの絶好の機会と捉えまして、商談成立に向けた取り組みを支援してまいります。

あらゆる面で、アジアの成長とリンクする取組みが必要と考えております。輸出以外の取組みでは、牛根漁協の一本釣りの有志が起業された養殖カキの提供が、3月中には開始される見込みであることや、ブリの商品加工の段階で発生する内臓系の残渣を食材として活用する取組みが本格的に稼働し始めており、既に相当な商談を獲得されるなど、商材としての歩どまりを上げて、さらなる収益の向上につながる事業者独自の取組みが、現実味を帯びてまいりましたので、新たな顧客獲得のための情報発信に積極的に関与するように、所管課職員に指示したところでございます。

次に、農林、畜産業についてお答えをいたします。

まず、これまでも取り上げてまいりました、次世代の本市農業を担う新規就農者の確保を図り、国や市のさまざまな支援制度を活用しながら、新規就農者の経営の安定を図ってまいります。そのほか、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども

含めた収入減少を補償する仕組みとして、国が推奨しております収入保険制度の推進にも取り組んでまいります。また、6次産業化に取り組む農業者に、市単独事業活用をしていただくほか、6次化構想をお持ちの農家の皆様に対し、相談に対応する専門家を現地に派遣するなど、意欲ある農業者の所得向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。

畜産業におきましては、優良牛導入保留対策をはじめとしたさまざまな補助事業や、畜産クラスターを利活用した施設等の整備の推進により、安定した経営はもとより、経営拡大につながるような施策に取り組んでまいりたいと考えております。また、2022年に霧島市で開催されます第12回全国和牛能力共進会に向けて、チーム肝属の一員として、垂水から優良な牛を出品できるような体制を整えていければと考えております。

そのほか、畜産業の根幹を揺るがすことになりかねない豚コレラや鳥インフルエンザ、口蹄疫などの防疫措置につきましても細心の注意を図ってまいります。

農林水産業につきましても、本市経済を支える重要な基幹産業でありますことから、今後も関係機関からの支援や協力をいただきながら、職員と一丸になってさらなる振興のために取り組んでまいりたいと考えております。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員のご質問でございます、空き家対策事業の取組み、実績等につきましてお答えをいたします。

企画政策課が所管いたします、空き家対策事業は3事業ございます。

初めに、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金について説明いたします。

本事業は、平成25年度より実施しております。空き家内家財道具等処理費用に対しまして補助金を交付する事業でございます。補助額は上限を50万円といたしまして、家財道具撤去費用に

3分の2を乗じて得た額を補助しております。平成29年度の実績は6件で、予算額100万円に対しまして、執行額は20万8,000円、予算執行率20.8%でございました。

次に、垂水市空き家リフォーム促進事業補助金でございますが、平成27年度より実施をいたしております。空き家のリフォームに要する費用に対しまして、補助金を交付する事業でございます。補助額は、工事費用20万円以上の対象工事に対し、上限を50万円として、工事費用の50%を補助しております。

平成29年度の実績は3件で、予算額750万円に対しまして、執行額は150万円、予算執行率は20%でございました。

最後に、空き家バンク移住促進事業補助金でございますが、平成28年度より実施しており、垂水市へ移住される方に対しまして家賃を補助することにより、移住の促進及び空き家の有効活用を図ることを目的とした事業でございます。本事業は、子供が2人以上の世帯は月額1万5,000千円、単身世帯は月額5,000円を、それ以外の世帯は月額1万円の家賃補助を3年間交付するものでございます。

平成29年度の実績は5件で、内訳としましては、夫婦世帯が1件、子育て世帯が4件でございます。予算額130万円に対しまして執行額は64万円、予算執行率は49.2%でございました。いずれの事業も空き家の有効活用を図りますとともに、本市への移住、定住を促進することを目的として実施いたしております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 空き家対策の土木課の取組みと実績につきましてお答えいたします。

平成28年度より空き家の解体、撤去にかかる経費の一部を助成しておりますが、景観及び住環境の向上並びに安心安全の確保を図り、地元の登録業者が行うことにより、地域の活性化を図ることを目的としております。助成の内容に

つきましては、危険空き家にかかわらず、空き家の解体、撤去のみの場合、解体、撤去にかかる工事費30万円以上が対象で、補助率30%、上限30万円、また空き家の解体、撤去後の跡地に引き続き住宅を新築される場合には、上乗せ加算いたしまして、解体、撤去にかかる工事費の50%、上限50万円を助成するものでございます。

実績といたしましては、平成28年度の解体が33件、予算執行率92.3%、平成29年度の解体が35件、執行率98.6%、平成30年度が2月現在で24件、執行率94.4%となっており、この3年間で合計92件の空き家が解体されました。まだまだ市内には多くの空き家がございますが、解体経費の一部を助成することは、危険な空き家等の発生、抑制につながるものであり、有効な補助制度であるものと認識しております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（二川隆志） 梅木議員のご質問でございます、森の駅たるみずの今後の管理運営につきましてお答えいたします。

平成30年12月議会で、堀内議員の質問への答弁内容と一部重複する部分もございますが、ご了承いただきたいと存じます。

現受託者であります財宝様からも、宿泊棟が8棟と少ないことや冬場の利用者増加のための取組みが難しいなどの報告を受けているところでありまして、直営に移行した場合においては、指定管理者側で確保されておられた会員や利用者分が減少し、それに伴う収益の減少は見込まなければならないと考えているところでございます。

本年4月からの運営体制でございますが、人員につきましては、雇用者は6人となりますが、うち2人から3人をローテーションで常駐させる体制をとる予定でございます。ほかに管理作業員が1名、夏季繁忙期のみ臨時職員2名を増員する体制で運営を行う予定でございます。

今後も収益の柱となりますのは、宿泊利用料

金でありますことから、年々、着実に数字を伸ばしてきております、スポーツ合宿や教育旅行の体験学習での利用率の向上を図りまして、収益の減少幅の縮小に取り組まなければならないと考えております。

森の駅施設の下流側で財宝様が運営されております、猿ヶ城ラドン療養泉森の家とは、今後も相互の施設の強みを補完していけるような関係の構築について、現在、協議を続けているところでございます。特に4月以降、宿泊されるお客様への飲食の提供につきましても、周辺施設との連携を含めた話し合いを続けているところでございます。

垂水中央運動公園内の各施設も国体に向けて整備が進められていることは私共にとっても今後の合宿の誘致活動において、たいへんな強みであります。

市内の宿泊施設も増えて受入体制も整ってまいりましたので、相互に連携すればまだまだ伸び代が確保できて、森の駅の収益の柱であります宿泊体験利用料金での収支の均衡を図れるところまで、持っていけるのではないかと考えているところであります。

以上のようなことから、今後の基本的な運営方針としまして、森の駅たるみずの開設当初の目的でありました、自然に親しむ環境及び都市間農村漁村交流の場を市民等に提供することにより、地域の活性化及び市民等の健康の増進を図ることを目指すために、以前の直営時の運営体制を基本に、閑散期における収益の確保のためにも、一定の集客効果を残せるキャニオニングなどの既存の体験メニューとは別の新規体験メニューの開発や、各種イベント開催などの企画に努め、道の駅など、近隣施設の連携強化による誘客を図りまして、交流人口の拡大に伴う収益の確保を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の先ほどのご質問で、企画政策課所管にかかわります垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金についての補助額の上限を私、先ほど50万と申しましたけれども、5万円の誤りでございます。訂正をいたします。申しわけございませんでした。

○梅木 勇議員 市長の3期目の抱負についてお聞きしましたけれども、水産業については、付加価値を高める6次産業がかなり進んでいるなどというふうなふうに思っております。そこで、今後、国や県の有効な事業を活用し、意欲的に農業、漁業ができるような環境を構築され、第1次産業に希望が持てる、元気が出て新規就農者や漁業従事者が次々と生まれるよう、もうかる、稼げる施策に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、農業に関する部門の中で、6次産業についての市単独の支援も行いたいというような表現がありましたけれども、具体的には、農業に対する6次化産業に対する市独自の支援というのは、どんなのを思っているのかお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） これにつきましては、6次化につながるような機械購入等を考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 加工施設にかかわる機械設備ということですね。ありがとうございます。

やはり生産するだけではなくて、1次産業の場合は、こうして加工をするというのが今の社会の流れで、加工した品物を、小さい個人農家とか、個人的には直売所、道の駅なんかを含めた直売所がたくさんありますけれども、そういうレベルで楽しむ方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に対しての支援かなというふうなふうに思っております。それが、順調にきて拡大すれば、また事業化というようなこともつながってくるでしょうけれども、とに

かく、この第1次産業の活性化が図れますよう期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

次に、新たな施策についてでございますけれども、1月の市長選挙における選挙公報の公約では、元気な市役所、元気な人、元気な産業、元気なまちと大きく4つのテーマがあり、テーマごとに種々、施策等が掲載されており、これから4年間の意気込みを感じ、我がまちのさらなる活性化を期待するところですが、新設として保育料の補助、病児・病後児保育制度、高校生までの医療無料化、温泉入浴券制度、敬老パス補助、垂水島津家祭りとお宝展、全市民だけの垂水のど自慢大会等が記載されておりますけれども、各施設がどのような実施構想なのかお聞かせいただきたいと思っております。

なお、病児・病後児保育制度と高校生までの医療無料化につきましては、午前の堀内議員の質問がありましたので割愛させていただきます。よろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 梅木議員のご質問であります3期目の抱負についての市長選の公約、保育料の補助、病児・病後児保育制度につきましてお答えをいたします。

午前中の堀内議員のご質問において、今、申し上げた病児・病後児保育のことについて、また、高校生までの医療費のことについてはお話をさせていただきましたし、割愛でいいということでありましたので、改めてご説明させていただきますが、幼児教育の無償化につきましては、先般、国において、ことしの10月から実施する方向で閣議決定がなされたところでございます。

その内容は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を全額無償化とし、ゼロ歳から2歳までの子供たちの利用料につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化とすることとなっております

ます。このゼロ歳から2歳までの子供たちのうち、住民税課税世帯の子供たちにかかわる利用料が無償化の対象とならないわけですが、この部分について、子育て世代への経済的負担軽減策として、垂水市独自の補助ができるのではないかと考えているところでございます。

この補助についてでございますが、どれくらいの補助としていくかは財源等の問題もありますので、これから検討していくこととなりますが、多くの子育て世代が子供を安心して保育所等に預けやすい環境をつくるのが大切だと思いますので前向きに検討していきたいと考えているところでございます。また、補助の実施時期につきましても、制度改正と各種の調整が必要と思われませんが、実施に向けて検討を急ぎたいと考えております。

次に、温泉入浴補助、敬老パス補助につきましてお答えをいたします。

本市におきまして、高齢化社会の到来を豊かで明るい社会をつくり上げるための過程と考え、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりの実現に努力してまいりました。また、高齢者の皆様方は豊富な知識や経験技能をお持ちであり、今まで社会においてご活躍いただいたところであり、また今後も地域社会と多方面においてのご活躍を期待するものでございます。そこで、高齢者の皆様方が今後も心身ともども健康で明るく楽しく生活を続けていただくために、温泉入浴券補助、敬老パス補助について取り組んでいきたいと考えております。現在、温泉入浴につきましては、垂水老人憩いの家、南地区老人憩いの家を高齢者の皆様に利用していただき、憩いの家のない牛根地区においては、道の駅入浴料金の一部を助成しているところでございます。

3期目に当たり、さらなる高齢者福祉の充実を目指し、温泉入浴券の補助を検討してまいりたいと考えております。

また、敬老パス補助につきましては、国道沿いの廃止代替バスが運行されているところではありますが、利用が低迷しているようでございます。このため、高齢者の経済的負担軽減を図るとともに、外出の機会を増やしていただくことを目的として、敬老パス補助についても導入について検討してまいりたいと考えております。なお、両事業につきましては、今後、対象者や補助金額及び実施方法等について検討を進めてまいります。

次に、垂水島津家祭りとお宝展についてでございますが、垂水島津家墓所はこれまで3年間の調査を終え、現在、最終の調査報告書の作成中であり、本年6月に垂水市ほか島津家四家墓所のある鹿児島市、指宿市、始良市、さつま町の4市1町が足並みをそろえて、文化庁に国指定文化財の具申を行おうといたしております。

この国指定の認定作業が順調にいきますと、来年の4月以降に正式に国指定をいただく予定でございます。その暁には大きな話題となり、垂水島津家が新たに脚光を浴び、県内外から多くの方が訪れることが予想をされております。このことは春を呼ぶ土人形展や垂水島津家にまつわるお宝の特別展示、垂水島津家墓所の美化活動など、これまで民間と行政が一体となって取り組んできた成果でもあります。

そこで、私は、この国指定の機会を捉え、垂水市を訪れていただく方々に垂水市のいろんなよさをアピールし、ひいては、交流人口の増加による垂水市のさらなる活性化をも目指して、垂水市島津家祭りとお宝展を開催したいと考えております。また、県内では日置市の妙円寺詣りや志布志市のお釈迦まつりなどのように、地域の恒例行事としてにぎわいを見せている催し物もございますので、我が垂水市においても、この国指定の機会を生かして、関係者の知恵をいただきながら、例えば武者行列などにより、地域おこしにつながるようなイベントが可能な

いものかと考えております。

次に、全市民だけののど自慢大会につきましては、これまで私の任期中において元気なまちづくりにつながるさまざまなイベントを開催をしております。その中でも、昨年の市制60周年記念事業として開催されたNHKののど自慢は、大変な盛り上がりを見せ、市民の皆様より好評を得ました。そこで、私の目指す元気なまちづくりに貢献できる新たなイベントの一つとして、また市民の方々が楽しみ交流する場として、全市民だけののど自慢大会の開催に向けて、関係者の皆様の協力を得ながら取組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それぞれの施策について具体的な構想をお聞かせいただきましたけれども、保育料については10月から始まります制度、それに漏れるとといいますか、かからなかったゼロ歳から2歳までの課税世帯に対しての市の援助をするということだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、温泉入浴券については、先ほど、市長も答弁されましたように、牛根地区の65歳以上の方々に対して100円の割引をなされているというようなことで、申請しますと、1人当たり年間3,000円の割引券が交付されると、発行されるというようなこととなっておりますが、さらに補助を進めていきたいというようなことでしたけれど、この補助は、今、牛根地区以外の老人憩いの家、それと新城にありますそういう施設では100円で入浴ができるというようなふうに聞いておりますけれども、さらなる補助というのを具体的に、もう一声聞かせていただきたいなと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの堀内議員の中でも少し答弁をさせていただきましたけれども、垂水の魅力の一つとして温泉があると。いろいろ飲む温泉水とかも含めて、9社もあって、い

ろんな意味で事業としても展開をしているわけですけれども、入るほうの温泉ということに関して、まだまだ支援が足りない部分があるというふうに思っております。特に、高齢化社会を迎えて、元気で暮らしていただくという目的に資するための支援というのを、今後、より具体的に、先ほど申し上げた財源の問題も含めて検討していくということでございます。

○梅木 勇議員 温泉入浴券につきましては、高齢者の方々がさらに楽しめられるような制度にしていただきたいなと思います。敬老パスについては、国道沿いの走るバスについての敬老パスかなというようなふうを受け止めましたけれども、これも早めにバスの利用ということも含めて実施していただきたいなと思っております。

それと垂水島津家祭りとお宝展、全市民だけの垂水ののど自慢大会につきましては、薩摩藩島津家御一門四家の一つで、御一門四家のうちで1万8,000石と一番の石高を誇り、16代続いた垂水島津家の歴史・文化に触れることができるんじゃないかなと、こういうふうなふうに期待しておりますけれども、垂水の四家、これを合わせて、今、国に指定を受けられるように申請しているというような話でございましたけれども、これが指定の暁にはこういう祭り等が開催されて、垂水の島津家にかかわる歴史・文化に触れることができるんじゃないかなと楽しみにしているところでございます。

それとお宝展につきましても、去年は市長も申されましたNHKののど自慢大会、それと「なんでも鑑定団」がありましたけれども、この「なんでも鑑定団」のように、各家庭に埋もれているいろんなお宝の出品を楽しみにしております。

これらの施策が実現されますと、さらなる子育て、高齢者支援が充実され、歴史・文化の香りが高まり、のど自慢の楽しみができ、住んで

よかった、長生きしてよかったとの笑顔の光景が見えるようになるものと思われま。ぜひ実現されるようよろしくお願いいたします。

次に、空き家対策についてでございますけれども、それぞれの事業の実績をお聞かせいただきましたが、企画政策課が行っております3つの事業については、執行率が2つの事業が20%台、それと空き家バンク移住対策事業が60%程度というようなことで、非常に利用というか、それが低いような感じがしますが、空き家はいっぱい至るところで目につくところなんですけれども、リフォームをしても活用ができないとか、そういう空き家もたくさんあるかと思うんですけど、この執行率の低迷について、どのようなふうと思われるのか。

また、土木課のほうの件については、3年間とも90%を超える執行率というようなことで、件数的にも92件の空き家が解体されたということで、非常に目的に沿った、うまく活用されているんじゃないかなと思います。企画政策課長、すみませんけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員のご質問でございますけれども、垂水市空き家有効活用促進事業の支援補助金及びリフォームに要する費用を補助しております、空き家リフォーム促進事業補助金につきましては、ある程度の予算を取っておくことが予算額の中では必要であろうと。ほかの事業につきましては、補正での対応も可能になってくると考えておりますけれども、これにつきましては、即時の申請に対して即刻対応できる体制ということで、過大な予算をいただきながら事業展開をしております。

ただし、予算執行につきまして、今現在、約20%程度の執行率ということでございます。広報等の充実、それにあわせて、平成27年度から事業実施をしております空き家の有効活用促進事業支援補助金等につきましては、さらな

る制度の充実といったような問題も今後、検討していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○梅木 勇議員 空き家が改修され空き家の利活用の推進が図られることと、解体による撤去が進められておりますけれども、まだまだ数多くの空き家があり、ほんの一部でしかありませんので、これからも各種事業の推進に努めていただきたいと思ひます。

次に、(2)の県の空き家改修補助についてでございますけれども、空き家対策については、鹿児島県が今年度から賃貸住宅への入居が敬遠されやすい高齢者や障がい者らの住宅を確保するため、空き家改修助成を始めますが、助成の上限額はバリアフリー対策25万円、耐震化50万円となっています。県や不動産関係団体とつくる県居住支援協議会に加入する県内27市町村の空き家が対象となっているが、県居住支援協議会への存在をどのように認識しているかお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 県居住支援協議会への加入につきましてお答えいたします。

鹿児島県居住支援協議会につきましては、平成24年8月8日に設立され、当初は鹿児島市のみ加入していたようでございます。その後、平成29年10月25日に住宅セーフティーネット法が施行され、これを受け各市町村に協議会への加入を呼びかけた結果、先日、報道等でありました27市町村が加入しているようでございます。

土木課におきましても、住宅政策の調査などで協議会につきましては認識しておりましたが、去る2月8日に県土木部建築課の技官以下4名が、市長に県の住宅政策の説明に來られ同席いたしました。その際、居住支援協議会への未加入自治体への加入のお願いがありましたので、市長より加入するよう指示を受けたところでございます。現在、加入に向け、県土木部建築課と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしますと、今後、速やかに加入をされるというようなふう
に受け止めましたけど、今まで加入されてこ
なかつたのはなぜなのかお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 今までは、最近、各
市町村に対して加入を促されたんですけども、
本市としましては、平成25年度に市営住宅の長
寿命化計画をつくっております、それに基づ
きまして市営住宅、定住促進も外壁改修や建て
替えを行ってございましたので、これにつきま
しての加入をちょっと見合わせていたところ
でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 「鹿児島県居住支援協議会と
は、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、
子どもを育成する家庭、そのほか住宅の確保に
特に配慮を要するものの民間賃貸住宅への円滑
な入居の促進に関し必要な措置について協議
するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃
貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配
慮者に対し居住に係わる支援を行う団体など
により組織された協議会です。」となっております。
このような住宅確保要配慮者の入居も受け
入れ、賃貸住宅確保のためにも県居住支援協
議会に加入し、県の空き家改修補助制度を
活用すべきと考えるが、加入についてお聞
かせください。

○土木課長（東 弘幸） 改修補助を活用す
べきではとのご質問にお答えいたします。

お尋ねの補助事業は、梅木議員が今、申さ
れましたとおり住宅確保要配慮者専用賃貸
住宅改修事業でございます、社会資本整備
総合交付金の基幹事業に位置づけられて
おります。事業概要は補助対象工事がバ
リアフリー改修工事と耐震改修工事とな
っており、通常のリフォームは対象とな
っておりません。また、入居対象者
でございますが、子育て新婚世帯、高
齢者世帯、

障がい者世帯、U・I・Jターンの
移住者などで月収38万7,000円以下
の世帯、また低額所得者で月収15万
8,000円以下の世帯、災害など
による被災者世帯を対象といたしま
した制度でございます、要配慮者
向けの専用賃貸住宅として10年
以上管理できるものとなっております。
この補助を活用するには、議員が
申しました鹿児島県居住支援協
議会へ加入する必要があります
でございますので、協議会へ加入
後、登録する賃貸住宅がありま
したときには、補助の活用を積
極的に検討してまいりたいと思
います。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。
ただいまの答弁にありましたよ
うに、県居住者支援協議会に
加入し、住宅確保要配慮者の
入居を拒まない賃貸住宅の
確保につなげられるよう努
めていただくことをお願い
いたします。

続きまして、猿ヶ城森の駅
についてでございますけれど
も、1回目の答弁の中で、
現在ありますコテージが8
棟ということで、8棟では
収益的にちょっと棟数的に
少ないというような話も
ございましたけれども、
この2回目については、
指定管理者が行った運
営の継承はというような
ことで、この3年間指定
管理者はいろいろなアイ
デアを出しながら意欲
的な運営がなされ、誘
客が図られ、特にめん
流しや焼き肉などの飲
食部門も特色があり、
夏場は盛況であったと
聞いているが、指定
管理者が運営されて
きた、ただいま申し
上げたような部門を
引き継がれるのか
どうかお聞かせ
ください。

○水産商工観光課長（二川隆志） 梅木
議員のご質問でございます。
指定管理者が行った運
営の継承につきまして
お答えいたします。

平成28年4月から森の
駅の指定管理がスタート
して以降、受託者であり
ます財宝様による民
間の経営能力や創意
工夫を生かした利用
者の方々に対するよ
りよいサービスの提
供をはじめとする
さまざまな取組み
により、森の駅の
利用

者が増加したことは事実であります。その一方で、民間の経営能力をもってしても利益の創出を図れなかったことを私どもも重々認識しているところであります。まずは原点に立ち返り、宿泊型体験施設の運営体制を基本に、最低限の人員配置による収益の確保を目指したいと考えております。

そのようなことを踏まえまして、財宝様が新たに取り組まれた事業において、選べるめん流し、マス釣り、焼き肉ビアガーデン、1泊2食つきプランなどのうち、お客様からも好評で運営コストもそれほど必要としないマス釣りにつきましては、継続して取り組んでいきたいと考えているところでございます。また、財宝様において、お客様の利便性や収益効果などを考えて設置された施設につきまして引継ぎに当たりまして、今後の事業展開や維持管理などのコストなどを十分に考慮しながら、協議を続けているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

次に、来客の誘致対策についてでございますけれども、平成27年度、直営当時と指定管理期間の来客数と来客をどのように呼び込むのか、誘致対策についてお聞かせください。

○水産商工観光課長（二川隆志） 梅木議員の質問でございます。今後の来客の誘致対策につきましてお答えいたします。

今後も誘客対策については、多様化するお客様のニーズに対応することを念頭に置きながら、地域や年齢層などこれまでご利用くださいましたお客様のデータなどから、ターゲットを絞った戦略的な事業展開を実施してまいりたいと考えているところでございます。

その中でも、スポーツ合宿や教育旅行の活動拠点としての利活用により、地域の方々などとの交流促進による観光振興が図られて、より多くの資金が地域内に循環することで、経済の活

性化を促す取組みにしたいと考えております。

また、キャニオニング等のアクティビティは、年齢層を問わず大変人気があり、観光客からのニーズの高い体験型観光の目玉として、より多くの誘客効果を期待できるものと考えておりますので、自然を生かした各種体験メニューの企画・開発を行いつつ、他のツーリズム、特に垂水市漁協の漁業体験などとの連携を強化しながら、さらなる誘客に努めてまいりたいと考えております。

現在、県観光連盟や旅行業組合、JRやサンフラワーをはじめ、大手旅行代理店との連携に力を入れておりまして、垂水市を通過する旅行ツアーとしての際に、森の駅での体験メニューをツアー行程に組み込んでいただけるように、観光担当職員が主に関西方面に営業に伺っているところであります。

今春、運用会予定の道の駅たるみずはまびらのマリン施設との連携は、相互の誘客増加を図るためには大変重要であると認識しておりますので、相互の体験メニューの情報共有などの積極的な活用、連携を協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 誘致に対して、スポーツ合宿を中心としたり、また地域の皆さんとの交流を図っていけないかと。また、あるいは旅行会社に対する案内、強めていくというようなことでございましたけれども、私は、森の駅に対する私の印象はちょっと話をさせていただきたいと思っております。

本城川の上流部にあり、管理棟と8棟のコテージが建ち、川沿いは木立となっており、上部に刀剣山がそびえ、川は丸みを帯びた巨石、奇石が無数に横たわり、その間を清流がせせらぎ、自然の情景に魅了されますが、ほかに特に気を引くものはありません。

このような環境での運営は、これまでのよう

に夏場は溪流を生かしたキャニオニングや川遊び、木立の涼しさの中でバーベキューを楽しむ。また、木々の若葉や緑を求めて訪れる人々は多いでしょう。

夏場以外にいかに来客を誘致することが必要だろうと思っております。

そこで、鹿屋市は霧島ヶ丘のバラ園があり、四季を通じバラの花が見られます。宮崎県のえびの高原のコスモスは有名で、二股町にはシャクナゲの森もあります。我がまちの千本イチョウも見物客で混雑するほど有名になりました。

このように、花による誘致を、誘客を考えたらどうだろうかと思うところです。

例えば、管理棟やコテージ周辺に桜やブラジル原産のイペーを植え、春には桜や黄色のイペーの花が咲く景観をつくっていく。桜の名所は各地にあります、日本人古代から親しまれており、桜の花見は毎年繰り返されています。イペーの黄色い鮮やかな花は、近年急激に人気度が上がっています。

時間は、これらを植えて花を咲かせるには時間がかかりますが、これが成長し、花が咲き乱れる光景を想像すると、必ず多くの見物客が訪れるものと思われ、市長が言われます北の拠点、南の拠点、中央の拠点のにぎわいが確立することになり、垂水を周遊する交流人口が増加するのではないのでしょうか。

かつて、八木市長は、県道南の郷線の大野原までの道路沿いにアジサイとピラカンサスを植えられ、景観をつくろうとされましたが、次第になくなっていきます。

新城の宮脇海岸公園には、「垂水よかところよか温泉 人情処 花どころ」の標語の看板が立っています。

このように、花による誘致対策の話をしました。今、課長も申されました、いろいろ種々の取組みをされていくというようなことですので、多くの人が訪れるよう、誘致対策

に力を入れていただくよう要望して、私の今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。次は2時15分から再開します。

午後2時6分休憩

午後2時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番森正勝議員の質疑及び質問を許可いたします。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさんです。

こととして議員生活20年目でございます。69回目の一般質問になるようでございます。何回登壇しても納得のいくことはございません、反省ばかりです。淡々と進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

3月に退職される森山総務課長、田之上議会議務局長、長い間、ご苦労さんでした。

心から労いの言葉を送りたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、初めに、人口問題についてでございますけれども、総務省が本年1月31日に公表した2018年の人口移動報告によれば、鹿児島県は転出超過が3,680人ございました。垂水市の状況を教えていただきたいと思えます。

次に、口腔崩壊についてでございますが、垂水市の小中学校の歯科健診の結果についてお聞きします。

3つ目は、垂水市農業の人手不足についてでございます。垂水市の農業の人手不足の状況について教えていただきたいと思えます。

4つ目は、牛根地区の診療所問題についてでございますけれども、市長のマニフェストによりますと牛根地区の診療所は実現すべき課題として挑んでいるとのことございました。その

後どうなったのか、見解をお願いいたします。

これで、最初の質問を終わります。

○市民課長（鹿屋 勉） 森議員の人口問題についてのご質問にお答えいたします。

総務省が本年1月31日に公表した2018年の人口移動報告における状況でございますが、垂水市におきましては、転出超過が88人ございました。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 森議員の垂水市の小中学生の歯科健診の結果についてのご質問にお答えいたします。

本市の各小中学校におきましては、毎年4月半ばから6月初めにかけて歯科健診を実施しております。平成29年度の本市の歯の治療が必要な児童生徒数は、小学生が186人で、全体の31.8%となっております。また、中学生は28人で、全体の9.8%となっております。

また、健診後の治療率は、小学校が65.1%、中学校が53.6%となっており、県の平均治療率をやや上回っている状況でございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅巳） 森議員のご質問でございます。垂水市農業の人手不足の状況についてお答えいたします。

本市の農業は、高齢化や担い手不足により、他業種と同様、不足している状況でございます。このような中、認定新規就農者につきましては、平成30年度につきましては平成31年2月時点で6名を認定し支援を行っているところでございます。

また、本市の農業法人等では、それぞれハローワークに求人を出したり、シルバー人材センターへ依頼し、労働力不足の解消に努めておられるようでございます。

農業委員会が平成30年4月1日付で実施しました調査では、平成30年度雇用予定者数が14法人におきまして、正規雇用75人、パート雇用15

人となっておりますので、この数が不足数と想定されますが、現在の不足数につきましては把握しておりません。

その他、個人の農家からも収穫時期に労働力が不足するとの声をお聞きしておりますが、こちらも正確な数字は把握できておりません。また、技能実習生制度を利用して外国人労働者を受け入れ労働力不足解消に努めておられる法人等もあるようでございます。

なお、全国的には外国人労働者については、改正入管難民法の改正で本年4月から外国人の就労が単純労働分野に拡大されることとなっており、現在よりは労働力不足は解消されるのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 森議員の牛根地区の医療についてのご質問にまず担当課長としてお答えさせていただきます。

本市の医療体制につきましては、さきの垂水徳洲会病院の撤退やたじつ牛根医院の閉鎖、相良整形外科の病床の閉鎖など本市の医療は目まぐるしく変化しており、さらに入院加療できる施設は、市立病院である垂水中央病院のみの126床となっております。

議員の皆様からこれまでいただきましたご質問に対する答弁と同様に、本市医療の立て直しは喫緊の課題であると認識いたしております。

先ほど、議員が申されましたマニフェストにつきましては、後援会事務所発行の討議資料をもとにされたと存じますが、その文中に「医療機関の開業に向けて調整中です。牛根地区の診療所は実現すべき課題として挑んでおります。」とされており、別の討議資料では、「診療所開設に向けて検討しています。場所は牛根クリニック跡地」と記載されております。

市長の政策でございますので、私どもはそれに向けて取り組んでまいります。一番の問題は、診療所を運営するための医師の配置、手配

で、診療所設置に関して、その手配が最も困難とされるものでございます。

開設に向けて、市長の指示のもと懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 森議員の牛根地区の医療についてのご質問について私の思いについてお話をさせていただきます。

本市の医療の現状につきましては、ただいま、保健課長が答弁したとおりでございます、喫緊の課題だと認識をしております。

特に、垂水徳洲会病院の撤退による病床の減少や牛根地域における医療機関の閉鎖、あわせて、市内の医療機関の医師の高齢化など、さまざまな課題がございます。

その中で、ご質問の牛根地区の診療所の問題については、国道が1本しかなく、牛根地区はさきの台風災害による交通遮断など災害による影響を受けやすい地勢的な状況もありますことから、早急に取り組まなくてはならない課題だと認識をしております。

牛根地区の診療所に関しましては、鹿児島大学病院の大石教授にご相談申し上げ、クリアするための手段の検討をお約束をいただいております。

現状において、さまざまな協議や調整、さまざまな課題の解消を図る必要がありますことから、その内容につきましては控えさせていただきますが、この課題が早期に解決できるよう粘り強く努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 一問一答方式で質問をいたします。

人口問題についてでございますけれども、ここ喫緊の5年間の人口動態による人口減はどれくらいか、お聞きいたします。

○市民課長（鹿屋 勉） ここ5年間の人口減はどのくらいか、とのご質問にお答えいたしま

す。

毎年、1月1日現在の人口基本台帳人口で申し上げます。本年1月1日が1万4,885人、平成30年1月1日が1万5,201人、平成29年1月1日が1万5,620人、平成28年1月1日が1万6,007人、平成27年1月1日が1万6,398人、平成26年1月1日が1万6,702人でございます。

したがって、ここ5年間では、1,817人の人口減となっております。

以上です。

○森 正勝議員 今の数字を拝見しますと1年間に363.4人ずつ減少しているようでございます。社人研の推計によれば、2040年の垂水市の総人口8,250人と予想されております。喫緊の人口動態を見ながら2030年の将来人口をどのくらい予想されるかお聞きします。

○企画政策課長（角野 毅） 森議員のご質問でございます。

2030年の将来人口の予想につきまして、お答えをいたします。

本市におきましては、平成27年10月に垂水市人口ビジョンを策定しております。策定時の国立社会保障人口問題研究所の推計値をもとに市の独自推計を採用しており、短期的、中期的及び長期的目標を実現することで人口減少の抑制を図り、2030年の将来人口につきましては1万2,396人としているところでございます。

○森 正勝議員 私は、もう少し減少するんじゃないか。1万2,396人と言われましたけれども、もう少し減少するんじゃないかというふうに考えるんですが。

霧島市はですね、ふるさと創生総合戦略で2060年の人口目標を13万人に掲げております。垂水市は2060年の目標人口はどのくらいに設定されているのか、お聞きいたします。

市長は、交流人口についてはよく口にされます。移住定住促進等の総合的な人口増対策についてはどのように考えておられるのかお聞きい

たします。

○市長（尾脇雅弥） 森議員のご質問でございます総合的な人口対策ということで、お答えをいたします。

先ほど、企画政策課長が申しあげました垂水市の人口ビジョンにおきまして、2060年の人口を1万1,877人に維持することを目標にして垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で政策分野ごとに4つの基本目標を掲げ、総合的な対策を講じているところでございます。

国全体の人口におきましては、2008年をピークに減少に転じ、人口移動の面におきましても東京一極集中の傾向が継続をしております、地方の人口流出に歯止めがかかっていない状況でございます。

このような人口減少社会におきましては、地域経済の縮小が大きな問題であると認識しておりますので、3つの拠点の連携などの観光振興により、まず交流人口を増やし地域経済の活性化を図ることが交流人口対策の一つの考え方であり、また多くの方に垂水市を訪れていただき垂水市の魅力を知っていただくことで、現在取組んでおります空き家バンク制度を中心とした定住促進関連事業を推進をしながら、移住定住の促進を図ってまいります。

また、これまでも取り組んでおりました健康長寿や子育て支援などの政策をさらに推進をして、元気な垂水のまちづくりを実践することが転出抑制にもつながるものと考えております。

このような総合的な対策を講じながら、人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、人口減少社会の大きな問題は、あらゆる分野においてパイが縮小するというところで起きる負の現象にあるというふうに思っております。

例えば、人口減少によるマーケットの縮小によるマイナス影響などですね、これらに対しま

して、先ほど企画政策課を中心に話がありましたように人口増対策を講じつつ、一方で、今ある交流人口の増加と、その前段として垂水に住んでいただく前に来ていただいて好きになっていただくということを当面目指していきたいというふうに考えております。

○森 正勝議員 国も3つの目標を掲げております。

1つ目は、人口の維持、反転を目指す。そのためには結婚、妊娠、出産、子育てに一貫した支援を行って、出生率2.1を目指す。

2つ目は人口の再配置、大都市圏への人口の流動の流れを変える、若者の地方からの流出を防ぐ。

3つ目は、日本国内の人材の養成、海外の高度人材の獲得に取り組む。

この3つの目標を掲げて、人口問題に取り組まれております。

いろいろな対策を駆使しながら、垂水市の目標人口でございます2060年で1万1,877人を維持するということを目指して頑張っていられるように要望をいたしておきます。

人口問題については終わります。

次に、口腔崩壊についてでございますけれども、垂水市の課題は何なのかお聞きします。

○学校教育課長（明石浩久） 森議員の垂水市の課題についてのご質問にお答えいたします。

本市の課題といたしましては、虫歯治療率の一層の向上であると考えております。

垂水市には歯科医院が多く通院しやすい状況にあります。また、子供も医療費助成制度により治療費が全額支給されるようになっております。

しかしながら、虫歯治療を要する児童生徒の約35%が治療をまだ行っていない現状がございます。

各学校では、学級担任だけではなく養護教諭や管理職、中学校におきましては部活動の顧問

の協力も得ながら治療勧告を繰り返し行い、治療率の向上に努めております。

全身の健康は歯の健康からと言われるとおり日常生活の基盤は歯の健康であることについて、今後も児童生徒や保護者への啓発を一層行いながら虫歯の治療率を100%に近づけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 親の仕事が忙しかったりで虫歯の治療など必要な口の中のケアを受けさせないことをデンタルネグレクトというそうです。垂水市のデンタルネグレクトによる口腔崩壊はないのかお聞きします。

○学校教育課長（明石浩久） デンタルネグレクトによる口腔崩壊はないのかのご質問にお答えいたします。

いわゆる口腔崩壊といわれる虫歯が10本以上、または根っこしかない未処置の歯が何本もあり食事等に影響があるという児童生徒は報告されておられません。歯科健診の結果、虫歯の多い児童が市全体で5人おりましたが、治療済みの児童が3人、治療中の児童が2人となっております。

今後も歯科健診後の保護者への適時適切な治療勧告を行わせますとともに、虫歯治療の必要な児童生徒が放置されることがないように、家庭環境や保護者の養育状況にも十分気を配るよう各学校に対して指導を行ってまいりますとともに、治療済みカードの提出状況について見届けを行ってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 NHKが福岡県内の小中学校を対象に行った調査では、極端に虫歯の多い口腔崩壊が31.6%に上がったそうです。ひとり親や経済的困難を抱える親たちの余裕のなさだそうです。子供たちの歯をどうやって守るかが課題のようでございます。

フッ素水を使ったうがいがあるとのことでございます。子供たちの歯をどうやって守るかについてお聞きいたします。

○学校教育課長（明石浩久） 森議員の子供たちの歯をどうやって守るかのご質問にお答えいたします。

本市の各小学校におきましては、これまでの親子歯磨き教室や歯科医による講話の実施、歯の健康に関するポスターの作成や掲示等を行い、義務教育の早い段階で児童及び保護者の歯の健康に対する意識を高める取組みを行っております。

また、各小中学校におきましては、ブラッシング指導や歯磨きチェック、生徒会による健康な歯の表彰などの活動に取り組んでおります。

こうした取組みによりまして、昨年度の垂水中央中学校1年生の全く虫歯のない生徒の割合が70.6%に上っており、全国平均の57.7%を大きく上回っております。

また、議員のご質問にありましたフッ化物洗口につきましては、既に実施している市町村の効果や課題を検証しながら調査研究してまいりたいと考えております。

本市の子供たちが健康な歯で生き生きと生活できるよう、学校保健会等との連携を深めながら取組みを進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 口腔崩壊については、終わります。

次に、農業の人手不足についてでございますけれども、30年度の農業法人による雇用者が正規の方が75人、パートが15人ということや一般農家の人手不足を考えますと垂水市の農業の人手不足というのは、かなり深刻なようでございます。

こうした担い手不足への対応策として、ワーキングホリデーという制度があるようでございます。

長野県の飯田市が先進地です。これについて説明をお願いいたします。

○農林課長（楠木雅巳） ワーキングホリデー飯田とはどのようなものかについてお答えいたします。

長野県飯田市が取り組んでおりますワーキングホリデー飯田とは、農業の人手不足を解消するために、農業に関心がある方や農業に取り組んでみたい方と農繁期の手助けを必要としている農家を結びつける援農制度でございます。

具体的には、春と秋を中心に数日間、農家と寝食をともにして農作業のお願いをし報酬はありませんが、食事と宿泊を農家が提供するという内容で、この仲介役を飯田市が行うというものでございます。

なお、平成30年度の参加登録者数が1,203名で、受入れ農家は121戸であるとのことです。また平成29年度実績は、参加者数360名で、受入れ農家述べ数は188戸、新規就農者は10名で、うちワーキングホリデー参加者が2名となっております。

以上でございます。

○森 正勝議員 都市と農村のパートナーシップ事業として、1997年から取り組まれたそうでございます。田舎暮らし志向のIターンの若者や新規就農者が増加するなど農村再生に画期的な成果を上げているようです。

垂水市も導入する考えはないか、お聞きします。

○農林課長（楠木雅巳） 垂水市もこのような取り組みを導入する計画はないかについてお答えいたします。

飯田市の取り組みから、効果としまして、農業の担い手不足を解消するための新規就農者の確保や中小農家の人手不足解消及び交流人口増などの効果があるものと考えられます。

現在のところ、すぐに導入することは考えてはおりませんが、今後受入れ農家のお考えや意

見等も聴取するとともに先進地の事例などを十分調査をし研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 鹿児島県もですね、31年度にワーキングホリデー制度に予算化をしております。これらの取り組みを活用しながら農業の人手不足に取り組んでいただくようお願いいたします。この問題についての質問は終わりたいと思います。

牛根地区の病院問題についてでございます。

かなり、やる気で取り組んでおられるのは理解いたします。医師の配置が最大のネックだということでございます。大石教授と市長との相談の内容をちょっと詳しく知りたかったんですけども、これ以上突っ込むとやぶ蛇になりそうなので、きょうはもうこれ以上聞きません。

（発言する者あり）

引き出したいんですけど、きょうはここでやめておきます。

大石教授と連携しながらですね、ぜひ、診療所の設置に向けて一層の努力をお願いいたします。

簡単ですけれども、私の質問は、これで終わります。

○議長（池山節夫） 次に、10番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 それでは、早速質問に入ります。

市長選の総括について質問いたします。

1月20日に行われた垂水市長選について選挙結果の総括をお聞きいたします。

後で、新庁舎建設については質問いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、関西かごしまファンデーについて質問いたします。

ことしも、3月3日、大阪の京セラドームで

第15回関西かごしまファンデーが開催されます。この関西かごしまファンデーは、鹿児島県出身で関西に在住の皆様方が楽しみにしている関西での一大イベントでもあります。演芸、歌謡ショー等や地元の郷土特産物を買求め、交流の場として大変盛況であると聞いております。

垂水市からも毎年出店され、ことしは10店舗の業者が出店参加されると聞いております。ところが、ことしは様相が変わったのか、これまで第2回から昨年までの第14回まで連続して出店されていた業者がことしは関西垂水会から推薦ができないとの連絡があったとのことで大変驚いています。

これまで、このようなことは一度もなかったと聞いています。なぜ出店できなかったのか、出店条件等は、選定方法はどのようになっているか、お聞かせください。

未収金について、元市長の退職金及び給食費横領に関する返納金の収納状況についてお尋ねいたします。

私は、この問題は平成22年第3回定例会でも質問しています。そのときの答弁が、元市長の退職金返還金残高が950万円、給食費横領金の返還金残高が2,307万8,291円であると答弁されています。

元市長退職金返還と給食費横領返還金は平成30年度末で幾ら返還され残高は幾らになっているのか、また、この間の8年間で市長退職金、給食費横領金は幾ら返還されたか、お尋ねいたします。

これで1回目の質問は終わります。

○選挙管理委員会事務局長（鹿屋 勉） 北方議員の市長選挙についてのご質問にお答えいたします。

平成31年1月20日に執行されました垂水市長選挙でございますが、選挙人名簿登録者数1万3,011人、当日有権者数1万2,906人で、投票者数が9,668人、投票率は74.91%となり、前回の

市長選挙投票率で比較しますと1.92ポイントの増でございました。

開票結果につきましては、投票総数9,668票のうち、有効投票9,598票、無効投票が70票でございました。

それぞれの候補者の得票数でございますが、立候補の届け出順に池之上誠氏3,275票、尾脇雅弥氏4,413票、村山芳秀氏1,910票という結果でございました。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私にもお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

今回、3候補がそれぞれの政策を掲げて市長選を戦ったわけでございます。

市長選を戦うということは大変なことだと思います。改めて2人の候補の方に敬意を表したいと思います。

結果として、最も多くの得票をいただいた私が公職選挙法のルールに従って3期目の当選を果たすという結果になりました。

これまで同様、垂水市の発展、垂水市民の皆様の幸福のために力を尽くしてまいりたいと考えております。

○水産商工観光課長（二川隆志） 北方議員のご質問でございます。関西かごしまファンデー出店事業者の選定についてお答えいたします。

関西かごしまファンデー物産観光展は、関西鹿児島県人会総連合会が主催されるイベントでありまして、県内市町村事業者が出店し特産品や農林水産物を広く関西圏に在住される鹿児島県出身者の方々を中心に商品の販売やPRを行う大イベントで、毎年約3万人の方々が来場される大変にぎやかなイベントであります。

当イベントへの出店については、市内の観光協会の事業者の方々へ市観光協会や垂水市商工会を通じて広く出店募集の案内を行っております。出店を希望される事業者の方からの出店申込書を一旦、水産商工観光課で集約しまして、

関西垂水会事務局へお送りして推薦をお願いしているところでございます。

推薦された事業者について水産商工観光課から関西かごしまファンデー事務局へ参加申込書をお送りして、最終的に当事務局より、出店確認書の通知が各事業所へ届くという手続になります。

関西垂水会へ推薦をお願いしているのは、出店の応募要件の一つに各市町村の県人会か後援団体等からの推薦が必須となっているためでございます。

以上でございます。

○総務課長（森山博之） 北方議員のご質問の元市長の退職金返還についてお答えをいたします。

返納対象金額は1,345万6,600円でございますが、平成11年度から返納が開始され平成29年度までに430万6,600円が返納されており、残額は915万円となっております。

なお、当時、返済に向けて双方の弁護士を通じて覚書を取り交わそうといたしましたが、不調に終わり、返納完了期限並びに年度ごとの返納金額等の取り決めはなされておりません。

また、返納に関する交渉につきましても、本人と直接行っておらず、顧問弁護士を通じて連絡をとっているのが現状でございます。

本年度につきましては、2月21日に顧問弁護士を通じまして3万円が返納されましたので、残額は912万円でございます。

今後も引き続き弁護士に依頼をし、完納に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 北方議員のご質問でございます、給食費横領に関する返納金の収納状況につきましてお答えいたします。

給食費の横領事件につきまして、平成11年9月に発覚し、横領した金額の総額は2,313万5,083円でございます。事件発覚から今現在ま

で19万8,792円が返還され、返還されていない金額は、2,293万6,291円でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、一問一答でよろしくお願いたします。

今、市長までが答弁するとは思っていませんでしたけれども、総括です。市長に聞くとは言っていないから。

その前に、まず市長、1月20日の選挙で新人2人を抑えて、見事当選されました。まずもって「おめでとう」を述べさせていただきます。

そして、これからですね、市民に寄り添って市民の目線で市政運営に尽力してくださるよう重ねてお願いしておきます。

今回の選挙結果で現職尾脇市長が4,413票という票を獲得され、まあ、有権者の5割を切る46%ということですけども、まあ、今言ったように46%、過半数に達していないわけなんですけども、これは、私は、今回は新庁舎建設問題で相手候補が反対また白紙撤回という形でですね、現職に挑まれたわけなんですけども、そういう中で46%という得票率をとられて、5割に達しなかったということに対して、やはりここに市民の不満があらわれていると思うんですけども、このことに対して市長はどのように総括されるか、教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 今回の選挙に関しては、先ほどお話をしたとおり3人の候補がそれぞれの立場でそれぞれの考え方で議論を戦わせた結果として、このような結果であります。

2人一騎打ちということになれば必然的に5割を超えるわけでありまして、まあ、3人であると基本的に3等分がベースになると思いますし、4人になるとその数が増えていくということだと思いますけれども、先ほど申し上げました公職選挙法のルールの中で、得票という点におきましては、最多の得票を取らせていただいで当選をさせていただいたという、ルールにの

とったかたちでの結果でありますので、まあ、ただ、先ほどご指摘がありました、過半数は行ってないというのは事実でありますので、そのことに対してはですね、庁舎の問題もあったんだらうというふうに思いますので、そのことをしっかりと研さんをしながらですね、これから前向きに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○北方貞明議員 過半数を取ってなくても当選されたのは確かに事実ですから、それはそれでいいんです。

私は、やはりですね、過半数取ってないということは、庁舎問題は、片方は反対と言う、もう片方はそしてまた白紙撤回と言っておるわけですから、これが一番の焦点だったと思っているんですよね。

だから、やはりこれは過半数は達していないわけですから、もう一度ですよ、これを……。

3選されたんですよ、今度は。正々堂々と、横綱相撲をとるつもりでどんと構えてですよ、46%しか取ってないわけですから、計画変更するような、またそういうふうな考えはないのか、そして、今言われましたように、新庁舎問題は終わったんだらうと思ってますというふうに僕は聞こえたんですけど、終わっているのでしょうか、その辺を……。 (発言する者あり)

僕は聞きもらしたか、新庁舎問題は終わったんだらうと思っているというふうに聞こえたんですけど、そうなんですか。

○市長(尾脇雅弥) 全くそのような発言はしておりません。

○北方貞明議員 それに対しては、失礼いたしました。私の聞き間違いでした。

そういう中で現在、市長もご存じのように新庁舎建設に対して反対運動が起こっていることはご存じですよ。せんだっても市長のところに行って、その方々が市長にお会いして、これからは反対運動を続けていく、また運動してい

くということをして市長にも言われました。

そういう中で市長は、これらの反対運動ということがあつたことは、そのような方々にも納得させるようなそういうことを考えておられると思うんですけども、新聞報道を読みますと、けさ方もありましたけど丁寧な説明をしていくと言っておられました。

そういう中で、車座ですか、座談会で、5人から10人の間で積極的に出ていく、要望があつたら出ていくと、こういう問題ですよ。まあ、要望ももちろん大事なことでしょうけども、自らですよ、市民の方に納得してもらうには、自ら出向いて、いついつほどどこに行くからというふうな、そういう行動は示されないのか、お願いします。

○市長(尾脇雅弥) 今、北方さんがおっしゃつたその反対の代表の方が来られてということの中身に関して、ちょっと私は違う見解を感じております。

大変、北方さんも含めて3名いらつしたと思いますが、まあ、非常に選挙の結果を受けてですね、今後、今申し上げたような新庁舎問題というのは大事な問題であつて、そのことに対してお尋ねがあつて私の思いも語つて、今後そういう意味でしっかりとお互いの立場を考えながら、また市長の部分の話をしながら話合いを進めていきたいと思いますという、まあ、和やかなというまではいきませんが、前向きな話と、そういうふうに捉えておりますので、中身はそうだったのではないかとこのように思います。

それを踏まえて新庁舎に関してのご質問ということでもあります。

新庁舎建設事業の進め方といたしましては、事業当初から事業スケジュールを提示をして庁内外の検討委員会や説明会、またパブリックコメントなど手順を踏んでまいりました。

現庁舎は築60年経過しており、大変危険な状

況に変わりはありません。よって、新庁舎建設については、市民の生命と財産を守るという私の使命がありますので、計画どおりに基本的に進めていきたいという思いでございます。

しかしながら、先ほどもお話をしましたように、強引に進めるということではなくて、誤解の部分やら間違った認識もあったように感じましたので、より一層市民の皆様にご理解をいただけるように丁寧に、先ほどお話があったような車座的なものも含めて、情報発信も含めて丁寧に説明しながら前に進めていきたいという考えでございます。

○北方貞明議員 市長自ら出向くことはないのかということを知りたいんですが。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの答弁でもお話をしました。3月の広報誌に載るとは思いますけれども、車座対話的なものに関しては、私自ら出向いて話をしていくということでもあります。

○北方貞明議員 まあ、そういうことで市長自ら出向いて、車座など出ていくということですね。確認ですけど、そうですね。はい。（発言する者あり）

ならですよ、私が1番言いたいのは、こういうのはもう一度ですね、市民の方々にアンケート調査をする必要があると私は思うからこういう質問をしているんですけども。（発言する者あり）

実施するに当たりましてですよ、そう時間がかかるものですかね、いま、当選されてすぐですね、この問題にかかっていたら6月議会までに調査結果は出るんじゃないかと思うんですよ。だからですね、車座も確かにいいです、そうした後ですよ、やはりもう一度ですね、アンケートをするような考えはないかということはどうですかね。

車座の座談会するのはですね、限られた方しか出てこないと思うんですよ、だけど、やっぱり正面に出たくない、そういう方もおられると

思います。そういう方の本質が表に出てないんですよ。そのために、私は、アンケート調査をしたらいいんじゃないかと言うんですよ。

一部の方々の意見でこれを突っ走るといふことになる、大変ですね、これからの垂水は大変危険な状態に陥るんじゃないかと思ってるからですね、市民の皆さんの総意のもとで堂々とその事業に向かってくれたらいいんです。

私も決して庁舎反対という、これ60何年経っていますから、そりゃあまあ建て替えの時期に来ておると僕も十分認識しています。そして、建てる時には、立派な庁舎を建てるようにすればいいわけですから。

もう一度聞きますけども、市民の理解いただけるよう丁寧に説明されるんだとしたら、その後、ぜひアンケート調査をしていただくようにですけども、もう一度、よくそのへんを確認いたします。

○市長（尾脇雅弥） これまでも、何度となくお話をさせていただいておりますけれども、私が平成23年の1月23日に市長に就任をさせていただいて、その後、3・11の東日本大震災がございましたので、その翌年から、この庁舎の建設に関しては検討が始まったわけでもあります。

そして、熊本震災を大きな契機として、やはりこのままでは危ないということで、これまで庁内委員会、あるいは外部検討委員会、そして市民の皆様の声聞く方法としてパブリックコメントという手法を用いて、その経過に関しても、何度も説明をしながら現在に至っているわけでございますので、そういったことも含めて、今回、市長選の先ほどおっしゃった争点の一つになったことは、そのとおりでありますので、その結果として、私が一番支持をいただいたということも、ある側面の事実でありますから、そういう意思ということもありますので、ただし先ほど申し上げました庁舎の建設というのは非常に大事なことで、跡地利用も含めて財源の

問題、あるいはその安全上の問題、ご心配がある跡地利用の問題も含めて、そういうお気持ちであるということはよく理解をいたしますので、そのことも当初から説明はさせていただいておりますけれども、まあやっとそのあたりの部分が、落ち着いた議論ができる環境になりつつあるというふうに思いますので、終始一貫申し上げていることは変わりませんが、そういうようなことを整理をしながら、慎重、丁寧に、まあその一貫として車座対話的なものもやらせていただきたいということでもあります。

アンケートということに関しては、今、お話をしたようなとおりでございます。

○北方貞明議員 市長、当初から変わらないということですが、再選された、そして先ほども言いましたように、私も新庁舎を建てるのは反対していませんよ。建てることに対しては、まあそういうことですね、皆この反対の理由は、大方は規模の問題、そして安全性もあると思います。

あの場所は本当に皆さんが検討されて、あの検討結果じゃ、余りよくない結果も出ていましたよね。だけど、市長の判断のもとでそういう、安全性という面で、本当に安全なのか、まあこれからもボーリング調査して、その建物は建つでしょ。建物としては今の技術でいけば、海の上でも建つと思います。極端な話ですけども、風力発電なんかも建っているわけですから、ただそこ辺へ行くまでのアクセスですかね、そういうのを皆さん方心配しておられるんですよね。西側から、何にも防波するような施設はありません。まともに来ます。今回の冬にも、私は2回ほど浜平の道の駅でも駐車したら、強風で出られませんでした。海風がやんでから出たわけですけども、店に入ったんですけど、ここはもっとひどいですよ。すごいですよ。そういう場所ですよ。

まあそれで、皆さん方は安心・安全とよく言

われるのが、建物のことだけ言われるんですよ。市民病院もあるじゃないか、コスモス苑もあるじゃないか、そういうふうな。私は先ほど言いましたように、建物は今の技術では、何も心配してない。そういうアクセスの問題を言っておるわけです。

それと、12月の3日でしたかね、4日でしたかね、すごい大雨が降ったときがありましたよね。それがこの間、どこかのタイミングで市長もそのときは、あそこの現場に行かれたというふうな、ちょっと聞いたわけですけども、これが見られたと思うんですけど、これがそのときの写真ですけども、Aコープのお客さんがズボン上げて駐車場を歩いていますよね。ということは、全部上がったということですよ。それはわかりますよね。そういうところに、今度、その近くに建つわけですからね。どんだけ水が上がるかということ想像できますよね。そして、私はこの二十数年間で、何回もこの海岸のところで怖い目にあってるわけですけど、平成5年の9月の台風でも、そのとき、これが流木で埋まった今の港ですよ。その隣接に建つんですからね。この前も言ったと思いますけれども、この流木は、写真は反対から言いますが、ここはとんとこ館、ここはうどん屋さんですよ。ここまで来ておるんですからね、この流木は。それで、この間も言ったと思いますけど、私はこのとき、台風の目に入ったから、ここを通ったんです。そのときは、流木は一本もありませんでした。漁船が1そう、係留されていました。それは無事でした。それで台風の目が通過してここへ来たら、もうこの状態でした。この状態は、あの湾からさっさと入って来たんじゃないんですよ、前も言ったように。あの岸壁を飛んで来たんですよ。それでこうなったんです。今度の建つ場所も護岸があります。もちろん、あそこは飛んだんだから、飛んで入ったんだから、入りますよ。これが平成5年のときの台風です。

市長は、そのときこの現場を見られたですか。状況どうなんですか。

○市長（尾脇雅弥） 平成5年は見ておりません。

○北方貞明議員 まあ、あれですね。平成5年、本当に実はこういう写真が残ってますね。（発言する者あり）

まあ黙っておらんや、まあ黙っておらんや、おれが言ってるんだから。（発言する者あり）

平成17年、18年、19年、この梅雨時もすごかった。そして、平成28年9月20日の台風でも、最近ですけども、すごい災害が起きました。こういうような状態で、常にこういう危険にさらされる場所ですから、十分このことに留意をさせていただきたいと思っております。

まあそういうことで、私は立地的に大変危険なところに建つと思っておりますから、もう一度、市長、考えていただければと思っております。

おたくらは、安全だ、安全だと言っておられますけど、私から見ると大変危険な場所と思っております。そして、よく言われる言葉が、「きょうの常識があすの非常識」という言葉もありますよね。それで、まあこれが順調にこの建設が、仮に進んだとします。だけど、着工した時点で、既に私は後悔をせなならんのではないかと思ってるんですよ。だから、このようなことをしつく私も聞くわけですけども、だからできるだけ市長も市民との対話で、先ほど言いましたようにアンケート調査をして、少しでも皆さんがですよ、「ああいいよと、そこはいいところだよ」と言ったら、正々堂々と前へ進めたらいいんですから、まあ再度何回も聞きまんですけども、アンケート調査に関しては、市長は一貫して変わらないでしょうけども、この後、同僚議員がまたこの問題に触れますので、その方にお任せしまして、次のほうに入ります。

（発言する者あり）

次に、関西垂水会のファンデーですけども、まあことしは3万人の入場で、大変盛況だということはわかっておりました。

先ほども言いましたと思うんですけど、この鹿児島ファンデーで、第14回開催されておるわけですけども、そのうち、先ほども言いましたが、2回目から前回まで13回出店されておる業者は、なぜこの関西垂水会から推薦されなかったのか、最大の原因は何でしょうか。

○水産商工観光課長（二川隆志） 北方議員のご質問でございます、出店業者さんの選定基準についてお答えさせていただきます。

先ほど、出店事業者の推薦については、関西垂水会へ依頼していると説明申し上げましたが、関西垂水会へ出店業者の方の選定基準について確認しましたところ、役員会で協議をして推薦を行っているとの回答でございました。

関西垂水会としては、今回は初出店の事業者や出店回数の少ない事業者が、今後も継続して出店していただけるように支援していきたいとの思いから、この方々を中心に推薦を行ったとのことでございます。

特に、この方々の継続した参加が必要だとの思いを持っておられるようでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 これは、そしたら平たく言えば、新旧交代というような意味なんじゃないか。新しいのを古いとか、そういう人たちを排除という言葉を使ったらいいかどうかわかりませんが、そういう方向にされたのか。そしてそれに対して、本人さんにはもちろん通達されたと思うんですけども、まあその人が、本当に納得は恐らくされなかったと思うんですよ。

そして、その再度と言いますか、関西垂水会へ、その推薦していただけるような要望は、役所からとか観光課からされなかったんですか。

○水産商工観光課長（二川隆志） こちらのほうも一端申請書を受けて、それをお送りした時

点で、あちらからその推薦できないということが回答があった時点で、既に従来どおり、まあ昨年並みにこちらからお送りした事業所さんについて、全て承認していただきたいという旨のお願いしたところでございます。

その中で、あちらからの回答があつて、またこちらのほうとして対応させていただいたのが、関西垂水会からの推薦からもれた事業所の方々につきましては、再度改めて、関西垂水会の推薦のお願いを実際しました。

しかしながら、関西垂水会からの推薦が、早急には困難であるというふうに今回判断いたしましたので、今回の場合は、他団体からの推薦がいただけないか確認をいたしまして、垂水市商工会の推薦をいただけるよう改めてお願いいたしまして、事業所の方の出店規模に添えるように対応させていただいたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 私が言ったのは、商工会に依頼する前に、もう一度でも念を押したけどだめだったという回答で、今、商工会にということですけど、そこで市長にお伺いします。

今、市長もこの問題に耳を傾かれておられたと思うんで、知っておられると思うんですけども、よく市長、県にパイプが太いとか、国に太いパイプを持っているとかとよく言われます。まあこういうことも、我が垂水の業者は、一業者はこういうように外されたわけですから、その関西垂水会でも太いパイプを持っておられると思いますけど、関西垂水会に対して、市長は何か要望等はされなかったんですか。

○市長（尾脇雅弥） 関西ファンデーが13回目ですかね、私も（「14回」と呼ぶ者あり）途中からの参加ということになります。

特に6次産業化・観光振興ということで、垂水の食材をしっかりとPRして、もうかる仕組みということでこれまでずっと続いてきたんだというふうに思います。まあ、何回も足を運ば

せていただいて、大変にぎわっているわけでありまして、先ほど担当課長から話がありましたように、あくまでもこれは稲盛会長を中心として、関西の方々の対応というか、その結果だというふうに思っております。

ただ、その中でこれまで出店をされた方々が、出店できないということは本意ではありませんので、先ほど申し上げたような商工会とか、違う手段を通じて、同じ旅費あるいは運賃の補助、同条件で出店できるような形になったというふうに伺っております。

○北方貞明議員 関西の本部と言いますかね、会長さんが稲盛さんですよ。その事務所に問い合わせれば、こちらは全て受けるよと、それで垂水のスペースから外されたわけですよ、それを言ってるんです。

そういうことで、その出店される同業者に聞けば、その外された方、先ほど申しました、2回目からずっと連続で出店されています。それで、一番に垂水のこともわかってて、それで、ほかの業者の方々のPRもして、一番貢献度は高いんだと。だから、そういう方を外すのは、ちょっと出店者の同業者が言うんですよ。そういうふうに、大変評価されておる業者です。

だから、そのへんを外された時点で、何で市のほうから、このような実績もあるのに何で外すのかと、この人がおつて垂水がちょっと売り上げとか、そういうふうな貢献されておるんだ、全体のレベルアップしておるんだとかいうふうな、そういうな、何でそういうことができなかつたのか、されたができなかつた、そこら辺もちょっとね。何でできなかつたのか。

○水産商工観光課長（二川隆志） もちろん、そのあちらのほうから推薦ができないというような回答があつたときには、もちろんこれまでの経緯でございますとか、これまでの実績、そういったところでは、大変な実績を持っていらっしゃる事業者の方でございますので、そ

ったところも含めてですけども、まずは、われわれよりも関西垂水会のほうがお付き合いも長いですし、そういったところは実情をご存じだということで、再度お願いしたところでございます。

そういう中で、また今回のような意に沿えない形での回答があったというところで、われわれとしては、それであればほかの手段を講じなければならないというところで商工会の推薦をいただいて、関西かごしまファンデーの事務局に申込書を送らせていただいたと、それで受理していただいたというところでございます。

(発言する者あり)

○北方貞明議員 関西垂水会の返事がそうだったということは、わかっておるんですけどね。この間、打ち合わせの段階ですけども、「何で外れたかと聞いてほしい」と僕は要望したら、「外す理由を答える必要はない」というような、これは事実なんですか。

○水産商工観光課長(二川隆志) 確かに、最初の頃はそういった形の回答はありました。

○北方貞明議員 まあ、そうしたら垂水のほうでは、このご判断に対しては、水産商工観光課ではタッチできない部分があるということですね。そういうふうに思って、認識しますでよろしいですかね。(発言する者あり)

まあ、そうしてですよ、そういう外れ、垂水のベースからかなり遠いところに外されたわけですよ。まあ、それは一応、商工会のほうでは確保をさせていただいたから、それは、まあ商工会側の方たちの努力だと思っておりますけども、商工会のほうの方々の言うには、「その業者の方は大変貢献度が高いから、商工会としては、ぜひ行ってもらわなくちゃならない業者だから推薦してあげます」と、まあそういうような、商工会は温かい気持ちでそう言っておられます。

それで先ほども言いましたように、出店業者

の中では本当に、前も言ったと思いますけど、一番、垂水のその物販販売では貢献されておる。そして、あらゆるところにも出向いて行っておられると、それでまあこういう出店できないよという電話一報入ったときも、東京の浅草ですか、そこで垂水の物産館ですか、物産を販売をしておられたということで、まあそういうところで、あらゆるところに出向いて垂水のことをPRしている業者です。先ほど何遍も言いますが、その方は、この方に商工会、垂水市観光協会が感謝状を送ってもおかしくないぐらいの活躍をされたというふうなことも聞いています。

まあ、こういうことですね、来年度はどうなるかわかりませんが、これで来年度は、その本部ですか、稲盛さんが会長の、そのところは「出店するのは誰でもいいんだから、そういう外すということは全然考えていない」と、それで「ベースが欲しかったら、幾らでもつくってあげます」というようなことも言っておられますと聞いております。

だから来年度は、そういう一人だけ、垂水、決まったところのベースから離れてですよ、そういう販売をすることがないように、やはり1カ所ですいただければ、垂水全体のレベルアップになると思いますから、その辺を間違いなくやってください、水産商工観光課長、よろしくお願いします。(発言する者あり)

次に、未収金についてお尋ねいたします。総額が、もうちょっと小さいことは省きますけど、2300……あ、ちょっとこれはあれだったか、前後するからちょっと待ってくださいね。

元市長からいきます。(発言する者あり) 1,345万円から、今、912万まで、ことしになったということです。去年3万円、ちょっとすみません、確認ですけど3万円だったですかね。

(発言する者あり) でしたよね。1年間ですねこれは、皆さん、1年間に3万円しか市長の退職金返納がなされていないということですけど、

皆さんも聞いてびっくりされると思っております。

まあ普通は、今、若い人たちが住宅ローンとか、そういうので4、5万ぐらいのものは月々払っておられると思うんですけども、今、この一千何百万、まだ900万残っているわけで、その中でたった3万円しか年間返還ができない。本当に、これでは執行部、市長も満足されておられるのか、この調子でいいんだろうかと。

そういう中で、歴代の市長は、今、この問題が発生してから、矢野市長、水迫市長、現尾脇市長であります。これですよ、各市長さん方々はその当時、水迫さんと現在の尾脇市長は8年間と思いますけども、この8年間、また矢野さんのほうが、何年（発言する者あり）4年か、4年弱かもしれませんけども、幾らこの市長の時代に返還されたか、金額だけ教えてください。

○総務課長（森山博之） 北方議員のご質問にお答えをいたします。

本案件は、平成11年度に発生をいたしております。当時の市長でありました矢野市長時代におきましては、平成14年度までに255万6,600円が返納されております。平成15年度から平成22年度の水迫市長時代におきましては150万円が返納され、平成23年度以降、現在に至ります尾脇市長におきましては、28万円が返納されております。

以上でございます。

○北方貞明議員 矢野時代に250万、端は切りますけども、水迫さんで150万、尾脇市長で28万、8年間で。市長、大変、市長の時代になったら極端にダウンしておるわけなんですけども、今、こうして全然回収が進んでいないわけなんですけども、市長はこの問題に対して、今までどのような取組みをされてきたかお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 私自身、この問題、事件を知ったのは、一市民ということでありました

けど（発言する者あり）当時、一市民ということでもございましたけれども、その後の経緯については、市議の時代等で理解をしているところでもございます。収納状況については、先ほど課長の説明があったとおりでありますけれども、覚書を交わそうとしたんですけども、覚書が取り決めができなかったために、まあ現在、苦慮しているという状況でございますが、一日も早く、少しでもこの返済金をいただけるように、法令に従って対応してまいりたいと考えております。

○北方貞明議員 市長も自分の時代になってから、回収はスムーズにいったないと認識されておりますよね。

そういう中で、覚書を交わそうと思って、まあ相手が云々と言われましたけども、市長は市民が市税とか国保なんか滞納が発生すれば、税務課をたたいて矢の催促をしていますよね。そして、差し押さえというようなことも、今までされてきたと思うんですけど、まだ市の執行部がこういうような不正で発生したことを、余り市長部局としては甘いんじゃないかなと、取組みが。もうちょっと、厳しくと言うか、たった年間、ことしは3万円ですよ。そういう状況では、市民に対して市長はどのように弁解できますか。その辺、そして取組み、どのようにしたらそれを改善するか、そのへんをもうちょっと詳しく教えていただければありがたいです。

○市長（尾脇雅弥） 詳細は、担当課長からお話があると思いますけれども、市税の徴収等も差し押さえに至るまでの経緯、ルールがあるわけですね。その上で、ルールに従って、法令に従って対応するというところでございます。

この件に関しても、取り扱いに関しては、通常だと覚書というものを交わして、それに従ってやるというわけですけども、覚書がない中では、現行、今、少額でありますけど返済ということに対して、法的な対応措置が今のところ

はないという現状でございます。

○北方貞明議員 現状じゃ、対応策がないというふうに述べられましたけども、このままでは到底いかんというのは、誰しも認識しておると思います。それで市民に対して、本当に説明責任がつかないと思っておりますので、だから一刻もこういうのを早く解決していただきたいと思っております。

それで、単純計算でしましてこの915万ですか、これを全部終わるとしたら何年かかると思われますか、何年。

○総務課長（森山博之） 北方議員のご質問にお答えをいたします。

これまで、返納状況を確認をいたしましたところ、平成25年度以降は3万円ずつを返納していただいております。まあ、この額で試算をいたしますと、ご承知のとおり相当な年数を要することになります。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、本案件につきましては、顧問弁護士を通じて行っております。弁護士に伺いましたところ、本人はやや体調は崩されておられるものの、返納される意志があり、現在の生活水準に見合った金額を返納していただいているということでご報告をいただいております。

以上でございます。（発言する者あり）

○北方貞明議員 何かあった。市長が答えると。

今、具体的な数字は述べられませんでしたけども、まあ相当ということはですよ、それこそ想像もつかないわけなんですけども、100年以上かかりますよね。じゃないですかね。こんな馬鹿げた話ないですよ。もうちょっと、真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

市長、これはもう要望しときますけど、本当ですよ。質問あったら答弁してください。本腰を入れて取り組んでいただきたい。

○市長（尾脇雅弥） 本案件にかかわる退職金の返戻命令書ということにつきましては、平成

11年4月の28日付で、当時の矢野市長名で当該対象者に対して、送付をしております。覚書ですね。本来、このような事案が発生した場合には、双方当事者、もしくは弁護士などの代理人によりまして、返納すべき金額や年度ごとの返納額、返納完了時期を定めた覚書を取り交わすことが求められているということがありますけれども、これらの定めがないという状況のために、返納額が一定していないということございまして、その経緯を、そのことを含めて、改めて顧問弁護士に経緯ということで確認をしたところ、23年までの間に、ちょうど平成12年の当時、年額100万円を、平成23年度までに返納する覚書の案を、市のほうから提示をしました。しかしながら、返納が困難であるということから、改めて年額80万円を、平成27年度までの間に返納する案を、本市代理人の顧問弁護士から相手方に提案をいたしました経緯があります。しかしながら、そのときは困難であるということの不調に終わっております。

その後、相手方の弁護士から年額70万円を、平成29年までの間に返納する案が提案をされましたけれども、当時の判断によりまして不調となったということでもあります。

なお、当時の顧問弁護士は、この当時の案で妥協しておかなければ、後が困るということのアドバイスはいただいたようでもありますけれども、先ほど申し上げましたように現在におきましては、そのときの覚書が十分成立をしておりますので、議員ご指摘のような、気持ちはよくわかりますし、まあ私も少しでも多くという気持ちではありますけれども、まあルール上はそういう形で対応が、今、できるのはこれが最大限であるという現状であります。

○北方貞明議員 まあ、大変、難儀な仕事と思っておりますけども、市民のためにも、市民に顔向けができるような行動、態度をとって、今、こういう状態だと、今こう述べられておりますけど

も、これでは多くの市民の方が納得はいたしませんので、できるだけ最善を尽くして、1円でも多く回収していただきたい。市のほうは、少ない予算で最大の効果を上げると言っておられますから、1円でも有効に使わなくてはならないと思っております。そういうことが、何千万というお金が、今現在、無駄になっておるわけですから、ぜひこの何年分も含めてでしたけど、よろしく願いいたします。市長のほうは終わります。

すみませんが、今度は横領事件のほうに入らせていきます。市長のことを、重複あるいは類似する質問になるのかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、先ほど課長にも聞きましたんですけど、歴代の教育長さん、川井田さん、肥後さん、長濱さん、坂元さんとなっておるわけですけども、このところの額をちょっと示してくださいがあればありがたいですが。

○教育総務課長（紺屋昭男） 北方議員のご質問でございます、歴代教育長の在任中の返還額につきましてお答えいたします。

事件発覚後の歴代教育長の在任中の返還額につきましては、川井田前教育長が、在任期間7年6カ月で3万6,792円、肥後前教育長が在任期間5年6カ月で2万円、長濱前教育長が、在任期間4年5カ月で13万2,000円、現教育長につきましては、在任期間1年10カ月で1万円が返還されたところでございます。

なお、新教育委員会制度への移行に伴い、教育長の任期につきましては4年から3年となっているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、こう聞いてみましたら、副市長、教育長在任中は、この歴代の教育長にしたら13万でしたよね、一番多いですよ。そして一番多く回収されておりますけど、本当、見るにも見られない数字だけです。本当にです

よ、2,300万ほどのお金が取られて、トータルでしたら何ぼですかね。20万もないんですよ、その間入ってきた。これでは先ほども言いましたように、大変、市民に対して失礼なことではないかと思っております。何とか、これも早く、少しでも回収していただきたいと私は思っております。

今まで、この方はずっとですよ、私はうわさ聞けば鹿屋に住んでおられるとは聞いておるんですけども、その間違いはないんでしょうかね。交渉はどのようにされておるんですかね。ちょっと教育長、わかれば。

○教育総務課長（紺屋昭男） 北方議員のご質問でございます。当事者との返還交渉につきましてお答えいたします。

事件発覚後、当事者との面談や、電話及び文書による督促を行ってきているところでございます。本件については、教育総務課が直接対応しており、文書や電話による面談の実施について複数回通知するとともに、自宅への訪問などを行っておりますが、今年度につきましては、直接の面談に至っていないところでございます。

このような状況について、その都度教育長へ報告し、当事者との合意文書の返還金額に戻せないかなどの交渉を進めるよう、指示を受けているところでございます。今後も文書や電話、自宅への訪問など面談の機会の確保と、定期的な返還及び返還額の増額などを粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 粘り強くしていただきたいんですけども、交渉に行くには普段の業務をおいで行かれるわけですよ。それには、先ほどの教育長にはあれですけど、1万円回収してくるぐらいやったら、おたくらが1日動けば、1万円以上の経費がかかると思うんですよ。ちょっとバランスが全然おかしいような気がしてまして、何とかならないのかなと残念でなりま

せん。そういうことで、一層努力をしてくださいとしか言いようがないのかなと思って、質問するほうも本当、残念でなりません。まあそういうことでありますから、できるだけ回収を早めに進めるような、何かもっといいアイデアないのかなと思っております。

そこで私は思うんですが、この給食問題も、私は学校教育委員会というのは、教育を専任にする部署だと思っております。今の、こういうお金の取り立て、これはですよ、そういうのやったら専門業者に任すとか、そういうふうになさったほうがいいんじゃないかと思えます。私はそう思うんですが教育長、これは、私、間違ってるでしょうか。教育長の考え聞かせてください。（「簡単に、もう時間ないから」と呼ぶ者あり）

○教育長（坂元裕人） 本案件は、教育委員会で発生した事案であるということで、やはり教育委員会で対応すべきものと考えておりますので、今後も、また市長部局とも連携をしながら取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○北方貞明議員 私はいつも、今、言われたように、市長部局に頼むのは一番いいんじゃないかと思っているんですよね。だから、そのような方向でお願いをしていったらどうですか。副市長は、教育委員会の委員でありましたけども、その辺の副市長として、教育委員会がこれはする事案じゃないと認識されておったら、私のほうで引き受けますがというようなことはできないでしょうか、副市長、最後に質問いたします。

○副市長（長濱重光） 教育長が発言いたしましたことを、尊重いたしたいと思えます。（「副市長、ごめん」と呼ぶ者あり）そしてこれには、私4年（「時間です」と呼ぶ者あり）の中で、あと1点だけ。27年の2月に合意書を交わしていました、顧問弁護士にお願いをして、

それによりますと、2カ月に1回、3万円ずつ、月1万5,000円ずつ支払うということで合意がなされていますので、まあそういうことは、教育委員会には指導主事と行政職員がおりますが、行政職員がいる以上、そういうふうなところの仕事というのは、教育委員会においても十分僕はできるというふうに認識いたしております。その合意文書に基づきまして、教育委員会において、今後、努力されるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） 時間です。

ここで暫時休憩いたします。次は、3時55分から再開いたします。

午後3時42分休憩

午後3時55分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。持留議員。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、予算質疑一般質問を行っていきます。

冒頭、市長に就任に当たりましては、改めて地方自治の本旨に立って、住民の命と暮らしを守る立場で市政運営に当たられるよう、強く要望をしたいと思います。

最初の一般質問は、選挙と結果について2つの論点について質問いたします。

1つ目は、選挙制度の基本原則と問題意識について、市長の見解を伺います。

選挙後、地元紙の「記者の目」というコラム欄には、「何のための一票」という記事が掲載されていました。さらに「地方選挙を顧みて」という記事にも、選挙についての問題提起がされていたと考えます。市長もご覧になったと思いますが、これらの内容は、本来あるべき選挙

とは何か、改めて問うているのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、選挙制度の基本原則とは何か伺います。基本原則の中で、特に投票の自由についてどうだったのか、新聞記事や自身の選挙を通じて、どのような見解をお持ちか伺います。

2点目は、新庁舎建設予定地問題について、選挙結果から見えてきた問題と認識について伺います。

1点目は、新庁舎建設予定地問題については、単純数値の結果から判断すると、計画予定地は反対が多数であったと考えますが、どのように受け止められているのか見解を伺います。

2つ目は、沖縄名護市辺野古新規建設の埋め立ての賛否を問う県民投票についての考えをお聞きします。結果は出ましたが、この根本問題は、これまで何度も選挙を通じて示されてきた民意を無視して、埋め立てを強行する安倍政権の姿勢は、県民・国民の思いに逆行するものと言わざるを得ません。今回、改めて憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、沖縄の皆さんの真の民意が明確に示されたというふうに考えますが、見解を伺います。

3つ目は本題になりますが、選挙結果や住民自治の本旨から問われているのは、予定地について賛否を問うことではないのでしょうか。私たちは、昨年市民アンケートを実施しましたが、新庁舎問題については「市民アンケートを実施すべき」の声が82%もありました。このことから、市民の大多数はアンケート実施を望み、計画の再考を求めています。市長の市政の基本運営は、市民の合意と参加及び理解で進める、だったと思います。

さらに、重要なのは住民自治の本旨は住民の意思と責任に基づいて行政を行うというのが原則だということです。この住民自治の本旨に基づいて取り組まれてきたのか、大いに疑問です。

さらに、民主主義という手順を本当に踏んでいるのが問われている問題であることから、改めてこれらの観点も含めて、市民アンケートの考えをお聞きをしたいと思います。

次に、公約問題と関連する課題について実現に向けての取組みと財源保障について伺います。

今回の選挙公約で注目したのは、子育て支援策と高齢者対策でした。これの施策については、子育て中のお母さんたちや高齢者からも、生活を支援する政策を要望されていました。私も、何度もこれらの内容については提案してきましたが、財政難を理由に実現に至っていませんでした。今、市民生活の現状を見たら、この2つの柱が必要不可欠なものであることは明らかです。ご存じのとおり、統計不正が発覚して、厚生労働省も実質収入がマイナスと認めました。実際は、働く人たちの賃金が落ち込んでいたのです。さらに深刻化する高齢者世帯の貧困と不安の増大の大きな要因の一つが低年金です。垂水市の国民年金受給の平均は5万4,000円、これで誰が見ても生活水準を維持できるものではありません。このことから、安心して子育てができる環境、高齢者の暮らしを政策的に支え、生きがいと尊厳保障をする政治が、さらに求められているのではないのでしょうか。

そこでお伺いますが、先ほど3人の議員が確かこの問題について言われたと思いますので、ダブルところは、ぜひ回答のほうで割愛していただきたいというふうに思います。そのほかのところで、私は特に、陳情を採択されている給食費の負担軽減策も必要な政策と考えますが、市長の見解を伺います。

また、高齢者対策では、何よりも重要なのは私は交通弱者対策や介護保険料や利用料の負担軽減など、生活を支える施策が求められているということです。市長も当然、この公約で自分ではないとお考えだと思いますが、見解を伺います。これらの公約実現に向けて、財源問題に

についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、児童虐待防止対策について問います。

今、虐待防止対策として、関係機関の情報の共有と連携のあり方など、各分野での真剣な取組みが急務となっている中、本市の実態や課題について議論し、方向性を明らかにしていきたいと思います。児童虐待防止法の制定から20年近くが経過する中、対策は取られてきていますが、依然多くの子供が虐待被害に遭い、小さな命が奪われています。現実には、余りにも深刻です。悲劇を断ち切るためにも、各分野での真剣な取組みが急務となっていると考えます。

そこで4点を質問し、現状や対策について考えてみたいと思います。

1点目は、2017年度児童相談所が対応した件数は、全国で13万3,778件、鹿児島県では818件、増加率は全国で1位という状況でした。増加の理由及び本市の状況と取組み上の課題について伺います。

2点目は、各機関で関係機関でつくっている要保護児童対策地域協議会の開催内容及びそれに基づく取組み、さらに関係者から市町村の対応力の底上げが必要と指摘されていますが、どのように受け止め、取り組んでいるのか伺います。

3点目は、事件で問題になった個人情報の取り扱いについて、認識の共有は問題ないか伺います。

4点目は、教育委員会や児童相談所、弁護士等、各分野との取組みや連携のあり方、課題や取組みの方向の改善が必要ないのか伺います。

次に、学童保育の基準問題について問います。

学童保育の職員配置数や資格の基準を、国が事実上廃止する方針を打ち出しました。今、このことについて、地方議会で反対意見書が可決されるなど、基準を維持すべきの声が広がっています。現状の基準は、学識経験者、自治体、

学童指導員など、さまざまな立場での関係者が厚生労働省の社会保障審議会児童部の専門委員会で議論を積み重ね、学童保育の質の確保、授業内容の向上のために不十分な点を残しながらも確保されたものです。指導員2人の配置は、子供同士のいさかい、けが、災害など緊急時対応など、安全・安心、質の確保の観点から最低限の基準です。これらから見ても、市として放課後の安心へ責任を果たすべきものと考えます。

そこで、以下の点について問います。

1点目は、安心・安全な場所を保障するためには、専門性を持った指導員の複数配置が不可欠です。国に対して従うべき基準は堅持すべきと、強く働きかけるべきではないでしょうか。

2点目は、職員不足の問題は、低賃金など労働環境の改善が必要で、指導員の社会的地位を高めることではないでしょうか。認識と今後の対応、処遇改善の方法の方針はあるのか伺います。

3点目は、これらのことから、本市としては放課後の安心への責任を果たすために、現状の基準を厳守すべきと考えますが、見解を伺います。

最後は、予算質疑で、国民健康保険特別会計予算について伺います。2点の点から質問をいたします。

1点目は、日本共産党は、昨年11月高過ぎる国保税引き下げ、住民と医療保険制度を守りますの政策を提案しました。この政策の重点は、1兆円の公費負担増によって国保税を協会けんぽ並みの保険料に引き下げるといふ、住民負担の抜本的軽減策を打ち出したことにあります。簡潔で結構ですので、この政策についての感想を伺います。

2点目は、以前、議論した国保税均等割の負担軽減問題の対策を、子育て支援の観点からも均等割の軽減策が必要ではないかと問うたものでした。均等割、平等割、いわゆる応益割には、

低所得者向けの法定減額の仕組みがあります。

その中で、世帯、特に子供の数が多いほど国税が引き上がる均等割には、「まるで人頭税だ」「子育て支援に逆行する」という批判が噴出し、全国知事会など地方団体も子供に係る均等割保険税措置の導入を強く求めています。この問題では、昨年6月議会でも議論し、市長は「子育て支援の関係からも検討が必要ではないか」という旨の回答をされています。所得のない子供まで、重たい国税をかけるべきでしょうか。市長の姿勢が問われていると考えます。子育て支援の観点からも、子供が多い世帯に、減免制度の導入検討を強く改めて求めたいと思います。さらに、対象者はどのくらいか、財政的な負担は、そして全国の取り組んでいる事例内容を教えてください。

不十分であったら、再質問を行います。

○選挙管理委員会事務局長（鹿屋 勉） 選挙の結果についての質問でございますが、選挙の基本原則というご質問でございますので、私のほうからお答えいたします。

選挙の基本原則といたしましては、財産や納税額、性別等で選挙権、被選挙権が制限されないとする普通選挙、1人1票とする平等選挙、選挙の公正を保持し、投票の秘密を守るため無記名投票とする秘密選挙、有権者が直接地方公共団体の長や議会の議員を選挙する直接選挙、選挙人の自由な意思によって行われる自由選挙がございます。いずれも、日本国憲法や現行の選挙制度で保障されているものでございまして、公平公正な選挙は民主主義の根幹をなすものでございますので、選挙管理委員会といたしまして、今後も引き続き、適正な執行管理、選挙の啓発に努めてまいります。

そして、投票の自由は守られたかについてもお尋ねでございました。選挙人が投票する、しないを含めまして、投票の自由は先ほどもお答えしましたとおり、現行の選挙制度の中で保障

されていることでございます。この投票の自由が、他人の不当な干渉等により阻害されることはあってはならないことであり、今回の市長選挙におきましても、有権者の方は、それぞれご自分の意思で投票いただいたものと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員のご質問であります、新庁舎建設予定地の選挙結果から見えてきた問題と認識についてお答えをいたします。

今回の市長選挙の結果につきましては、最も多くの得票をいただきましたが、多くのご意見もいただきましたことから、今回の選挙結果を謙虚に受けとめ、これまでの経験と人脈を生かし、しっかりと職責を果たしてまいりたいと考えております。

新庁舎建設事業でございますが、当初から候補地選定の考え方やプロセスが重要であると考え、議会や市民の皆様に対して、情報提供を行いながら事業を進めてまいりました。

しかしながら、今回の市長選挙を通じて見えてきた課題は、新庁舎建設に関する我々の思い、情報が正しく伝わっていないこともあると感じたところでございます。こういったことから、さきの川越議員の答弁でも触れましたけれども、1人でも多くの市民の皆様理解していただけるよう、車座座談会などの取り組みを始めていく予定でございます。

今後も、より一層丁寧な説明に努め、新庁舎建設事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援につきましては、堀内議員、梅木議員の質問におきましてお答えをいたしましたので、省略をさせていただいて、給食費の負担軽減についてお答えをいたします。

本市の学校給食センターでは、可能な限り垂水の農水産物を活用した給食を提供しており、県内各地から赴任された先生方から、垂水の給食は大変おいしいとうれしい評価をいただ

いるところでございます。

議員ご質問の給食費の負担軽減につきまして、平成29年12月の第4回定例会におきまして、小中学校給食費の負担軽減を求める請願が採択されたことを受けまして、教育委員会におきまして他市町村の状況や、補助をする場合の必要経費等について検討を進めているところでございます。

まず、他市町村の状況につきましては、平成30年5月現在で、全ての児童生徒の給食費を全額補助している市町村が県下で4市町村あり、一部補助をしている市町が県下で5市町ございます。

本市の学校給食費につきましては、小学生が月額4,000円で年間4万4,000円、中学生が月額4,750円で年間5万2,500円となっており、全額を食材費に当てております。

次に、一部補助を行う場合の必要経費でございますが、例えば3割補助の場合は、年間約1,260万円、2割補助の場合は、年間約840万円が必要となります。また、小学生のみを無償化した場合は、年間約2,600万円、中学生のみを無償化した場合、年間約1,500万円の経費が必要となります。

保護者による給食費の納入率は、過去5年間いずれも99%以上であることや、給食費の補助額は一般財源からの経常経費となることも踏まえながら、今後も教育委員会におきまして、対象者を全児童生徒とするのか、一部とするのか、補助の金額や割合をどうするのか、または補助を食材等とするのかなど、具体的な内容について、実現の可能性を慎重に検討していくものと考えております。

以上でございます。

次に、高齢者対策につきまして、お答えをいたします。梅木議員の回答と重複いたしますので、概要については省略をして、高齢者対策は十分なのかの視点でお答えをいたします。

高齢者の方々につきましては、福祉課において在宅福祉における経済的負担軽減を目的に、日常生活に支障のある65歳以上の在宅高齢者を対象とした訪問給食事業、同じく65歳以上の在宅高齢者を対象とした紙おむつ給付事業などの各種事業や、在宅寝たきり高齢者の介護者に対して、老人介護手当などの各種施策を実施しているところでございます。また、老人クラブやシルバー人材センターを支援することで、高齢者の方々が元気に生きがいをもって過ごしていただく手助けをしているところでございます。

さらに、本年度から保健課を中心に本格実施しております垂水元気プロジェクトにつきましては、市民の皆様の健康に対する意識の高さにより、参加総数1,151名中、1,027名約89%の60歳以上の方の参加を得ることができました。この取り組みは、本市の介護給付費の軽減、医療費の抑制につながるものと考えております。

今回、新たに温泉入浴券補助及び敬老パス補助を掲げましたが、この事業の実施により経済的負担軽減はもとより、健康増進、仲間づくり、生きがい等につながり、より充実した生活を送っていただけるものと考えています。

高齢者福祉の充実については、高齢化が進む本市にとりまして、重要な課題の一つでございます。まずは公約としております新規事業に向けて、取組みを担当課に指示いたしました。先ほど説明したように、現在実施中の多くの事業につきましても、さらなる充実に向けて、簡素でより効果的な取組みを進めていく所存でございます。

以上でございます。

高齢者公約実現のための財源保障についてお答えをいたします。

平成31年度一般会計当初予算の説明で申したように、本年度は各事業の成果に重点を置き、予算の質を高めることで財政運営の健全化を図りつつ、優先する事業を定めて予算編成を行っ

たところでございます。

また、国におきましては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、成長志向の財政政策を組み合わせ、めりはりのきいた予算編成とするとともに、国及び地方においては、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとされております。

本市の財政状況は、今までの財政改革による成果で、現在、健全に保たれているところでございます。市役所新庁舎建設事業がスタートし、今後の財政支出が予想されるところではありますが、真に必要な事業につきましては、優先して取り組み、元気な垂水、市民の安心に向け各事業を展開していく所存でございます。

以上でございます。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員のご質問でございます。児童虐待防止対策につきましてお答えいたします。

新聞でも記事になっておりましたが、平成29年度に全国の児童相談所が児童虐待の相談や通告を受けて対応した件数が、13万3,778件と過去最多になったと掲載されておりました。

その中でも、鹿児島県内の児童相談所が対応した件数は818件で、前年度からの伸びが全国で最も高かったとのことございました。

内容によりますと、特に心理的虐待がふえてきており、配偶者間の暴力によって子供がストレスを受ける面前DVにより、警察からの通告が増加してきているとのことでございます。

次に、本市の状況でございますが、虐待件数で申し上げますと、平成25年度が6件、26年度が12件、27年度が16件、28年度が19件、29年度が16件となっております。

虐待の内容としましては、そのほとんどがネグレクトであり、続いて身体的虐待となっております。この虐待にかかる相談・対応につきましては、家庭児童相談員及び福祉課職員で対応しているところでございますが、近年の傾向とし

て、核家族化をはじめとした家族形態の変化や、家庭環境の多様化、親の意識の変化等に伴い、以前と比べましても問題は複雑化、また困難化していることから、その対応が難しく長期的な支援が必要な状況となっております。

このことから課題としては、児童虐待に対する機能強化や専門性の強化が必要であると考えております。

次に、要保護児童対策地域協議会についてでございますが、この要保護児童対策地域協議会は設置することが法定化されておりますので、本市においても設置し、毎年、代表者会議を開催しております。委員は、大隅児童相談所や大隅地域振興局、肝属郡医師会、児童福祉施設、市内小中学校、保育所等、警察署、教育委員会の代表者や民生児童委員、人権擁護委員と多岐の職種にわたる20名の委員で構成しており、会議では活動報告や事例報告を行い、それぞれの立場からどのような支援ができるか意見をいただきながら、認識を深めているところでございます。

この会議のほか、緊急な個別案件等については、迅速に対応する必要がありますことから、案件に応じ、関係機関で集まり対応しているところでございます。例えば、保育所等の職員や小中学校職員、教育委員会職員、保健師、大隅児童相談所職員、児童福祉施設職員等で個別ケース会議を適宜開催し、情報の共有をはじめ、対応策について協議を行っているところでございます。

議員から対応力の引き上げについて質問がございましたが、児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないことから、国は昨年7月に子供の安全確保を最優先とし、児童虐待防止対策の強化を総合的に取り組むための道筋を示す児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を取りまとめ、さらに昨年12月には、児童相談所や

市町村の体制と専門性強化を進めるための児童虐待防止対策体制総合強化プランを示しております。このプランにおいて、市町村における相談体制を強化するため、子供とその家庭、妊産婦を対象とした地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども・家庭総合支援拠点を、2022年までに全市町村に設置することが示されたところでございます。

このことから本市においても、子ども・家庭総合支援拠点の体制整備を、今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、個人情報の取扱いにつきましてお答えいたします。

児童虐待の案件等において、個人情報の取扱いや保護については、慎重に対応しなければならないものと考えております。

本市においても、垂水市個人情報保護条例の第14条で開示義務について定めておりますが、第5号において、代理人が本人にかわって開示請求をした場合において、開示することが当該本人の利益に反すると認められるときは、開示できないよう規定されています。特に、児童虐待については、今回の事件のように、代理人が虐待の加害者であることも考えられますので、十分に気をつけなければならないものと考えています。

本市においては、これまでこのような個人情報の開示請求はありませんが、もしあった場合は個別に対応するのではなく、関係部署、機関と十分に協議し、後にどのような影響があるかなどを慎重に考え対応していくことが必要であると思います。

次に、福祉課における連携についてご説明いたします。児童虐待につきましては、早期発見及び早期対応に努めることが必要となりますので、各種部署、機関からの情報収集を行い、また連携して共有するようにしています。

虐待の情報につきましては、乳幼児の場合は、

保健課の保健師及び母子保健推進委員が子育て中の保護者をサポートするため、乳児家庭全戸訪問事業を実施しているほか、保健師及び家庭児童相談員が定期的に保育所等を訪問しております。

また、小中学校児童については、教育委員会からの情報を初め、家庭児童相談員が定期的に小中学校を訪問しておりますので、その中で虐待の疑いのある児童が確認された場合、そのケースに応じ、関係部署及び関係機関でケース会議を行い、情報を共有した上で必要な支援について対応するようにしています。

児童虐待については、対応が困難なケースが多く、緊急性を要するものでもございますので、今後も関係機関と連携を密にしながら、慎重に対応していきたいと考えております。

○学校教育課長（明石浩久） 持留議員の児童虐待防止対策について、取り組みや連携のあり方についてのご質問にお答えいたします。

県内外において、児童虐待による保護者の逮捕事案が続発している現状を、教育委員会といたしましても大変重く受け止めますとともに、事案発生時には、迅速かつ適切な対応がなされるよう、2月14日に開催しました管理職研修会におきましても、改めて確認を行ったところでございます。

各小中学校におきましては、子供の表情や体の状況、服装や所持品等に異常はないかなど、きめ細やかな観察を行うとともに、定期的に教育相談やアンケート調査を実施するなど、早期発見に努めております。

また、虐待を受けていると思われる場合は、速やかに教育委員会への報告並びに児童相談所への通告を行っております。さらに、虐待が疑われる事案が発生した場合は、早い段階で児童相談所、市福祉課、教育委員会で委嘱しておりますスクールソーシャルワーカー、校長、教頭、担任、教育委員会職員によるケース会議を行い、

状況の確認、対応等について協議を行う体制となっております。

特に、学校と児童相談所との連携につきましては、児童虐待に限らず、問題行動等への対応も含めて不可欠なものとなっております。児童虐待は、子供のかげがえのない命にかかわる重要な問題でありますことから、今後も早期発見に努めるとともに児童生徒を守りぬく姿勢を堅持し、関係機関との連携を緊密に図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○福祉課長（榎園雅司） 次に、学童保育の基準問題につきましてお答えいたします。議員からありましたとおり、放課後児童健全育成事業にかかる地方分権提案として、放課後児童クラブの職員配置基準が、従うべき基準から参酌すべき基準とすることが、昨年12月に閣議決定されました。

現行の厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とし、そのうち1人は保育士や社会福祉士等の一定の基準を満たし、かつ都道府県が実施する認定資格研修を受講した放課後児童支援員を配置するように定められておりますが、今回の改正で、この基準を参酌基準として、今後市町村の裁量で支援員の数を決定できるようになります。

この見直しの背景は、地方3団体から人材不足の解消策として、地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるようにと提案があったことに起因するものとなっております。

そこで、本市の状況についてご説明しますと、現在市内には4つの児童クラブがございますが、運用に関しては児童の安全確保を第一に考え、現行の基準を遵守し、場合によっては基準以上の支援員を配置するように各児童クラブに周知し、徹底しているところでございます。子供を預かる上で、突発的な緊急対応や特別な対応や

配慮が求められることもありますので、支援員の資質向上を目的に、県が実施する放課後児童支援員の認定資格研修を受講するように働きかけており、資格を取得する支援員も増加してきております。その他、県のほうで、より専門的な研修・実習をしておりますので、適宜受講をしていただくようお願いしているところでございます。

また、議員から労働環境の改善についての質問がございましたが、支援員の処遇改善につきましては、研修を受講した放課後児童支援員につきましては、キャリアアップ処遇改善事業として、経験年数と研修実績等に応じた手当を支給するようになっておりますので、本市におきましても、多くの支援員の賃金改善が図られてきております。

現国会で、児童福祉法の改正により、国の基準として従うべき基準が参酌すべき基準と改められようとしておりますが、本市としましては、先ほども申し上げましたが、子供の安全確保を第一に考え、保護者が子供を安心して預けやすい環境を維持していくことが必要であると思っておりますので、現行の基準を遵守していく方向で考えています。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 初めに、国保政策にかかる日本共産党の政策提言についての感想を求められた質問につきましてお答えいたします。

日本共産党の政策提言にありますとおり、国民健康保険は低所得者の加入者が多いために、所得に占める保険料の負担割合が高いといった構造的な課題を抱えております。また、均等割の負担につきましても、被用者保険、社会保険等の保険料負担にはないことから、被用者保険との保険料額に差を生じている要因の一つとなっております。日本共産党の政策提言と同様に、この構造的な問題を解決し、国保制度を持続可能とするためには国庫負担の増額しかありませ

るので、引き続き、全国市長会などを通じて、国保の国庫負担の増額を要望してまいります。

次に、子供が多い世帯に、減免制度の検討・導入をとのご質問でございますが、本市の子供がいる世帯の状況は、平成30年分算定時点で、国保世帯2,655世帯のうち、18歳以下の子供がいる世帯は143世帯でございます。143世帯のうち、均等割、平等割に対し、7割、5割、2割の軽減を受けている世帯は97世帯で、現行制度の中で、約68%の世帯が税の軽減措置を受けております。18歳以下の減免制度を導入した場合の影響額でございますが、軽減後の額で申し上げますが、第2子以降、全額減免した場合216万6,000円、第3子以降を全額減免した場合74万8,000円の影響となります。

そこで、子供が多い世帯の減免制度の導入でございますが、全国では、18歳以下の3人目以降全額減免や、5割減免などを実施している保険者もあるようでございますが、本件においては、鹿屋市が平成31年度より実施するようでございます。

鹿屋市の減免の内容でございますが、18歳以下の第3子以降を対象に均等割を全額免除するもので1,000万円の影響があるようでございます。しかしながら、この減免措置は、国庫支出金の算定外となりますので、減免した分は全て保険者の負担となり、他の世帯の負担増につながるようになります。

子供が多い世帯に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するため重要であると認識しておりますが、本市のような法定外繰り入れにより赤字を補填している保険者は、現時点では、減免などの支援策は独自の減免措置ではなく、国等が行う少子化対策の中で、別途検討するのが適当ではないかと考えております。

以上です。

○持留良一議員 不十分なところについて再質問を行っていきたいと思います。

残念ながら、沖縄名護市のこの賛否を問うことについては考え方が示されませんでした。示す意向がなかったのかどうか、私はそのことを非常に疑問に思うんですが、改めて私はこの問題へ問われたのが民意だったと思うんですよね、民意のあり方。結果として、沖縄はその民意をちゃんと表したんだということになるかと思えます。

大事なものは、やっぱりこの民意がどうかということが、何よりも私たちはこの問題では重要だろうというふうに思うんですが、その前に、選挙問題について若干議論したいと思うんですが、市長もこの南日本新聞のコラムをご覧になったと思うんですが、「何のための一票」ご覧になったかどうか、まず、最初にお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 詳細までは覚えておりませんが、目にした記憶はございます。

○持留良一議員 一問一答でお願いしたいんですけども、私たち、今、取り巻く状況の中で、本来であれば、やっぱりその先ほど原則は言われたんですけども、投票の自由の原則、これは本当に守られるべきであり、公選法の25条にもそのことはしっかり明記をされているというふうに思うんですが、実態として、まだそういう問題が、記者のさまざま聞いた市民の間からもそういうのが聞こえてきたという、昔、組織ぐるみとか企業抱えとか、さまざまなそういう集団的な形で、いわゆる投票の自由が守られてなかったという点がありました。

当然、民主主義がさまざまな形で発展する中で、そのあたりは徐々に解決はしてきていると思いますけども、こういう形で書かれること自体が、どうなのかなということを思うんですよ。だから、その点について市長にお聞きをしたいと思います。どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 詳細を細かく把握しておりませんので、よければ説明していただきたい

と思います。

○持留良一議員 要は、投票先をこの新聞によると政策で選ばないとか、さまざまな形で書いてある。して、いろんなことがささやかれたんだと、いわゆる地縁、血縁だとか、無理やり投票させているとか、投票先をチェックしているとかという、さまざまなことが書いてあるわけですよ。果たして、これで本当に投票の自由が守られたのかなというふうに思うわけなんですよ。

そういう意味で、これ後で選管にもお聞きしますけども、こういうことが書いてありますね。一般的な、どの自治体にもありますけれども、選挙にとって一番大切なことです。いわゆる投票の自由です。全ての選挙人が、自分自身の判断でもっとも信頼をおけると思う人たちに投票することです。そのためには、誰に投票したか、誰にも知られることがないようにすることが必要です。これが、いわゆる投票の自由なことなんですよね。そうなってくると、さまざまやっぱり今の垂水市は、まだそういう問題があるんだということがこの新聞記者は書いています。そして、また「市長選を顧みて」という中でも、支持を取りつけた企業などの組織を固める一方だとか、いわゆるそういう中で働く人たちは、どうしても組織の関係で自分がある程度拘束されてしまうということが出てくると思うんですよね。これは、まあ、ある意味想像の域を超えないんですけども、しかし実態としてはそういうことがあるのではないか、だからこそこの選挙に当たっては、この基本原則、特に投票の自由の原則というのは、徹底されなきゃならないというふうに思うんです。その点について、選管はこの問題をどう選挙前に徹底されたのか、この点についてはどうだったでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（鹿屋 勉） 選挙の自由のことにつきましては、先ほど申し上げ

ましたとおり、憲法にもしっかり明記をされていることをごさいます。その中にも投票の自由ということは、議員がおっしゃるように、基本原則として保障されているものをごさいますので、議員がおっしゃるような阻害されるようなことはなかったというふうに、選挙管理委員会としては認識しているところでございます。

○持留良一議員 でも、やっぱりこういう形で、新聞でコラムで書かれるということ自体、やっぱりそれは批判として受けとめなきゃならないというふうに思います。だから、そういう点では、きちっとこの基本原則、どう守っていくのか、自由な選挙をどう保障していくのか、そのことを今後やっぱり重要な柱として、こういうことが書かれないように、新聞紙上に書かれないように、ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。そのことは、要望しておきたいというふうに思います。

次に、新庁舎問題についての選挙結果が見えたことを改めて問いたいというふうに思います。市長、住民自治の本旨とは何でしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 正確には申し上げられませんが、住民が市政の中心であるという意味合いだと思います。

○持留良一議員 そういう意味で、非常に重要な視点・観点だというふうに思うんですね。こんなふうに書かれています。地方における行政を行う場合には、その自治体の住民の意思、民意ですね、と責任に基づいて行政を行うという原則、この原則です。この原則がないと、本当に行政運営というのはやっていけないし、住民自治の本旨に立った市政運営はできないということを描いていると思うんですが、市長はこの新庁舎建設問題については、そのプロセスがしっかり守られたと、民意が反映しているという認識でしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 新庁舎の問題に関しては、何度も話をしていますけれども、まずこの状態

を何とかしなければいけない。生命・財産をしっかりと守っていく。60年近く経っているこの状態を、いち早く解消する。そういうプロセスにおいて、これまで申し上げましたように、庁内検討委員会を重ね、外部委員会を重ね、パブリックコメントという方法で皆さんの民意を問うて、あるいはその市民の皆さんに市議会の先生方にも、さまざま適宜報告をしてきたわけがありますので、その結果を踏まえて、今回も、市長選もそれだけではありませんけれども、新庁舎の問題も争点の一つだったというふうに思いますので、結果として、一番多い得票をいただいたということも、民意の一つだというふうに考えます。

○持留良一議員 ちょっと、あの市長、勘違いされているんじゃないですか。パブリックコメントは、民意の反映ですか。これはあくまでも、賛成、反対の意見を寄せてもらうというのがパブリックコメントですよ。どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 民意を問う手法の一つとしてという意味合いであります。間違っていたと思いますので訂正します。

○持留良一議員 手法じゃないんですよ。書かれた計画に対して、意見はありませんかということを問うわけですよ。だからパブリックコメントという形で、この間、皆さんもいろんな計画をパブリックコメントでされていますよね。それを問うものは一つもなかったはずですよ。意見をくださいということだったと思うんですよ。だから、私は大事なものは住民自治ですよと、住民の何よりも意思、民意に基づいてそれが行われる。責任に基づいて行政を行うという、ここですよ。じゃあ、今までそのところはないわけですから、この計画には民意は反映されてないんじゃないですか、そう思われませんか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどから申し上げたように、議員の先生方も市民の代表として、皆様方にその状況に応じてしっかりと説明をしてき

ていると。で、今、申し上げたような経過を踏まえて、しっかりと手順を踏んでやっておりますので、その結果として今回、選挙ということでもありますので、そのように理解をしております。

○持留良一議員 選挙結果は言われますけれども、選挙結果は、先ほど北方さんが言われたみたいに、単純な数字ですけども反対が多かったわけですよ。私たちの独自にとったアンケートでも69%が「ノー」という回答なんです。そして何よりも、「市民アンケートを実施すべき」が82%もあったんですよ。声は何なのか、やっぱりこれはきちんと民意として反映させるべきじゃないかというのがあるわけです。

ここに奄美新庁舎建設基本計画というのがありますが、この中では、やっぱり市民アンケート、その後、パブリックコメントという形で意見を踏まえて、基本構想策定時、市長に答申いたしますというふうになっているんですよ。ここもう、市民アンケートとパブリックコメントは使い分けているわけですよ。して、これは世論調ですけども、これはやっぱり町民アンケートをやりますという形でなっているんです。これが民主主義であり、住民自治である民意が反映される計画ではないんですか。そうでなければ、この計画というのは、まさに今後、説明とか責任と言われますけれども、ある意味、そういう民意が反映されていないのを市民に押しつけることになるんじゃないですか。私たちも、この市民アンケートで出た結果は問いませんよ。それは、市民が決めることだから。（「そうだ」と呼ぶ者あり）何ひとつ私は問うことはありません。しかし、今回のこの計画、今までの中の内容において、そのことが民意が反映されてない。反映されてないのは私たちは理解もできないし、なおかつ、それを進めるという立場でもありません。やはり、ここには住民自治である民意が反映されてこそ、初めて民主主義で

あり住民自治である。このことがきちっとされない問題じゃないですか。ましてや、市民アンケートをとることが怖いですか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、持留議員も独自で、多分、共産党さんの新聞関係でとられたんだと思いますけれども、まあどれだけのそれが民意と、数字をおっしゃいましたけれども、それが全市民の民意の中でどれぐらいの支持だということは明確にないわけでありますから、我々も先ほど申し上げたような手順の中で、加えて、それぞれの住民説明会とか、あらゆることを重ねて手順を踏んでやってきたわけでありますから、手法の一つとして、そういう形でルールに乗っかってやって、その結果として現在があるわけであります。また、今後に関しても、先ほど担当課長が申し上げたような手順を踏んで、しっかりとやっていきますということでありますので、その方向で進めていくということでございます。

○持留良一議員 この問題は最後にしますけど、私たちのアンケートが絶対だとは言っていないですよ。これは、あくまでも参考としてこういうのがありましたよと。それを今度の選挙結果も含めて、そういうことを裏づけるようなデータが、やっぱり2つ出てきましたよと。大事なものは、さっき言ったとおり住民の民意、反映された、そういう内容においてやるべきじゃないかということを行っているわけですよ。でなければ、この問題というのは、今後さまざまな問題でいろんなことを巻き起こしてしまう可能性があると思うんですよ。本当に、住民自治が大事だという立場であれば、それに民意に基づいた取り組み、計画、事業をやっていくべきだというふうに、特にこれは、100年のそういう大きな事業だと市長も言われています。それだけ市民にとっても重要だし、ある意味、数字から見たら市を2分するような問題ですよ、数字から見てもね。そうなってきたときには、やっぱ

り大事なものは、民意がどれだけ反映された計画なのか、このことじゃないでしょうか。改めて最後にこのことを市長に問います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど申し上げたような形で、我々は、我々の手順に従って、正しく行ってまいったということでありまして、今後に関しては、先ほどから申し上げておりますように、車座対話等を通じて、そのことについてしっかりと説明をするということでございます。

（発言する者あり）

○持留良一議員 結局はこれは、かみ合わないという問題じゃないと思うんですよ。さっき言ったとおり、民主主義、住民自治の問題であるということで、本当に民意が反映されているのか、その意思に基づいた、責任を持って行政をやるという中身なのか、市長から先ほどから説明されると、本当に責任はどうなんだということが厳しく問われると思うんですよ。

だからこそ、私は、今回改めてこの住民自治だという、本旨に立った立場での問題を提起して、その角度から、今のこの計画に対してどうなんだということを提起しているわけです。このことは、やはり重要な問題でもありますので、そのことを指摘して、次の問題に移りたいと思います。

公約問題について、今回、さまざま市長は提案をされて、私たちはこの間何度も幾度となく提案したけども、最後の大きな砦は財政問題ということで、できないということは、繰り返し、この問題では子育て支援、高齢者対策を言われてきました。

今回、私がこう提起した大きな背景には、先ほど言いましたとおり、実質賃金はマイナスだということで賃金が下がっている。で、高齢者の生活実態も年金が削減されている。この共通しているのは、生活が大変だと、もう自分たちの力で限界にきていると、先ほど国保税の問題が出ましたけども、負担がもう限界だというよ

うなことが、全国自治会も主張しています。だからこそ、こういう負担が必要だということを言っているわけなんですよ。

その中で、今回、大きな問題として、給食費の負担の軽減と高齢者対策、これで十分かということ提起をさせていただいたんですが、特にあの給食負担の問題、1人4,000円ですよ。じゃあ3人、4人だったらどうなるんだという問題も出てきます。先ほど言ったとおり、鹿屋市は第3子からでしたかね。そんな形でやっていると、全国もそういう形でいろんな事例があるわけなんですけど、そもそもこの学校の経費、給食費も含めて、本来は無償が原則ではないんでしょうか。学校教育課長どうでしょうか。

○学校教育課長(明石浩久) 教科書等につきましては、学校教育の無償化ということで進められているところですが、給食費につきましては、その食材費につきまして、徴収をさせていただいているところでございます。

先ほど議員のほうから、例えば第3子以降とか第2子以降とかいうような言葉もいただいたところですけれども、第3子以降につきまして、本市に今年度179人の児童生徒がおります。そうしたときに、およそ1年間にかかる経費が830万円ほどというようなことになります。また、1人1,000円ずつ毎月補助したにしても、約1,000万円の経費がかかると、これが将来にわたっての経常経費ということになりますことから、やはり慎重に検討してまいらなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 本来であれば、国がこの問題についてはきちっと対策をとって保障するような中身なんですけど、どうしても今、現状の中では、自治体に取り組まざるを得ないという問題が、現状として生まれてきています。

その中で、県内でも、あちこち全額補助だと

か、一部負担とか出てきています。そうなってくると、この問題で、重要な点は何なのかということ。今、定住対策、さまざま、今、きょう午前中もね、人口問題対策とかいろいろ議論がありましたけども、施策的にどう充実させていくのか、子育て支援、充実させていきますよ、移住対策にしても家賃補助きちっとやっていきますよという形で、そういう土壌はつくっていくんですけども、こういう負担の問題で、特に多子世帯になるとね、いっぱい負担が増える中で、やっぱりこれも重要な課題ではないかというふうに思うんですが、市長の認識はどうでしょうか。

○市長(尾脇雅弥) 持留議員のご指摘をいただいて、議会の先生方もさまざまなご意見がございます。そうすべきだという方もいらっしゃるけど、そうではないというご意見もあります。その辺を最大限考慮して、どういう状況だと成り立つのかということを検討をさせているという先ほどの答弁でありますので、そのような状況だとご理解いただきたい。

○持留良一議員 これ、全会一致で請願も採択されていますので、ぜひ市長そういう方向で、この問題は取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、児童虐待防止対策について、あ、高齢者対策ありましたね、ごめんなさい。高齢者対策があったんですけども、この問題で、私さまざま、市長はこの間の取組みも確かにそうだと思うんですよ。給食問題、介護手当、いろいろ充実をさせて市長も取り組んでいらっしゃるの、私も否定はいたしません。

しかし、それよりも実態の生活として困っているのは負担の問題、特に介護保険料だとか後期高齢者だとか、こういうあたり負担がもう身近に直接来るわけなんですよ。ほかの物というのは、それに類さなければそういう形での関係が出てこない、また、それに類しないと補

助が受けられないという関係が成り立ってきます。そうなってきたときに、高齢者全般にわたるのは、そういう負担の問題がどうしても出てくると思うんですよ。

先ほども言いましたとおり、年金は5万4,000円です。これからいろいろ差し引かれていきます。手元に残るのは4万か弱です。本当にそれで生活維持ができると思いますか、市長どうぞ。

○市長（尾脇雅弥） この問題は、少子高齢化という大きなものが抱える問題があるわけでありまして。そういった中で、持留議員がおっしゃる気持ちは、私も福祉に携わった人間としてそうだと思いますけれども、ただやっぱり財源というものがなくなってまいりますので、その状況をどう見出していくのか。あるいはかかる経費を、社会保障費、伸びているこの社会費をどうやって抑制をしていくのかというのが、ある意味健康プロジェクトの目的でありますので、まあそういう問題を長期的な視点でやりながら、ただ足元に、困っておられる方がいらっしゃるという問題をどう解決をしていくかということでありまして、その辺のところを、今、検討中ということでございます。

○持留良一議員 これは、実態も十分把握されていると思いますので、それに必要な施策を、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。

児童虐待防止対策について伺いますが、先ほどの点から見て、2つの点がどうも見えない部分が出てきたんですよ。要は保健師さんとか、それから先生方、それからさまざまな形で、今の市内のそういうところに目配りができていると思うんですが、この中でその谷間に埋もれる実態はないのか。

それともう一つ、各分野との連携ですけども、どうしても最後は法的な対応というのが求められる部分があると思うんですが、弁護士との連携というのはきちっとできているのか。万が一

のときの連携はできているのか、この2点についてどうでしょうか。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員の相談の谷間にいらっしゃる方、現在、保健課のほうで保健師、母子保健推進員が巡回をしたり、また福祉課のほうでは、民生委員等が適宜訪問しておりますので、そういった方がないように十分な配慮をしたいと考えております。

○持留良一議員 明石市が、市内全体の子供に会う取組みと、今、先ほど本市も、子供たちの訪問ということがありましたけれども、スマイル100%プロジェクトということで保健師らが家庭訪問して、警察とか児童相談所とかも連携しながらやっているということが出てきているんですよ。

特に私、保健師の重要な役割があるんじゃないかなと、というのは、いろんな子供たちが生まれた時点から入学する前まで、保健師さんというのはかかわっていく状況がありますよね。そんなとき一番その前線で、また予防だとか発見だとか、また連携だとかいうことをやっていると思うんですが、そのあたりについては、福祉課と保健課との連携というのはできているかどうかなのか。

○保健課長（橋圭一郎） 今の議員のご質問でございますが、保健師のほうも私どものほうでいるのが、6名、7名いるんですが、そのうちで精神保健、あと、母子保健とかいうところで、3人ちょっと所掌として割り当てております。その方々が、福祉の児童障がい係と、また地域福祉、あと、生活保護、その辺とうまく連携を取りながらやっている。

ただどうしても、その保健師にかかるボリュームとか割合が高いものですから、ちょっと、いろいろと難儀はされているかなと思っておりますが、連携としましては、うまくやっているほうだとは思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 そういう実態であれば、私も本当にうれしいなというふうに思うんですが、しかし、実態としては、保健師さんの仕事も本当多岐にわたる、事務も多い。じゃ、それだけの地域に出て行ける余裕、時間、体制があるのかという点については、若干疑問があるんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

○保健課長（橋圭一郎） 確におっしゃるとおり、川越議員の質問の中でもございましたように、今の保健師の部分につきましては、本当、不足していると。

ことし、また定年退職を迎える方もいらっしゃるやったりしまして、ボリューム的には若干その保健師の活用という部分で、ちょっと難しいところがあると。

今、市長も副市長、総務課のほうも、鋭意、保健師の雇用について、採用について一生懸命努力されておられますので、私どももそれに向けて後ろからでも、また前からでも、ちょっと走ってまいりたいと思っております。今後も、相当数の保健に携わるような職を確保してまいりたいと思っておりますので、どうぞ先生方もよろしく願いいたします。

○持留良一議員 時間もありませんので、もう若干まとめますけども、やはり大事なのは、もう1点大事なのはあると思うんですよ。いわゆる人権教育、虐待防止の啓発の重要性、ここのが先ほどの中で欠けていましたので、やっぱりこのあたり、教育委員会も含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。ソーシャルワーカーのことが出ましたけども、南日本新聞でも、担い手不足、財源不足は課題だという指摘もあります。本当に、今、こういう状況の中で、子供たちのいわゆる防止、発見、対策ということが取れるのかと一抹の不安がありますので、ぜひそのあたりは、人員の対策というのは、ぜひ確保していただきたいと思えます。

学童保育については先ほど言われたとおり、

そういう方向で頑張るということで、ぜひ私たちも応援していきたいと思えますので、取り組んでいただきたいというふうに思えます。

最後、国保の均等割の問題ですけれども、市長にお聞きしますけども、所得のない子供までこんな重たい国保税をかけるということについてはどうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 負担のないほうがいいというふうには思いますが、先ほど担当課長が申し上げたように、減免をしたということになりますと、それ以外の方々の負担増につながるというのはご理解いただけると思えますので、その辺を本来であれば、国策でしっかりと対応していただくということになると思いますが、法定外繰入れも含めて、そういった状況の中でさらに減免ということは、現段階においては難しいと思えますので、先ほど担当課長が申し上げたような、別途検討するという形になると思えます。

○持留良一議員 ぜひ、この問題、大変重要な子育て支援の観点、負担の軽減ということも含めて重要な点ですので、ぜひ今後も、引き続き取り組んでいただき、私たちも国のほうに、均等割の廃止、国庫負担を1兆円という、先ほど提案もされましたけど、そういう形で取り組んでいきたいというふうに思えます。

今回は、住民自治の問題も含めて、あらゆる角度から市政の問題を問いただきましたけども、大事なのはやっぱり住民の自治の本旨、この立場に立って行政はあるんだと、そういう立場で責任を持って運営していくんだということを指摘をして、私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（池山節夫） 次は、明日、午前9時30分から本会議を開き、質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日は、これもちまして、散会いたします。

午後4時5分散会

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 3 1 年 2 月 2 7 日

本会議第3号(2月27日)(水曜)

出席議員 12名

2番	梅木 勇	9番	池山 節夫
3番	堀内 貴志	10番	北方 貞明
4番	川越 信男	11番	森 正勝
5番	感王寺 耕造	12番	川尻 達志
6番	堀添 國尚	13番	篠原 静則
8番	持留 良一	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱 重光	農林課長	楠木 雅己
総務課長	森山 博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川 隆志
財政課長	和泉 洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田 昌幸
併任		会計課長	萩原 竹和
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋 昭男
保健課長	橘 圭一郎	学校教育課長	明石 浩久
福祉課長	榎園 雅司	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾 智信
		書記	瀬脇 恵寿

平成31年2月27日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△平成31年度各会計予算案に対する質疑・一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、昨日に引き続き、平成31年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、5番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

1番目の論点ですが、昨日、北方議員、持留議員も質問なさいましたけども、重複するところもありますが、大事な問題ですので、重ねて質問いたします。

今回の市長選挙の一番の争点は、新庁舎の建設問題でありました。防災拠点となり得る場所なのか、将来人口に見合った規模なのか、建設費が高過ぎるのではないかと、まちづくりを形成できる場所なのか、行政手続に問題はなかったのかが争点になったと考えております。

尾脇市長は、前回から700票余り減らして、得票率は46%、池之上、村山氏の得票合計を772票下回りました。民意は、いま一度立ち止まり、計画の見直し、市民アンケートの実施を求めているのではないかと考えますが、市長の答弁を求めます。

次に、市長の公約の1つである健康長寿、温泉プールの必要性について、市長の見解を求めます。

昨日の答弁で、スーパーバイザーの大石充先生の助言を受け、元気な垂水づくりを進めるため、温泉プールとたるみず元気プロジェクトを並行して行うというコンセプトと、温泉の効能については少しだけ理解いたしました。

しかしながら、市民が本当に必要としている施設なのか、財源はどうするのか、維持費、インストラクター、看護師の確保、集客のための費用等、建設費と合わせると多大な財政出動がかかるのではないかと懸念しております。市長の明確な答弁を求めます。

次に、垂水市地方卸売市場について、農林課長に伺います。

現在、垂水大同青果さんに運営をいただいております。卸売場使用料、加工施設使用料、倉庫使用料、冷蔵庫使用料、買受人控室使用料、関連商品売り場使用料については100%減免、現在、業者事務所使用料のみ30%減免の118万7,280円の負担をいただいております。

しかしながら、市内外の農業従事者の激減により、集荷量は当然激減しております。業者事務所使用料のさらなる減免の上乗せ100%減免は、垂水市地方卸売市場条例上可能なのか、可能であればその考えはないのか、答弁ください。

また、集荷量確保の対策として、垂水大同青果へ市が補助金を支給し、その全額を大量出荷者に対し出荷奨励金として支給する考えはないのか、答弁ください。

次に、新規就農者への支援策について、農林課長に伺います。

現在、新規就農者の支援策として、国庫補助で農業次世代人材投資事業、準備型で年間150万円、2年以内、経営開始型で年間150万円、5年以内、最長5年間の交付、またこの事業に該当しない人には、尾脇市長の計らいで、市単

独事業として新規就農者支援給付事業として、年間36万円を3年間を限度として支給し、就農3年後には30万円を支給する制度ができております。

しかしながら、市外からの移住・就農を募集する仕組み、現場での栽培技術、経営管理能力の習得を図るサポート体制ができていないため、新規就農者はそれほど増えておりません。2点について、今後の対応を答弁ください。

次に、鳥獣害対策について、農林課長に答弁を求めます。

過去3年間の捕獲実績、鳥獣害別の市・県ごとの報奨金については、資料をいただきましたので、了解いたしました。

捕獲数を増やすため、また狩猟者の方々の労に報いるため、市単独分の増額はできないのか、答弁ください。

次に、市道・農道法面の除草及び養生について、土木課長、農林課長に伺います。

本来、市が実施すべきと考えますが、見解を求めます。現在まで、各地域とも自助・共助の考えのもとにやってきましたが、もう限界であります。70歳、80歳の方々が構成員の大多数を占めており、いつ事故が起こるのか、下手をすれば死亡事故が起こるのではないかと、いつも危惧しております。

市で全て対応できないのであれば、建設機械、除草アタッチメントの市費購入による各地区への貸与、購入助成措置が必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、建設残土について、土木課長に質問いたします。

市道柘原新城線に隣接する無許可の建設残土が原因で、小谷地区の田への耕地災害が発生しております。今後、このような事故がないように防止するため、建設残土に関する条例制定が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、垂水市乳児用品等購入助成事業につ

いて、福祉課長に伺います。

ティッシュ、ゴミ袋、肌着等、対象商品を拡大していただきたい。また、オーガニック由来の商品を使いたい、品揃えがないのご意見を子育ての方々からご意見いただきました。これについて見解を求めます。

事業の中身については、私は全て理解しているつもりですので、その答弁は要りません。方向性とか、そういう部分を具体的にお示しいただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、選挙のことについてでありますけれども、今、感王寺議員がおっしゃった考え方というのは、池之上候補を推薦をされた感王寺議員の立場としてはそのとおりだというふうに思います。

ただ、私の立場で申し上げますと、この4年間で約1,000名近い有権者が数が減っておりますので、そういう意味では総数は減ると。前回、一騎打ちということもありまして、支持率が50%を超えたわけですが、ただ212票という僅差であったことも事実でありますし、今回、そういう意味においては1,100票を超える差がついたということにおいては、そういうことだというふうに思います。

また、2位、3位と一緒になればというお話もきのうから出ておりますけれども、我々の分析の中では、それでももっとそういう場合は差が開いていくというデータもありましたので、その辺が見解の相違ではあるというふうに思います。

その上で、市長選を振り返って、庁舎のお話をさせていただきます。

選挙結果を受けての庁舎建設ということでございますけれども、きのうの北方議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、新庁舎建

設事業の進め方としては、事業当初から事業スケジュールを提示をして、庁内外の検討委員会や説明会、またパブリックコメントなど、手順を踏んでまいりました。

現庁舎は築60年経過しておりまして、大変危険な状況に変わりはないわけでありまして。そのことはご理解をいただいているというふうに思います。

これまで、今、申し上げたような形で、手順を踏んで進めていることがございますし、外部委員会におきましては、商工会などの代表を加えて、専門的に鹿児島大学の先生等も交えて、安全上の観点からもいろいろ協議をしていただいたわけでありまして。

大きくは4つ、安全性、コスト、利便性、まちづくりという視点を持って、C案ということに総合的に判断をしたわけでありましてけれども、それをもって住民説明会を実施をして、さまざまなご意見を取り入れて、事業を進めてまいったということでありまして。場所だけをとって判断をするというのは、そういう意味では違うのではないかというふうに私のほうは思っているわけでありまして。

選挙結果を受けまして、いろんな意味で、さらに安全性を高めるために、柱頭免震のための再度の調査費、あるいは市民の皆さんのご意見をお伺いするためのワークショップとか基本計画とか、さらには座談会などを今後進めながら、そういった問題に対して前向きに解決をして進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、健康長寿の温泉プールについてのご質問にお答えをいたします。

昨日の堀内議員の質問で、お話をさせていただきました。そのことについては、一部理解はするところはあるということでもございました。

垂水市スーパーバイザーをお願いいたしました鹿児島大学病院の副病院長の石先生の大石先生の講

演の際にもございましたとおり、水中運動の有効性は非常に高いものがあると、きのう、保健課長が答弁いたしましたように、浮力を利用した水中歩行等の水中運動は、腰や膝に負担をかけず、高齢者にも取り入れやすいので、第二の心臓と言われる足の筋力維持が全身に血行等、代謝の促進や循環機能の維持につながり、健康長寿に取り組んでおり、本市の政策につながるということで、きのう、お話をさせていただきました。

ただ、今お話があったような人的な配置、あるいは財源の問題をどうするかという意味において、ご心配があるのはそのとおりだというふうに思いますので、それはこれから協議をしながらではありますけれども、きのう、お話をさせていただいたポイントとしては、これまでは小中学生を対象とした約60名程度が対象であったわけですが、今回は全市民の健康という形で、予防に力を入れていくという視点から、そういう意味では投資対効果があるというふうに考えておりますし、どの程度、人的なもの、あるいは財源的なものをかけるかによって、その負担というのは変わってまいりますし、できるだけ民間もこの事業に賛同していただいて、民間の投資を呼び込むような仕組みができればいいというふうに思っておりますので、それはこれから協議を重ねて、今、幾つか調整はしておりますけれども、そういう形である程度その辺の形ができ上がれば、議員の先生方にご提示をしていくということになると思います。

○農林課長（楠木雅己） おはようございます。感王寺議員のご質問でございます垂水大同青果への使用料減免措置の拡大はできないのかについてお答えいたします。

本市の公設卸売市場は、垂水大同青果株式会社を卸売業者といたしまして、競り売り等の業務を行っております。平成8年度をピークに取扱量の減少傾向が続いており、議員ご質問のと

おり、垂水市地方卸売市場条例及び規則に基づき、卸売り場、加工施設、倉庫、冷蔵庫などの各施設使用料は、平成15年度以降、各使用料の一部または全部の減免措置、あるいは免除を継続して行っております。

ご質問の業者の事務所使用料につきましては、平成23年度から平成26年度までの間は20%の減免措置を行い、平成27年度から平成30年度現在まで30%の減免措置を継続中でございます。

減免の行為につきましては、同条例第59条の規定に基づきまして、毎年度、卸売業者より減免申請書が提出され、市場運営審議会の審査承認をいただいているものでございますが、この減免幅に関し、条例または規則の中には制限等を定めた規定はなく、卸売市場法による制限あるいは上限設定等を定めた条文もないようでございます。

先ほども申し上げましたとおり、取扱量の減少など厳しい経営環境にあっても、卸売業者においては日頃の経営努力もしていただいておりますが、使用料の支払い可能額をもとに、毎年度、減免申請書を提出しておられるところでございます。

なお、ご承知のとおり、公設卸売市場は特別会計による運営を行っており、その財源となるべきものが施設使用料であります。

なお、各施設の老朽化等に伴う施設の維持管理費用をはじめ、市場の機能を果たしていくためにも使用料の確保は必要なことなどから、今後も歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、垂水大同青果への補助金の考えはについてお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、各施設の使用料につきましては、卸売業者から提出された減免申請書に対し、一部または全部を減免措置、あるいは免除を行っているところでござい

ます。ただし、一部の施設使用料につきましては、今年度も納めていただいております。

このような中、卸売業者におきましては、確かに経営環境が厳しさを増す中にあっても経営努力を積み重ね、日頃から出荷者となってくださる農業者の確保に努めておられます。

そのような中、農林課といたしまして、公設市場の機能を維持していくためにもどうすればよいのか、また公設市場の卸売業者に対するふさわしい補助のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、大量出荷農家に対して、出荷奨励金の考えはについてお答えいたします。

垂水市地方卸売市場条例第51条には、市長の承認を受け、卸売業者が出荷者に対し出荷奨励金を支出する仕組みの規定が定められております。市場の取扱量の減少傾向に歯どめをかけ、取扱品目の安定的供給の確保を図るため、あるいは生産者が公設市場を出荷先として選択するときの判断材料の1つとしては有効に働く対策ではないかと考えております。特に、市場に取扱品目を大量に出荷される農業者にとっては、魅力を感じていただけるものと考えられます。

しかし、一方で、先ほど申しましたとおり、特別会計の運営の中で、財源の1つである施設使用料に対し大幅な減免等の措置を行っている現状では、直ちに出荷奨励金を支出することは難しいと考えております。さらに、同条例同条第3項の中で、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるときは、市長は出荷奨励金の承認をしてはならないとの考えを定めてございます。

いずれにしましても、財源の確保が課題となりますことに加え、財源が伴う政策として、さまざまな観点から検討を必要とする事項であると考えられますことから、現状を踏まえ、出荷奨励金を直ちに行うことは難しいと考えて

おります。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） 答弁を短くということです。

○農林課長（楠木雅己） 次に、新規就農者への支援についての質問にお答えいたします。

議員ご質問の市外からの就農希望者を募集する取組みにつきましては、農林課では現在のところ行っておりませんが、就農を希望される方の就農相談には随時応じているところでございます。

平成29年度から今年度にかけては、本市での就農を目的とした市外出身の青年への対応事例について申し上げます。

当青年は、鹿児島県立農業大学校の社会人枠の研修を修了後、本市で園芸作物による就農を希望した青年でございます。青年は、打ち合わせのため、本人の友人とともに複数回、農林課を訪れ、農林課では手続等の支援を行いました。

そのほか、住居等につきましても、市営住宅や空き家バンク制度の登録物件を複数紹介したほか、就農の舞台となる農地につきましても、農業委員会とも連携し、支援をしているところでございます。

市外出身の就農希望者に対しましては、このような形で支援を行っておりますが、就農計画の作成支援事業の導入以外にも、優良農地を借り入れる手続や事業を伴う場合の住居探しなど、支援を行うべき範囲が広く、また農業体験の有無をはじめ、個々により異なる対応が必要になる場合も多く起こるものと考えております。

したがって、今後の対策としましては、市外出身者の就農希望者がありましたら、就農相談に応じ、または本人の就農に対する思いの強さを確認しながら、本人とともに考えて、一つ一つ進めていくことが必要であるというふうに考えております。

なお、一方、経営面や技術面の指導につきま

しては、指導体制の整備等が必要であります。市単独では難しいことから、市農林技術協会などを活用し、JA垂水支所や大隅地域振興局など関係機関と連携し、課題が解決されるよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、新規就農者育成のサポート体制についての質問にお答えいたします。

現在、行っている取組みといたしましては、県のほうで組織している指導農業士会により、新規就農者への巡回訪問を実施していただいております。指導農業士は、すぐれた農業経営を実践し、青年農業者の育成に対する熱意と指導力のある農業者として、知事から認定された方々でございます。平成30年度につきましては、平成29年度に本市の認定新規就農者となった2名に対し、昨年9月26日にそれぞれ現場を訪問いたしております。

訪問対象の2名のうち、1人は大野地区でサツマイモの栽培を始めたばかりの市外出身者ですが、圃場の様子を見られた指導農業者から把握し得る当面の管理や技術面の助言を受け、本人からも就農に至った経緯や、なぜ垂水市での就農だったのかということにつきましても説明があり、お互いの交流が図られたところでございます。

また、大隅地域振興局を会場とし、農業経営や土壌肥料、農作業安全など、農業に関する基礎的な知識を身につけることを目的とした研修や、簿記記帳を通じて経営管理能力を高めるための研修が毎年度複数回開催されており、市内認定新規農業者に対して案内しているところでございます。

さらに、平成29年度以降の農業次世代人材投資事業の交付対象者に対しましては、関係機関を含めてサポート体制を構築し、定期的に指導を行っていることとされており、市農林技術協会の枠組みを活用して、その体制構築について確認を行ったところでございます。

このように、新規就農者へのサポート体制につきましても、市独自のサポート以外でも、単独でできること以外にも関係機関と連携し対応することにより育成が図られますことから、今後とも連携を強め、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、鳥獣害対策につきましても、報奨金における市単独分を引き上げる考えはないかの質問にお答えいたします。

市単独分の報奨金についてでございますが、補助金については、イノシシの1頭当たりの単価は市・県を合わせて1万3,000円でございますが、このうち県補助金分の単価が本年度より8,000円から7,000円に減額となったため、市単独分の単価を5,000円から6,000円へ増額したところでございます。また、アナグマの市単独分の単価につきましても、2,000円から4,000円へ増額したところでございます。

報奨金の増額につきましては、捕獲の状況や他市町の動向等を注視しながら、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 感王寺議員ご質問の市道及び法面の養生につきましてお答えいたします。

市道の除草作業につきましては、議員ご指摘のとおりでございますが、6月議会でも回答いたしましたとおり、土木課管理の市道は369路線、222キロ、河川につきましては22の数を管理しております。市道につきましても、除草の対象となります路線は市街地を除く路線となり、交通量の多い路線、また集落に通ずる重要な路線を重点的に実施しておりますが、市民の皆様に満足していただけるような対応ができていないのが実情でございます。

高齢化により、地域での活動が困難になる状況におきましても、除草回数や対象路線を増やすなどの対策をとりつつ、環境整備班での除草

機械のリースや、除草機械を保有する建設業者へ依頼し実施するなど、なるべく市民の皆様の要望にお応えできるよう努めてまいります。

また、法面の養生についてでございますが、道路改良等で道路の法面が高く長い箇所がございますが、除草につきましても、交通に支障のある部分のみ実施しております。

議員が申されます浜平大都線小谷地区の道路法面もかなり高く長い法面でございますが、これまでも地元で取り組んでいただきまして、パトロールなどで通るたび、申しわけない気持ちでいるところでございます。

地域の高齢化も進み、肩かけ式の除草機械での作業は危険を伴いますので、経費の面で全面対応することは難しいかもしれませんが、田んぼの耕作者や地域住民に草が繁茂することで迷惑とならぬよう、今後の課題といたしまして、どのような対応が最適なのか、しっかりと検討してまいります。

次に、除草アタッチメントの購入や各地区への貸与につきましてお答えいたします。

除草機械の購入につきましては、感王寺議員や川尻議員より以前からご質問をいただいております。また、昨年6月議会で篠原議員より、きれいなまちづくりについてのご質問で、ポイ捨てを減らすにはまず道路の除草をしっかりとすべきのご指摘を受けました。その際、環境整備班で除草機械の重機をリースし、対応する旨の回答をいたしました。

除草機械の重機での作業は、従来の肩かけ式草刈り機では作業が難しい、高いところから垂れ下がった竹や暖竹の伐採につきましてもかなりの範囲で作業ができており、除草機械での作業は作業効率の面からも有効であったと判断しております。

除草機械の購入につきましては、アタッチメントと重機、それを運ぶ運搬車両を購入した場合とアタッチメントのみ購入した場合とでは約

5分の1程度の費用で済み、さらにリースと比較しますと、全てリースした場合と、アタッチメントを購入し、重機本体のみリースした場合とでは3分の1程度で済むようでございます。

アタッチメントを購入し貸与した場合、これまでよりも少ない労力で環境整備ができ、費用の面でもメリットもあるようでございますが、事故の発生など、検証しなければならないことも多くございますので、関係課と協議し、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

続きまして、建設残土についてのご質問にお答えいたします。

建設残土の条例につきましては、土木課が整備しました上野台地の建設残土処分場につきまして、平成13年6月に条例を制定しております。

議員ご指摘の建設残土処分場は、平成7年度から残土の受入れを開始し、計画書では平成12年度で完了となっている、民間が開発しました建設残土処分場でございます。

このような山地の森林内での開発を行う場合は、農林水産省が制定します森林法第10条において、林地開発許可を受けなければなりません。この建設残土処分場につきましても、森林開発許可申請を行い、残土受入れを始めておりますが、下流域には土砂の流出を防止する沈砂池や必要な施設も設けられており、最終的に県の検査を受け、完了しているようでございます。

開発行為を行う場合は、建築物を目的とした開発は都市計画法の開発許可申請を行い、また森林であれば森林法の林地開発許可を行わなければならないと、各法律で定められております。

また、本市に対しましては、垂水市傾斜地における土木工事の規制に関する条例に基づき届出をする必要がございますが、法令の規定により許可・認可を受けて行う工事はこの条例の規定を適用しないとなっておりますので、当時、土木課への届出はなかったようでございます。

この条例の目的は、標高400メートルまでの傾斜地や山地での土木工事を規制することにより、法面の崩落や水量の閉塞、または土石の流出による被害を防除することを目的とし、さまざまな施設の設置を義務づけております。

このようなことから、現段階で直ちに新たな条例制定は考えておりませんが、今後、同様の条例制定の事例が他市町村にないか、調査、研究してまいりたいと考えております。

議員ご指摘の箇所は、民間が開発した残土処分場の道路を隔てた場所であり、当時、土砂を投入したのであれば不法投棄となり問題がございますが、既に開発も終了し、土砂を投入した事実があるのか、今となつては検証することも困難でございます。

議員よりご指摘を受け、私も現場に行きましたが、山が崩壊することで土砂が流出し、下流域の農地に堆積していることを確認いたしました。相当量の土砂が堆積しており、耕作者もお困りだと思いますので、関係課と協議し、土砂流出防止など何らかの対策はできないか、県への要望も念頭に置き、検討したいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） 農道についての、いいですか。いいそうです。

○福祉課長（榎園雅司） おはようございます。感王寺議員のご質問でございます。乳児用品等購入助成事業につきましてお答えいたします。

事業の中身につきましては、省略させていただきます。

昨年4月からこの事業を開始し、2月20日現在で、平成29年度出生者69人、平成30年度出生者69人の保護者に助成券を交付しておりますが、利用状況もよく、窓口や子育てアンケート、また子ども・子育て会議で好評の言葉をいただいているところでございます。

ただ、この事業につきましては開始したばかり

りで、今後、改良の余地はあると思われまので、市民の皆さんが利用しやすいように、適宜見直しを行っていくことが必要と考えているところでございます。

その中で、対象となる乳児用品の拡大の考えはとのご質問でございますが、購入できる乳児用品につきましては、福祉課としましても子育て世代のニーズに合わせて見直しをしていく必要があると考えております。

先ほど、議員から肌着、衣類といったことがありましたが、福祉課におきましても、乳幼児用の肌着やガーゼ、スタイ等の衣類も加えたほうがよいのではないかと検討を進めているところでございました。

ただ、先ほどお聞きしましたごみ袋、ティッシュにつきましては、乳児用品ではなく日用品であることから、対象にしづらい面もございますので、現在のところ、乳児用品に限り対象とさせていただいているところでございます。

次に、オーガニック由来の商品希望に対しての対策についてはでございますが、この助成事業は子育て世帯の負担軽減を図ることが目的であり、日常的に使用する乳児用品等の購入を助成することを趣旨としておりますので、一般的に市内の指定取扱店で購入できる乳児用品等を対象としているところでございます。

以上のことから、お求めのオーガニック関連用品が市内の指定取扱店で販売された場合は、対象関連商品の範囲内であれば、特に助成券をご利用いただいても構わないものと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 お願いがあるんですけども、何のための打ち合わせしたのかとを感じるんですね、いつも毎回毎回。私の言わんとしたことは、だいたいわかっているじゃないですか、担当課長さんたちが。修辞法は要らないですから、事業の中身の説明は要らんとしたでしょう。打

ち合わせする気も失せます。短く答弁ください、要点を絞ってですね。

それでは、一問一答方式に基づいて再質問いたします。

まず、市長選挙を顧みてということですけども、新庁舎建設であります。

それは、市長、私も新庁舎建設問題が選挙のワンイシューだとは思っておりません。市長の2期8年間の実績であるとか、あなたの公約とか、そういう部分も評価されて当選なさったんですよ。それは十分わかっておりますし、私が別に池之上誠を応援して落ちたから文句を言っているわけじゃないんですよ。

ただ、この問題についてはですね、50年、100年の計の部分で、大切な問題なんですよ、はっきり言いましてですね。

それで、選挙分析をやりたくないんですけども、前回は200票差でした。垂水市の選挙を私は30年近くやっています、若僧の小僧の頃からですね。大変厳しい選挙戦ですね、みんなずっとそうでした。現職の市長は、あらゆる企業とか団体とか、推薦をもらえるわけですよ。その中で、前回の200票差、今回も772票差、46%しかとっていないということは、私は民意の表れだと考えております。

この点については議論の余地はない、議論しませんけども、ただ本当に思うんですけども、市長はきちっと説明してきたと言われるんですね。確かに、庁内の委員会をつくって、外部委員会もつくりましたと、住民説明会もしましたと、ワークショップもしましたと、そういう部分をお話しされたんですけども、果たしてそれが適切な行政手続をしたのかしないのかという部分が不透明なんですよ。だから、反対運動が私は起こっているんだと思います。

具体的に言いますと、外部委員会の部分で、この部分でまず1万平米という部分を決めました。1万平米という部分と、あと土地開発

公社の持ち物でありますから、比較的すぐ時間を置かずにできるというお話でした。

ただ、その説明を受けたときは、多分、名前は言いませんけど、某企業さんとの契約はまだ生きていたはずなんですよ。そういったような部分の説明を外部検討委員会でなされれば、どうしてもポイント制として向こうしかないんですよ。私も、私の仲間たちも、まず場所ありきだったんじゃないかという部分で思っているわけです。まず、この部分を説明を求めますから。

あと、もう一点、肝心な部分が安全性なんですよね。確かに、どこでも建ちますよ、建物はどこでも建ちますよ。海の中でも建ちますよ。ただ、防災拠点となり得るのかということなんですよね。確かに、防波堤はあります。でも、港内の部分の防波堤はないわけですよ。そう考えますと、排水されたときについては、都市計画上、ほかの部分もありますから、きちっとやっていただかないといけないという部分はわかりますけども、諸々の部分でものすごくお金がかかる場所だと私は思います。一旦事故があったら、これは将来に禍根を残しますよ。私はそう思っております。

この2点について、答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 足らざるは担当課長が答弁をいたしますけれども、基本的にありきではないかということは、全くそういうことではありません。明確に申し上げます。

安全上の問題等々で、不安なところのご指摘もあるわけですが、先ほど申し上げました安全性やら、いろいろ総合的に判断をして、専門的な見地をもって、その案というふうにしたわけでありますので、いろんな見方はあると思いますけれども、私の立場で明確に今の質問に対しては全くそういうことはありませんので、より早く安全な建物をそういう環境を整えて進めていくというのが現状でございます。

○感王寺耕造議員 議論がかみ合わんわけです

けども、選挙結果を振り返って、市長はきちっと住民の皆様に説明責任を果たしていくということなんです。車座座談会を開くということなんですけど、座談会だけでは民意の酌み上げというのができないでしょう。職員の皆さんも、市長も副市長も、市民のためにお仕事をなさるわけでしょう。この部分で民意を酌み取れますか。実際に、反対運動が2,000名超なんです。市長選があつて止まっていたけど、まだまだ増えていきますよ。ここで、いま一度、立ちどまる勇気がないんですか。

實際上、資料をいただいたんですけど、近江八幡市の部分、この分は選挙結果を受けて、これは選挙結果を受けてだったんですけど、場所の部分、規模の部分で反対した市長が通りました。その部分で、建設に着手していたんですけど、見直したという地域もあるんですよ。そういうような英断が私は市長に欲しいと思うんですけども、その辺について答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） それぞれの考え方で選挙を戦って、結果としていろんな考え方がありまますけれども、そのことで当選をしたというのが事実であります。

ただ、それだけではなくて、いろんな複合的な要素もありますので、新庁舎に関しては、公選法のルールにのっとって私は当選をいたしましたけれども、感王寺さんのご指摘である、例えば単純に2番目と3番目を足した場合は半分いかないじゃないかと。

先ほど申し上げたように、私としては考え方としては先ほど申し上げたようなことがありますけれども、ただそのことを踏まえて、より慎重に丁寧に話は聞きながら、また説明もしながらやっていくという基本的な姿勢でございますので、そのことは変わらないということであります。

○感王寺耕造議員 先ほどからずっと答弁をいただいているんですけど、言いわけにしか私に

は聞こえないんですよね。實際上、住民説明会の部分に、市の職員を何名動員しましたか。半分以上は動員しちゃったじゃないですか。ここで今きちんと立ち止まって、市民アンケートとか実施すればまずいわけですか。

きのう、持留さんも聞かれたんですけども、答弁がなかったんですけど、市民アンケートを実施して、すぐですよ、やれば、市長が考えて、一月もかからない。その部分でゴーサインが出れば、私も何も言いませんよ。100年の計ですよ。市長の英断を見せてくださいよ。

○市長（尾脇雅弥） 今、市役所職員を動員してというようなお話がありましたけれども、全くそういうことではございませんので、また同時に市役所職員も市民であります。そのこともよくご理解をいただいて、対応していただきたい。

○感王寺耕造議員 ほかの市外在住の職員も来ているんですよ、はっきり言ってね、名前は言えないけどね。まあいいですわ。

市民アンケートを実施なさらないのであれば、また反対運動に火がつくでしょう。住民投票条例まで持っていくしかないんですか、市民リコールまで持っていくしかないんですか、この点については議論して埒が明きませんので、このへんでやめておきます。

次に、市長公約です。

健康長寿、温泉プール、答弁いただきました。確かに、あればいいという方もおられるでしょうけども、本当ここに民意があるのかという部分も私は思うんです。それは、財源の問題もありますし、当然、全年齢を対象にとおっしゃいますけども、ご高齢の方が果たしてその場所に行き運動できるのかという部分もあります。

そしてまた、50代、60代の壮年の方々は、鹿屋市に健康プラザがありますよ。実際、行っていらっしゃる方がいます。そしてまた、子供たちについては、プールに行っている子たちもい

ますよね。そういう部分で健康づくりをやっております。

實際上、アザレアさん、旧の部分で温泉プールがありましたよ。すぐ撤退なされた。維持費も莫大だということで、利用者もいないという中で、そういう部分があったわけですよ。派手なことはいいですから、そのへんの部分をどう思われているのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 中身が十分ご理解いただいているんだと思いますけれども、きのうも申し上げましたが、今、感王寺さんのご指摘にあったように、これまでも要望はあったわけですね。

ただ、一部、あればいいのはそのとおりなんですけど、投資対効果も含めてなかなか難しいということで成り立たなかったわけですが、今回は全市民、ある意味対象になるわけがありますし、収益性という意味では市外からも来ていただけると、そういうような要望も今回たくさん私のほうにもいただいた。

その結果として、コスト面も考えて、それが成り立つような形で、産学官民連携の形ができないかということで、まだ明確にいついつこうやるという話ではなくて、そういうことがあって、市民ニーズに応じて、健康になっていくということはそのとおりだと思いますので、あと財源的な問題も含めて、今すぐやるということではなくて、できるだけ手出しは少ない形で、その趣旨に賛同していただいた民間の方々の投資を呼び込むような形で、できることを一番の目標に進めていくということでもあります。

○感王寺耕造議員 今の答弁をお聞きして思ったんですが、産学官ということですね。言葉はきれいなんですけど、場所は決まっているんですかね。今のお言葉を聞いて僕が思い浮かべたのは、道の駅たるみずはまびらのほうにつくられるんじゃないのと、またPFI事業でというような感じも思っているんですよ。

尾脇市長、私ども、向こうのほうができ上がったから、尾脇市長もお招きしました。私は副会長ですけど、相談を受けて、どこで忘年会をするやということで、あそこを使わせていただきましたよ。市長もお招きしました。

その中で、市長は、民間の篤志家の方が独自の資金を出して建てるとおっしゃった。覚えていらっしゃるでしょうか。まさか、あそこに温泉プールをつくるんじゃないでしょうね、一緒に。

○市長（尾脇雅弥） 推察ということですけども、全くそれは違います。道の駅に関しては、たるみずはまびらに関しては、これから民間エリアということで、グランドオープンということでもありますので、温泉プールに関しては、私の中で幾つか候補地を考えていることはありますけれども、道の駅たるみずはまびらではありません。

○感王寺耕造議員 市長のところにはそういう要望が届いていると、私どものところには、そういう部分は要りませんと、生活に根づいた事業をやっていたきたいという声もいただいています。これから計画を担当課の部分できちとなさるんでしょうから、その場合は、庁舎問題であるとか、道の駅はまびらのようにすったもんだじゃなくて、全て納得の上でできるような形に、行政手続を踏んでいただきたいと思っております。

市民の皆さんの声をよくお聞きして、こういう事業を進めるときには、お金がかかる事業を進めるときは市民アンケートを実施して、必要なか、必要でないのかという部分から出発していただかないと思いますので、その辺は要望にして終わります。

また、垂水市地方卸売市場ですけども、お手元に資料を配付してあります。市長、副市長のところにも届いていると思うんですね。

年々再々、取扱高が減っております。この市場については、大きく2つの意味があったと思

っております。まず、市民の胃袋を満たす役割、あと1つが転送の部分、そういう部分の市場がありました。

ところが、資料を見ていただくとわかると思うんですけど、卵とか加工品、花卉、あとその辺については、昔は小さいお店、地場の商店街がありました。青果とか、いろいろ売っているところが、そういうところが壊滅したものですから、そういった垂水市内の小売店に売るという部分も激減しているわけです。

野菜についても見ていただければ、平成25年度と29年度を比較してください。ほぼ半減という状態なんですね。半減という状況です。農林課長の答弁では、市場の維持、修繕云々、積み立てという部分で、私の提案した部分については可能であるけれども、ちょっと難しいという部分なんですよ。

ただ、大同青果さんが手を引いたら、この市場は成り立たなくなるんですよ。それは事実でしょう。誰も引き受けたがらないですよ、儲からん仕事を。この部分について、今後どうするのかという部分も含めて、援助策というやつを私は図らなならんと思います。私がさっき質問した部分の2点について、市長の考えを聞きます。

○市長（尾脇雅弥） 基本的な考え方は同じであります。人口減少社会の中で、取り扱う量が減っていく、だけれども成り立つためには経営の部分をしっかりサポートしなければいけないというのはそのとおりでございますので、ただ具体的に今どうということは、今ご質問いただきましたので、明確な答えはないわけでありましてけれども、これから生産者の声を聞き、あるいは我々の立場も鑑みて、どういう方法があるのかというのは解決をしなければならない課題であることはそのとおりでありますから、またご意見を頂戴しながら形にしていきたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 了解いたしました。

市場審議会、1回しか開いていなかったですから、2回、3回、4回開いて、この問題の方向性についてどう考えるのかですね。大同青果さんがきちっと引き受けていただくために、どういう部分が必要なのか、それとも地方卸売市場は要らないのかという議論まで含めて、きちっと市長が先頭に立ってやってください。要望にして終わります。

新規就農者対策です。

この部分については、市長もいろいろ防災営農の新規の認定農業者について10%のかさ上げとか、就農支援資金の部分も市単独でつくっていただきました。それについては評価いたします。

ただ、さっきの農林課長の答弁を聞いていたんですけども、私が思うのは、今、3.11から若い人たちの考え方が変わっているんですよ。もうお金は要らないんだと、風光明媚なところで子育てをしたいということで、実際、私も県内外から若い子たちを入れております。また、10アールつくって、小麦とかつくってケーキをつくったりしています。いろんなパターンでみんな頑張ってくれているんですけども、そういった部分で、結局、他人任せなんですよ、私が思うに。農林課長、他人任せだと思うんですよ。これは打ち合わせしたでしょう。

まず、市外からの移住・就農を募集する仕組みが、積極的にやっていないんですよ。いろんな機会を捉えて、これをきちっとやっていただくということと、あと新規就農者のサポート体制というやつが全くできていないんです。さっき、指導農業士とか、いろいろありましたけど、振興局とかありましたけど、私も若いときは30から35まで指導農業士をやっていました。一番若い指導農業士でした。

ただ、私より以上の規模の若手の農家とか、経営感覚にすぐれた人たちが出てきたものです

から、私は指導できないからおろさせてくださいという部分があったんです。だから、結局、私が言いたいのは、そういったサポート体制を他人任せ、振興局、指導農業士という部分に他人任せにするのではなく、市が単独でできないかということですよ。

志布志市が農業公社を持っております。その部分で、毎年、2年、3年研修して、6家族、7家族がずっと自営しているんですよ。そういうサポート体制があります。公益財団法人みたいな大きい部分ではなくていいですから、例えば園芸プラス水稲、露地野菜、タマネギとかいう部分の種類のパターンをつくって、こういう形でやれば大体この部分の収益がありますよと、まず市でハウスをつくって、人材は農協の技術職とかいますよ。そういう部分を呼びますから、そういう部分で実地で勉強させて、その後、市がまた防災営農等を活用して、自営に結びつけていくという方法もいろいろあると思うんですよ。ちょっと乱暴な質問になりましたけど、その点について、きちとした体制をつくれるのか、つけれないのか、市長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 今、感王寺さんお考えの部分に関しては、私も違うとは思わないわけです。垂水市の宝は何かと言えば、農林水産、畜産業ということで、農業、水産業、あるいは畜産業の分野に関してはだいぶ将来が見えているのかなと思いますけれども、農業分野においてはなかなか今ご指摘の部分があるということだと思います。

市役所の職員においても、これまでどおりの待つということではなくて、積極的に営業的な要素も含めてやっていくというのができるというふうなふうに思います。仕事の力点の置き具合だと思いますけれども、ただ言いわけをするわけではありませんけれども、合併できなくなって、職員数も減って、また国からの権限移譲もあって、1人の仕事量というのは相当増えて

いますので、そういった意味におきまして、現行の中で頑張れというのはなかなか酷な部分もありますので、かといって課題というのは解決をしなければいけないということもそのとおりでありますから、先ほどの答えと重複をいたしますけれども、現場の皆さんと、また専門的な皆さんと我々の立場を交えて、そういう形で、待ってもなかなか発展にはつながらないというのはそのとおりでありますから、どういう方法があって、どういう形で進めていけばいいのかというのは、これからしっかりと連携して、確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 市長は6次産業化と言われます。漁業の部分には進んでいますね。農業の部分でも、大野原とか、焼き芋をペースト状にしたりとか、市内の業者さんが自分独自のクッキーとかスープとかをつくっていらっしゃいますね。それは市長の努力のたまものだと思っ

ているんですね。
ただ、1次産業がなければ6次産業は進みませんので、新規就農者を入れんことには、私も今度59になりました、来年は60です。私が死んだら、親族の田んぼはどうなるんだろうと思っています。誰もつくる人が出ないだろうなと思ったりするんですね。維持できない状態です。

きちっとしたサポート体制、招き入れる体制、サポート体制を予算も安価な部分で結構です。人的な部分も、職員を使わなくても、臨時職員の部分で対応できますので、その部分についてはよろしく検討ください。

次に、鳥獣害対策です。

単価の部分、この部分についてはまず見ていただいて、捕獲数を上げなければ防除できないという段階になっております。この部分についてどう思われるのか、上げる考えがあるのか、市の単価の部分。

○市長（尾脇雅弥） 単価を上げることによ

て、成果が上がるということであれば、1つの考えだというふうに思います。ただ、対象者が少なくなっておりますので、後継者の育成をしやすい環境、免許、資格も含めてですね、そのことをつくっていくというのも大事なことだというふうに思っています。

○感王寺耕造議員 今、市長が言われたように、指導者の方々が39人しかいない状態ですね。この人たちの部分をどう対処していくのかという部分が、新規の育成の部分が大事だと思っています。

あと、わなの問題なんですけども、箱わなの部分が幾つあったのかな、市が持っている部分もあれば、ちょっと時間がないのでごめんなさい、乱暴な質問になりますが、市が持っている部分もあれば、また狩猟者の方々が持っている部分もあるんですよ。わなについては、全額市で揃えてあげるべきじゃないんですか。それを市長。

○市長（尾脇雅弥） 単価がどれぐらいするのかわかりませんが、その財源も見ながら、当然市がフォローしても大丈夫だという投資対効果が見出せるようであれば、程度の問題もありますけれども、何らかの支援はしていくというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 今、終原の部分で、篠原議員のところから柳田實義さんのところまで、猿の巣がいっぱいあるんですよ。どうかしてもらわにゃいけないんですよ。それで、私は要望を受けたんですよ。こういった猿の箱わながあるんですよ。この部分でとって、どうにか処理していただきたいという部分があります。いろいろな問題があるのは、打ち合わせの中でわかっていますので、大体つくるのに4、50万ぐらいかかるそうです。このへんの部分について、一応農林課長とは打ち合わせしていますので、市長は後で副市長も交えて意見を聞いていただいて、対処してください。

あと、広域の部分で取り組む必要もあると思うんですよね。広域の部分で、どうやって捕獲していくのかという部分。例えば、どうやって焼却するのかとか、ジビエの部分はどうするのかと、イノシシなんか特に、そういう部分をどうするのか。熊本は生体市場もありますし、処理施設もあります。その部分は、若い市長ですから期待していますので、よろしくお願いします。

除草については了解しました。前向きな意見で、刈っていただけるということで判断いたしますので、よろしくお願いします。

建設残土についても、私もこの部分は市に届出もない、林地開発の届出もないということで、責任の所在云々という部分は思っておりません。ただ、今後このようなことがないように、きちっと気をつけていただきたいということと、一番いいのは条例の制定だと思っていますので、その辺は調査研究して頑張ってください。

ただ、土木課長、あそこはあれ以上えぐられたら、道路がなくなっちゃいますよ、早急に何らかの対応をしないと。試算の部分は、耕地のほうで農林課長のほうでやってきていただいていますので、要望はね、あそこをせんと道路を通れませんよ。道路は何本あってもいいんですから、その部分はきちっと対処してください。

最後になります。乳児用品等購入費ということで、始まって1年間ということで、これからいろいろニーズの見直し、意見を聞いてということで、明確な答弁をいただきましてありがとうございます。

ただ、1点だけ、ごみ袋、ティッシュという部分、日用品だという判断なんですけど、確かに日用品と捉まえる捉まえ方もありますけども、お母さんから聞いた部分は、お尻拭きのティッシュ、あれがありますね。あれは高いんだと、高いから、一応コットンティッシュとか、そういうもので拭いてから、最後にウェットティッ

シュでやるんですと、子育てでお金がかかりますからということなんですよ。

そしてまた、ごみ袋についても、おむつの部分の処理で大量の部分が必要なんですということなんですよ。その辺についてもよく考えて、よく声を聞いていただいて、対処をしていただきたいと思っております。

○議長（池山節夫） 間もなく時間です。

○感王寺耕造議員 あと、オーガニックの食べ物、その辺についても品揃えがないということですので、対象業者さんとよく話し合いながら、品揃えをやっていただきたいと思っております。

早口で申しわけございませんでした。1時間与えていただいて、ありがとうございます。これで、私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、10時45分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、川尻達志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 ちょっと風邪を引いておまして、なかなか声が出にくいので、どうかよろしくお願いします。

市長、3度目の当選、おめでとうございます。向こう4年間、イバラの道が続くんでしょうけれども、しっかりとかじ取りをしていただきたいと思います。

市長、私は、今まであなたが出される議案について、主なところは全て質問してきました。ところが、今回、庁舎の問題については1回も言っていないんです。このことを今、深く後悔をしております。今の場所に、思ったときに言いたかったんですけれども、あえて言いません

でした。そのことを後悔しています。

普通、家をつくる、建物を建てる時には、昔から風水とか、日当たりがいいとか、一番条件のいいところに建てるはずであります。今のところは、地盤も軟弱、それから台風、津波、北西の風等々言われております。なぜ、あそこにつくっちゃいけないということを言わなかったのかな。

そのことで、今、垂水は分断が起きつつあります。きのう、3名の方が庁舎問題で質問をされました。もともと垂水は、二階堂、橋口、両派の大きな派閥が市民一人一人に至るまで分かれておりました。水迫市政になって、分断がなくなりつつあるなどという気持ちでいました。あなたが庁舎問題の場所で、あえて争点にされたのかもわかりませんが、そのことが分断を生みつつある。だから、言わなかったことについて後悔しているんであります。

あなたの仕事は、庁舎をつくることじゃありません。まず、しなきゃいけないのは、市民の分断をさせちゃいけないということであります。幸いに、車座、いろんなことを通してやっつけられるというふう聞いております。あなたが今すべきは、庁舎を進めることじゃなく、分断の溝を埋めることだと私は思います。ぜひ、このことは肝に銘じていただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問をします。

まず、タイムレコーダーの設置場所、この質問は、まだほかから庁舎内にカードを押しに来る方がいらっしゃいます。時間の無駄です。働き方改革を言われる中で、なぜ各職場に置かないのか、このことも前、私は質問をしております。あなたたちがどういう答弁をしたかも覚えております。庁舎をつくるのに何十億もかけて、今いる職員が時間と精神的に負担なんですよ。何でこれができない、こんな簡単なことが。何百万もかかるものでもないし。

そのほか、総務課長に質問をしましたけれど

も、限られた時間ですので、市長、このことについてあなたの見解をまずお伺いをします。

それから、人口減に伴う諸問題ですけども、今、垂水は毎年300から400減っています、人口が。きのう、森さんの中でも、死亡者とは別に88名という数字が出ました。なぜ、この質問かといいますと、各課で5年後、10年後にはこれだけ減る、だからこういう政策をしなきゃいけない課題があると思うんです。そのことを知るために、私は資料の請求をいたしました。ここに各テーブルに1個ずつあると思うんですけども、目を通してください。

もう一つ言いたいことは、これもいただいた資料ですけども、人口ピラミッドです。今、大体300から400亡くなっている、これだけ減っているんです、今。ところが、将来、26年、27年、ここあたりは200人台なんです。28、29は100人台です、減るのが。今、人口が一番多いのは、私たちの65から70の世代のはずなんです。これを見てもみますと、90代が20年ですから470名、それから50代で490名、ということはずっと50代以下は大変少ない、90代がこれだけいるんですから。この方たちが毎年減っていきます、必ず。今よりも多くなるといけないんです、資料として。

なぜ、こういうことを言うかといいますと、人口が全て政策の基礎になります。そうならないとおかしいんです。そうしたときに、政策は変わってくるはずなんです。ところが、これを見てもみますと、垂水市独自で見たやつと、資料があるでしょう、見てください。それから、社人研で推定したら、こんなに違うんです。市長、なぜこんな数字になるのか、お伺いをします。

それと、個別具体的に入りますけれども、きのう、川畑先輩の質問の中で、公民館主事の待遇改善がされます。大変いいことです、なり手がないうち。ただ、私は、今それよりも大変なのは各振興会長のことであります。私の集落で

は、24軒あります。そのうち半数が独居老人です。入院される方もいらっしゃいます。振興会では、私が一番年下です。夫婦いる。そうするときに、振興会長は、昔は70になったらしないということでした。ことしは75歳の方が「おまえも忙しでおいがしっくるっで」ということです。来年、私がしなければなりません。そうしたときに、高齢化する中で、ここで何で手を打たないのかなと、市民課長、このことについて、あなたの担当ですので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、中央地区の地区公民館のことです。これも、最初出たときには、かなり人口が多かったんです。どんどん減ってきて、待ち望んでいる方がいっぱいいらっしゃいます。私も頼まれたんですけども、地区外ですから、北方さんとか持留さん、梅木さんもそうです。地元の方の方に言ってくださいと、ずっと言い続けてきました。

庁舎建設に当たり、地区公民館の建設問題について、担当課、教育長、何か話がありましたか。とりあえず、この件については、市長と市民課長、教育長にお伺いをします。

それから、資料作成依頼ですけれども、耳が痛いんでしょうけども、聞いてください。

私は、12月議会で、道の駅はまびらで採用された人は、市内の企業から何人いますかということ企画政策課に聞きました。2、3日後に行ってみますと、出せませんということでした。ああ、そうかと、私は何も言わずに、その後、質問もしておりません。なぜかといいますと、企画政策課で心の病になった子がいました。私がそれを強要することによって、その職員が板挟みになっちゃいかんと思ったから、あえて質問しなかったんです。

今回、この資料を私は議会事務局を通じてお願いをしました。午前中にお願いをしました。夕方になってもうんともすんともない。そこで、

どうなっているのと聞いたら、これもなかなか簡単な資料ですよ、なかなか出せないということだったので、副市長、これでいいのと、何で隠すのと言ったら、副市長はすぐ出してくれました。私たちは、別に皆さん方の足を引っ張るんではないんだ。正しい資料で、知識で、あなたたちに質問したい。

それと、もう一点、開会本会議で感王寺議員が、鹿屋との地域連携の質問をされました。私も勉強不足で全然わからずに、ああ、そうかということで、関連の質問をしました。これもなかなか確たる答弁がありませんでした。それで、休憩時間に課長のところへ行って、担当はどこと、これも確たる返事がなかった。ちょっとこれはおかしいやって、何も難しいことを言っていない。お互いにお互いが正確な情報のもとにやり合うのが議会なんだろうと思っている。

私に、こういう資料の作成調査能力がないからお願いをしているんです。このこと、副市長、あなたもお手伝いしたからわかっていますね、経緯について。間違っているか、間違っていないか、そのことでまず質問をします。

以上で1回目を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員のタイムレコーダー各課設置の検討についてお答えをいたします。

タイムレコーダーの設置につきましては、平成25年6月議会におきまして議員からのご指摘がありまして、平成27年10月に設置をいたしました。設置箇所につきましては、本庁本館及び新館に5台、牛根・新城支所並びに環境センター、市民館、消防本部等出先機関に11台の計16台を設置いたしました。

設置後の活用につきましては、厳密で勤怠管理ができ、労働時間の記録が正確に把握できるほか、登庁及び退庁時間帯等の証明を必要とする場合に活用が可能であります。

議員ご指摘の各課に細部に設置するというこ

とにつきましては（発言する者あり）、今申し上げたような箇所に設置をしておりますけれども、今後、再度ご指摘を受けて、今すぐはちょっと答えを持っておりませんので、確認をして、今申し上げたような成果がございますので、そのような形で前向きに対応できるところは対応したいというふうに思っております。

それから、社人研の人口ビジョンの差異ということでございますけれども、垂水市人口ビジョンにつきましては、昨日、担当課長の答弁と重複をいたしますけれども、策定時の国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに、人口移動の均衡化や若年・子育て世代の移住促進など、人口減少対策を講じることで得られる目標値でございます。現在のところ、そういうことでございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 川尻議員の人口減に伴う諸課題のご質問でございます。うち、振興会に係る事柄につきましてお答えいたします。

議員が、ご自分の振興会を例えとして挙げられたとおり、人口減少や高齢化の進展により、役員のなり手がいない、集落内の清掃作業が難しくなってきたなどの話を伺う機会も増えております。振興会組織の維持となりますと、まず合併による対応が考えられますが、合併となりますと、振興会の成り立ちやこれまでの歴史、住民の方々の深い思いなど、さまざまな要因があるようでございまして、なかなか話が進まないのが現状のようでございます。実際、平成22年に牛根地区で3つの振興会が合併して、牛根麓振興会となって以来、振興会の合併はございません。

議員ご承知のとおり、振興会は地縁に基づき、設立から運営まで住民自ら自主自立の団体でございます。法律的な根拠はなく、任意の団体ではございますが、住民の触れ合い、共同生活等を通じて、地域を住みやすくするために、さまざまな活動を行っておられまして、行政を進め

る上でも中心的な役割を担っていただいていると認識しております。

そのような認識の上で、振興会長の皆様には、行政と地域をつなぐ役割として行政事務委託契約を結びまして、公文書、広報紙、その他通知文書等の配布や、各種調査・報告等の取りまとめ、各種行事、その他周知事項の伝達、地域の方々から市への連絡事項、要望等の取りまとめと伝達など、各種の行政事務をお願いしているところでございます。

議員が指摘される人口減の影響が顕著となり、このような体制が維持できない状況となれば、これにかわる方法を検討していかなければならないと考えます。

なお、合併となりますと、振興会は任意の団体でございまして、行政側から統廃合を強制することはできず、あくまでも住民が主体的に進めるべきものでございますので、市としましては振興会合併の際の補助的な制度としまして補助金交付要綱を整備し、振興会の合併を検討される際の支援策としているところでございます。

以上でございます。

○教育長（坂元裕人） 新庁舎を建設するに当たり、垂水地区公民館を庁舎内につくる考えはなかったのかというご質問でございますけれども、そのような考えはございませんでした。このたびの新庁舎の建設の移転に伴う教育委員会移転後の市民館の活用策の一環として、検討する必要があると考えております。今後、そういう方向で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副市長（長濱重光） ご質問の資料提供の確認ですよね。答弁いたします。

川尻議員のほうから先ほどご説明がありましたように、議会事務局のほうにこれまでの5年間の各年度の実績と、それから向こう10年間の各年度ごとの人口推計について、資料提供があったというふうに理解しております。そのこと

を議会事務局が企画政策課のほうに要請いたしましたところ、企画政策課のほうは総合基本計画等に人口ビジョンを採用しているのので、向こう5年間ごとのほうは提示できます。資料提供できますけれども、各年度ごとの推計はできませんという回答をしたということで、それを受けて私のほうに川尻議員から直接お電話をいただきました。

私がそのとき申し上げましたのは、5年おきの推計があれば、それを勘案すれば何かできるのではないかなということ電話で回答し、そして後日、それをお持ちしたところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 タイムレコーダーなんだけれども、土木課長、環境整備班、あそこにありますか、タイムレコーダー、多分あそこがないですよ。あの人たちは、朝早く来ている、ここに。あの人たち、帰りは何時に押しているって話。ここが気づかないのがおかしいんです。職員だけあって、あの人たちはない。ここがあなた方の鈍いところ、あえて申します。ぜひ、早急にこれはつけてください、お願いします。人に優しい執行部であってほしいと思います。市長、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 今、ご指摘があったような意見を受けて、いろんなところに設置をしたということまではご理解いただいていると思いますけれども、もっと言うと、そういうところもあるよというのは当然察して、対応できればよかったことだというふうに思いますので、直接ご指導いただきましたので、そのほかもないかということを含めて、設置の方向で進めていきたいと思います。

○川尻達志議員 久しぶりに、前向きな回答をいただきました。市長、できる回答はすぐその場です。大事なことです。ここが信頼関係にもつながります。あなたでないと、判断できな

いんです。職員じゃなく、あなたが判断して、できることはすぐする。今の姿勢は大変好感が持てました。

それで、まず振興会の件ですけれども、統合だけじゃないんです。負担軽減策もあるんです。それから、振興会長の手当をよくするというのもあります。何らかの対策を打たないことには、集落が崩壊します。私も隣の集落に何とか合併の方向で考えてくれんかと言っています。ところが、金の問題やら、いろんなことで前へ進まない。

多分、私の集落と隣の脇田一の集落は、私たちの世代はものすごく仲がいいんです。PTAのときも、一緒に行動しました。その仲間が今いっぱいいるんです。それでも難しいんですよ。私の集落では、75歳の方が「しょうがねで、お前も議員やっで、忙しで、1年は俺がすっで」と言ってくれたから助かった。本来なら順番でいくと私なんです、3回目の。ここは私の集落で聞きましたけれども、私よりひどいところがまだあるかもしれない。

合併、そうおっしゃるけれども、できなくなったらどうしますか。振興会長というのは、共済組合も農協も配り物をします。これを配るのは、昔は班長さんたちが配りよったんです。ところが、班長さんたちもお年寄りでない。振興会長が配っています、今、私の集落は。多かれ少なかれ、みんなそうなります。今から、そのことについて備えていかないとどうするの。何で私がそのことを言わなきゃいけないの。

この問題は大変大きな問題ですよ。地域が確実に崩壊します。あなたたちが幾ら文書を持っていても、配り手がおらん。そこまで真剣にお考えですか。副市長、このことでどう思われますか。

○副市長（長濱重光） 議員おっしゃいますように、この振興会というのは、市民生活において、またその地域において、健全な運営をする

上でも大切な必要なことだと思っております。今、ご指摘がありましたこと、1つずつ、もう一回立ち止まって、どこに課題があるのか、今後に向かってどうすればいいのか、そのへんのところを真剣に検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○川尻達志議員 また、市長に耳の痛い話ですけども、市長は私の質問に、川尻議員のおっしゃるとおりですという答弁を何回もされています。そのことも前に進んでいないのかな、報告すらありません。どうか、言いつ放し、やりっ放しじゃなく、真剣に受け止めてください、市長、お願いします。答弁は要りません。多分わかってくれたと思いますので。

それから、中央地区のこのことです。別に、私は新庁舎と言っていない。これと同じタイミングで、なぜ考えなかったかと話したんです。私は、一人でこういうことをいっぱい考えています。あなたたちは自分たちの担当課のことだけでいいんですよ。

例えば、農林課長、あなたのところで何をどう考えるのかわからんけども、堆肥センター、どうなりますか。多分、考えていると思うんですよ。保健課長、この前、委員会で老健が7,200万、一般会計から繰出をする。30何年まで続きますと。一般会計、これはみんなが平等に使う金です。本来ならば、特会に入れたらいけない。まだ、税収は減っていくんですよ。そういったことが各課にあるんですよ。水道課だって、水道課は何かありますか、これ。

○水道課長（園田昌幸） ただいま、問題があるかということだと思いますが、水道課のほうも特別会計につきましては、簡易水道がありますので、実際、繰り入れていただいている状況であります。

○川尻達志議員 あなたのところの水道事業の計画を今立てているでしょう、5年後、10年後。

これも大変な金がかかるんですよ。私は、一人でこういうことを考えていますよ、心配だなんて。全部聞きたいんです、本当は。

市長、何でこういう質問をしたかというのと、以前、あなたの活動方針かな、年間の施政方針のことにも私は触れたことがあるんです。十年一日、変わらないよねって。こういった意見を施政方針に盛り込んでくださいよ。皆さん方が多分原案をつくるんだらうから、そのことを入れてくださいという質問なんです。そうしないと、課題が明らかにならないんですよ、各課の課題が。ぜひ、次の施政方針にはそのことを入れていただきたい。それがまた皆さん方が共通の課題になっていくんです。垂水市の大きな課題になっていく。

市長、応援しているんですよ、垂水のために。皆さん方が役所の職員でよかったなど、そう思えるようにという応援をするんです。まだ、みんな聞きたいんだけど、市長、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 同じようになりますけれども、本当にそう思っておりますので、基本的な考え方は川尻議員がおっしゃるとおりだというふうに理解をしています。

ただ、現状における社会背景ですね、少子高齢化、人口減少社会、合併ができなくなって、行財政改革をやりながら、職員数も減らしてという背景があることもご理解はいただいていると思うんですね。当時つくったものが古くなったりとかして、維持管理がいろんな分野にわたってかかるという中で、ただいまご指摘があったことを、だからといって放置するわけにはいかないのです、そこを財源も担保しながら、効率的にやっていくということだというふうに思います。

まちづくりの全体図の中で総合計画というのがあって、そのことでお示しをしておりますけれども、さらに地域ごとには地域振興計画とか、それを具体的に振興会レベルにおいてはそれぞれ

れ課題があると思います。

先ほど申し上げたような合併統合も含めてですね、ただそこにできない理由もあつたりしますから、そのことはどうやったら解消していくのかということをやりながら、また分野ごとにおいては、水道とかいろんな課において課題がありますから、そこを縦軸だけではなくて、まちづくりの全体的なこととしてしっかりと連携をして、このまま放置はできませんので、ポイントを絞りながら、しっかりと公約の中で、ある意味、総体的に言うことではなくて、もっと具体的にピンポイントで示しながら、具体的に詰めていきなさいということだと思いますので、そのような形でやっていきたいというふうに思っております。

○川尻達志議員 ありがとうございます。ぜひ、そういった方向で、一番大事なのは各課の課長さん方ですよ。市長は、垂水市の森羅万象、あらゆることに対応しなきゃいけない。森山先生のところにも行かにゃいかん、いろんな会議がある。皆さん方が皆さん方の課題をしっかりと市長に伝えることです。あとは市長が判断されることですから。

自分たちの課題をいかに市長に伝えるか、あとは市長が響くか響かないかは我々が判断します。当然のことです。市民が判断します。ただし、それにはあなた方がどういう報告書を市長に上げるか。繰り返しますけれども、このことは課長として一番大事なことだろうと思います。このことについては、答弁は要りません。よろしくお願いをしたいと思います。

3点目ですけれども、企画政策課長、ほとんどあなたのところですよ、おわかりのように、私が資料の提出を求めたのは。あなたの姿を部下が見ているんだよ。議会や議員が、議会事務局だったら、最大限早く速やかに出す。先ほど言いましたけれども、同じ課題を持って答弁をしないと、すれ違うので何も意味がない。私は、

ご存じのとおり、資料を持っていないんです、ほとんど。自分の頭で考える中で、皆さんにどうやって理解していただくか、それこそ真剣勝負なんですよ。大して打ち合わせはしていないけれども、私の質問で困った方がいらっしやいますか。

ただし、私は、ある課長が私を見ていて、川尻さん、議席で何かぶつぶつ言うわと、よく見てくださいました。私は、ほかの方の質問中で失礼だけれども、俺の質問のときはあれを言おう、これを言おうって、言っているんです。それだけ自分の質問に真剣に考えています。

ここで、何で資料を出してくれないのかなって、企画政策課長、何かありますか。

○企画政策課長（角野 毅） 議員からのお言葉でございますが、非常に私といたしましては心持がよろしくございません。資料の提出につきましては、我々のできる範囲で資料提出を行っております。ただし、そのことが議会事務局職員を通じて資料収集をなさっておったということで、議会事務局職員からどのような回答をいただかれたか、私は認知しておりませんが、私が議会答弁の打ち合わせのお電話をさせていただいたときに、川尻議員からは一方的なお怒りがありました。私としては非常にわけのわからないお怒りであったので、1つずつ解決をさせていただきたく、調査をさせていただきました。

1件目、私の職員分から回答、企画政策課の職員に対しまして、新規採用職員の道の駅の従業員の前職はどうだという質問をされたそうでございます。それに対しましてうちの担当職員は、個人情報非常に混ざっていることであり、なお採用されたのが垂水未来創造商社であるといったようなことを含めて、即答ができないという旨をお伝えしております。そのことにつきましては……（発言する者あり）

今の質問は、資料作成依頼にあったものにつ

いての対応、各課の対応についてお答えをしているところでございます。

○川尻達志議員 課長、ちょっと待って。プライバシーの話を行ったけれども、私は別に名前を出せとか、企業を出せとは言っていない。何人という数字を聞いたんです。当然でしょう。名前とか、個人情報私に聞くはずはない。

○議長（池山節夫） 川尻議員、再度質問を、企画政策課長、一旦座ってください。川尻議員、また再度質問をきちっと。

○川尻達志議員 プライバシーのことを聞くはずがない。私が聞きたかったのは、垂水の企業から何人入っていますかと。何でかという、ご承知のように、私は民業圧迫にならんようにせいよと、人員採用で。100人ぐらい採用します。私は最初に言ったんです、そんなに人が要るかって。だから、新しく開業してすぐに興味があつた、聞かなきゃいけないと。だから、人数だけ教えてくれと。それでも出なかったから、私の今の立場です。プライバシーを、私もばかじゃないから、どこの企業とか、絶対求めている。それこそ、今の発言は私を冒瀆する。どうですか。一方的に怒っていない。

○企画政策課長（角野 毅） 川尻議員のお言葉でございますが、人数を調べるためには、まず向こうのほうにお願いをいたしまして、向こうの出されております履歴書等についての内容を確認させていただく必要がございます。多分、担当職員としては、そのことがあつたので、その調査ができていないということをお伝えしたということですので、それについては我々としても調査をするようお願いをして、個人名を出すわけでもないですし、会社名を出すわけでもないの、資料提供いただけないかということをお願いはしております。

ただ、私が一番問題になると思っておりますことは、川尻議員の資料作成の調査依頼ということで、議会事務局職員を介して我々のほうに

資料請求をされてきております。そのことについては、我々としてはできる最善の対応をしているつもりでございます。

ただ、そのことが川尻議員の求められている数字と合致しない、そのときにはどういう対応をするべきか、そういう細かい打ち合わせができないわけでございます。どのような返事を議会事務局職員が川尻議員のほうに報告したか、そういったところまで我々は把握できません。今回についても、どのような報告をしたのか、確認をさせていただきました。そうすると、川尻議員が私に言われるような回答ではございませんでした。

また、川尻議員からは、資料提供がなかったことについて、副市長のお電話をいただいたということでございますけれども、なぜ私のほうに連絡をしていただけないのか、非常に不思議でございます。我々のほうも、誠心誠意、このことについては対応するつもりでありますので、今後はそのような対応をしていただけると、議員が所望される資料の提出ができていくのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○川尻達志議員 私は、一般質問の前にお願ひした、2、3日前、人数の話はね。2、3日待っていて、これを出すのは何というんだ、通告書の前の日に言ったんですよ。あなたがそこも違っている。2、3日あれば、調べられるだろうと。何百人もという数字じゃないから、そういう考えでした。これはきょうのはすれ違いですから、これで終わりますけれども、市長、鹿屋との地域連携協定の窓口はどこですか、担当課は。

○市長（尾脇雅弥） 窓口は企画政策課でございます。

○川尻達志議員 企画政策課長は、そのときに範囲が多くてということをおっしゃった。そのときは、農林課長も隣にいたんですよ。範囲が

広かろうが何だろうが、私は質問の内容というのは、地域連携協定の中で垂水市は金を出している部分がある。必要でないところはという話だったでしょう。ほかにはないかという質問をしたんです。それを教えてくれと。ほかの質問は一切していない。これ以上、企画政策課長、あなたとやってもしょうがない。お互いに不愉快な思いをするから、これで終わりますけれども、どうか私の真意を推しはかってください。

非常にまだ言いたいことはあるんだろう、私もまだ言いたいことがある。何であのとき答えてくれなかったのかなと、こういうことで2、3回も私のほうから続くと、私はあなたはいつても、あなたが来れば、私は必ずこうだよと言ったよね。あなたが来たときに、嫌な思いをさせたことはないです。茶を飲む片で、頼むぞということを言った。

あえて、さっき言ったけれども、皆さん方も一緒だ。部下はあなたたちの姿を見ている。誠心誠意やっていると思うけれども、私はそういう印象を受けたということです。このことも、ただお願いだけです、あとは。

私ごとで恐縮ですけども、今議会が私にとって最後の議会になります。市長以下、皆さん方、大変お世話になりました。こういうがさつな私ですけども、よく耐えてくださいました。感謝をします。

先ほどから私が言っていることは、垂水の全体と将来のことについてしか質問はしておりません。きょうもそうです。どうか、そういう観点で頑張ってくださいたいと思います。お世話になりました。

それから、議員の皆さん方、本当にお世話になりました。こういうがさつな私ですけども、迷惑をかけたと思っております。4月には厳しい戦いがあるようです。皆さん方が正々堂々と選挙運動をされて、全員が高い得票で当選を目指してください。楽しみにしております。本当

にありがとうございました。

それから、議会事務局、ありがとう。松元さん、前田さん、聞いていらっしゃる、当然だけれども、あの方々にも感謝をしているところです。私が初当選したときに、これからは議会事務局の皆さん方にお世話になりますと申し上げた記憶があります。そのときに、牛根の森和治さんだったかな、当時、課長補佐だった。「川尻さん、心配しやんなど、何でん言ってきやんせ」と言われたこと、しっかりと覚えています。議会事務局の仕事は、議員が、議会が仕事しやすいような環境づくりが大事だと。どっちの側に立つんじゃない、議員が仕事しやすいような仕事を今までよりもしていただきたい。

先ほど、特定できるような話で、情報公開のことで職員のことを言いましたけれども、そのときも私は言いました。ちょっと叱りはしたけれども、出ませんでしたではだめなんだよと、出ない理由を聞いてこんやって、これから多分彼はそのことを覚えていてくれるんだろうと思います。これを覚えていてくれれば、必ずいい職員になっていくんだろうと思います。エールを送ります。しっかりと頼むよ。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 次に、13番、篠原静則議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 お疲れさまでございます。突然の川尻議員の勇退といえますか、というように聞こえたわけですけども、友達として、同僚として、本当寂しく残念に思っております。また、後でゆっくりお話をしたいと思っております。

午後からじゃないかと思っておったんですけども、慌てておりますが、今回は多くの園児のお父さん、お母さん、また児童生徒のお父さん、お母さんと話す機会がございまして、多くの要望を受けたわけですけども、3点ほど質

間をさせていただきます。

市民の多くの皆さんが私に言われたことは、垂水市は財政的に余裕があるんですねと、借金も減ったと、貯金も増えたというようなことで、ぜひ市民サービスをしていただきたいというご要望でございました。ぜひ、市長、財政課長、どんどん金を市民のために出していきたいと思えます。

先ほどからお聞きして思ったわけですが、毎週、議会のたびに多くの議員の方が執行部に対してご質問、またはご提言をされるわけですが、これをどういうふうにかかされているのか、各課で検証をされているのか、そこら辺を全員に聞きたいわけですが、噂によると総務課長が最後の議会だとお聞きしておりますので、代表して総務課長、議会の質問、質疑、どういうふうにかかされているのか。検証せんと、議員がここで何を願っても質問をしても前には行かないと思っております。ぜひ、そこを答えていただきたいと思えます。

それじゃ、まず今回、平成30年度一般会計補正予算の中の第5号で、垂水中央中学校が各種大会に出場されるということで、補助金が53万8,000円計上されておりますけれども、どういう大会に出場されるのか、また教えていただきたいと思えます。

次に、不登校の生徒や、登校しているが教室に入れない生徒がいるとお聞きしておりますが、それらの人数と原因、またいじめについてもお答えいただきたいと思えます。

また、先ほど聞いた不登校、いじめの生徒の対処、指導はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、県立垂水高校のエアコン設置の現状についてをお尋ねいたします。

多くの教室があると思えますけれども、校長室、職員室、特別室、会議室とか、普通教室とかあると思えますけれども、設置の現状をお尋

ねをいたします。

次に、商店街の街路灯の設置についてをお聞きをいたします。

垂水の中心街を通ります国道220号沿いの特に幹部派出所交差点から下宮神社交差点の先までは、夜間も街路灯に明るく照らし出されていて、ドライバーの方や歩行者の方など、特に冬場の日没が早い時期は学校からの帰宅する子供たちも安心して通行していると思っております。それだからこそ、商店街の方々も日々商売に励むことができ、市民の方も安心して買い物などができていると思えます。

そういった市民にとって大切な施設であります街路灯の維持管理をされております中心街の通り会の方から、年々通り会の商店が減って、電気料や修繕費の負担がきつくなっているというようなお話を聞いておりますが、現在設置されている国道沿いの街路灯がどのような経緯で設置されたのか、どのような事業で導入されたのか、また年間の維持管理費用や、それに対して市や商工会から助成がなされているのか、お尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（池山節夫） 篠原議員に申し上げます。先ほどの議員からの質問について、各課でどのように検証しているのかというのは通告外でございます。よろしいですか。総務課長、答えますか。

○総務課長（森山博之） 先ほど議長が申されたとおり、質問通告は受けておりませんが、ただし私の記憶の範疇で答弁をさせていただく無礼をご容赦いただければと思えます。

本案件につきましては、篠原議員並びに川尻議員から、議員からの質疑に対する答弁の重みという案件で、回答を当時の総務課長がいたした記憶がございます。平成27年だったと記憶をいたしておりますが、それ以降、データ管理により検討をいたします。あるいは、実施に向け

て調査研究してまいりますという案件につきましては、全て所管課でそのデータを管理をし、実施されたものにつきましては、所属長が異動になった場合でも引き継ぎができるようシステムを構築いたしております。

そうしたことから、議員の先生方へ答弁をした案件等につきましては、所属長が異動になっても進行管理ができるというふうに理解をいたしておりますし、それぞれ所属課長がそのように案件として実行できなかった部分については鋭意努力をし、実行に向けて推進をしているということでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 篠原議員の中学校の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、今回の補正予算につきまして、議員がおっしゃってくださったように、中学校各種大会出場補助金53万8,000円を計上させていただきました。数年来、県のトップレベルにあります男女ソフトテニス部の九州大会出場、また男子ソフトテニス部の全国大会出場、さらに今年度は水泳競技におきまして、男子生徒1人が九州大会、全国大会に出場しましたことから、交通費や宿泊費の補助をお願いするものでございます。

こうした生徒の活躍は、学校、保護者、地域に元気と活気を大いに与えてくれるものであると、大変うれしく思っているところでございます。

次に、中学校の不登校の状況につきましては、1月末現在で8人となっており、その中で小学校から不登校、不登校傾向が継続している生徒が3人おります。中学校では、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や、本人、保護者との相談活動を通して、再登校に向けた働きかけを行っております。

また、家庭環境に課題があると思われた場合につきましては、家庭児童相談員などの福祉関

係者を含めたケース会議等を開き、多方面からの支援を試みております。こうした取組みによりまして、昨年度、不登校であった4人につきましては出席日数が大きく増加するなど、改善が図られているところでございます。

また、いじめの状況につきましては、今年度5件の報告がありました。内容は、悪口を言われる、無視される、軽く叩かれたりするといったものでございます。学校は、いじめは必ずあるとの認識に立ち、1件でも多くのいじめを発見し、解決するよう、情報共有しながら組織的な対応を進めているところでございます。

また、教室に入れない子どもへの対応につきまして、不登校の要因といたしましては、家庭環境に起因するものや人間関係づくりに起因するものが多くなっております。また、中には病気やその他の理由等によりまして、朝起きられず、思うように登校できなかったり、友達や先生との接触を避けたりするケースもございます。そうした子供たちにつきましては、本人や保護者の要望を十分に聞きながら、場合によっては相談室などへの別室登校を行っております。

中学校では、相談室を2部屋準備し、1部屋は限られた人数であれば先生や友達と一緒に学習することのできる生徒用に、またもう1部屋は友達や先生との接触を避けたい生徒が学習を行うために使われております。現在、別室登校の生徒が2人おります。

不登校や別室登校の生徒に対しましては、積極的な働きかけを行ったほうがよいのか、少し距離を置いて見守ったほうがよいのか、生徒一人一人の状況をきめ細やかに見きわめながら対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 篠原議員のご質問でございます、垂水高校のエアコン設置につきましてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、県立高校施設等の整備

につきましては、鹿児島県教育委員会学校施設課が所管しているところでございます。県教委にお聞きしましたところ、県立高校のエアコン設置方針としては、校長室、職員室、事務室、保健室、図書室、進路指導室、パソコン室などについては県費で設置するが、普通教室については設置しないとのことであります。

垂水高校のエアコンの設置につきましては、このような県教委の方針のもと、特別教室等へは設置されておりますが、普通教室への設置はされていないところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（二川隆志） 篠原議員のご質問でございます街路灯設置についてお答えいたします。

市内には、本町通り会、南本町通り会、上町通り会の3通り会の商店街がございますが、今回お尋ねの街路灯については、本町・南本町通り会は平成10年度から2カ年にわたり国と県の補助事業を導入され、上町通り会は平成11年度に市の補助事業を活用して、既存の老朽化した街路灯の建て替えの整備をされております。

設置後は、各通り会で電気料や修繕などの維持管理を行っていただいております。平成25年度に、商店街まちづくり事業補助金を活用して、事業費約547万円で128基の街路灯のLED化を行い、電気料の負担軽減に取り組まれたところでございます。

維持管理費用は、平成29年度の実績で、3通り会全体、年間約55万円を負担されておりますが、市から商工会への運営費補助金の中から、毎年度、商工会から合計30万円が3通り会へ助成されているところであります。残りの維持管理費用は、通り会をはじめ、各商店で負担されているところでございますが、近年、商店数の減少により、個々の商店の負担が増えていると、商工会を通じてお聞きしたところでございます。

商店街の街路灯は、明るい街としての市全体

のイメージアップの効果のほか、買い物客や通学路に使う子供たちの安心感や安全性の確保といった防犯対策的な役割もありますことから、市民生活にとっても重要な施設であることは認識しております。

今後、商工会をはじめ、関係先と現有予算の配分等について協議を重ねまして、通り会と各商店の負担軽減につながる取組みを考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 先ほど、総務課長に突然質問して、申しわけございませんでしたけれども、議員の皆さんは垂水市の発展を願い、また市民の幸せを願って質問をしているわけですから、ぜひ毎回検証されておれば、たまには議員の皆さんに質問の結果がこうでしたよとかありそうなものですが、余りないんですね。だから、一般質問にしる、質疑にしる、委員会にしる、やれやれ終わったという感じではいけないと思うので、ぜひ議会で質問なんかがあった場合は検証されて、ぜひ市民のために役立てていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、お尋ねをいたします。

なぜ、そういうことを、さっきいじめ、不登校を聞いたかといいますと、不登校が8人いらっしゃると、いじめが5件でしたっけ、原因は本人とか友達、またいじめ問題、また家庭環境もあるんじゃないかと、さまざまであると思っておりますけれども、その他に学校側に原因があるような中学校の事例が耳に入ってきたものですから、お尋ねをしたわけでございます。

というのが、教師からの気分的な指導や不当なプレッシャーや知識不足による指導の誤り等によって、チック症の症状が出ている生徒がいると。私は、チック症というものを初めて知ったんですけども、ちょっと調べさせていただきました。それはそれで申し上げませんけれど

も、その生徒の場合、日常の生活中、食事中やテレビを見ているときなど、本人の意思にかかわらず、いきなりがくがくと震え出すこともあると、また朝もベッドの中でがくがくと震えていることもあるということでもあります。

とにかく、学校へ行くが、校舎に入る途中で涙を流し始めたり、教科書やプリントを破り始めたり、午前中は何か学校に行くんですけれども、教室以外で過ごすのがやっとなで、昼食も食わずに帰ってくるというようなことが1年以上続いているとお聞きしております。

本人も立ち直ろうと、教室以外で自習を行っているのですが、学校側からの行事日程や連絡事項、テストの範囲等も、学校側が本人に渡し忘れていることが何度もあったということもございます。そんなことが重なると、本人は立ち直ろうとしても疎外感を感じ、自分は必要ない人間だと思ってしまうんじゃないかというようなことで、ますます学校や人間不信になってしまふ。

先生方も人間なので、忙しくて忘れられることもあるでしょうけれども、何回となくあると、ちょっとまずいんじゃないかなろうかと、教育の前に生徒に対しての思いやりが大事じゃないかと思っております。

カウンセラーやフリースクール等の紹介もあったと聞いておりますけれども、それで済むような問題ではないと思っております。学校側もしっかりと反省や検証を行い、改善しなければ、今後もこういう例が起り得ることと思われまふけれども、このような生徒がいること、またこの状況を教育委員会は把握し、内容や原因を学校側から聞いているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（明石浩久） 議員のご質問にお答えいたします。

学校からの不登校等の報告につきましては、その状況等について定期的に報告がなされてお

り、教育委員会といたしましても実態の把握に努めているところでございます。

先ほど申し上げましたように、特に病気やその他の理由等の要因で、不登校や別室登校となっている子供たちへの対応につきましては、繊細さと十分な配慮が求められますことから、学校のほうも言葉が足りなかったことや支援が不十分であったことにより、子供さんや保護者が心を痛めている状況があれば、率直にお詫びをしたいということでもございました。

教育委員会といたしましても、今後も生徒指導主任等研修会や生活指導連絡協議会、夏休み期間中に開催します子供理解のための研修会等を通して、先生方の不登校等の子供たちへの対応力の一層の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 そういうことは周りからお聞きしておりますけれども、学校から報告として、信用しなくちゃならないわけですが、そういう報告があったといたしましても、先生方は組織でございますので、次の就任先とか出世に影響があるんじゃないかということで、生徒の側に立たずに、先生のほうに立ってしまうというようなことはないのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（明石浩久） 先生の側に立つてのというご質問でもございました。

私もそうでもございましたけれども、不登校とか、そういう登校できない子供たち、教室に入れない子供たちがおりましたら、本当に毎日そのことを考えて、対応するような状況でございます。夢にまで出てきたこともございました。そういう生徒を常に中心に据えて、子供たちを中心に据えて対応していくということにつきましては当然のことでもございますので、また改めて学校のほうにも指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○篠原静則議員 今の課長の答弁を聞いたわけですが、かねがね校長先生もされたご本人ですので、頑張っていらっしゃることは重々わかっております。また、課長と教育長は、市民の安全・安心、児童生徒の安心・安全のために、よく交通整理などの立哨をされていることには本当感謝申し上げたいと思います。立哨をしっおいやっで、選挙に出られるのかねと思ったら、選挙は。もし、教育長、時間があれば、またよろしく子供たちを守っていただきたいと思いません。

この生徒のケース以外にも、教師について多くの保護者からのいろいろお聞きしているわけですが、小学校を含めて、せつかくの機会なので、幾つかお尋ねをいたしますので、思いを聞かせていただきたいと思いません。

まず1点目に、家庭訪問で、3年生の担任にもかかわらず、高校のことは何もわからないと、肝心の進学以外の話だけされる先生がいらっしゃると、こういうのに対してどう思われるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（明石浩久） 今、議員のお話をお聞きして、現状がどうだったのかということと十分把握できないところでございますけれども、もしそういうことがあるのであれば、やはり改善していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ぜひ、そこら辺も検証していただきたいと思いません。

2番目に、保護者と面談日を約束していたにもかかわらず、保護者が指定日時に学校に行ってみると担任が部活でいないと、約束が約束になっていないこともあったそうですけれども、こういうお話を聞いて、どう思われるのか。

○学校教育課長（明石浩久） そのことにつきましては、報告を受けております。大変申しわ

けないことであったということで、保護者のほうにもお詫びをしたということでございますが、日常的に起こっていることではないとは思いますが、そこらあたりについて、また改めて学校のほうにもしっかりと話をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○篠原静則議員 よろしくをお願いします。

教育長にも一つぐらい聞きたいと思えますけれども、担任が進学の件で翌日返事をくれと言っておきながら、保護者が連絡を入れると、担任は2日間出張で不在だったというようなこともあったそうですけれども、こういう事例があった場合どうされるのか。

○教育長（坂元裕人） 今、篠原議員のこれまでの事例等を含めまして、教師の不適切な指導のために、子供を含めて保護者、非常に迷惑をおかけしている部分があるなということを改めて感じます。

そういう意味で、いま一度、研修の場を持ったり、また実際に現場へ出かけてみて、現場の様子を見ながら、また具体的な指導も必要かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 よくわかるわけですが、多くの父兄から要望があったものですからお聞きするわけですが、もう一つお尋ねしますけれども、そのときの気分で言うことをころと変える方がいらっしゃると。ある教科が好きだった生徒が、どんどんその教科が嫌いになった子がいるというようなことがあったそうですけれども、そういうことに対してどう思われるか。

○教育長（坂元裕人） 教育のプロである以上、その教科を好きにさせるというのは、それは中学校の教師としては生命線だと思います。そういう意味で、また改めてそういう教師としてのプライドを持った子供への指導というものをま

た徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○篠原静則議員 よろしくお願いいいたします。

市長、教育も行政も一緒だと思うんですけども、不在のため、後で伝えておきますと言っても、その方に伝わっていないというようなことも学校であったということですけども、そういうことに対して市長はどう思われるか。

○市長（尾脇雅弥） 当事者同士がやり取りをするということが一番正確なんだと思いますけれども、ご不在の場合に介して伝えると、介したからよく伝わらなかったよということではよろしくないわけでありますので、しっかりとそこは仕組みとして、そういうありようをできるだけ構築したいと思えますし、先ほど議員さんのご質問のこともございましたけれども、ご質問を受けて、今現在は副市長が取りまとめて、各課と調整をしながら、そのことはちゃんと私のほうに報告は来ているんですけども、お返しという部分ではまだないということですから、その辺の体制をどこまでやるかというのはありますけれども、二元代表制の中であるべき姿というのは、これからお互いに協議をしながら求めていければというふうに思っております。

○篠原静則議員 何で市長に聞いたかといいますと、行政も同じだと、垂水市立中学校ですので、関心も持って、そっちのほうも頑張りたいと思います。

それと、それぞれの子の指導法があると思うんですけども、ある方が自分の教え方以外を否定されるという方もいらっしゃるんですけども、副市長、どう思われるか。

○副市長（長濱重光） まず、総じてですけども、学校というところは子供たちが楽しく行ける、そしてまた保護者にとって安心して預けられる、行かせる場、そういう場でないといけないと思います。そういう中では、子供たちと

教師との信頼関係、そしてまた教師と管理職との信頼関係が当然そこにはないといけないというふうに思っているところです。

指導のあり方につきましては、いろんな立場で、褒めるだけじゃなくて、厳しい指摘というのも当然必要なことでありますし、そのことは否定はいたしません。ただ、一人一人は教師のプロでありますので、そここのところの尊厳でありますとか、教師としての資質というのはある程度認めながら、指導を行っていくということが大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 いろいろお聞きしたわけですけども、一つ一つで聞くと大したことはないように思われるわけですけども、保護者、特に進学を目の前に控えた3年生の保護者からしたら、それでは済まされないというご意見でございます。また、保護者が学校側に言っても何度も繰り返されており、改善されている様子がないようであります。

もちろん、親身になってくれるよい先生もおり、全ての先生がおかしいというわけではないですけども、話を聞く限りでは、一部の先生に、もしかしたら不適當な方がいらっしゃるのではなかろうかと思うようなこともありました。

子供たちを、外国に行って、生徒たちの見識を広めるのもよいことでしょうけれども、市長、ぜひ垂水の未来を担ってくれる子供たちを教育する我慢をちゃんと教育指導することも大事じゃなかろうかと思っております。12時が鳴りましたので、答弁は要りませんが、よろしくお願いをいたします。

課長にもう一点、お尋ねをいたしますが、課長も校長を、先ほど申し上げましたとおり、していらっしゃるわけですけども、きちんと指導されていると思えますけれども、今挙げたのは中学校の事例ですけども、小学校も含めて教師の資質の再検証、再確認をしていただき

たいと思うわけですが、お答えをお願いいたします。

○学校教育課長（明石浩久） 今、議員のほうからご指摘いただきましたことにつきましては、各学校での確認、検証等、管理職研修会等を通じて指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○篠原静則議員 最後は教育長にお尋ねをいたします。

垂水でただ1つの中学校ですけれども、今話したようなことは一部の教師、一部の生徒のことなのかわかりませんが、またこういう事例を月1回ですか、教育委員会などで問題にして、いろいろ協議されたことがあるのかないのか、お尋ねいたします。

○教育長（坂元裕人） 議員の質問にお答えいたします。

定例教育委員会の場で、一応会自体を閉じた後に、委員研究会という場がございます。そういう中で、いじめ、不登校、問題行動等、全部学校から上がってきたものを検証しながら、具体的にご質問等を委員の皆様方からいただいて、それに我々当局のほうから回答していく場面があったり、逆に委員さんのほうから、こういうふうにしたらいんじゃないかとアドバイスをいただいたり、ご意見をいただいたりしながら、そういう協議の場も設けております。

そういう場もまた生かしながら、議員ご指摘のことにも真摯に対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○篠原静則議員 よくわかりましたけれども、委員会で、学校側からいいこと、悪いこと、相談があるものか、お尋ねいたします。

○教育長（坂元裕人） 学校側から、委員さん方もまた一部情報を、保護者からこういう話を聞いたんですがみたいな感じが出る場合もございます。したがって、双方そういう委員研

究会の場で話題になることがございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 市長にももう一点お聞きいたしますけれども、選挙公報で、子育て支援、学力向上を上げられていらっしゃるわけですけれども、小学生、中学生に限って、支援、学力向上についてお考えがあれば、教えていただきたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 教育の範囲は大変広うございますので、いろんな考え方がありと思いますが、私自身は、人生いろんなことがあるので、例えば大変な状況があっても、またそこを乗り越えて頑張っていく力を持った子供たちを育てたいというのが思いであります。

ただ、教育的なテクニカルな部分に関しては、特に教育長を中心として現場の声を聞いておられると思えますので、それらの要望があったときに、今のご意見も含めてしっかりと中身を把握して、しっかりと予算立てをするとか、政策的に支援をしていくということになるかと思えます。

○篠原静則議員 いろいろお尋ねし、いろいろ答えをいただいたわけですが、冒頭、お聞きしました中学校のテニス、水泳で活躍されているということですので、いろんな面で中学校が活性化するように、小学校も含めて活性化しますようお願いしまして、この件は終わります。

次に、垂水高校のエアコン設置についてですけれども、これについて特別教室、校長室をはじめ、普通教室、生徒が授業するところだけが設置されていないとお聞きしているわけですが、何でお聞きしたかといいますと、これも父兄の方から、去年ですか、熱中症、具合が悪くなった方がいらっしゃるということで、ぜひ県立ではあるけれども、垂水市が支援できなかったら県のほうにぜひお願いしてくださいという要望でありましたので、質問をさせていただきました。

なんで、もう一回聞きますけれども、普通教室は県のほうでは付けないのか。

○教育総務課長（紺屋昭男） 県立高校の普通教室への設置につきましては、県のほうとしては、先ほどご答弁しましたように、設置はしないという方針ではございました。これにつきましては、県下の県立高校の設置状況につきましては、普通教室のエアコンが設置している学校等がございますが、その設置につきましては、PTAや同窓会等の費用によりエアコンが設置されている状況でございまして、その維持費等につきましてもPTA、同窓会等での負担がされているとのこととございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 課長の言葉を聞いていると、なかなか世の中おかしいなと思います。といいますのは、子供たちが体調を悪くしたりすることによって、今、垂水高校はエアコンも付いていないと、進学はあそこにはしないというようなことになる、まずいんじゃないだろうかと思っております。

先ほど課長のほうからあったように、PTAとか同窓会で設置されている学校が多いという答弁でございましたけれども、市長、卒業生として一肌脱いでもらえんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） エアコンの設置の現状については、今、担当課長が申し上げたような状況であるということは理解をしております。本来、篠原議員が言われたように、県立ですから、県がまずはしっかりと設置するというのが筋なんです。

ただ、財源なのか何なのかわかりませんが、普通教室には設置をされていないという現状がありますので、先ほど篠原議員が言われたみたいに、何らかのアプローチをするべきではないかということも私自身も思いましたので、地元選出の県議の先生、あるいはご縁がありましたので、個人名を出していいかどうかわかり

ませんけれども、公明党の成尾先生を介して、そのような要望をしております。

実際に、昨年の9月議会に、成尾先生のほうからは一般質問をしていただきまして、例えば降灰のひどい垂水高校のエアコン設置のことについては、国の補助金を活用して設置が可能であるという旨の県の答弁もあるということでもありますので、まずは本筋ということをしかりとお願いをしながら、それが叶わない場合に、例えば同窓会とか、市がどうするかというのは、教育の環境づくりの問題でありますので、まずはしっかりとそのことを申し上げながら、特に昨年の夏は、私も垂水高校でいろいろイベントを開始したときに大変暑うございましたので、こういった中で落ち着いて勉強ができるかと言えば、なかなか厳しいというふうに思いますので、大きくは財源の問題だと思っておりますけれども、その辺のところをしっかりと手順を踏んでお願いをして、対策を講じてまいりたいというふうに思います。

○篠原静則議員 県議の先生やらお願いされたということで、姿勢は認めたと思いますけれども、もし県のほうがノーと言ったら、市のほうで設置できないか。

また、課長、1学年に6クラスあった場合、どのぐらいの予算が要するのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長（紺屋昭男） エアコンの設置につきましては、それぞれの金額等が出てくるかとは思いますが、通常のエアコンにつきましては大体1台20万円程度というところもありまして、その部屋の状況にもよります。ですから、2台設置する場合240万程度、例えばかかるということもございます。

ただ、それでいいのかということになりますので、実際、金額的な部分につきましては、公共単価であったり、そういったこと等も出てきますことから、はっきりとした金額については

申し上げることは、すみません、できないところでございます。

○市長（尾脇雅弥） 例えば、これまでも垂水高校さんのほうからいろんなご要望がありまして、同窓会として、例えば体育館の時計の設置、意外と20万ぐらいするんですね。

前回、こういうクーラーのご要望もありましたので、現状は今お話をしたとおりでありますけれども、あるべきか、ないほうがいいのかということになれば、当然あったほうがいいのかでありますけれども、先ほど担当課長が概算を申し上げましたが、非常に単価が高うございますので、これを例えば県に求めていきますけれども、それが難しい場合に、これまで垂水高校の支援という形で、相当な市からのサポートということもやっておりますし、あるいは同窓会ということも含めてどうあるべきか、これはいずれにいたしましても、同窓会は別としても、こういう市の財源を使うとなると、議会の先生方のご理解も必要ということでもありますので、今のご意見は前向きな提案ということで受け止めて、またどういう方法があるのか、検討したいというふうに思います。

○篠原静則議員 ぜひ、課長、小学校、中学校はエアコンがついているわけですから、ある程度の単価はわかると思います。私は業者に聞いたんですが、やっぱり努力してやらんにやいかんやろうねというようなことで、大体今言うように、小学校、中学校はついているわけですよ。だから、ある程度の単価はわかると思いますので、同窓生とかPTAとか、市長が卒業生ですので、音頭をとって頑張られると思いますので、これぐらい要りますよと言っただけなら助かりますので、よろしく願いをいたします。これは終わります。

それでは、次の街路灯について、商工観光課長にお願いをいたします。

先ほど課長から、商工会への運営補助金の予

算配分等について、関係先等を含めて協議を重ねていくというような回答があったわけですが、そもそも毎年度、予算立てを行う際に、各通り会や商店の方々に予算配分等の内訳的なことが説明されていれば、助成金が出されていないわけではございませんので、今回のような個別の要望とか、声を上げられるようなことはないと思います。

通り会の代表の方や会計の方も、年に代わられたりしているものですから、そういったものが、課長が説明されたようなことが引き継がれていないというようなこともあるようでございます。

せっかく予算措置されているのですから、どのような項目が助成されているのか、わからなくなったりすると思いますので、そのあたりの説明や意見交換がされて、予算編成に反映されているのか、確認をされているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○水産商工観光課長（二川隆志） 篠原議員のご質問でございます予算編成に当たり説明や要望が反映されているのかについてお答えいたします。

毎年度、年度当初に、商工会会長が市長を訪ねられて、前年度の運営状況の報告が行われ、その際に各事業費などの支援を盛り込まれた要望書を提出されております。10月以降の新年度予算編成時に、要望書の内容を基本に、追加事項等を商工会事務局と私どもとで、前年度の活動実績等も精査しまして予算要求内容に盛り込んで、予算折衝を行っているところでございます。

商工会から、内部構成の団体、組織等への助成金、交付金につきまして、例年どおりの予算配分ができているものに対しては、先方から求められなければ、特別内容等について説明を行っていないとのことでございました。

篠原議員が申されるとおり、年数が経過しま

すと、お互いの担当者も代わって、当初予算配分された目的や意義なども伝えられず、わからなくなってしまうたりしますので、事業内容の精査の際には、当初の目的などが理解されているのかどうかなど、相互に確認していく必要があることなどを商工会事務局と私どもも改めて認識したところでありまして、各通り会をはじめ、商店の方々に丁寧に説明し、理解していただいて、少しでも負担軽減につながる取組みに改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 商工会を通じて、商店街、いろいろやり取りしながら、通り会のほうに助成金を流していらっしゃるように聞こえたわけですが、やっぱり商工会を通したほうがいいのか、3つの通り会にそれぞれ助成金をやったほうが会員もわかりやすく、ありがたさがわかるんじゃないかと思っておりますけれども、その件についてお尋ねいたします。

○水産商工観光課長（二川隆志） やはり成果物の助成金ないし交付金が認知されていないのであれば、その目的趣旨が直接伝わるのが一番いい方法だというふうには思います。ですので、篠原議員がおっしゃられるとおり、助成金のあり方についてですけれども、そのことについては最大の効果を発揮するというのと、それぞれの事務の簡素化につながるというところをまた検討しながら、商工会、通り会の方々のご意見をいただきながら、また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○篠原静則議員 垂水の交流施設も大事でしょうけれども、商店街を何とかせんと、活気を含めてないと思うんですね。昼間、まばらにお客さんがいらっしゃいますけれども、私、この質問をするに当たって、改めて車で夜走ってみたんですけども、人影はございません。

そういう中で、市長、ちょっとお尋ねします

けれども、商店街を活気づけるためにはどういう施策、お考えがあるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 今回は、街路灯からのご質問でありますけれども、当然明るいということは大事でありますから、それに関しては、ただいま課長が答弁したような方向で進めさせていただきます。

まち全体の商工会をどうしていくかという話、大事なことであります。私も、垂水市長として、商店街の活性化というのは当然のこととして考えているところでございます。財源ベースで言いますと、予算という点では、近年、むしろアップしているというのが現状でございます。

例えば、一例を申し上げますと、プレミアム商品券なんかにしても、期間限定の商品でありましたけれども、大変投資対効果という意味で好評でありましたので、市の独自の判断でそのことは継続をしておりますし、それ以外にもいろんなご要望に関しても、商工会の会長さんをはじめ、ご要望がありますから、できるだけそれは形にするようにしていくということで、話をしているところでございます。

ただ、これまでと違いますのは、人口減少社会でございますので、フェース・ツー・フェースのお客さんというのは限界があると思うんですね。例えば、大きなパイを増やすという意味で、2つの拠点の道の駅をつくって、200万人を実現をして、そこどうリンクしていくかというのも1つでありますし、また例えばお酒なんかの販売をされておられるところは、ふるさと応援基金なんかを活用していくと、その中で何千万という売上げがあったり、いろんな方策はあると思っておりますので、我々は最大限のサポーターでありますけれども、同時に商店街の皆さんというのは当事者でありますので、まずはそのご意見、やっぱり商売ですから、損をしないで儲けて、後継者ができればいいというの

が基本のお考えだと思いますけれども、既存の延長線上になかなかそういうことは難しいのでありますので、私が申し上げたような形のものをご組み合わせながら、人口減少をカバーして、交流人口でありますとか、インターネット、あるいはふるさと応援基金のツールを使いながら広げていくということが1つあるのではないかと考えております。

○篠原静則議員 ぜひ、交流施設も大事でしょうけれども、商店街も大事にしていきたいと思っております。

交流人口が、200万人来ようが、300万人来ようが、税務課長、税金が上がったとき、初めて効果があったと私は思うんですね。だから、ぜひその辺も検討して、頑張りたいと思います。税金が上がらず、突っ込むことばかりしたって、何にもならないと思うんですね。

これで終わりますけれども、市長、きのうは結果的に私が当選されたというようなお言葉を2、3回聞きましたけれども、ぜひ、市長ですので、自信を持って仕事をしていただきたい。それと、議会の皆さんを含め、市民の皆さんに耳を傾けてくださいとお願いいたします。

最後に、委員会に出席してくださいとお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、平成31年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号から議案第28号までの議案11件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第28号までの議案11件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたし

ました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明28日から3月7日まで、議事の都合により、休会いたします。次の本会議は、3月8日午前10時から開きます。

△散会

○議長（池山節夫） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後0時22分散会

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 3 1 年 3 月 8 日

本会議第4号（3月8日）（金曜）

出席議員 12名

2番	梅木 勇	9番	池山 節夫
3番	堀内 貴志	10番	北方 貞明
4番	川越 信男	11番	森 正勝
5番	感王寺 耕造	12番	川尻 達志
6番	堀添 國尚	13番	篠原 静則
8番	持留 良一	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱 重光	農林課長	楠木 雅己
総務課長	森山 博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川 隆志
財政課長	和泉 洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田 昌幸
併任		会計課長	萩原 竹和
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋 昭男
保健課長	橘 圭一郎	学校教育課長	明石 浩久
福祉課長	榎園 雅司	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾 智信
		書記	瀬脇 恵寿

平成31年3月8日午前10時開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。監査委員から、平成31年1月分の出納検査結果報告及び平成30年度定期監査の結果、並びに平成30年度財政援助団体の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△議案第1号、議案第3号～議案第9号、議案第18号～議案第29号、陳情第16号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第2、議案第1号、日程第3、議案第3号から日程第9、議案第9号までの議案及び日程第10、議案第18号から日程第21、議案第29号までの議案20件、並びに日程第22、陳情第16号の陳情1件を、一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市道の駅たるみずはまびら本体施設の公共施設等運営権にかかわる実施方針に関する条例 案

議案第3号 垂水市市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 行財政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市市税条例等の一部を改正する

例 案

議案第6号 垂水市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 鹿屋市との間において締結した、大隅定住自立圏形成協定の変更について
議案第18号 平成31年度垂水市一般会計予算案

議案第19号 平成31年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第20号 平成31年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第21号 平成31年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第22号 平成31年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第23号 平成31年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第24号 平成31年度垂水市病院事業会計予算案

議案第25号 平成31年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 平成31年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第27号 平成31年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 平成31年度垂水市水道事業会計予算案

議案第29号 平成30年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

陳情第16号 消費税増税の中止を求める意見書提出について

○議長（池山節夫） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。

産業厚生委員会審査結果を報告いたします。

去る2月15日、2月26日及び27日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月28日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果報告をいたします。

最初に議案第6号、垂水市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案については、質疑もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、既存の保育園と家庭的保育事業との違いは何かとの質問があり、家庭内で5人以下の子供を対象としており、主に都市部で待機児童解消のために実施されている事業であるとの回答がありました。審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例案については、特段、質問もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成30年度垂水市病院事業会計補正予算第2号案については、垂水中央病院の収益不足を補う今回の補正について、見通しの甘さを指摘する意見や、特別会計への繰出が財政を圧迫しているとの意見など、さまざま出され、病院事業会計への繰出は、地方交付税措置額を全て充てている。今回の補正は、若干見通しが甘かったが、インフルエンザの蔓延がなく、徳洲会病院撤退の影響が平準化されたなどの要因もあるとの答弁がありました。

状況としては、救急医療が大幅に減ったのか、外来や入院が大幅に減ったのかとの質問に対しては、救急医療自体は地方交付税の総務省に出している繰出基準の中に載っており、別である。外来、入院とも10%ほど減るという見込みで、今回の補正額を算出したとの回答がありました。審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成31年度垂水市一般会計予算案中の福祉課の所管費目については、社会福祉協議会の運営補助金の関連で、経営状況についての質問があり、平成21年度から毎年、基金を取り崩して収支のバランスを取っており、昨年3月末の基金残高が4,400万ほどであるとの答弁がありました。市からの補助金については、提出資料を十分検討する要望も出されました。

また、一般質問でも出た、乳幼児用品等購入助成事業についての対象品目の拡大等についての質問や、バス借上げ料補助金や、市のマイクロバスの稼働率についての質問があり、対象品目の拡大については、前向きに検討中である。市のマイクロバスが1台になったことにより、民間バスの借上げ料を処置しているが、空いているときには市のバスを活用するように検討するとの回答がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、大隅広域夜間急病センターの利用状況はどうか、輪番制病院は垂水にもあるのかとの質問があり、夜間救急の利用状況はだいぶ少ない。輪番制病院は垂水中央病院である、との答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、浄化槽設置整備補助金や資源ごみ回収活動補助金に関する質問があり、浄化槽は96基分、資源ごみ回収の補助単価については、議決後に要綱を改正し、全種類を5円に増額する予定であるとの答弁がありました。そのほかにも、市営墓地

や、高峠の最終処分場の現状、浄化槽の普及率、し尿処理場の放水量と透視度、海岸漂着物の対応などについて、活発な質疑が交わされました。

次に、農業委員会の所管費目について説明があり、特段、質疑がありませんでした。

次に、農林課の所管費目については、鳥獣害対策について、実施隊員の活動内容や、個人での箱わな設置に関する質問があり、農林課、生活環境課等の職員と、猟友会員3名で組織されており、鳥獣の追っ払いや、見回り、猟友会員にあつては、駆除活動まで行っている。個人で箱わなを設置するには、わな免許の取得と、市からの捕獲許可が必要となるとの答弁がありました。各農家の箱わな提供を検討してもらいたいとの要望も出されました。

また、中山間地域等直接支払交付金について、農家の高齢化、後継者不足を考えたときに、この事業そのものが成り立たなくなっているという課題があるので、県との打ち合わせや、国への進達をして、制度の見直しをする努力をしてほしいとの要望もありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、人工種苗購入助成事業の補助割合はどのくらいか。ブリについてはどんな状況かとの質問に対し、1匹154円のうち、25円を助成している。ブリは今年度、テスト種苗として無償で出しており、31年度は初出荷の予定であるとの回答がありました。また、ツーリズム推進事業補助金、ジオパーク推進協議会負担金の内容についても質問があり、ツーリズム推進事業については、教育旅行に対するバス運行費の助成で、1回5万円である。負担金は、日本ジオパークの申請、認定事業ジオガイドの要請、6年生向けの副読本の増刷などの事業に要するものであるとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、中之平住宅の建て替え移転補償や、ロードスーパースのリース料、児童広場の遊具や噴水、

空き家解体撤去事業、建築物耐震化促進補助金等について、活発な意見が交わされました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成31年度垂水市介護保険特別会計予算案については、特段、質疑はありませんでしたが、垂水市内の介護支援施設や認定者、介護ボランティアの状況の確認等がありました。審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成31年度垂水市老人保健施設の特別会計予算案について説明があり、特段、質問もなく、原案のとおり可決されました。

議案第24号、平成31年度垂水市病院事業会計予算案については、29年度、30年度に対して、どの程度の見通しで予算組みをしたのかという質問があり、29年度までの料金収受代行制から、30年度に利用料金制へ移行した関係で、総額としては29年度の10%ほどにしかならない。30年度並みで組んでいる、との回答がありました。審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第25号、平成31年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案については、特段、質問もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成31年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案については、取扱い量の推移の確認があり、その他、特段、質疑はありませんでしたが、市場の今後のあり方を検討すべきとの意見がありました。

議案第27号、平成31年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第28号、平成31年度垂水市水道事業会計予算案については、特段、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決されました。

最後に、水道施設の耐震化の推進に対する支援の充実、強化等を求める意見書案について審

査し、採決を行ったところ、原案のとおり可決され、意見書案を提出することになりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員長持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

それでは、総務文教委員会審査の結果を報告いたします。

去る2月15日及び2月21日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、3月4日に委員会を開き、審査をいたしましたので、その審査の過程における質疑と結果を報告いたします。

最初の審査は、議案第1号、垂水市道の駅たるみずはまびら本体施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例案でした。公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定するものです。自治体は、条例に従って実施方針を定めることにより、運営権を設定することができるとなっております。これらを踏まえ、大きな二つの点について、質疑がありました。

1点目は、利用料金の設定については、妥当な価格設定の方法について疑問が出され、設定の額によっては、根拠や基準に沿って価格が決定されたかを点検することになっているという説明がされました。もう1点は、抵当権の設定について質疑があり、公共施設等運営権は抵当権が設定できるが、第三者への譲渡については、事前にできないような契約を取り交わすことになっているという説明がありました。

さまざまな角度からの質疑があり、審査の結果、異議なしということで、原案のとおり可決となりました。

次に、議案第9号、鹿屋市との間において締

結した大隅定住自立圏形成協定の変更についての審査を行いました。委員から、大隅圏域で構築されている図書館ネットワークに入る理由や、根拠について質疑が出され、回答としてコスト削減が可能になることや、圏域全体で貸出可能な蔵書が増えることになり、結果、市民にとって有益になるということが示されました。審査の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について審査を行いました。内容は、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行う上限を定めることを可能にするものでした。委員からは、超過勤務のあり方と、その後の措置について質疑があり、今後の対応として、振替休日など、改善を図っていくという方向が示されました。審査の結果、条例案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例案を議題として、審査しました。審査は質疑がなく、原案のとおり可決されました。

次に、第5号、垂水市税条例等の一部を改正する条例案について、審査しました。説明後、質疑に入り、影響は、市民より市の税収に出てくるのではないかという具体的な数字も挙げて、説明がありました。質疑はなく、審査の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成31年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び歳入全款について、審査しました。主なものについての審査の経過と結果について、報告をいたします。

総務課所管費目では、防災無線の備品購入の額と内容について質疑があり、防災無線卓の使用年数が25年を経過し、今後、継続的な放送が不可能になるおそれがあることから、全面交換するという説明がありました。さらに委員から、もう1点は、運転免許証返納に関する予算案に

ついて、交通弱者対策の十分さについて、質疑がありました。現在、福祉課において、実現に向けて検討がされている旨の回答がありました。

企画政策課所管費目で、議論になったのは、新庁舎建設設計事業についてでした。特に、地質調査について、活断層等の調査の必要性が求められました。担当課からは、現計画での建設方法では、必要となる国の認定を受ける調査でもあることから、地震の揺れなど、地質上の調査も行い、安全性が担保できていると考えているとの見解が説明されました。冠水対策について、土木課と協議をしていく方針であることも説明がありました。さらに、住民からの意見を基本設計等へどう反映していくのかという質疑があり、今後のスケジュールの中で意見が反映できるように、作業を進めていくという回答がありました。

市民課所管費目では、障がい者の参政権の保障の予算について質疑があり、点字や音声データについて、市議選では具体的な対応ができていないことが説明されたことから、必要な対策が要望されました。

財政課所管費目では、老朽化した旧教職員住宅の解体費用と、その内容について質疑があり、特に解体費用が高いのではないかと意見が出されました。方法として、公共単価で歳出しているため、高くなっているが、入札結果において、市場単価に近づくのではないかと回答がありました。さらに委員からは、市場単価との関係で、予算計上のあり方も必要ではないかと質疑がありました。市場単価の考え方については、今後、検討課題とすることになり、説明については理解することにいたしました。

さらに、閉校中学校の今後の財産のあり方について、提案も含めて意見が出され、教職員住宅等については、これまで取り組んでいるが、さらに教育委員会としても協議を進めていくという旨の回答がありました。

税務課所管費目では、会場借上げの改善が必要ではないかと提案があり、調査する旨の回答が示されました。

消防本部所管費目では、市民が安心して暮らせるためには、救急救命士の育成と必要性について、もっと必要ではないかと、予算のあり方についての意見がありました。消防としては、救急救命士育成研修所へ毎年、行くことができるように予算を確保するため、財政課と協議していきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会の審査で、最初に教育総務課所管費目について、審査しました。ここでも教職員住宅など、財産管理のあり方について質疑がありました。

学校教育課所管費目では、英語教育の必要体制の予算について、子供たちの立場からも不十分ではないかという質疑がありました。市内の小学校は2人体制で、年間200日勤務し、質の向上に努めているとの内容が報告されました。さらに、いじめ問題調査委員会の開催のあり方について、もっと必要に応じて開催すべきと意見がありました。回答としては、必要性があれば予算化していく方針であるとの方向も示されました。

社会教育課所管費目では、文化会館の運用について質疑があり、現状と対策の必要性について質疑がありました。文化団体への支援、育成の観点から、稼働率が高まっているものの、経費面については、努力しているところであり、これらを踏まえて、文化活動を推進していきたいと回答がありました。

次に、歳入全款について、審査に入りました。

最初は、税務課所管の歳入にかかわる予算案について、説明がありました。市税等については、増額になったことについて、給与所得者の所得割が増えたことや、食品製造業、農業関連の業種が復興中であったことから、前年費1.5%増の予算計上になったと報告がありまし

た。

次に、財政課より、財政課所管の地方債歳入にかかわる予算についての説明がありました。大きな論点はありませんでしたが、繰越財源の計上のあり方について質疑があり、正確な数字を見込むのは難しいこともあり、当初予算では抑制的に計上している。6月の本予算を想定して、今回計上しているとの回答がありました。ほかに質疑がなかったため、歳入全款についての審査を終了いたしました。

ここで、各所管関係の審査が終わり、所管費目及び歳入全款について、原案のとおり決することに異議はないかと諮ったところ、異議なしとなりました。よって、議案第18号、平成31年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び地方債歳入全款については、原案のとおり可決となりました。

次に、各特別会計予算についての質疑に移りました。

最初は、議案第19号、平成31年度垂水市国民健康保険特別会計予算案を審査いたしました。議案の説明後の審査では、県への納付金の増額について質疑がありました。増額の要因として、団塊の世代の方々が70歳に到達することと、70歳から給付割合が7割給付から8割給付になり、1割が増額するためであるとの説明がありました。

さらに、一般会計からの法定外繰入の増額について説明が求められ、要因として、県への納付金が増えたことと、歳入での被保険者数が減り、税収が減ることによる対応であるとの説明がされました。また、健康ポイント事業と医療費の検証についての質問がありました。回答は、昨年からの事業であり、すぐに結果は出ないものと考えて、また昨年は151名が商品券と交換している。予算では、400万円を計上しているが、今後、PRとして事業に取り組みたいとの方針が示されました。

その後、意見もなく、異議はないかと諮ったところ、異議なしとなり、議案第19号、平成31年度垂水市国民健康保険特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成31年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、審査いたしました。説明後、意見を求めたところ、別段、意見もなく、議案については、原案のとおり決することに異議はないかと諮り、異議なしとなり、議案第20号、平成31年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成31年度垂水市交通災害共済特別会計予算について、審査しました。説明後、意見を求めたところ、別段、意見もなく、議案について、原案のとおり決することに異議はないかと諮ったところ、異議なしとなり、議案第21号、平成31年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

最後の審査は、陳情第16号、消費税増税の中止を求める意見書提出についての陳情書でした。最初、賛成・反対それぞれの立場から意見を出してもらい、論点を明らかにして、審査を進めました。意見として、制度が所得配分の機能を果たすものになっていない。さらに、ポイント制も問題ではないか。弱小企業ほど影響を被ると考える。反対ではなく、趣旨はわかるが、国が決定していることについて、反対の意見書を出すというのはどうかと考える。また、結論は出さずに、継続審査ではどうかという意見もありました。さらに、国のことを考えると、やむを得ないと考える。社会保障の財源確保のために必要であり、消費税は上げるしかないと思う。陳情は不採択という意見もありました。

審議も尽くされたので、採択することに異議はないかと諮ったところ、異議ありの声がありましたので、挙手によって、採択することにし

ました。結果、賛成多数で、採択となりました。意見書についても、賛成多数で可決されました。

以上で、総務文教委員会へ付託となった議案の審査についての報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。議案第1号、議案第3号から議案第9号までの議案、及び議案第18号から議案第29号までの議案20件については、各委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第3号から第9号までの議案、及び議案第18号から議案第29号までの議案20件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。陳情第16号を、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号は、採択とすることに決定いたしました。

△議案第30号上程

○議長（池山節夫） 日程第23、議案第30号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（森山博之） 議案第30号、和解及

び賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

個人情報漏えいに関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。

平成30年8月30日付で、個人情報を漏えいした事実に対し、懲戒処分を行った事案について、平成30年9月21日に、相手方の代理人弁護士から、個人情報漏えいによる精神的苦痛を受けたことによる損害賠償の請求があったことから、40万円の損害賠償を支払い、和解しようとするものでございます。

なお、損害賠償額の一部は、市が加入しております全国市長会市民総合賠償保険で賄うことといたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして、全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って、ご参集願います。

午前10時30分休憩

午前10時50分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 全員協議会で、いろいろやりとりもあったんですけども、時間が制限された関係でわからない点が若干ありましたので、その点について、教えていただきたいというふうに、そうでなければ、これを理解することが難しいなと思ったものですから、質問したいと思

います。

1点目は、これは、いわゆる弁護士双方での調整によって、結果としてこういう金額が決まったということが言われたんですけども、本来、これは市を訴える中身だったのか、それとも個人を訴える中身だったのか。そこによって、全然違って来るような気がすると思うんですが、この案件がなぜこういう形に至って、そしてまた結果として、その互いの弁護士同士が話し合うという、テーブルについたのかが、これが1点わからなかったということと、あと、先ほど、30万円は保険のほうで出ますよと。10万円のほうは国家賠償法の手続をとってやりますよということになりますと、そこところが、根拠が出てくるわけですね。この国家賠償を求めるための根拠が、しっかりと出てこない。

例えば、これが行政が基本として訴えられたんですよという中身になると、そのことが手続上、そういうふうになっていくのかなというふうに思ったりしたんですけども、ここのところがわからない。というのは、結果として、この最大の論点は、市民が負担しなきゃならないものなのかどうなのかというところに論点が移るんです、最終的には。だからその部分を、ちょっとわかりづらかったものですから、わかりやすく、もう1回説明していただければと思います。

○総務課長（森山博之） まず、国家賠償法でございますけれども、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意、または過失によって、違法に他人に損害を与えたときは、国または地方公共団体がこれを賠償する責任に任ずるといような根拠に基づきまして、今回の案件について、双方の弁護士と示談の交渉をさせていただいたということでございます。

それと、本来、これが民間でありますれば、当人同士の示談ということにもなるんでしょ

うけれども、先ほど、国家賠償法に基づく説明をさせていただいたとおり、弁護士のほうから垂水市について、損害賠償の請求があったということでございます。

金額につきましては、先ほど、全員協議会でご説明をしたとおりの経緯でございます。それと、その保険による分でございますけれども、全員協議会で説明をしたとおり、今議会の議決をもって額が確定をいたしますので、その後、請求ということになりますので、保険の内容を精査したところ、おおむね30万を限度として支払うことができるというふうになっておりますので、ただし、保険を除く残った10万円につきましては、当該職員に請求をするということでございます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○北方貞明議員 持留議員のあれとちょっと重複するかもしれませんが、40万のうち30万が保険でと、そして説明では、弁護士の手付金が1万円、そして交渉費が6万4,000円と、7万4,000円が一般会計から出すと思いますけれども、それに対して、市長の監督責任はどのようになっているか。市長の責任はどうされるか、ちょっとお伺いします。

○総務課長（森山博之） 本案件につきましては、特別職であります市長の責任等については、問うものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） ありませんね、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。第30号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって議案第30号については、原案のとおり可決されました。

△議案第31号上程

○議長（池山節夫） 日程第24、議案第31号、垂水市監査委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第31号、垂水市監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

現在、監査委員であります岩元悦郎氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに、篠原輝義氏を監査委員として選任しようとするものでございます。選任しようとする篠原輝義氏の住所は、垂水市市木18番地、生年月日は、昭和32年3月16日、委員の任期は4年でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして、全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って、ご参集願います。

午前10時56分休憩

午前11時2分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第31号について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって議案第31号については、同意することに決定しました。

△意見書案第12号及び意見書案第13号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第25、意見書案第12号及び日程第26、意見書案第13号の、意見書案2件を一括議題といたします。案分は配布いたしましたとおりでありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第12号

意見書案第13号

○議長（池山節夫） お諮りいたします。ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず意見書案第12号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと思いますので、副議長と交代いたします。

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（川越信男） しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきます。

ここで、議長から挨拶のための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

△議長挨拶

〔議長池山節夫登壇〕

○議長（池山節夫） 去る2月15日から本日まで22日間にわたり、議員各位におかれましては、時節柄、何かとご多忙中にもかかわらず、本会議、委員会を通じ、熱心に議案等の審査をしていただき、そして本日をもって、平成31年度予算を含む本定例会に上程された、全ての議案の成立を見ましたことを、議長としまして、厚く御礼申し上げます。

さて、時の流れはまことに早いもので、前回の選挙から既に4年という月日が経ってしまいました。私どもの任期は来月29日までで、あと1カ月半程度を残しておりますが、特に緊急な案件のない限り、今任期中にお互いがこの席で顔を合わせるの、本日が最後になろうかと存じます。この4年間、各位におかれましては、議員としての政治活動を通じ、本市発展と市民生活の向上、福祉増進のために懸命に努力、精進をされましたことに対しまして、改めまして衷心より感謝の意を表します。

私、未熟者の議長ではございましたけれども、

職責を全うすることができましたことは、ひとえに議員各位のご支援とご協力の賜物でございます。心から厚く感謝申し上げます。

時に、来月はいよいよ市民の審判を仰がなければならぬ、私どもの選挙でございます。今回は女性の立候補も取り沙汰されており、注目もされる選挙となりますが、再選を期して出馬される各位には、全員揃って、この席で再び顔を合わせるができますように、ご健闘を心から祈念申し上げます。

また、議員各位の中には、今期限りで勇退される方もあるやに聞き及んでおります。先日、川尻議員が勇退を表明をされました。今後とも、公私ともにわたり、ご厚情を賜りますとともに、ご健勝を心からお祈り申し上げます。

次に、執行部の皆様に一言申し上げます。過去4年間、議会運営に対しましてご協力をいただきましたことに、心から深く御礼申し上げます。私どもは、議員としての立場から、さまざまな問題提起をし、また相当、手厳しい議論も行いまして、時として礼を失することもあったかと思っておりますが、これも全て、市民の生活や福祉の向上と、市の発展を願う、その一念からの言動でありましたことをご理解の上、ご了承をお願い申し上げたいと存じます。また、3月末で定年を迎えられます森山総務課長、田之上議会事務局長におかれましては、長い間本当にご苦労様でございました。

今日、国、県、地方とも大変厳しい激動の時代に突入しておりますが、各位におかれましては、今後ともご自重、ご自愛の上、公僕精神に徹せられまして、市民の幸せと本市の発展のためにお励みくださいますよう、心からお願いを申し上げます。

以上をもって、私の挨拶といたします。皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（川越信男） それでは、終わりましたので、議長と交代させていただきます。あり

がとうございました。

[議長、議長席に着席]

○議長（池山節夫） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

△市長挨拶

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 市議会は、緊急な案件がない限り、本日をもって任期最後の議会になるかと思えます。

議長から、発言のお許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、4年間にわたる議員活動を通じて、市政発展にご尽力を賜り、衷心より、敬意と感謝の意を表する次第でございます。

川尻議員におかれましては、今期限りでご勇退されるとのことでございますが、6期24年もの長きにわたり、市政の発展にご尽力をいただきましたことに、敬意と感謝を申し上げます。これからも健康にご留意をされまして、市政発展のためにお力添えを賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

また引き続き、ご出馬される方におかれましては、ご健闘いただき、めでたくご当選になり、再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ち申し上げます。

人口減少や高齢化が進む中で、地方交付税や税収の減少による財源確保など、本市の抱える中長期的な課題は山積みいたしておりますが、これらの課題を一つ一つ解決し、一層の市政の飛躍を果たすためには、市議会と市執行行政が一丸となって取り組んでいく必要がございます。そのためには、議会運営に堪能な皆様方が必要とされております。ぜひ頑張って、当選をしていただきたいと願う次第でございます。

私自身3期目である、これからの4年間では、さらに実りある成果を出し、元気な垂水のまち

づくりを目指しまして、先頭に立ち、職員の力を結集して、行政の運営に当たってまいりたいと考えております。

最後に、くれぐれも健康に留意くださいますよう、お祈りを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

4年間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

△閉会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成31年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

